

# 国際動物命名規約

第4版

日本語版

〔追補〕



著者 動物命名法国際審議会  
日本語版監修 日本学術会議動物科学研究連絡委員会  
日本語版編集 野田泰一・西川輝昭

日本分類学会連合

This book includes the Japanese text of the International Code of Zoological Nomenclature, Fourth Edition; that of amended Article 74.7.3 with its new Example and the related new Recommendation 74G (these changes being mandated by Declaration 44, pending ratification by the IUBS); and corrections of several Japanese expressions found in the first printing.

Published by

The Union of Japanese Societies for Systematic Biology 2005

c/o The National Science Museum, Tokyo

3-23-1 Hyakunin-cho, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0073 Japan

© The Union of Japanese Societies for Systematic Biology

ISBN 4-9902719-0-4

国際生物科学連合で採択された

# 国際動物命名規約

第4版

日本語版

本規約の条項は2000年1月1日に発効し、以前の版の条項を置換する



著者 動物命名法国際審議会  
日本語版監修 日本学術会議動物科学研究連絡委員会  
日本語版編集 野田泰一・西川輝昭

日本動物分類学関連学会連合

The author of this Code is the International Commission on Zoological Nomenclature

Editorial Committee

W.D.L. Ride, Chairman

H.G. Cogger

C. Dupuis

O. Kraus

A. Minelli

F.C. Thompson

P.K. Tubbs

This Japanese text of the International Code of Zoological Nomenclature is an official text authorized by the International Commission on Zoological Nomenclature under Article 87 of the Code.

Editors for the Japanese Text

H. Noda

T. Nishikawa

Editorial Supervisor for the Japanese Text

National Committee for Zoological Sciences,

Science Council of Japan

All rights reserved. No part of this publication may be reproduced, stored in a retrieval system, or transmitted in any form or by any means (electronic, mechanical, photocopying or otherwise), without the prior written consent of the publisher and copyright holder.

Published by

The Union of Japanese Societies for Systematic Zoology 2000

c/o Division of Biological Sciences, Graduate School of Science, Hokkaido University, Sapporo, 060-0810 Japan

## 【目次】

注記	VII
第4版への緒言	VIII
序文	XI
<b>国際動物命名規約第4版</b>	
前文	2
章1. 動物命名法	
条1. 定義および対象範囲	2
条2. 動物命名法における特定の学名の許容	3
条3. 起点	3
章2. 動物の学名の語数	
条4. 種階級群よりも高い階級のタクソンの学名	4
条5. 二語名法の原理	4
条6. 挿入名	4
章3. 公表の要件	
条7. 適用	5
条8. 公表したことになるもの	5
条9. 公表したことにならないもの	7
章4. 適格性の要件	
条10. 適格性を授ける条項	7
条11. 要求	8
条12. 1931年よりも前に公表された学名	14
条13. 1930年よりも後に公表された学名	15
条14. 学名や命名法的行為の匿名の著者権	17
条15. 1960年よりも後に公表された学名および命名法的行為	17
条16. 1999年よりも後に公表された学名	17
条17. 複数のタクソンや雑種由来のタクソンを示していることが判明した学名や、 動物の一部分、発生段階の一部、異常な標本に基づいていることが判明し た学名	18
条18. 不適切な学名と反復名	19
条19. 修正名、不正な綴り、および強制変更の地位	19
条20. 化石に与えられた -ites, -ytes, -ithes で終わる属階級群名	19
章5. 公表の日付	
条21. 日付の決定	19
条22. 日付の引用	21
章6. 学名と命名法的行為の有効性	
条23. 先取権の原理	21
条24. 同時に公表された学名、綴り、もしくは行為の間の優先権	26
章7. 学名の形成と扱い	
条25. 学名の形成と扱い	27
条26. 学名におけるギリシア語またはラテン語の仮定	28

〔目次〕

条 27. 区別的発音符や他の記号	28
条 28. 頭文字	28
条 29. 科階級群名	28
条 30. 属階級群名の性	30
条 31. 種階級群名	33
条 32. 原綴り	34
条 33. 後綴り	37
条 34. 階級や結合の変化に伴う綴りの強制変更	38
章 8. 名義科階級群タクソンとその学名	
条 35. 科階級群	39
条 36. 同位の原理	40
条 37. 名義タイプタクソン	40
条 38. 科階級群名間の同名関係	40
条 39. タイプ属の学名の同名関係もしくは抑制に基づいた無効性	41
条 40. タイプ属の異名関係	41
条 41. 誤同定されたタイプ属と見落とされたタイプ固定	41
章 9. 名義属階級群タクソンとその学名	
条 42. 属階級群	42
条 43. 同位の原理	42
条 44. 名義タイプタクソン	43
章 10. 名義種階級群タクソンとその学名	
条 45. 種階級群	43
条 46. 同位の原理	45
条 47. 名義タイプタクソン	45
条 48. 属の帰属の変更	45
条 49. 誤同定のために誤って適用された種階級群名の使用	45
章 11. 著者権	
条 50. 学名の著者および命名法的行為の著者	46
条 51. 著者名の引用	48
章 12. 同名関係	
条 52. 同名関係の原理	50
条 53. 科階級群, 属階級群, および種階級群名における同名関係の定義	50
条 54. 同名関係に入らない学名	51
条 55. 科階級群名	51
条 56. 属階級群名	51
条 57. 種階級群名	52
条 58. 同じ綴りだと見なす種階級群の変体綴り	53
条 59. 二次同名の有効性	54
条 60. 新参同名の置換	55
章 13. 命名法におけるタイプの概念	
条 61. タイプ化の原理	56
章 14. 科階級群におけるタイプ	
条 62. 適用範囲	57

条 63. 担名タイプ	57
条 64. タイプ属の選択	57
条 65. タイプ属の同定	58
章 15. 属階級群におけるタイプ	
条 66. 適用範囲	58
条 67. 一般条項	58
条 68. 原公表中で固定されたタイプ種	62
条 69. 原公表中で固定されなかったタイプ種	63
条 70. タイプ種の同定	65
章 16. 種階級群におけるタイプ	
条 71. 適用範囲	66
条 72. 一般条項	66
条 73. 原公表中で固定されたタイプ (ホロタイプおよびシントタイプ)	70
条 74. 後世にタイプシリーズ中から固定された担名タイプ (シントタイプ中からの レクトタイプ)	72
条 75. ネオタイプ	74
条 76. タイプ産地	76
章 17. 動物命名法国際審議会	
条 77. 審議会とその職務と権限の源である国際諸団体との関係	77
条 78. 審議会の権限と義務	78
条 79. 『List of Available Names in Zoology』	79
条 80. 審議会の行為の地位	81
条 81. 強権発動	83
条 82. 審議中の案件の地位	84
条 83. 審議会の義務と自由裁量	84
条 84. 審議会規則および細則	84
章 18. 本規約の管理規定	
条 85. 表題と著作権	84
条 86. 本規約の発効日と効力	85
条 87. 正文	85
条 88. 本規約の適用	85
条 89. 本規約の解釈	85
条 90. 本規約の改正	86
用語集	87
著作物, 学名, 命名法的行為の地位のまとめ	108
付録	
付録 A. 倫理規定	109
付録 B. 一般勧告	110
<b>動物命名法国際審議会規則</b>	113
<b>索引</b>	119
日本語版へのあとがき	131
追補	134





## 注 記

本規約は、動物命名法国際審議会が採択し、国際生物科学連合（IUBS）執行委員会が同連合総会に代わって批准したものである。審議会はいかなる言語による正文をも認定することができ、そうして認定されたすべての正文は効力と意味において同等である（条87）。

本規約の本体は、前文、90の条（18章にまとめられる）、および用語集から構成される。各条は一つまたは複数の強制力をもつ条項からなり、時に勧告と具体的な例の両方または一方を伴う。本規約を解釈するにあたり、単語や表現の意味は用語集に与えられているところに依らなければならない（条89を見よ）。本規約の条項に厳格にしたがうと混乱が生じるような個々の案件については、条項を撤回ないし緩和することができる。ただし、これは、審議会だけが、すべての動物学者に代わって行動し強権（条78と条81）を発動して行い得ることであり、一個人には決して許されない。

規約本体に加えて、本書には、緒言（審議会の現および前会長による）と序文（規約編集委員長による）が含まれている。さらに、付録が3つついている；うち2つは勧告の地位にあるもの、3つ目は審議会規則である。

本規約英・仏語版の出版は、審議会の事業を財政的および事務的に支えるために英国で設立された非営利企業である動物命名法国際信託が、審議会に代わって行う。

本規約に関する、あるいは個別案件への条項の適用に関する、すべての問い合わせ先は以下のとおりである。

The Executive Secretary, I.C.Z.N., c/o The Natural History Museum,  
Cromwell Road, London SW7 5BD, U.K. (e-mail: iczn@nhm.ac.uk)

※ The Executive Secretary, I.C.Z.N. : 動物命名法国際審議会専任幹事

## 第4版への緒言

『国際動物命名規約』第3版は1985年2月に出版されたが、すでにその時まで、来たるべき第4版の必要性は明かになりつつあった。動物命名法国際審議会、それも特に第3版を起草した規約編集委員会委員にとってしばらく前からはっきりしていたのは、いくつかの問題がとうてい処理しきれず、その解答を将来の版に組み入れるしかないということであった。当時、世界の動物学界から過去にあるいは新たに次々と届いていた批評は、規約を適用した経験に由来したものや生物系統学全般における着実な進歩に刺激されたものあり、情報工学の発展に促されたものあり、であった。第4版制作の企画を審議会が開始したのは、国際生物科学連合 (IUBS) の第23回総会と連携して開催された、1988年10月キャンベラでの審議会席上であった。ここで、規約新版は、動物学者による過去の行為と整合的でなければならぬのは従前の版と同様に当然とされながらも、大幅改変がいくつか組み入れられるとの見通しがたてられた。その後10年以上が議論と協議に費やされた；この内容および成果は、本緒言に続く W.D.L. Ride 執筆の序文に、より詳しく語られている。

新版の編集委員会はキャンベラで任命された。創立委員は以下の人々であった：H.G. Cogger (オーストラリア)、C. Dupuis (フランス)、R.V. Melville (イギリス)、E.D.L. Ride (オーストラリア)、F.C. Thompson (アメリカ合衆国、議長)、および P.K. Tubbs (イギリス)。1989年7月、O. Kraus (ドイツ) が W.D.L. Ride に代わって審議会会長に就任し、職権で編集委員会に加わった。1990年 Thompson が議長を辞任したが、一委員として留まった；議長は Ride が引き継ぎ、第3版の準備で果たした役目に再び取り組むことになった。

規約の新版試案は、1990年7月にメリーランド大学で開催された第4回国際系統学・進化生物学会議 (ICSEB) における公開討論会、および、同時に開催された審議会の席上で議論された。1991年8月、編集委員会は L.B. Holthuis 教授にライデンへ招かれ、国立自然史博物館で数日間会合した。その翌月アムステルダムで行われた IUBS 総会において、審議会と IUBS の動物命名法部会の双方によって規約が議論された。審議会はさらにライデンで規約の審議を続けたのだが、この都市での会合は、審議会がまさに同じ目的のためにここで創設されてから実に96年ぶりのことであった。

第4版の準備の一つの要となったのは、1993年10月の数日間ハンブルク近郊で持たれた編集委員会であった。その後さらに改訂をすすめた成果である討議用草案は、1995年5月、動物学界にむけて広く公表された。草案は事務局によって約700部が、少なくとも43ヶ国に配布された；その他多数がアメリカ動物命名法協会によって回覧され、さらにインターネット上に新規約についての公開討論の場が開設された。この草案に盛り込まれた新しい概念と条項はさらに、『Bulletin of Zoological Nomenclature』1995年6月号で O. Kraus と D. Ride によって、批評と提案を求める声明とともに紹介された。1995年11月、A. Minelli (イタリア) が O. Kraus を継いで審議会会長となり、職権で編集委員会に加わった。討議用草案に全世界から批評を寄せた動物学者他の数は、人類のネットワーク形成が今日地球規模となっていることを反映したものであった。草案を初めて公開の回覧に供してから12ヵ月間に、約500の個人ないし団体から郵送あるいは電子メールで寄せられた文書は、実に800ページを越えたのである。これらのうちの相当数は『Bulletin of Zoological Nomenclature』(1995年9月から1996年6月)で公表され、さらなる議論の呼び水となった。

寄せられたすべての文書は、1996年6月にヴィチエンツァ (イタリア) で開催された編集委員会の1週間におよぶ会議に向けて、分類され注釈が施された。編集委員会は、この非常に広範な文書群を注意深く吟味した結果、多くの条項を書き直すことにした；討議用草案の提案の一部 (たとえば、新学名すべての強制的“登録”や、属名と種小名との間の性の一致の放棄) が廃止されたのは、実践上の困難という理由と動物学者の間の十分に広般な合意が得られないという理由との両方あるいは一方による。

編集委員会の結論は、命名法審議会の評議会が進めていた審議会規則の改正案とともに、第5回ICSEB会議（1996年8月、ブダペスト）に集まった審議会委員により詳細に議論され、主要な論点すべてにおけるその合意は、IUBSの動物命名法部会の会合によって支持された（『Bulletin of Zoological Nomenclature』1996年12月号にその記録がある）。新規約のおもな特徴は、1996年8月にフローレンスで開催された第20回国際昆虫学会議という盛大な催しの席上Minelliにより概説され、引き続き“World Wide Web”で公開された。

1997年になって、命名規約と審議会規則の主要な改正点が、審議会全員による“予備的な”郵便投票の結果、受諾された。編集委員会（1996年8月から1998年2月までI.M. Kerzhner（ロシア）が加わり、無数の非常に重要な貢献をした）は文章の洗練と推敲の仕事を進めた；いくつかの重大な健康上の問題のために予期せぬかなりの遅滞が起こったが、幸いそれも一時的であった。パドヴァ、ロンドン、それにキャンペラでの2～3人による集まりは、有効に機能した。

一方、P. Bouchet, J. Le Renard, およびR. Royは、C. Dupuisの助けをかりて、規約仏語版作成を開始した（以上4名はパリの国立自然史博物館に所属）。これは、英語版の最終的な改良にとっても明らかに大変重要なものとなった：翻訳の過程で発見された不統一や論理的にあいまいな点に、編集委員会は注意を払った。

言葉遣いの最終的な手直しが完成するのを待つばかりとなって、規約（条項と用語集で構成）は1998年10月、第4版としての採択に向けて最終的な3ヵ月投票のために審議会に回覧された；審議会規則改正案にも同様の手続きがとられた。審議会は、圧倒的多数（賛成24、反対2）で新規約を採択した：審議会規則は全員一致で採択された。同時に、規約と審議会規則はIUBS執行委員会の閲覧に供され、そこが国際生物科学連合総会に代わって批准した。

『国際動物命名規約』第4版は2000年1月1日から発効し、動物命名法を第3ミレニアムへいざなうわけである；もっと控え目に、そして声高を避けて言えば、この日付は、動物命名法の正式な出発点であるLinnaeus著『Systema Naturae』第10版の出版から242周年にあたる。規約第4版は、それが取って替わる第3版（1985）という先行物があったからこそできたことは言うまでもなく、また、その第3版もおもに1961年版ののっとなって制作されたのである。この第4版の準備は（旧版でもおなじであったことは言っておかねばならないが）、関係者すべてが予定あるいは予想したよりもはるかに長かかった。にもかかわらず、これが、以前であればとてもできそうになかったほど幅広く集中的な協議が（第一に電子メールのおかげで）なされた結果であったことに思い至り、我々は満足している。この規約は単なる改訂版ではない：David Rideがこの後の序文で述べるように、いままでは審議会への付託が必要であったような状況でも、新しい条項では、個々の動物学者がいろいろな行動をとることによって、学名の現に通用している用法をそのまま維持することができるのであり、これが（普遍的にではないにしろ）広く歓迎されると我々は信じている。反面、条項がより厳しくなっているところもある：新学名が適格になりうるために満たさねばならぬ要件がいくつか付け加えられている。

動物学者や他の学名を使う人々が、おそらく特に現在使われている学名のリスト作成の手順や新学名の登録の手順に関して、この規約の一層の改正をもとめるであろうと我々は予期している。前者について言えば、いまや広範なデータベースが相継いで頻繁にあらわれつつあり、Species 2000といった野心的の大事業によって補強されつつある。こうしたなかで、規約第4版はすでにその条項を通じて、『List(s) of Available Names in Zoology（動物学における適格名リスト）』の充実と採用に向けて重要な一歩を踏み出した。新学名の登録に関しては、この制度はすでに細菌学では導入され、植物学者と動物学者もこれを、疑問や反論はもつともではあるが、容認することになる。少なくともこれらの課題においては、生物命名法は将来おそらく、19世紀の間に分化した様々の慣習の取れんを見ることになる。

伝統的なリンネ式階級構造が孤立して生きのびることは不可能であり、系統発生学的（分岐主義的）系統学の概念や用語法との共存が必要となろう。分岐主義の見地からすれば、我々の伝統的命名法は、

## 〔緒言〕

型にはめ過ぎると同時に寛大過ぎると認識されることがおおい。この階級構造の恣意的な階級にあらゆるタクソン（とその学名）を無理矢理押し込む点で、型にはめ過ぎる；単系統群にも側系統群にもおなじように適用しうる点で、寛大過ぎる。それ故、新たな提案が期待されることになる。しかし、新たな発展を展望するにしても、リンネ式の動物（そして植物）分類と命名法の250年を捨て去るのは絶対に不可能であり、また決して望ましいことでもない和我々は信じる。常に忘れてならないのは、情報検索が分類の重要な機能であることである。リンネ式の流儀は、種々の新手法によって補完されることになるだろうが、置き換えられてしまうことはあるまい。

緒言を閉じるにあたり、本規約の準備に貢献された多くの人々に対して謝意を表したい；我々自身および審議会だけではなく、全動物学界になり代わり、さらに、動物タクソンの学名を使う他の多くの人々を代表して、これをおこなう。

感謝をささげる人々は以下のとおりであるが、この方々だけに限定されないのはいうまでもない：編集委員会のDavid Ride他の年来の委員、審議会の旧および現委員（その多くは各種会議の席上あるいは通信によって顕著な援助を与えてくれた）、キャンベラ、ハンブルク、ライデン、ヴィチエンツァにおける編集会議を厚遇によって実現してくれたPhilippe Bouchet, Jacques Le Renard, Roger Roy, 故Richard Melville, および故Curtis Sabrosky, IUBSの事務局員、審議会事務局やBiosis U.K. (Zoological Recordの出版元)のスタッフ。我々は、オーストラリア国立大学古典文学部門の上級講師であるRobert Barnesの、ラテン語とギリシア語の文法上の性についての助言に感謝する。我々と審議会は、各種会合の席上あるいは手紙や電子メールで批評や提案を寄せられた、全世界の数百の方々に特別な謝意を表する；こうした方々の関心や貢献がなければ、本規約に現代の動物学者の要求や見解を思うように反映させることなどとてもできなかつたであろう。

最後に、我々は、フランス分類学会とアメリカ動物命名法協会に対し、本規約印刷のための貴重な財政的援助を感謝する。後者による援助に関連して、再度、故Curtis Sabroskyの名を挙げたい。同協会の援助を可能にしたその雅量ある遺言が、規約に対する彼の長い貢献の最後となった。

第3版の緒言は述べる：「規約に完全はない。万人を等しく喜ばすものなどないのだ。まこと、いかなる人をも完全に満足させるような規約など、およそありえない」。この言葉は常に真理であり続けるだろうが、先輩達にならって、我々は今、動物学者諸氏にこの新規約を推奨するものである。

動物命名法国際審議会

会長 Alessandro Minelli (1995-)

会長 Otto Kraus (1989-95)

## 序 文

「あらゆる言語と同様、動物命名法はそれを作り出した人々の歴史を映し出すものであり、変転し衝突する営為の結果である。我々が行ってきた学名運用の一部は、無知、虚栄心、あるいは、特定個人の嗜好に従うべしとの執拗な強要の結果である。このことは、言語一般において、国粹的な慣習、自尊心、そして偏見が行ってきたことと酷似している。

通常の言語は、あらゆる方向に自発的に成長するものである。他方、生物命名法は、あらゆる世代の人々に正確な意味を伝える確かな道具であるべきである。」

J. Chester Bradley. 『国際動物命名規約』初版への緒言、1961年

『国際動物命名規約』第4版は、先行諸版やその前の『Règles internationales de la Nomenclature zoologique』と同様、ひとつの根本的な目的をもっている。それは、科学者が分類学的判断にしたがって動物を分類する自由を損なうことなく、動物の学名に最大限の普遍性と連続性を与えることである。

規約は条(強制力をもつ)と勧告から成る。条は、動物学者が特定の分類学的状況において正しいタクソン名に到達することができるように形作られている。動物学者が規約を利用すれば、ある動物が属するタクソンの有効な学名を、それが種、属、科という階級構造(亜種や亜属、あるいは亜科や族といった科階級群の階級を含む)のどれかの階級に位置する限り、決定することができる。規約は、科階級群よりも高位のタクソンの学名を完全には規制せず、また、亜種の階級よりも低位での使用に対するいかなる条項も含まない。

### いくつかの原則

規約が依って立つ確かな基礎的原則がある。それは以下のとおりである：

(1) 規約は、分類学的判断に立ち入ることを差し控える。分類学的判断は規制や束縛に支配されてはならない。

(2) 命名法は、タクソンの広さ・狭さを決定するものでも、動物のある集合に与えるべき階級を決定するものでもない。反対に、その分類学的境界や階級にかかわりなく、あるタクソンにしかるべき学名をあたえるものである。

(3) 担名タイプという装置は、分類学的判断に立ち入ることなしに、学名をタクソンにあてはめることを可能にする。規約の対象範囲内にある学名は(寄集群の名称や、科階級群よりも高位のタクソンの学名を除き)すべて、それぞれひとつの担名タイプに恒久的に結び付いている。種と亜種については、担名タイプとは一つの標本か、あるいはまとまって一つの担名タイプを構成する複数の標本である；属と亜属においては、名義種が担名タイプとなる；科階級群のどれかの階級にあるタクソンにおいては、担名タイプは名義属である。したがって、どの階級にせよある一つのタクソンがある分類学者によって境界設定される時、そのタクソンは、その階級で使われて適格である学名をそれぞれ一つもつ担名タイプを、いくつか含む可能性がある。先取権の原理(その働きを学名の安定性と普遍性の利益にかなうように緩和することができる——以下の(4)参照)は、そうした学名のなかのどれが有効かを決定するために用いられる。

(4) 命名法の条項は、分類学的自由と合致する範囲で学名の最大限の安定性をはかるための道具である。規約は、先取権の原理の杓子定規な適用が、知名度が低いかあるいは長く忘れ去られていた学名を適格とすることによって、慣れ親しんだ意味合いにおいて長く受け入れられていた学名を覆す場合があることを認識している。それゆえ、先取権の原理の適用が安定性や普遍性を破壊したり混乱を引き起こしたりするような場合には、条項によってその原理を棚上げすることができなければならない。こう

〔序文〕

した案件に対処するために、学名の設立やその優先権であれ、担名タイプの固定であれ、学名の綴りであれ、その他のどんな問題についてであっても、規約には先取権の原理の自動的適用を緩和する条項がある。

(5) あいまいさを防ぐために、おなじ一つの学名を複数の異なったタクソンに対して使うことはあってはならず、また、禁止されている。これが、同名関係の原理である。

(6) 規約は、新学名を設立する必要に迫られた動物学者に指針を与え、すでに提唱された学名が適格かどうか、そして先取権はどうか、あるいは、その学名には正確な使用という観点から訂正が必要かどうか、を決める条項を与え、そして、その学名が示すタクソンの担名タイプを確かめる（そして必要なら、固定する）ことを可能とする条項を与える。

(7) 規約はまた、動物命名法国際審議会の規則と運営、および命名規約を改正することができる条件を規定することによって、規約自体の解釈と管理に備えている。

(8) 動物命名法に“判例法”はない。命名法における諸問題の解決は、規約を直接に適用することによるのであって、判決例の参照によるのでは決していない。ある個別案件についての裁定を下すようにとの訴えが審議会に届いた場合には、その決定は当該案件にだけ及ぶにすぎない。

## 歴史的背景

動物命名法のための条項からなる国際的に認知された規約の起源は、19世紀初期の動物学文献で生じた学名混乱の一つの結末である。リンネの『Systema Naturae』第10版が1758年に出版され、彼がこの本のなかで動物の種に対して二語名を採用した。それに続く次の世紀が見たのは、様々な場所で、そしていろいろな動物群において多様なやり方で、この新方式が普及し発展するところであった。19世紀の第2四半世紀までには、互いに全く異なった種々の用法が広がり、動物学名の普遍性とより大きな安定性を達成するための合意が必要なことは至るところではっきりしていた。

さらに、科学の成長とヨーロッパ以外の諸国における活発な探査による既知種の爆発的増加の結果、学名の数が増した；これらの学名の多くは、てんでに調査した科学者の著作物がもたらした異名であった。いくつかの異名から正しいものを選ぶための国際的に認知される方法を案出することが、喫緊となったのである。

動物命名法を規定する初期の試みのなかで最重要なのは、Hugh Strickland によるものであった。Strickland と同僚達が提案した条項は、以後英国協会規約ないしストリックランド規約と呼ばれるものに発展した；その公式の表題は、『Series of Propositions for Rendering the Nomenclature of Zoology Uniform and Permanent』であった。この規約は、Charles Darwin, Richard Owen, John Westwood といった著名な動物学者などから構成された委員会によって1842年に英国科学振興協会で披露されたのに続き、翻訳され広く流布されて大きな影響力を持った。フランス、イタリア、およびアメリカ合衆国では出版された。この規約は、1843年のパドヴァ科学会議および1845年のアメリカ地質・博物学会で受理され、さらに、1846年の英国科学振興協会で採択された。この規約はそれ以降も年々改訂され、Henri Douvillé (1881) が成文化し地質学者によって国際的に採用された規約やアメリカ鳥類学者連合の規約(1886)の基礎を提供した。

2度の国際地質学会議(パリ, 1878; ポローニャ, 1881)における議論から、条項が動物学名すべてを対象として、使用団体や学問分科にかかわらずまた化石にも現生動物にも適用できるようにするためには、公式な国際協定を作る必要があることがはっきりしてきた。第1回国際動物学会議(パリ, 1889)において、会議はMaurice Chaper と Raphael Blanchard が作成した条項を一部採択し、この問題を第2回会議(モスクワ, 1892)での議論に委ねた。第3回会議(ライデン, 1895)は、“法典”を成文化して第4回会議(英国ケンブリッジ, 1898)に報告するために、5名の動物学者(R. Blanchard, J.V. Carus, F.A. Jentink, P.L. Sclater, C.W. Stiles)からなる委員会を任命した。これが、動物命名法国際審議会の

誕生であった。10人の委員を補充して更に検討した結果、一つの報告が第5回会議（ベルリン，1901）で採択され、この会議での決議を具体化した条項からなる法典が仏，英，独語で1905年に出版された。『Règles internationales de la Nomenclature zoologique』という表題のこの法典は、後続する諸会議（ボストン，1907；モナコ，1913；ブダペスト，1927；パドヴァ，1930）の結果による一連の改正をともないつつ、その全体が『国際動物命名規約』初版によって置き換えられる1961年まで効力を持ち続けた。この規約初版は、1939年から45年までの戦争の後の諸会議（パリ，1948；コペンハーゲン，1953；ロンドン，1958）における研究の成果であった；1961年版としてついに完成したその著作物の詳細な解説を、編集委員長 Norman R. Stoll がその版への序文のなかで行っている。第2版は、ワシントン（1963）において採択された改正を含んで、1964年に出版された。

第17回国際動物学会会議（モナコ，1972）は、当時の動物学者の大多数にとって、総合的な動物学会議のおそらく最後と見えた。そこでは、第2版（1964）を修正するため、加えて、継承と将来の変化への対応を可能にする手だてを確保するために、いくつかの決議が行われた。その一つは、将来の規約（そして審議会）に対する責任を国際動物学会議から国際生物科学連合（IUBS）に移すためのものであった。

IUBSが規約と審議会に対して責任をもつことは、第18回IUBS総会（ノルウェー，ウスタオーセ，1973）で受諾された。規約に対する当時の動物学界による主要かつ相当多量な改変の提案に応え、さらに、あいまいさを除去するために、規約第3版が準備され、1983年おそくに審議会によって承認されIUBSが批准して、1985年に出版された。この版の序文には、そこで採用された改変についての説明、提案についての評言、および審議会の投票結果が記されている。

動物命名法の発展と現代の規約をもたらしたいろいろな出来事は、審議会の前幹事 Richard Melville によって、『Towards stability in the names of animals』との表題で1995年に出版された審議会百年史のなかで、より詳細に解説されている。

1970年代と1980年代の20年間は、いろいろな面で一層顕著な変化を目撃することになった。動物学者の専攻決定や専門教育における変化、新たな遺伝情報と急成長中の学問であるコンピュータの応用とに主として由来する分類学方法論における変化、電子出版を含む情報工学における加速度的な変化、がそれである。審議会は、これらの変化や他の要因（たとえば、各種命名規約をたがいにもっと一致させようとするIUBS内の圧力を生み出す、生物科学における「教会統一主義」の増勢）がもたらした諸々の結果を容れるため、第4版を目指して作業しなければならないことがはっきりしてきたのである。

1988年10月のキャンベラでの審議会で規約編集委員会が任命され、その提案はメリーランド（1990）およびアムステルダム（1991）で開かれた審議会の会合とIUBS動物命名法部会の会合、そしてライデン（1991）とハンブルク（1993）で行われた編集委員会の会合において吟味され議論された。これらを承けて、討議用草案が1995年5月に公開された。この結果、1年以内に約500箇所（その多くは動物学者の集団）からの批評が総計800ページ近くに達した；これら批評の相当数が『Bulletin of Zoological Nomenclature』で公表された。すべての批評（大抵は電子メールによる）と規約本文は1996年6月にヴィチエンツァでもたれた編集委員会で審議され、その年の8月にブダペストで開催された審議会と動物命名法部会に報告書が提出された。この批評から、討議用草案にあった暫定的提案の一部（たとえば、新学名の強制的“登録”や、属名と種小名との結合における性の一致放棄の提案）は動物学者がそれを採用するのに十分満足しているわけではないことが判った。改訂草案は小改訂を施した上、審議会の郵便投票（1997）によって承認された。投票に際して、審議会は明確化のためにいくつかの提言を行い、それらはこの第4版に加えられた。

IUBSは、本第4版の編集委員会の作業と同時進行で、それに影響を与えながら、生物命名法統一の必要性を評価するため、そして満足のゆく生物命名規約（“Biocode”）を作り出すまでに克服しておくべき困難を検討するための研究やシンポジウムを強く支援した。編集委員会の作業によって、規約の基

## 〔序文〕

礎をなす確立された原理や構造に本版で大きな改変を導入するのは時期尚早であろうということが判明した。各個の命名規約はそもそも根本的なところで互いあまりに異なっているから、共通の条項を今日導入し、別の命名規約の下で設立され安定的に使用されている学名にそれを適用すれば、多大の命名法的不安定を生むことになる。現在、すべての命名規約で用語統一の努力がなされつつある。とはいえ、“availability”（動物学）と“validly published”（植物学と細菌学——これらにおいてこのおなじ用語が違う意味をもつ）といった普遍的に適用できる概念を表す直接の同義語がないために、統一の課題が当面不可能なものとなっている。しかしながら、それにもかかわらず、新学名に適用可能な“Biocode”を作り出す作業がIUBSの援助の下で進行している。将来を前向きに見た時、新学名を登録し現存する適格な学名すべてを公式にリストする（そうすればこれら学名を保護する条項は過去のものになりうる）満足できる方式の開発に向けて、あらゆる学問分科において前進が続くのであれば、ただ一つの規約ができる見込みが出てくるであろう。

## この版について

現行『国際動物命名規約』が複雑かつ緊密に統合された文書であることは、先行諸版に劣らない。その複雑さの一部は、条項が網の目のような相互依存関係をなすことに起因する。しかし主な理由は、今と違って制限の緩い命名条項や申し合わせの下で仕事をした過去の世代がとった行動を、現行の命名法的行為と学名に対して強制力をもつ条項が覆してはならない、との要請である。

たとえば、多くのこうした学名は『Règles』以前の時期の産物であるが、この時期には、今日学名の客観的同定と異名関係の確立にとって非常に根本的なものと考えられている担名タイプの原理の適用は、規定されていなかった。この原理は属階級群名に対する条項のなかに導入され1931年に効力が生じたものであるし、新しい種階級群タクソンに対する担名タイプを明示して固定する義務は本版で初めて導入されたのである。タクソンに学名をつける時の厳密に客観的な基礎ができる以前には学名の誤った適用が容易に起こり得たであろうし、実際頻繁に起こった。それゆえ、タイプに関する条項は、担名タイプの正確な同定のために強制力を発揮するばかりでなく、今よりあいまいな条項の下で設立された学名を保護するためにも働かねばならない。

規約の条項間の相互依存関係のために、相反する解釈を導く矛盾した条項や異なった言葉遣いが簡単に生じかねない。したがって、規約の言語は正確でなければならない；一度使った単語や句は繰り返して再使用するべきであり、広範な相互参照もなされるべきである。こうした要求の行き着く先は多くの動物学者にとって退屈で学術的な散文となり、形式的に過ぎると思う人も出てくるだろう。我々は、選択した言葉遣いを弁解しない。なぜなら、たとえ優雅さを犠牲にしても、解釈に疑問の余地がないようにしなければならないと信じるからである。さらに、あいまいさを少なくするために、用語集が規約の不可分の構成部分として存在している：用語集で語義が与えられている場合、ただこの語義だけを解釈に用いなければならない。

現役分類学者他の大方が容易に解釈できる規約を用意するという目的を編集委員会が首尾よく達成できたかどうかは、それが適用されてはじめてわかるものである。現行規約の旧版（およびその先駆）を起草した人々が皆この同じことを願ってきたと考え、気持ちが落ち着くというものである。

事項の配置を旧版のそれから若干変えることが望ましいと経験的に思えるところでは、我々はそうした。それ以外のところでは、第4版は第3版の配置にしたがっている。

## 基礎となる諸原理の発展

規約は常に、学名が適格であるためには保存可能な多数の同一な複本のなかで公表されなければならない、との基礎原理にしたがっている。この方法により、これまで次のことがうまく保証されてきた：新しいタクソンの学名と記載に、それがいつどこで公表されたかを問わず恒久的に到達でき、かつ、ご



く容易にそれを参照できること、そしてさらに、学名があらゆる動物学者に同一の形で公に届いたかどうかになんら疑念のないことである。しかし、電子出版や電気信号による通信が情報の交換と探索のますます普通の媒体になりつつある今日、現在の方針が恒久性や到達しやすさという目的に効果的に適合するかどうか、また、短命な媒体による膨大な量の著作物が“公表”の要件に適合するかどうかが問われよう。

今世紀後半、命名規約は、新学名を紙にインクを使う方法によって公表しなければならないという前提（後には要求となる）から次第に離れてきた。1905年の『Règles』は方法を特定していなかったが、当時科学情報の大部分は活字を組んでインクで印刷した著作物によって流布していた。技術は変わり、1948年のパリ会議において公表を紙へのインクによる複製に限定する必要があることが知られた。1961年版規約で取り入れられた要求がこれである。第3版（1985）では、新しい著作物については紙にインクという要求が除かれると同時に、ほとんどの形式の短命な媒体による著作物を排除するために一定の保証条項が設けられた。第4版ではCD-ROMは容認できる方法のひとつとして（一定の制限つきで）許容されるが、電子信号によって配信されたものは不可である。とはいえ、もっと長い目で見れば、新たな情報システムの発達とともに、この問題の解決は公表の定義の綻びを繕うことではなく、むしろこの定義を廃棄し、適格性の一義的な決定因子として“公表”に取って替わる方法を発見するところにあるように思える。

そのような決定因子のひとつとして、新学名すべての登録を導入するとの提案が、本版作成の過程で審議会によって検討された。一般の反応はこれに反対であり、満足できる手段が今のところ得られないというのが反対者の気づいたおもな困難であった；しかし、植物学者は新学名に対する登録制度を履行するようであり、その経験によって、動物学における（新学名の数の点で）はるかに大きな困難を解決するのに使える仕組みが、手遅れにならないうちにおそらく作り出されるであろう。審議会が本版で達成することができた最大のもは、新学名すべてに『Zoological Record』の注意がもれなく向けられるように著者に勧告すること、そして、新学名には必ず原公表時に「新」であるとの明示が求められることである。

以前に設立された学名に近づきやすくし、かつ、学名探索が完璧であることを確認できるようにする手段を確立するための前進が、本版で図られている。それは、専門家の国際的集団が大きな分類分野ごとに現存する既知の学名のリストを編集し、また、こうしたリストを審議会に採用させることを可能としたことである。採用された当該分野のリストにない学名は適格でなくなるのである。同様の方針はすでに微生物学で全ての属と種に対して採用されており、新学名は過去のでも現在のもであっても公式に記録されてはじめて適格となる。

主要な基礎的方針で目下疑問が呈されつつあるもう一つの論点は、規約がその多数の条項において要求しているラテン語文法の固守である；この言語を少しでも理解しているはずだと思える動物学者は今日、あるいは将来においても、ほとんどいないし、動物学者の多くはその要求を負担に感じている。

以前の規約と同様に本版でも変わらず、ラテン語ないしラテン語化した、形容詞の種階級群名はそれが結合する属名と常に性が一致することが求められている。種や亜種の小学をあたかも便宜的な単語であるかのように扱って（つまりラテン語の形容詞とは決して扱わず）、それらの綴りを、結合する属名の性にいかなる時も影響されない不変化語にしようという提案も検討されたのである。この提案が受け入れられていれば、ラテン語を知らない人々の負担が軽くなるばかりでなく、電子信号による探査が楽になったであろう。しかし、提案に反応した人々の大多数が、綴りの不変を達成するために提案された様々な方法はすべて欠点があると考えており、また、これらの方法が彼らの満足するところではなかったため、この提案はとり下げられた。とはいえ、本版では属階級群名の性の確認と科階級群名の語幹の形成とを簡単にするためのいくつかの改変がなされた。審議会は、これによってラテン語の知識のない人々の困難がいくらか減ることを望んでいる。

## 〔序文〕

審議会が合意したおそらく最も重要な実施面での改変は、従来審議会の介在が必要とされた案件において、自動的処理過程を多数導入したことである。すなわち、1900年よりも前に提唱されたが使われていない学名が復活しようなことで学名や綴りの現行用法が脅かされるといった案件について、先取権の原理から自動的に離れることを求めることがそれである。さらに、ある属または亜属が設立された時にそのタイプ種が誤同定されていたことを個々の動物学者が発見した場合、この動物学者には、そのタイプ種として、原著者が実際に名前を挙げた種かその学名の使われ方に適合する名義種かのいずれか一方を選んで固定する権限が与えられる。これら2類型にあたる案件がこれまで審議会に付託されたもののなかで最も一般的な部類に属するから、付託の必要をなくしたことで遅延と不確定が防げるであろう。著者による個々の行為が満足すべき結果を促すよりはそれを妨げる可能性が大きいといった案件については、依然として審議会への付託こそが規定された経路であり、これは提訴の道として常に開かれている；この道が、規約が自動的解決を規定していない案件に対処する行為の一過程としても開かれているのは、以前とかわらない。

本版で導入された主要な改変が以下にまとめられている。実際の条項の言葉遣いについては規約自体を参照していただきたい。はじめの3項は新学名提唱に関するもので、専門家が今ふつうにやっていることの確認である。

### 新学名の提唱に影響する改正点

1. 1999年よりも後に公表された新学名は、それが「新」であることを明示してはじめて適格となる（それを示すには、“sp. nov.”, “gen. nov.”, “fam. nov.”, “nom. nov.”, あるいは当該論文が書かれる言語における直接の同義語を使用するのが望ましい）。

2. 1999年よりも後において、新しい名義種階級群タクソンの提唱には、その担名タイプ（ホロタイプ、あるいはそれと明示されたシタイプ）を後に確認できる方法で固定することを含まねばならない。

3. 1999年よりも後に提唱されたある種階級群タクソンの担名タイプが単数ないし複数の保存標本で構成される場合、提唱者は、その担名タイプがすでに収蔵されているか将来収蔵されるコレクションの名称を表明しておくことが要求される。

4. 生痕化石に対する新しい名義属階級群タクソン（生痕化石タクソン）の1999年よりも後の提唱には、タイプ種の指定が含まねばならない。

5. 1999年よりも後に新しい科階級群名を設立する著者は、そのタイプ属の学名の属格からラテン文法の原理に沿って正しく導かれたというのではない語幹を、タイプ属名から採用してもよい（同名の科階級群名を出現させないために必要な場合には、この条項を利用して属名の全体を語幹に採用することが推奨される）。こうして作られた科階級群名の綴りは、後の著者によって維持されるものとする。

### レクトタイプ指定に際して

6. 1999年よりも後になされるレクトタイプ指定には、“lectotype”あるいはその直訳語を使用すること、および、その指定はあるタクソンへの当該学名の適用を明確にするために行われるという趣旨の説明を伴うことが要求される。

### ネオタイプに影響する事項

7. ネオタイプによって後にタイプ化された種において、失われていたホロタイプ、シタイプ、あるいはレクトタイプが再発見された場合には、元のタイプ標本が、自動的にネオタイプに取って替わって担名タイプとなる。この措置が混乱や不安定を引き起こす場合には、ネオタイプの復権を求めて審議会に提訴しなければならない。

8. ある種階級群タクソンの現存する担名タイプが正体不明であるために、その学名の特定タクソンへの正確な適用が危ぶまれる（すなわち、その学名が疑問名である）場合には、審議会にその担名タイプの破棄とネオタイプの指定とを求めなければならない。

#### 公表に影響する改正点

9. 1999年よりも後に発行された、紙に印刷される形式ではないが長持ちし改変不能な無数の同一な複本（例えば、CD-ROM）の形式で発行された著作物が公表されたときと見なされるのは、その著作物自体のなかで名称を挙げた最低 5 箇所の主要な公開図書館に公表時の形式による複本が収蔵されているとの言明が、その著作物自体に含まれている場合である。

10. 動物命名法の目的にとって、以下の各号は公表されていないものとして扱う：

- (a) 電子信号で配信された文章や描画；
- (b) それをダウンロードないしプリントアウトしたもの；
- (c) 学会やシンポジウム、その他の会合の参加者に向けて発行され、それ以外には公表されることのない論文、ポスター、講演などの各要旨；
- (d) 本体の著作物に表示された公表の日付に先だって、1999年よりも後に配布された論文別刷り類。

#### 確立された用法を守るために行動する著者に権限を与える措置

11. 有効な学名として、過去50年のうちの10年間を下回らない期間中に、少なくとも10名の著者により25個の出版物中で使用されている学名を、1899年よりも後に有効名として使われていない古参異名や古参同名によって置き換えてはならない（これには、審議会の裁定を必要としない）。

12. たいていの場合、ある学名の慣用されている特定の綴りは、たとえそれが原綴りではないことが判った場合でも、維持しなければならない；たとえば、ある科階級群名の広く使われている綴りは、たとえそれが文法的に正しくない語幹から作られたものであっても、維持するものとする。

13. すでに述べたことだが、ある属階級群タクソンのタイプ種固定がそのタイプ種の誤同定に基づいて行われたことを発見した者は、学名の安定のため、審議会へ提訴することなく、現にそこに含まれる分類学的種、ないし当時タイプ固定された誤同定の名義種のいずれかを、タイプ種として固定することができる。

14. ある科階級群タクソンに対して広く一般に使われている学名が、それが含む低位の科階級群タクソンの1つに対して広く使われている学名よりも後のものであることが判った場合、高位にある方のタクソンに使われている学名を低位の方のタクソンの学名によって置き換えないものとする。

#### 適格名リスト

15. 審議会は、大きな分類分野における学名のリストを採用する権限を、それを保証する条項とともに、与えられている。採用されたリストの対象範囲内にありながらそこにリストされていない学名は、不適格と扱われることになる。リストはまず国際的な団体によって提案され、その提案の公表、専門家による委員会その他との広範な協議、そして一般からの批評を考慮に入れた後に初めて、審議会がそれを採用することができる。

#### おわりに

分類学者をはじめとした規約利用者は、旧版と同様に本版も冒険と保守主義との間の万人が歓迎するわけではない妥協の産物であることに気づくだろう。しかし、本規約はこの妥協に、編集委員会が1995年の討議用草案のなかで公表して批評を求めた提案に関して審議会が結論をまとめる際に現役の動物学者から聴取した、同時代の多数の声を反映させている。その結果できた本規約には、先行諸版と

〔序文〕

同様、以前の版にすでに存在していたことの明確化と現代科学の課題に合致するように仕組みられた新しい処置とが混在している。

第4版が最後ということにはならないだろう。動物学者一般、とりわけ審議会は、あいまいさを一層減らすため、そして過去と現在（さらに、予見できる限りの将来）の成果を取り扱う際の不十分さを補うために、規約の言葉遣いを洗練し続けるであろう。科学それ自体と科学者がそのなかで働く社会制度や技術システムはともに常に変化しているから、規約はこれらの変化に備えるために進化を続けなければならない。規約がそうなるであろうということに動物学者は確信をもってよい。

1999年5月

編集委員長 W.D.L. Ride

The Australian National University,

Canberra, Australian Capital Territory.

国際動物命名規約  
INTERNATIONAL CODE OF ZOOLOGICAL NOMENCLATURE

第4版  
Fourth Edition

日本語版  
Japanese text

本規約日本語版は、規約条 87 の条項に基づき動物命名法国際審議会が認定した正文である

## 国際動物命名規約

### 前文

国際動物命名規約は、当初は国際動物学会議によって、1973年以降は国際生物科学連合（IUBS）によって採択された、条項と勧告の体系である。

本規約の目的は、動物の学名における安定性と普遍性を推進することと、各タクソンの学名が唯一かつ独自であることを保証することである。条項と勧告のすべては、それら最終目的を遂げるためのものであって、分類学上の思考や行為の自由を束縛するものではない。

公表の先取権は、動物命名法の基本原理である。しかしながら、長年受け入れられてきた学名をその慣れ親しんできた意味のまま保全するために、本規約が定める条件下で先取権の適用を緩和することがある。個別の案件で命名法の安定性が脅かされているとき、本規約の厳密な適用は、定められた諸条件下で、動物命名法国際審議会によって留保されることがある。

用語を使用するにあたっての厳密性と一貫性は、命名規約にとって必須である。本規約中で使用される用語の語義は、用語集に示されている。この前文と用語集はともに、本規約の条項と不可分である。

本規約の著者は、動物命名法国際審議会である。

## 章 1. 動物命名法

### 条 1. 定義および対象範囲。

1.1. **定義。** 動物命名法は、現生している動物や絶滅した動物の分類学的単位（タクソン）に対して適用する学名の体系である。

1.1.1. 本規約の目的において、用語“動物”は、後生動物を指し、さらに、研究者が命名法上動物として扱う場合の原生物タクソンをも指す（条2を併せ見よ）。

### 1.2. 対象範囲。

1.2.1. 現生あるいは絶滅動物の学名は、家畜化された動物に基づいた学名、動物遺骸そのものの代替物である化石（置換化石、印象化石、雌型化石、雄型化石）に基づいた学名、生物の仕業が化石化したものに基づいた学名（生痕化石タクソン）、および寄集群（とくに条10.3, 13.3.2, 23.7, 42.2.1, 66.1, 67.14を見よ）に対して設立された学名を含み、現生動物の仕業に基づいて1931年よりも前に提唱された学名をも含む。

1.2.2. 本規約は、科階級群、属階級群、種階級群にあるタクソンの学名を規制する。条1～4, 7～10, 11.1～11.3, 14, 27, 28, および32.5.2.5は科階級群よりも高い階級のタクソンの学名をも規制する。

1.3. **除外。** 次のものに対して提唱された名称は、本規約の条項から除外する。

1.3.1. 仮説的概念。

1.3.2. 奇形標本そのもの。

各頁のこの右欄は、日本語版編集者による注であって、規約の一部ではない。

「32.5.2.5」：英語版、仏語版では32.5.2.6となっているが、正しくは32.5.2.5である。審議会事務局に確認済み。

- 1.3.3. 雑種標本そのもの（雑種起源であるタクソンについては、条17.2を見よ）。
- 1.3.4. 亜種よりも低位の実体。ただし、当該名称が後世に条45.6.4.1の下で適格名だと見なされている場合は、この限りではない。
- 1.3.5. 一時的な参照符であって、動物命名法における学名として分類学上正式に使用することを目的としないもの。
- 1.3.6. 1930年よりも後の、現生動物の仕業。
- 1.3.7. 命名されたタクソンがその一員であることを示す目的で、ある分類学的群全体を通して一定の接頭辞や接尾辞を付加して適格名〔条10〕を变形したもの。

条1.3.2, 1.3.3. “雑種標本”あるいは“奇形標本”と明示したものに与えた名称が除外される。後に奇形（条17.3）あるいは雑種（条17.2）と判明した場合はこの限りではない。

「一時的な参照符」：“*Aus sp. A*”など。

例. Herrera (1899) は、一定の形式にしたがってすべての属名にそれらが所属する綱を示す接頭辞をつけることを提案した。たとえば昆虫綱のすべての属名の頭へ *Ins-* をつける。こうして作られた語は“動物定型名”（意見書72）であり、動物命名法へは入らない。

- 1.4. **独立性.** ある動物タクソンの学名が動物（条1.1.1を見よ）ではないタクソンの学名と同一だという理由だけで拒否されないという点で、動物命名法は他の命名法から独立している。

**勧告 1A. 動物以外のタクソンにすでに使用されている学名.** 新しい属階級群名を設立しようとしている著者には、『*Index Nominum Genericorum (Plantarum)*』および『*Approved List of Bacterial Names*』を参照し、それぞれ関連する国際規約の下で同じ綴りの学名が設立されていないかどうかを調べることを、および、もし設立されていたならば同じ綴りの動物学名を設立するのを差し控えることが、強く望まれる。

## 条2. 動物命名法における特定の学名の許容.

- 2.1. **最初は動物以外、後になって動物に分類されたタクソンの学名.** このような学名が動物命名法に入る条件については、条10.5を見よ。
- 2.2. **動物に分類されたことがあるが、後になって動物以外に分類されたタクソンの学名.** いちどでも動物に分類されたことがあるタクソンの適格名はどれも、そのタクソンが後になって動物以外に分類されたとしても、動物命名法のなかで同名関係において優先性を競い続ける。

**条3. 起点.** 1758年1月1日を、動物命名法の起点の日付として、本規約において専断的に定める。

- 3.1. 1758年に公表された著作物と学名。次の2つの著作物を、1758年1月1日に公表されたものと見なす。

Linnaeus の『*Systema Naturae*』第10版。

Clerck の『*Aranei Svecici*』。

後者のなかの学名は前者のなかの学名に対し優先権をもつ。しかし、1758年に出版された他のいかなる著作物も『*Systema Naturae*』第10版よりも後に公表されたと見なす。

- 3.2. 1758年よりも前に公表された学名、行為、および情報。1758年1月1日より前に公表されたいかなる学名も命名法的行為も、動物命名法に入ら

ない。しかし、その日付よりも前に公表された情報（記載や描画など）は、利用し得る（1757年よりも後に公表されたが命名法の目的のために審議会が抑制した著作物のなかの学名、行為、および情報の地位については、条 8.7.1 を見よ）。

## 章 2. 動物の学名の語数

### 条 4. 種階級群よりも高い階級のタクソンの学名.

- 4.1. **一語名.** 種階級群よりも高い階級のタクソンの学名は、一語よりなる（すなわちその学名は一語名である）。これは大文字で書き始めなければならない [条 28].
- 4.2. **亜属名の使用.** 亜属名は、二語名や三語名の第一名として使用してはならない。ただし、それが属の階級 [条 6.1] で用いられる場合はこの限りではない。

### 条 5. 二語名法の原理.

- 5.1. **種名.** 他のどの階級のタクソンでもなく種だけについて、その学名は、2つの学名の結合（二語名）であり、第一名は属名であり、第二名は種小名である。属名は大文字で書き始めなければならない、種小名は小文字で書き始めなければならない [条 28].
  - 5.1.1. 名義種を伴わずに公表された属階級群の学名、および、三語名のなかで公表された亜種小名の適格性への二語名法の原理の適用については、条 11.4 を見よ。
  - 5.1.2. 亜属名および種や亜種の集群の学名の使用への二語名法の原理の適用については、条 6 を見よ。
- 5.2. **亜種名.** 亜種名は、3つの学名の結合（三語名、亜種小名が後ろに続く二語名）である [条 11.4.2]. 亜種小名は小文字で書き始めなければならない [条 28].
- 5.3. **印刷記号や限定略語の除外.** “?” などの印刷記号および “aff.”, “prox.”, “cf.” などのような略語は、それが学名の適用を限定するために用いられる場合は、それが学名の構成要素の間へ挿入されていても、あるタクソンの学名の一部にはならない。

種小名 : specific name. “種名 species name” との区別のために “種小名” を用いる。

### 条 6. 挿入名.

- 6.1. **亜属名.** 亜属名は、二語名や三語名とともに使用される場合は、丸括弧にくるんで属名と種小名の間へ挿入しなければならない。これは、二語名や三語名の語の1つとは数えない。亜属名は大文字で書き始めなければならない。

**勧告 6A.** 二語名や三語名中へ属階級群名を挿入することが望ましくない場合。有効な亜属名以外のいかなる属階級群名も、たとえ角括弧や丸括弧でくるんだとしても、属名と種小名の間へ挿入すべきでない。ある属と以前に結合したことを示したい著者は、“*Branchiostoma lanceolatum* [formerly in *Amphioxus*]” などのようにはっきりとしたやり方で示すべきである。

“*Branchiostoma (Amphioxus) lanceolatum*” といったような表記法を戒めている。



6.2. 種の集団や亜種の集団に与えられた学名. 種小名を丸括弧にくるんで属階級群名の後ろへ付加,あるいは属階級群名と種小名の間へ挿入し,ある属階級群タクソン内の種のひとつの集団を示すことができる. 亜種小名を丸括弧にくるんで種小名と亜種小名の間へ挿入し,ある種内の亜種のひとつの集団を示すことができる. そのような小名は, つねに小文字で書き始め,かつ,略さずに書かなければならず,二語名や三語名の語数には数えない. 先取権の原理は,このような学名にも適用する [条23.3.3]. それらの適格性については条11.9.3.5を見よ.

勧告6B. 挿入された種階級群名の分類学的意味. 条6.2で述べる付加的な分類階級のどれかに位置する集団を示したいと思う著者は,どんな著作物のなかであれその表記法を使う最初の場所で,その集団の分類学的意味を表す用語を,挿入された種階級群名と同じ丸括弧へ入れるべきである.

例. チョウの属 *Ornithoptera* Boisduval, 1832 のなかで種 *O. priamus* (Linnaeus, 1758) は,他に *O. lydius* Felder, 1865 や *O. croesus* Wallace, 1865 を含む地理的姉妹種の集団のなかでもっとも古く命名された構成員である. *O. priamus* 集団に与える分類学的意味は, "*Ornithoptera* (superspecies *priamus*)" という表記法で表すことができ,その集団の構成員は "*O. (priamus) priamus* (Linnaeus, 1758)", "*O. (priamus) lydius* Felder, 1865", "*O. (priamus) croesus* Wallace, 1865" という表記法で表すことができる.

地理的姉妹種: vicarious species.

規約第3版では,この例に続けて,亜種の集団を示す "exerge" の例があったが,第4版では省かれた.

### 章 3. 公表の要件

条7. 適用. 本章の条項は,新学名の公表だけでなく,命名法に影響を及ぼす可能性のあるいかなる命名法的行為や情報の公表へも適用する.

条8. 公表したことになるもの. 著作物は,本条の要求を満たし,しかも条9の条項によって除外されないならば,本規約の意味において公表されたものと見なす.

8.1. 満たすべき要件. 著作物は,次の要件を満たさなければならない.

8.1.1. 公的かつ永続的な科学的記録を提供する目的で発行しなければならない,かつ,

8.1.2. 最初に発行された時点で,無料あるいは有料で入手可能でなければならない,さらに,

8.1.3. 長期保存に耐える同じ複本をいちどに多部数製作可能ななんらかの方法によって,同時に入手可能な複本からなるひとつの版として制作されたものでなければならない.

8.2. 公表は棄権し得る. 公的かつ永続的な科学的記録のために発行するのではない,もしくは,命名法の目的のために発行するのではないという趣旨の言明を含む著作物は,本規約の意味において公表されたものとならない.

8.3. 学名と行為は棄権し得る. ある著作物が,そのなかの学名と命名法的行為のすべてあるいは一部が命名法の目的に関して棄権されているという趣旨の言明を含んでいるならば,棄権されたそれら学名と行為は適格ではない. そういう著作物は公表されたものではあり得る(すなわち,そのなかの分類学的情報は,公表されたが抑制された著作物中の分類学的情報と同

条8.2, 8.3. まだ出版されていない学術雑誌に投稿した論文の内容を,所属機関の年報・紀要,研究助成金報告書などに書く場合,それら図書が学術雑誌よりも先に条8を満たす形で出版されるおそれがあるときは,それらが原記載を担う著作物になってしまうように,棄権宣言を行うことができる.

じ命名法的地位をもつ。条8.7.1を見よ)。

- 8.4. 1986年よりも前に製作された著作物. 1986年よりも前に製作した著作物を公表されたものと見なすには、その著作物は、当時ふつうであった印刷法（凸版、オフセット印刷など）、あるいは、ゼラチン版か謄写版によって紙へ製作したものでなければならない。
- 8.5. 1985年よりも後で2000年よりも前に製作された著作物. ふつうの印刷法以外で1985年よりも後で2000年よりも前に製作した著作物は、次の各号を満たすならば本規約の意味において公表されたものと見なし得る。
  - 8.5.1. 本条の他の要求を満たしており、しかも条9の条項によって除外されないこと。しかも、
  - 8.5.2. そこに含まれる新学名や新しい命名法的行為が公的で永続的な科学的記録を目的としているという、著者による言明を含むこと。さらに、
  - 8.5.3. その著作物自体に、それが同時に入手可能な複本からなるひとつの版として製作されたことを言葉で述べた言明を含んでいること。
- 8.6. 1999年よりも後に紙への印刷ではない方法で製作した著作物. 1999年よりも後に紙への印刷ではない方法で製作した著作物が本規約の意味において公表されたものと見なされるためには、その著作物は、（それが出版される形態での）複本が公的に利用可能な少なくとも5つの館名を特定した主要図書館に保管されているという言明をその著作物自体に含んでいなければならない。
- 8.7. 抑制された著作物の地位. 命名法の目的のために審議会が強権 [条81] を発動して抑制した著作物であって、本条の条項を満たしているものは、本規約の意味において公表されたものであることにはかわりはない。ただし、審議会が、その著作物は公表されなかったものとして扱うと裁定した場合はこの限りではない。
  - 8.7.1. そのような著作物が公表された記載や描画の出典として適格であることにはかわりはない。しかし、学名や命名法的行為（担名タイプの固定や、条24.2による優先権の決定など）を適格にすることができる著作物という点で適格性を失う。

**勧告 8A. 広い広報.** 著者には、新学名、新しい命名法的行為、命名法に影響を与える新しい情報などが確実に広く知られるようにする責任がある。この責任は、適切な学術雑誌や有名なモノグラフシリーズ中でそれらを公表することにより、また、そういう公表によって提案された新学名が『Zoological Record』誌へ確かに掲載されるようにすることにより、ごく容易に果たされる。これは、BIOSIS U.K.によって出版されている『Zoological Record』誌へその著作物1部を送付することで、ごく容易に達成される。

**勧告 8B. 紙へ印刷した著作物が望ましい.** 著者および出版者は、新学名や新しい命名法的行為が紙へ印刷された著作物のなかで最初に公表されることを確保するよう、強く望まれる。

**勧告 8C. 公表された著作物の公的利用可能性.** 新学名や新しい命名法的行為を含む公表された著作物の複本は、収蔵する著作物が公的に利用可能な図書館で永久に保存されるべきである（ただし、紙への印刷ではない方法で1999年よりも後に製作された著作物の供託については、条8.6を見よ）。

**勧告 8D. 著者、編集者、および出版者の責任.** 著者、編集者、および出版者には、新学名、新しい命名法的行為、あるいは命名法に影響を及ぼしそうな新しい情報を含む著作物を、確かに本規

約の意味において公表されたということが自明である方法で公表する責任がある。編集者および出版者は、著作物へその出版日付とそれらの入手場所についての情報を入れておくべきである。

**勧告 8E. 棄権宣言を含めること。** 編集者および出版者は、新学名、その学名を適格にするかもしれない情報、あるいは新しい命名法的行為を、公的かつ永続的な科学的記録を目的とせず発行する著作物（集会の予稿集、集会で配布する予定の論文の紹介など）へ含めないようにすべきである。そのような文書が棄権宣言（条 8.2 を見よ）を確かに含んでいることを確認して、そこで最初に公表される新学名が、意図せずに動物命名法へ入ったりしないように、かつ、別の著作物のなかで公表しようとする意図の通りになるようにすべきである。

**条 9. 公表したことにならないもの。** 条 8 の諸条項にかかわらず、次の各号はどれも、本規約の意味において公表したことにならない。

- 9.1. 1930 年よりも後の、なんらかの方法によって現物そっくりに複製された手書き。
- 9.2. 写真そのもの。
- 9.3. 校正刷り。
- 9.4. マイクロフィルム。
- 9.5. なんらかの方法で作られた録音そのもの。
- 9.6. 標本のラベル。
- 9.7. 図書館やその他の文書館などへ予め供託されていたとしても、公表〔条 8〕されなかった著作物の注文による複本。
- 9.8. （たとえば、World Wide Web のように）電子信号として配信される文書や描画。あるいは、
- 9.9. 集会、シンポジウム、コロキウム、会議などの参加者を主たる対象として発行される場合の、記事、論文、ポスター、講演の文書、その他類似物の要旨。

**勧告 9A. 著者は、要旨が意図しない公表の場となることを避けるべきである。** おもに参加者に対して発行する目的で学会発表論文の要旨を投稿する著者は、そのような著作物中の学名や動物命名法に影響を与えそうな行為が意図せずに公表されてしまわないようにすべきである。その著者は、要旨集が適切な棄権宣言〔条 8.2〕を含んでいることを確認するべきである。

## 章 4. 適格性の要件

**条 10. 適格性を授ける条項。** 学名や命名法的行為は、次の条件下でのみ適格になる。

- 10.1. **満たすべき一般条件。** 学名や命名法的行為は、本条の条項および、条 11 から条 20 までのうちの該当する条項を満足しているときに限って、適格であり、かつ著者権と日付をとる（日付と著者については条 21 と 50 を見よ）。学名は、これら条件を完全に満たしてはいなくても審議会によって適格と裁定されることがある〔条 78～81〕。

- 10.1.1. 新しい名義タクソンに関連するデータもしくは命名法的行為の公表がいったん中断され後の日付で続けられたとき、その学名もしくは行為は、該当する条項の要求を満たした時点ではじめて適格になる。

**勸告 10A. 編集者と出版者の責務.** 編集者は、ある新しい名義タクソンに関連する記載と描画の全体、および特にその学名に適格性を授けるのに必要な命名法的行為やデータなどを、確実に同一の著作物のなかで同一日に公表するべきである。

- 10.2. **亜種よりも低い階級の学名の適格性.** 亜種よりも低い階級の学名は、その原公表の時点から適格ではない [条45.5]. ただし、それが1961年よりも前に“変種”もしくは“型”として公表されており、しかも、条45.6.4.1の下で適格であると見なされる場合は、この限りではない。過去に亜種よりも低い階級で提唱された学名を、種もしくは亜種として適格にするようなやり方で使用した場合、それによってその著者はその学名を新学名として設立したことになり、したがってその学名の著者権はその人物に帰する [条45.5.1] (条23.3.4と50.3.1も併せ見よ)。
- 10.3. **寄集群や生痕化石タクソンに対して提唱された学名の適格性.** 寄集群に対して提唱された学名は、属階級群名として扱う [条42.2.1]. 生痕化石タクソンに対して提唱された学名は、それが最初に設立された方法にしたがい、科階級群名、属階級群名、種階級群名のいずれかとして扱う (属階級群レベルで使用するために生痕化石タクソンに対して設立された学名については、条42.2.1を見よ)。
- 10.4. **属の区分のための学名の適格性.** ある属を属階級群に区分するため提唱された一語名は、亜属名と見なす。たとえそれが二次的な (もしくはより細分した) 亜区分に提唱されたものであっても、当該区分が“節”や“区”という用語で示されていたとしても同じである。しかし、“上種”のような用語で示された種の集群に用いられる学名は、属階級群名とは見なさない [条6.2].
- 10.5. **最初は動物にはではなく後に動物に分類されたタクソンの学名の適格性.** 最初は動物にはではなく後に動物に分類されたタクソン (ある生物の仕業に基づいたタクソンも含む) の学名は、それが本章の該当する条項を満たし、かつ、本規約から除外されず [条1.3, 3], かつ、そのタクソンに関連する他の命名規約 (国際植物命名規約または国際細菌命名規約) の下で潜在的有効名であることを条件に、その原公表の時点から適格である。
- 10.6. **適格性に及ぼす無効性の影響.** 一時適格だった学名は、それが新参異名、新参同名、不当な修正名、不必要な代用名もしくは抑制名として無効であったとしても、適格であり続ける。ただし、審議会がそれ以外の裁定を下した場合はこの限りではない [条78.1, 78.2] (当該タクソンがもはや動物に分類されていないか、その学名は適格であり続ける [条2.2])。
- 10.7. 『List of Available Names in Zoology』の関連する採用分冊に掲載されなかった学名の適格性. 『List of Available Names in Zoology』のある採用分冊の対象範囲内であってそれに掲載されなかった学名は、過去のいかなる適格性にも無関係に、適格ではない [条79.4.3].

**条 11. 要求.** 学名および命名法的行為 (該当する条項において) は、適格であるために、次の条項を満たさなければならない。

- 11.1. **公表.** 学名および命名法的行為は、条8の意味において1757年よりも後に公表されたものでなければならない。
- 11.2. **ラテン語アルファベットの強制使用.** 学名は、最初に公表されたとき、

ラテン語アルファベット26文字(文字j, k, w, yを含むものとする)のみで綴られていなければならない。最初に公表されたときの学名中の区別的発音符号その他の記号, アポストロフィや抱き字, ハイフンなどの存在や, 複合種階級群名中の数字の存在は, その学名を不適格にしない(訂正については, 条27と32.5.2を見よ)。

- 11.3. **由来.** 学名は, 本章の要求を満たしていることを条件に, ラテン語, ギリシア語, あるいは他の言語(アルファベットをもたない言語でもかまわない)の単語かまたはそれに由来する単語, もしくはそういう単語から形成したものとする。学名は, 単語として使用するために形成したものであることを条件に, 文字の任意組合せでもよい。

**例.** ギリシア語由来の*Toxostoma*や*brachyrhynchos*. アルゴンキン語由来の*opossum*. アラビア語由来の*Abudefduf*. ロシア語由来の*korsac*. チベット語由来の*nakpo*. ココイムジ・アボリジニー語由来の*canguru*. 文字の任意組合せである*Gythemon*. 文字の任意組合せcbafidgは単語として使用できず, したがって学名にならない。

**アルゴンキン語:**Algonquian. 北米住民アルゴンキン族の言語。

**勧告 11A. 通俗名の使用.** 通俗語は, そのままの形で学名として使うべきではない。適切なラテン語化が, 通俗語から学名を形成する好ましい方法である。

- 11.4. **二語名法の一貫した適用.** 著者は, 学名や命名法的行為を公表する著作物中で, 二語名法の原理[条5.1]を一貫して適用しなければならない。ただし, 本条は, 科階級群よりも高い階級のタクソンの学名の適格性には適用しない。

11.4.1. 名義種を伴わない科階級群名もしくは属階級群名を含む著作物は, 反する証拠がないならば, 二語名法の原理で一貫しているものと認める。

11.4.2. 亜種名である三語名[条5.2]は, 二語名法の原理で一貫しているものと認める。

11.4.3. 二語名法で一貫していない著作物のなかで1931年よりも前に公表された索引については, 二語名法の原理がその索引中の学名に一貫して使用されていることを条件に, 索引自体は, 二語名法の原理を一貫して使用している著作物として受認可能である。したがって, そのような索引のなかで公表された学名は, その学名が本章の他の条項および条4, 5, 6を満たすならば, かつ, 索引中の見出し語と本文中の記載, 描画, もしくは指示との間にあいまいさのない関係づけがあるならば, 適格である。

- 11.5. **学名が提唱された時点で有効として使用されていること.** 学名は, 適格であるためには, 提唱された時点ではあるタクソンに対して有効だとして使用されていなければならない。ただし, 最初に新参異名として公表され, 条11.6.1の条項によって後世に適格にされた場合はこの限りではない。

11.5.1. 1961年よりも前にあるタクソンに対して条件つきで提唱された学名は, その扱っただけでは除外されないものとする [条15]。

11.5.2. 過去に不適格だった学名の地位は, その学名がそこで公表された

が適格にならなかった著作物への参照を伴っていたとしても、学名の単なる引用（つまり、あるタクソンに対する採用ではない）では変化しない。

例. 1780年にChemnitzは、*Conus moluccensis*（腹足類）を記載しその学名を有効だとして扱った。しかし、二語名式で一貫していない著作物中でのことだったので、その学名は不適格である。1817年にDillwynは、学名*Conus moluccensis*を引用したが、あるタクソンの有効名として使ったのではない。Dillwynによる引用はChemnitzの著作物への参照を伴ってはいたが、彼の行為では学名*Conus moluccensis*は適格にはならない。Küster（1838）は、この学名をあるタクソンに適用し文献参照によりこれをChemnitzに基づくものとした。これによって、*Conus moluccensis* Küster, 1838が適格になった。

11.6. 異名としての公表. 適格な著作物中で最初に公表されたときに、当時有効名として使われていた学名の新参異名として扱われた学名は、それによって適格になることはない。

11.6.1. ただし、新参異名として公表された学名が、1961年よりも前に適格名として扱われており、しかも、あるタクソンの学名として採用されたかまたは古参同名として扱われた場合、そのような学名はこれによって適格になるが、日付は異名として最初に公表された日付をとる（属階級群名の場合のタイプ種については条67.12を見よ。種階級群名の場合の担名タイプについては条73～75を見よ。著作権については条50.7を見よ）。

例. Meigen（1818）が、*Ceratopogon flavipes* Meigen（双翅類）の項目下での論考中で、*Palpomyia geniculata*という原稿名がついた材料をMegerleから受け取ったことを述べた。*Palpomyia*は、ここでは*Ceratopogon*の異名として公表されたのだが、1961年よりも前に有効名として使われたので、適格名である。*Palpomyia*はMeigen, 1818に帰せられる。種小名*geniculata*は一度も採用されなかったため、Meigen（1818）の時点から適格ではない。

原稿名：manuscript name. 未発表の原稿中で使用されている学名のこと。MSと略記されることがある。

11.6.2. 1758年よりも前に公表されたが、有効だとして使われた別の学名の異名として1757年よりも後に引用された学名は、条11.6の下で適格にはなることはない。

「1757年よりも後に」：英語版の“after 1758”はまちがひ。審議会事務局に確認済み。

例. Linnaeus（1758）が*Echinus esculentus* Linnaeus, 1758の異名リスト中で引用した学名“*Cidaris miliaris* Klein”（すなわちKlein, 1734）は、別の著者があるタクソンに単に採用しただけの結果として、Linnaeus（1758）から適格になることはない。

11.6.3. 1960年よりも後に最初に公表された学名であってそのときに新参異名として扱われたものは、条11.6の下での行為によって適格になることはない。

## 11.7. 科階級群名.

11.7.1. 科階級群名は、最初に公表されたときに、次のすべての要件を満たさなければならない。

11.7.1.1. 科階級群名は、適格な属名〔条29〕（その属名への明白な参

照もしくはその語幹からの推定によって示される。ただし、1999年よりも後に提唱された科階級群名については、条16.2を見よ)の語幹から形成した主格複数形の名詞でなければならない。その属名はそのときにその新しい科階級群タクソン中で有効だとして使用されている学名でなければならない〔条63, 64〕(学名を形成するにあたって語幹だけを使ったということは、反する証拠がないならば、その著者がその新しい科階級群タクソン中でその属名を有効だとして使用した証拠として認める)。

例. 学名 *ERYCINAE* Robineau-Desvoidy, 1830 (設立時には *ERYCINAE* と綴った) は適格である。なぜなら、それが属 *Erycia* Robineau-Desvoidy, 1830 を含んだ科階級群タクソンに対して公表されたからである。学名 *TRICOCERIDAE* Rondani, 1841 は、*Trichocera* Meigen, 1803 への明確な言及なしに提唱されたが、適格である。なぜなら、科名はすべてそれに含まれる属の学名に基づいて形成するという Rondani の基本方針がはっきりと述べられており、Meigen を参照して、ヨーロッパ産双翅類の科の分類表中で公表されたからである。PINNIDAE Leach, 1819 は、*Modiola* Lamarck, 1801 や *Mytilus* Linnaeus, 1758 だけでなく、その語幹からの推定によりその科名が明らかに基づいた *Pinna* Linnaeus, 1758 も含む。したがって、その学名は適格である。

「PINNIDAE」: 英語版 “PINIDAE” はまちがひ。審議会事務局に確認済み。

Robineau-Desvoidy (1830) の名称 “Macromyidae” は不適格である。なぜなら、これは正式なラテン語化した群名 (通俗名ではない) ではあるが、それは *Macromya* Robineau-Desvoidy, 1830 を含まない一群の属 (文脈から見て、科 TACHINIDAE のなかの別の遠縁の区分に含まれる属) に対する説明的用語だからである。

11.7.1.2. 科階級群名は、ある属の複数の構成員を指すだけの複数形の名詞や形容詞としてではなく、明らかに属よりも高い階級のタクソンを示す学名として使われていなければならない。

例. Osten Sacken (1882) が、 “*Graptomyzae* of the Indo-Malayan Archipelago” という表題で双翅類の属 *Graptomyza* の 11 種の検索表を公表した。単語 “*Graptomyzae*” は、“属 *Graptomyza* に属する複数種” を指しているだけの複数名詞である。これは科階級群名として適格ではない。

11.7.1.3. 科階級群名は、条11.7.2に規定する場合を除き、科階級群名接尾辞に終わらなければならない。科階級群名接尾辞〔条29.2〕が不正な科階級群名は、その設立時の著者権と日付をもって、しかし、訂正した接尾辞〔条29, 32.5.3〕をもって適格である。

例. Latreille (1802) が、*Tipula* Linnaeus, 1758 に基づいて科 TIPULARIAE を設立した。接尾辞 -ariae は -IDAE に訂正する。TIPULIDAE は綴りを最初に訂正した著者ではなく Latreille に帰せられる。

11.7.1.4. 科階級群名は、接尾辞 -ites, -ytes, -ithes のどれかに終わり化石だけに適用される特定の学名〔条20〕に基づいてはならない。

11.7.1.5. 科階級群名は、審議会〔条78〕が抑制した属階級群名に基づいてはならない。

11.7.2. 本条の上記条項にしたがって1900年よりも前に公表されたがラテ

ン語化されない形であった科階級群名は、後の著者によってラテン語化されており、しかも、関連する動物群に興味をもつ著者に通俗名の形での最初の公表にさかのぼって有効であると認められている場合に限る、その原著者と日付で適格である。

例. ダニ類の科階級群名 TETRANYCHIDAE は一般に Donnadieu, 1875 に帰せられている。彼はこの学名を “Tétranycidés” として公表したのだが、TETRANYCHIDAE が 1875 年から一般に受容されているという観点から、これは、彼の著作物と日付に帰する。これを最初にラテン語化した Murray (1877) には帰さない。

11.8. 属階級群名. 属階級群名 (条 10.3 も併せ見よ) は、複数文字からなる 1 語でなければならず、かつ、主格単数形の名詞であるかまたはそのように扱わなければならない。

11.8.1. ラテン語文のなかで提唱された属階級群名で、ラテン語文法の求めるところにより主格単数形ではない形で書かれたものは、適格性の他の要求を満たしていることを条件に、適格である。しかし、主格単数形に訂正しなければならない。

例. 属名 *Diplotoxa* (双翅類) は、Loew (1863) によって、“*Chlorops versicolor* nov. sp.” という項目の下の次のような覚書のなかで提唱された。すなわち、“*Chlor. versicolor cum similibus proprium genus ... constituit, cui nomen Diplotoxae propono*” [*Chlor. vesicolor* および類似種は別属を形成する。その属に私は *Diplotoxa* という名称を提唱する]。

11.9. 種階級群名.

11.9.1. 種階級群名は、複数文字からなる 1 語あるいは複合語 (条 11.9.5 を見よ) でなければならず、かつ、ラテン語もしくはラテン語化された単語であれば、次のいずれかであるかまたはいずれかとして扱わなければならない。すなわち、

11.9.1.1. 主格単数形の形容詞または分詞 (*Echinus esculentus*, *Felis marmorata*, *Seioptera vibrans* 中の種階級群名の如く)、または、

11.9.1.2. 属名と同格の主格単数形の名詞 (*Struthio camelus*, *Cercopithecus diana* 中の種階級群名の如く)、または、

11.9.1.3. 属格の名詞 (例えば, *rosae*, *sturionis*, *thermopylarum*, *galliae*, *sanctipauli*, *sanctae-helenae*, *cuvieri*, *merianae*, *smithorum*)、または、

11.9.1.4. 属格の実名詞として使用される形容詞であって、問題の動物が共生する生物の種小名に由来するもの (*Trisopterus luscus* に共生する橈脚類 *Lernaocera lusci* 中の種階級群名の如く)。

11.9.2. ラテン語文のなかで提唱された形容詞の種階級群名であって、ラテン語文法の求めるところにより主格単数形ではない形で書かれたものは、適格性の他の要求を満たしていることを条件に、適格である。しかし、必要に応じて、主格単数形に訂正しなければならない。

例. Illiger (1807) は、ハエ類の新種 *Musca pavida* を “... species occurrit, *Grossae* et *Tremulae* intermedia ... quam *Pavidam* nuncupamus” [*M. grossa* と *M. tremula* との中間的な種がいる。それを



ここで*pavida*と呼ぶ]と書いて記載した。対格である*pavidam*という形で公表されたこの種小名は、主格である*pavida*に訂正する。

11.9.3. 種階級群名は、(明示的に、または文脈から暗示的に) 属名とあいまいさなく結合して公表されなければならない。

例. 上記、条 11.9.2 の例中で、結合は、並置や言語 (すなわち、本文の他の部分から明瞭に異なるラテン語名の使用) などによって明示されていないが、文脈から明白である。種小名*pavida*は、*Musca*と結合して公表されたとされる。

11.9.3.1. その属名は有効である必要もないし、適格である必要すらない。

11.9.3.2. 種階級群名は、実際には属名の修正名や不正な綴りに結合して公表されたとしても、属名の正しい原綴りに結合して公表されたものと見なす [条 33].

11.9.3.3. 新しい種階級群名を公表する文脈中においてあいまいでないことを条件に、属名は、略記で引用してもよい。

11.9.3.4. 属との結合は、あいまいであってはならないが、暫定的なものであってもよい。

例. 二語名*Dysidea? papillosa* Johnston, 1842において、属との暫定的な結合は、当該種階級群名の適格性に影響しない。

11.9.3.5. 種階級群名であって、最初から挿入名 [条 6.2] として公表されたものは、その行為によっては適格になり得ない。

11.9.3.6. 種階級群名であって、以前から適格だった属名と結合して 1961年よりも前に公表されたが同じ著作物中でその新種あるいは新亜種を含む条件つきで提唱された [条 15] 新しい名義属を伴ったものは、以前から適格だったその属名との結合で適格にされたものと見なす (条 15.1 および条 51.3.3 を見よ)。

例. Lowe (1843) は、魚類の新種*Seriola gracilis*を設立し、同時にその名義種を含む新属*Cubiceps*を条件つきで提唱した。その行為によって彼は、まず最初に名義種*Seriola gracilis* Lowe, 1843を設立し、その後、条件つきで提唱した属*Cubiceps*にそれを移したと見なされる。後者の属のなかにあっては、この学名は、*Cubiceps gracilis* (Lowe, 1843)と引用される。

11.9.4. 種階級群名は、接続詞でつながれた複数の語であってはならないし、ラテン語アルファベットで綴れない記号を含んでもならない (条 11.2 を見よ。ハイフンの使用については、条 32.5.2.4.3 を見よ)。

例. “*rudis planusque*” (“-que”が接続詞) のような表現や “?-album” は、種階級群名として許されない。

11.9.5. 著者が一貫して二語名法の原理 [条 5.1] を採用している著作物の

なかで、種階級群名が、合わせてひとつの実体（例：宿主種、地理的区域）を示す分離した複数の語として公表された場合、それら構成要素語は、合わせてひとつの単語を形成していると見なし、それらをハイフンなしで結合する [条 32.5.2.2].

例. *Coluber novaehispaniae*, *Calliphora terraenovae*, *Cynips quercusphellos*（最後の語は宿主植物の二語名に基づいている）などのなかの種小名は、設立時には2個の単語として公表されたが、許容される。なぜなら、それらが合わせて単一の実体を示しているからである。ただし、*Aphis aquilegiae flava*（“*Aquilegia*の黄色いaphis”）のなかの語“*aquilegiae flava*”は、許容可能な種階級群名ではない。なぜならば、単一の実体の名称に基づいていない説明的な句だからである。

11.10. 誤同定を故意に用いること. ある種小名もしくは亜種小名を新しい名義属階級群タクソンのタイプ種として用いるとき、それを故意に過去の誤同定の意味で使用した場合には、その著者がその学名を用いたことは、新しい名義種を示しているものと見なされる。その種小名は、その新しい属階級群名と結合して新たに提唱されたかのように見なされ、それ自体の著者と日付をとって適格である（過去の誤同定の意味であることを明言して設立時に含められた種をタイプ種として固定することについては条67.13を見よ。設立時に含められた種をすでに設立されている名義属または名義亜属のタイプ種として後指定することについては条69.2.4を見よ）。

例. Leach (1817) が、名義属 *Plea* (異翅類) を設立するときに、*Notonecta minutissima* を単型によるタイプ種として固定した。しかし、学名 *N. minutissima* を、この二語名の原著者である Linnaeus (1758) の分類学的意味ではなく、Fourcroy (1785) 中の Geoffroy やその他の著者らが用いていた誤同定の意味で採用すると彼は明言した。この行為によって、Leach は実際に含まれるタクソンのために新しい名義種 *Plea minutissima* Leach, 1817 を設立し、(*Notonecta minutissima* Linnaeus ではなく) それを *Plea* のタイプ種として固定したものと見なされる。

## 条 12. 1931 年よりも前に公表された学名.

12.1. 要求. 適格であるためには、1931 年よりも前に公表された新学名はどれも、条 11 の条項を満たさなければならず、しかも、その学名が示すタクソンの記載または定義、もしくは指示が添えられていなければならない。

12.2. 指示. 本条の目的のためには、用語“指示”は次の各号のみを示す。

12.2.1. すでに公表されている記載または定義への文献参照. その記載または定義は、1758 年よりも前に公表された著作物に含まれていてもかまわないし、二語名式で一貫していない著作物に含まれていてもかまわないし、審議会によって抑制された著作物に含まれていてもかまわない（ただし、審議会が公表されなかったものとして扱うように裁定 [条 8.7] した場合はこの限りではない）。

12.2.2. 条 11.4.3 の条項を満たしていることを条件に、二語名式で一貫していない著作物の索引に学名を含めること。

12.2.3. ある適格名への新置換名の提唱. それが本規約の条項のどれかに要求されているか否かを問わない。

12.2.4. 適格な属名からの科階級群名の形成 [条 29].

12.2.5. 新しい属階級群名においては、当該種小名があいまいさなくある名義種階級群タクソンに帰することができることを条件に、1つまたは複数の適格な種小名をその属階級群名と結合して、あるいは、明らかにそれの下に含めて、あるいは、文献参照によって明らかにそれにあてはめて使用すること。

例. Dejean (1835) が甲虫の属階級群名 *Isarthron* を 8 つの種階級群名を添えて提唱した。それらは著者名つきで引用された (例えば, “*luridum* Fabr.”)。文献参照がなされていないものの、文脈からそれら小名はあいまいさなく名義種にあてはめることができ、したがって *Isarthron* は適格になった。

12.2.6. 新しい名義属と単一の新しい名義種をひとまとめにした記載または定義であって、各々の学名に対する指示を提供するもの。それら学名が新しいと言明されているか否かを問わない。

12.2.7. 新しい属階級群名もしくは新しい種階級群名の提唱であって、命名されるタクソンの描画を伴ったもの、あるいは、そのような描画への文献参照を伴ったもの。その描画が、1758年よりも前に公表された著作物や二語名式で一貫していない著作物、あるいは、審議会によって抑制された著作物のなかに含まれるものでもかまわない (ただし、審議会がその著作物は公表されなかったものと扱う裁定 [条 8.7] をしている場合はこの限りではない)。

12.2.8. 生物の仕業の記載 [条 23.3.2.3, 条 72.5.1]。

12.3. 除外. 次のもののどれかに対する言及は、それだけでは記載、定義、指示にはならない：通俗名、産地、層準、宿主、ラベル、標本。

### 条 13. 1930 年よりも後に公表された学名.

13.1. 要求. 適格であるためには、1930年よりも後に公表された新学名はどれも、条 11 の条項を満たさなければならず、さらに、

13.1.1. そのタクソンを識別するための形質を言葉で示した記載もしくは定義を伴わなければならない。あるいは、

13.1.2. すでに公表されている言明への文献参照を伴わなければならない。その言明が、1758年よりも前に公表された著作物や二語名式で一貫していない著作物、あるいは、審議会によって抑制された著作物のなかに含まれるものでもかまわない (ただし、審議会がその著作物は公表されなかったものと扱う裁定 [条 8.7] をしている場合はこの限りではない)。あるいは、

13.1.3. 明示的にある適格名に対する新置換名として提唱されなければならない。その提唱が本規約の条項のどれかに要求されているか否かを問わない。

勧告 13A. 識別の意図. 著者は、新しい名義タクソンを記載するにあたり、それに判別文 (その新しいタクソンを近縁もしくは類似のタクソンから識別する形質の要約) を含めることによって、そのタクソンを識別しようとする著者の目的を明確にするべきである。

勧告 13B. 言語. 著者は、新しいタクソンの判別文を動物学において国際的に広く使用されている言語で公表するべきである。それら判別文は、識別されるタクソンに関連する地域で用いられる

諸言語でも与えるべきである。

13.2. **科階級群名.** 適格であるためには、1930年よりも後に公表された新しい科階級群名はどれも、条13.1の条項を満たさなければならず、さらに、その科階級群タクソン内のその時点でその著者が有効だとして使用する適格な属名から形成しなければならない [条11.7.1.1, 29].

13.2.1. 1930年よりも後かつ1961年よりも前に最初に公表された科階級群名であって、条13.1の条項を満たしていないものは、2000年よりも前に有効だとして使われており、しかも1960年よりも後かつ2000年よりも前に、本規約の当該時点で効力があつた版の条13を明示して適用した著者によって拒否されたということがない場合に限り、その原公表の時点から適格である。

「規約第1～3版の規定に違反して使用し続けていたものを適格とする」という意味。

13.3. **属階級群名.** 適格であるためには、1930年よりも後に公表された新しい属階級群名(寄集群もしくは生痕化石タクソンに対して提唱されたものを除く)はどれも、条13.1の条項を満たすことに加えて、原公表中にタイプ種の固定 [条68] を伴うか、あるいは、明示的に新置換名 [条67.8] として提唱しなければならない。

13.3.1. 1931年よりも前に設立された属階級群タクソンの学名が1930年よりも後に新置換名で置換される場合、その名義タクソンのタイプ種がまだ固定されていない場合は、そのときにそれを指定しなければならない。

13.3.2. いつの時点で公表されたものであっても寄集群 [条66] に対して公表された学名は、タイプ種の固定を伴う必要がない。なぜなら、寄集群というものは、タイプ種をもたないものだからである [条42.3.1].

13.3.3. 2000年よりも前に属階級群レベルの生痕化石タクソンに対して公表された学名は、タイプ種の固定を伴う必要がない。しかし、そのような学名が、1999年よりも後に新置換名で置換される場合、タイプ種がまだ固定されていない場合は、そのときにそれを指定しなければならない [条66.1].

13.4. **新しい属階級群タクソンと新種のひとまとめの記載.** 新しい名義属または亜属と、そこに含まれる新しい名義種1種とのひとまとめの記載もしくは定義は、もしそれが“gen. nov., sp. nov.”あるいは同等の表現で示されているならば、条13.1.1の下で各々の学名に適格性が授与されるものと見なす(1999年よりも後にそのようにして記載された種階級群タクソンは、条16.4の条件も同時に満たさなければならない)。

13.5. **新しい科階級群タクソンと新属のひとまとめの記載.** 新しい科階級群タクソンと、学名がその新しい科階級群名の基になっている [条11.5] 新しい名義属1属のひとまとめの記載または定義は、条13.1.1の下で各々の学名に適格性が授与されるものと見なす。しかし、1930年よりも後にそのようにして公表された学名には、その新しい名義属にタイプ種が固定されないならば、いずれの学名にも適格性は授与されない [条13.2と13.3].

**勧告13C. 個別の記載と定義.** 著者は、ひとまとめの記載や定義の公表を避けるよう強く望まれる。新しい名義タクソンの各々について同一階級の別の諸タクソンと識別するべきである。

## 13.6. 除外.

13.6.1. 1930年よりも後に提唱された学名は、条12.2.2, 12.2.4 (ただし、条13.2.1を見よ), 12.2.5および12.2.7に列挙された“指示”という方法によって適格になることはない。

13.6.2. 1930年よりも後に提唱された学名であって現生の動物の仕業に基づくものは、動物命名法から除外する [条1.3.6].

**条 14. 学名や命名法的行為の匿名の著作権.** 1950年よりも後に匿名の著作権 [条50.1]で公表された新学名や命名法的行為は、それだけでは適格にはならない。1951年よりも前のそのような公表は、適格性をそこなわない。本条は、審議会が公表した命名法的行為には適用しない。

## 条 15. 1960年よりも後に公表された学名および命名法的行為.

15.1. **条件付きの提唱.** 1960年よりも後に条件つきで公表された新学名や新しい命名法的行為は、それによっては適格とはならない。1961年よりも前に公表された新学名や新しい命名法的行為は、条件つきで提唱されていたとしても適格であり得る (タイプ固定に関する条項については、条67.2.5と67.5.3を見よ。条件つきで提唱された属名と同時に最初に公表された種階級群名については、条11.9.3.6と51.3.3を見よ。また、仮の結合で公表されたものについては、条11.9.3.4を見よ)。

15.2. 1960年よりも後に“変種”や“型”という用語を伴って提唱された学名は除外される。“変種”あるいは“型”の名称だと明示して1960年よりも後に公表された新学名は、亜種よりも低位と見なし、したがって、本規約によって規制されず [条1.1.1], その条項から除外される [条1.3.4, 45.6.3].

15.2.1. 1961年よりも前に“変種”や“型”に対して公表された学名については、条45.6.4を見よ。

## 条 16. 1999年よりも後に公表された学名.

16.1. **全ての学名：新しい名義タクソンを提唱する著者の意図は明示的であること.** 1999年よりも後に公表される新学名 (新置換名を含む) はどれも、「新」を意図したものであることを明示的に示さなければならない。

**勧告 16A. 学名が「新」を意図したものであることを明示的に示す方法.** 新置換名を含め新学名を提唱する著者は、自分の意図が不明確になることを避けるために、見出し中や提唱する学名を最初に使うところで、“*fam. nov.*”, “*g. nov.*”, “*sp. nov.*”, “*ssp. nov.*” のようなラテン語語句の適切な略記もしくは “*new family*”, “*new genus*”, “*new species*”, “*new subspecies*”, “*n. fam.*”, “*n. g.*”, “*n. sp.*”, “*n. ssp.*” などのような厳密に同等の表現を用いることによって、自分の意図を明確にすることが推奨される。略記 “*nom. nov.*” は、新置換名を示す場合に限定して用いるべきである。

用語 “*stat. nov.*” は用いるべきではない。しかし、亜種よりも下位の実体の過去の名称を種または亜種に対して適用することを示すためにこれが使用された場合は、亜種よりも下位の実体の過去の名称を新学名として設立するという、その使用者の意図が明示されたものとして受容するべきである (条45.5.1を見よ)。

16.2. **科階級群名：タイプ属を引用すること.** 1999年よりも後に公表された新

しい科階級群名は、条13～15の条項を満足することに加えて、タイプ属の学名（すなわち、その科階級群名を形成するときに基になった学名）の引用を伴わなければならない。

**勧告16B.** 同名の可能性や類似した学名などのまぎらわしさを避けるために、著者は、タイプ属の学名を引用するにあたっては、その著者権や公表の日付、さらにその属が設立された著作物の書誌事項も引用するのが望ましい。

**16.3. 属階級群名：生痕化石タクソンと寄集群.** 生痕化石タクソンに対して提唱された学名については条13.3.3を見よ。寄集群に対して提唱された学名については条13.3.2を見よ。

**16.4. 種階級群名：タイプ固定は明確になされること.** 1999年よりも後に公表された新種と新亜種の小名はどれも、原公表中に次の各号を伴わなければならない。ただし、新置換名（その学名が示す名義タクソンのタイプは自動的に固定される〔条72.7〕）を除く。

16.4.1. その名義タクソンへの、ホロタイプまたはシントタイプの明示的固定〔条72.2, 72.3, 73.1.1, 73.2および勧告73A, 73C〕、および、

16.4.2. ホロタイプやシントタイプが現存標本である場合には、それらがあるコレクション中に供託される（もしくは、されている）という意図の言明、および、そのコレクションの名称と所在を示した言明（勧告16Cを見よ）。

**勧告16C. タイプ標本の保存と供託.** 著者は、担名タイプが世界共通の参照基準であることを認識したうえで（条72.10を見よ）、学術標本コレクションを維持管理し、それらを保管しかつそれらを研究用に利用可能にする設備を有する研究機関（すなわち、勧告72Fの要件を満たしているところ）にタイプ標本を供託するべきである。

設備：標本庫などだけではなく、標本管理や貸出事務のシステムなども含んでいると思われる。

**勧告16D. タイプ標本を識別する情報の公表.** 著者は、タイプ標本を他の標本から区別するための情報を提供するにあたって（条16.4.1）、標本番号やラベル記載事項などについての情報を含めるべきである（推奨されるデータについては、勧告73Cと73Dを見よ）。

**勧告16E. シンタイプよりもホロタイプが好ましいこと.** 著者は、可能なかぎりシンタイプではなくホロタイプを選ぶべきである。

**勧告16F. タイプ標本の図示.** 新しい名義タクソンを設立する著作物のなかで、可能なかぎりホロタイプかシンタイプを図示して、そのタクソンに特徴的な形質を示すべきである。

**条17. 複数のタクソンや雑種由来のタクソンを示していることが判明した学名や、動物の一部分、発生段階の一部、異常な標本に基づいていることが判明した学名.** 次の各号に該当した学名であっても、その適格性は影響されない。

17.1. 原記載もしくは担名タイプ標本が、複数のタクソン、または複数のタクソンに所属する動物の体の複数の部分に関連していることがわかった場合。または、

17.2. 雑種由来であることが知られていたり、後にそう判明したタクソンに適用されている場合（条23.8も併せ見よ）。または、

17.3. 動物体の一部分のみ、片方の性、生活環の1段階、いくつかの似ていない複数世代のうちの1つ、多型種の1型やカストの1つ、1つの単為生殖

型、当該のタクソンの異常例である1標本のうちのどれかに基づいている場合（除外されるものについては、条 1.3 と 45.6 を見よ）。

**条 18. 不適切な学名と反復名.** 学名の適格性は、それが不適切であることや同語反復 [条 23.3.7] であることに影響されない。

**例.** *Polyodon*, *Apus*, *albus*, *sinensis* のような学名は、そのタクソンがもたない形質や分布を表示しているという異議を理由には拒否されない。*Bison bison* のなかの *bison* や *Troglodytes troglodytes troglodytes* のなかの *troglodytes* のような種階級群名は、同語反復であるという理由では拒否されない。

**条 19. 修正名, 不正な綴り, および強制変更の地位.**

**19.1. 不当な修正名と不正な綴り.**

19.1.1. 適格名の不当な修正名は、適格性の他の要求を満たしていることを条件に、適格名である [条 33.2.3]。しかし、不正な後綴りは、適格名ではない [条 33.3]。

19.2. **正当な修正名.** 正当な修正名は、不正な原綴りに取って代わり、正しい原綴りとして設立時の学名の著者権と日付を保持する [条 32.2.2, 33.2.2, 50.4]。

19.3. **複数原綴り.** 第一校訂者 [条 24.2] が採用しなかった方の原綴りは、不正な原綴りと見なされ、別個に適格になることはない [条 32.4]。

19.4. **強制変更.** 学名の適格性は、条 34 の条項の下でなされた強制変更には影響されない。

**条 20. 化石に与えられた *-ites*, *-ytes*, *-ithes* で終わる属階級群名.** 属階級群タクソンのひとつの適格名の全体あるいは語幹に接尾辞 *-ites*, *-ytes*, *-ithes* のどれかを付加して形成した学名であって、当該タクソンの現生メンバーから化石を区別するために適用され、かつ、新たな属階級群タクソンを設立しようという意図の明白な証拠を欠くものは、同名関係の原理の目的のために限り適格である。そのような学名は、あるタクソンの有効名 [条 23.1] としても、科階級群名の基礎 [条 11.7.1.4] としても使うことはできない。

*-ites*: 化石、鉱物、塩類、製品、身体の部分の属性などを示すギリシア語の接尾辞。

**例.** 属名 *Pectinites* および *Tellinites* Schlotheim, 1813 は、現生の属 *Pecten* Müller, 1776 および *Tellina* Linnaeus, 1758 に所属すると考えられる化石貝を示すのに使われていたものであり、同名関係の原理の目的のために限り適格である。化石である属階級群タクソンに対して提唱された学名であって (*Pentacrinites* Blumenbach, 1804 など)、単に現生動物の属の化石メンバーであることを示すためだけではないものは、本条に影響されず、適格であり得る。

## 章 5. 公表の日付

**条 21. 日付の決定.**

21.1. **採用すべき日付.** 著作物およびそこに含まれる学名や命名法的行為の公表の日付として採用すべき日付は、条 3 に規定する場合を除き、以下の条項にしたがって決定するものとする。

- 21.2. **特定される日付**. 著作物のなかで特定されている公表の日付は、反する証拠がないならば正しいものとして採用するものとする。
- 21.3. **不完全に特定される日付**. 公表の日が著作物のなかで特定されない場合、その著作物が公表された著作物として存在していることを示すもっとも早い日を公表の日付として採用するものとする。しかし、そのような証拠がないときには、採用すべき日付は、
- 21.3.1. 日ではなく月と年が特定されたり示されたりする場合は、その月の末日。もしくは、
- 21.3.2. 年だけが特定されたり示されたりする場合は、その年の末日。
- 21.4. **不正な日付**. 著作物のなかで特定されている公表の日付が不正であることがわかった場合、その著作物が公表された著作物として存在していることを示すもっとも早い日を採用するものとする。日についての証拠がないときは、条21.3の条項を準用する。
- 21.5. **分割発行された著作物の日付**. 1つの著作物の各分冊が別々の日に公表された場合、各々の分冊の公表の日付は個別に決定するものとする。
- 21.6. **幅をもった日付**. 著作物のなかで特定される公表の日付が幅をもった日付である場合、その著作物は、その幅の最後の日に公表されたものとする。ただし、そのようにして決定された日付が不正であることを示す証拠があったり、その著作物が分割して発行された証拠があったりする場合、公表の日付は、条21.3～21.5の該当する条項を準用して決定するものとする。
- 21.7. **特定されない日付**. 公表の日付が著作物のなかで特定されない場合、その著作物もしくはその分冊が公表された著作物として存在していることを示すもっとも早い日をその著作物やその分冊の公表の日付として採用するものとする。日についての証拠がないときは、条21.3の条項を準用する。
- 21.8. **別刷りと前刷りの先行配布**. 2000年よりも前に、ある記事を公表すべき著作物の特定された公表日付に先立って別刷りを配布した著者は、それによってその著作物の公表の日付を早めたことになる。1999年よりも後に行った別刷りの先行発行は、そうではない。ただし、前刷りは、固有の公表の日付がはっきりと銘記されているため、それらの発行日から公表された著作物であり得る（用語集：“別刷り”，“前刷り”を見よ）。

**勧告 21A. 特定された日付ではない日付での公表**. 著者、編集者、出版者は、一冊丸ごとでも分冊ごとでも、特定された公表日付以外の日に初めて著作物を公表したり公表するのを許したり配布したりするべきではない。特定された公表日付よりも前に別刷りを受け取った著者は、その著作物が本当に公表されたことを確かめるまでは、それらを配布するべきではない。

**勧告 21B. 関連データの同時公表**. 編集者や出版者は、著者から投稿された記事で、タイプ固定を含め新学名の適格性に影響するそのすべてを、同じ著作物中に同じ日付で公表するように要求するべきである [勧告 10A]。

**勧告 21C. 日付の特定**. 編集者や出版者は、著作物、双書を構成する各々の分冊、分割刊行される著作物などの公表日を表示するべきである。分割して出版される分冊よりなる巻では、各々の分冊およびそれを構成する実際のページ、プレート、マップ、その他の公表日を特定するべきである。

**勧告 21D. 日付情報の保存**. 司書は、公表の日付に関連する情報、その著作物もしくはその分冊の目次、図書館の受領日あるいは受領日付などを載せている表紙やページを、取り払ったり製本者



が取り払うのを許可したりするべきではない。

**勧告 21E. 別刷りと前刷り上の文献情報.** 著者、編集者、出版者などは、別刷りが確かに原著物の完全な書誌事項の引用（公表の日付を含む）を含み、かつ、その著作物と同一のページ付けをもつようにするべきである。前刷りにはそれぞれ固有の日付をつけ、前刷りであることを明らかにしておくべきである。

**勧告 21F. 日付の訂正.** 新学名または他の命名法的行為の著者がそれを含む著作物のなかで特定された日付が正しくなかったり不完全であることに気づいたならば、その著者は、なにか適切な方法で訂正を公表するべきである。

**条 22. 日付の引用.** ある学名の公表の日付を引用する場合は、著者名に続ける（条 51 を見よ）。

**勧告 22A. 引用.**

**22A.1. 日付の引用.** あるタクソンを扱う著作物中で少なくとも一度、学名の公表の日付（およびその著作権。条 50 を見よ）を引用することを強く勧告する。これは、同名の場合や、原結合中でない種階級群名の場合、特に重要である。

**22A.2. 引用方法.** ある学名の公表の日付を引用するにあたり、著者は、

**22A.2.1.** 著者名と日付の間にカンマ 1 個以外のものを挿入するべきではない。

**22A.2.2.** もし実際の公表の日付と著作物中で特定される日付（奥付の日付）とが異なるならば、実際の公表の日付を引用するべきである。ただし、

**22A.2.3.** 実際の日付と奥付の日付の両方を引用したい場合、はじめに実際の日付を引用し（上記のように）、それに情報のために奥付の日付を続け、丸括弧もしくは角括弧と引用符でくるむべきである。条 40.2.1 の下で維持されている科階級群の置換名の日付に対する丸括弧の異なる用法については、勧告 40A を見よ。

**例.** *Ctenotus alacer* Storr, 1970 (“1969”), *Ctenotus alacer* Storr, 1970 [“1969”], *Ctenotus alacer* Storr, 1970 (imprint 1969), *Ctenotus alacer* Storr, 1970 (not 1969) などは、1970 年に公表されたにもかかわらず 1969 年という奥付の日付をもった著作物中で設立された。*Anomalopus truncatus* (Peters, 1876 [“1877”]) は、1876 年に公表されたにもかかわらず 1877 年という奥付の日付をもった著作物中で、*Anomalopus* ではない属と結合して設立された。

**22A.3. 変更された結合での日付.** 結合が変更された学名において種階級群名の原公表の日付を引用する場合、その日付は、原著者名をくるんでいるのと同じ丸括弧でくるむべきである [条 51.3]。

**例.** *Limax ater* Linnaeus, 1758 は、この種を属 *Arion* に含めるときは、*Arion ater* (Linnaeus, 1758) と引用するべきである。

第 3 版までは、命名者名と日付の間にカンマ 1 個を置くように勧告されていたが、第 4 版では、勧告 22A.2.1 によりスペースで区切るだけの表記法も勧告違反ではなくなった。

また第 3 版には、「当該学名を含む著作物が日付を特定している場合、その日付を丸括弧や角括弧にくるむべきではない」、「日付が特定されないが当該著作物そのものに由来する証拠によって示されるならば、日付もしくはその一部分を丸括弧でくるむべきである」、「日付が外的な証拠のみによって示されるならば、日付もしくはその一部分を角括弧でくるむべきである」という勧告があったが、第 4 版ではこれらは削除された。ただし、『Official List』などでは上の表記法が用いられている。

## 章 6. 学名と命名法的行為の有効性

**条 23. 先取権の原理.**

**23.1. 先取権の原理の声明.** あるタクソンの有効名は、そのタクソンに適用される最も古い適格名である。ただし、本規約の条項のどれかによってある

いは審議会のなんらかの裁定によってその学名が無効にされていたり別の学名に優先権が与えられていたりする場合はこの限りではない。この理由から、異名の有効性 [条23.3.1]、同名の相対的優先権 [条53～60]、綴りの正・不正の別等 [条24, 32]、および、命名法的行為（第一校訂者の原理 [条24.2] の下で行われる行為や担名タイプの固定 [条68, 69, 74.1.3, 75.4] など）に先取権を適用する。

23.1.1. 特定の科階級群名に関する例外については条35.5と条40を見よ。

23.1.2. 同名であって不使用の科階級群名については、条55.3.1.1を見よ。

23.1.3. 特定の属階級群名が先取権の原理の適用から除外される状況については、条20と23.7を見よ。

23.1.4. 特定の種階級群名が先取権の原理の適用から部分的に除外される状況については、条23.7.3と23.8を見よ。

23.2. 目的。先取権の原理は、本規約の目的（前文を見よ）にしたがい学名の安定を促進するために使用するものとする。慣れ親しんだ意味で長く受け入れられてきた学名を、その古参異名あるいは古参同名である学名を導入することによって（そういう場合については条23.9を見よ）、あるいは、先立つもののそれまで気づかれていなかった命名法的行為の発見に連なって執られる行為を通じて（たとえば、先立つタイプ固定。そのような場合については条70.2と75.6を見よ）、覆すのに使用しようとするものではない。

23.3. 異名関係への適用。先取権の原理が求めるものは、科階級群、属階級群、種階級群のどれかひとつにおいて、過去に設立された複数の名義タクソンを統合して形成したある階級の単一のタクソンが、先取権の原理 [条23.1] とその目的 [条23.2] にしたがって決定される学名を、科階級群名の場合には必要ならば接尾辞を変えて [条34]、その有効名とすることである。

例。属 *Aus* 1850 と *Cus* 1870、および亜属 *Bus* 1800（属 *Xus* 1758 から移動）を統合して作られた属の有効名は、*Bus* 1800 である。

23.3.1. ある名義タクソンの学名の先取権は、科階級群、属階級群、種階級群のどれかひとつにおけるそのタクソンの階級の上昇や下降には影響されないし [条36, 43, 46]、階級の変更に伴う科階級群名接尾辞の強制変更 [条34] にも影響されない。

23.3.2. 先取権の原理は、次の各号にも適用する。

23.3.2.1. ある動物の体全体よりも前にその一部分が命名された場合。あるいは、

23.3.2.2. 1つの種の複数の世代、型、発生段階、性などが別々の名義タクソンとして命名された場合。あるいは、

23.3.2.3. ある現生動物そのものに対して設立されるよりも前に、その動物の仕業に基づいて1931年よりも前に学名が設立された場合（生痕化石タクソンについては、条23.7を見よ）。

23.3.3. 先取権の原理は、種の集群を示すために属階級群名の後ろに丸括弧にくるんで追加的に挿入された種小名、または、亜種の集群を示すために種小名と亜種小名の間に丸括弧にくるんで挿入された亜種小名

条23.1.1. 審議会事務局の指示にしたがい、英語版、仏語版と異なる表現にしてある。

に適用する [条 6.2]. そのような挿入された小名の優先権は、種階級群においてその学名がもつ優先権と等しい (条 11.9.3.5 を見よ).

23.3.4. 先取権の原理は、亜種よりも低位の実体に適用される名称には適用しない. それらが動物命名法から除外されるからである [条 1.3.4]. そのような実体に対して公表された名称が後に種や亜種に対して設立されたならば (条 10.2, 45.5, 45.6 を見よ), そのときは、先取権の原理は、その設立の結果としてその学名が適格となった日付より適用する.

23.3.5. 先取権の原理が求めるものは、あるタクソンに対して使用されている学名が不適格であるか無効であることが分かったなら、その学名を、同一階級群の包含される方のタクソン (例えば、属のなかの亜属) の学名を含めその異名のなかで次に古い適格名によって (その学名がそれ自体無効でないことを条件に) 置換しなければならないことである. 拒否名に潜在的に有効な異名がひとつもないならば、それに代わり新しい代用名 (条 60.3 を見よ) を設立しなければならない.

**例.** 属 *Aus* 1850 は、有効名 *Aus* 1850, *Bus* 1900, *Cus* 1860 をもつ亜属を含むと考えられている. 学名 *Aus* が不適格あるいは無効だと判明した場合、その属の学名と名義タイプ亜属は、*Cus* 1860 になる. ただし、かつての亜属 *Aus* (*Aus*) に *Dus* 1855 という異名がある (すなわち *Aus* が *Dus* のタイプ種を含む) ときは、この属の学名は *Dus* 1855 になる.

23.3.6. 先取権の原理は、ある適格名が新参異名として扱われるとき、それに適用し続ける. そのような学名は、その異名関係がまちがっていると考える著者によって、あるいは、その古参異名が不適格もしくは無効だとわかった場合に、あるタクソンの有効名として使用され得る (最初から新参異名として公表された学名については、条 11.6 を見よ).

23.3.7. 先取権の原理に照らして有効な適格名は、その著者によってであっても、不適切または同語反復 (例については、条 18 を見よ) あるいは不正な綴り (このような学名は有効であり続ける. ただし、正しい形においてである. 条 19 を見よ) といった理由では、拒否されないものとする.

23.4. **同名関係への適用.** 先取権の原理は、種階級群の二次同名を含む同名の相対的優先権が、先取権の原理 (条 23.1 と 23.2 を見よ) と同名関係の原理 [条 52] にしたがって決定されることを要求する. 同時に公表された同名への先取権の原理の適用については、条 24 を見よ.

23.4.1. 先取権の原理は、科階級群名そのものかまたはそのタイプ属の学名が新参同名だと判明した場合、科階級群名に適用する. このような場合は、それぞれ条 55 と条 39 を見よ.

23.5. **綴りへの適用.** 先取権の原理は、適格名の綴りに適用する. ただし、不正な綴りが条 33.3.1 にしたがって保存されていたり科階級群における不正な綴りが条 29.4 や 29.5 にしたがって保存されている場合はこの限りではない (不当な修正名の保存については条 33.2.3.1 を見よ).

23.6. **命名法的行為への適用.** 先取権の原理にしたがい、学名もしくは名義タ

クソンに関係して次のいずれかを達成する目的で執られた最初の命名法的行為は、そういう行為として唯一有効な行為となる。すなわち、第一校訂者の原理〔条24.2〕の下で執られる行為、タイプ種の固定〔条68, 69〕、属階級群タクソンに名義種を初めて含めること〔条67.2〕、レクトタイプ〔条74.1.3〕やネオタイプ〔条75.5〕の指定（科階級群におけるタイプは自動的に固定されるので〔条63〕後世の固定の対象ではない、しかし、1999年よりも後に公表された学名については、条16.2を見よ）。

23.7. 寄集群と生痕化石タクソンへの適用。同名関係の原理〔条55, 56, 57〕の適用を除き、

23.7.1. 明示的に寄集群に対して設立された学名は、他の属階級群名とは先取権を競わない。

23.7.2. 名義属階級群タクソンに対して設立されたが、後に寄集群に対して使用されるようになった学名は、そのように使われている限り、他の属階級群名とは先取権を競わない（条67.14も併せ見よ）。

23.7.3. 生痕化石タクソンに対して設立された学名は、（たとえその生痕化石を形成した、もしくは、形成したかもしれない動物に対するものであったとしても）動物に対して設立された学名とは先取権を競わない。

例. Krebs (1966) は、Kaup (1835) が *Chirotherium* と命名した足跡を三畳紀の化石爬虫類 *Ticinosuchus* Krebs, 1965 と結びつけた。そのことで *Ticinosuchus* を *Chirotherium* の新参異名として拒否してはならない。

23.8. 雑種に基づいて設立された種階級群名への適用。後に雑種だとわかった動物に対して設立された種階級群名〔条17〕は、その親種に対する他のすべての適格な小名よりも古かったとしても、親種に対する有効な小名として使用してはならない。そのような種階級群名は同名関係に入り得る。雑種起源であるタクソンに基づいた学名については、条17.2を見よ。

23.9. 優先権の逆転。先取権の原理の目的〔条23.2〕にしたがって、その適用を次のように緩和する。すなわち、

23.9.1. 次の条件が両方とも当てはまる場合は、慣用法を維持しなければならない。すなわち、

23.9.1.1. 古参異名または古参同名の方が、1899年よりも後に有効名として使用されていないこと。かつ、

23.9.1.2. 新参異名または新参同名の方が、特定タクソンに対する推定有効名として、直近50年の間で10年間を下回らない期間中に、少なくとも10人の著者によって公表された少なくとも25編の著作物中で使用されていること。

23.9.2. 条23.9.1の条件が両方とも当てはまることを見つけた著者は、その2つの学名を共に引用して、若い方が有効であることとその行為が本条にしたがって執られたものであることを明確に述べるべきである。同時に、その著者は、条23.9.1.2の条件に当てはまる証拠を挙げ、その著者の知るかぎり条23.9.1.1の条件が適用されることも述べなければならない。その行為の公表の日付から後、若い方の学名が古い方

条23.9.1:「慣用法」の定義ではない。

推定有効名: presumed valid name. 古参名を見落としているかどうかをわからずに、当然のように有効名として認められている学名のこと。

の学名に勝る優先権をもつ。引用する場合、若い方であるのに有効である学名は擁護名という用語で、また、古い方であるのに無効である学名は遺失名という用語で地位を示さなければならない(用語集を見よ)。主観異名関係の場合、2つの学名を異名と見なさないときはつねに、古い方の学名を有効だとして使用し得る。

**例.** 名義タクソン *Aus xus* Schmidt, 1940 と *Aus wus* Jones, 1800 をひとつの分類学的種に含めることによって形成した種の有効名は、*Aus wus* Jones, 1800 である。しかし、条 23.9.1.1 と 23.9.1.2 の条件がともに当てはまるならば、そのときは(審議会が別の裁定を下していないならば) *Aus xus* Schmidt, 1940 がその種の有効名になる。しかし、それら名義タクソンが別々の分類学的種を指しているのであれば、それらの学名は *Aus xus* Schmidt, 1940 および *Aus wus* Jones, 1800 である。一方、それら 2 タクソンが単一種の別亜種として扱われるならば、そのときはそれらの学名は、*Aus xus xus* Schmidt, 1940 および *Aus xus wus* Jones, 1800 であり、*Aus wus xus* Schmidt, 1940 および *Aus wus wus* Jones, 1800 ではない。

**勧告 23A. 抑制が望ましい場合.** 慣用法を維持するために条 23.9.2 の下の行為を行うのに加え、もし著者の意見で当該 2 学名の相対的優先権の変更よりもむしろ古参名の抑制が望ましいと考えるなら、その著者は、裁定を求める適切な勧告を添えてその案件を審議会に付託するべきである。

23.9.3. 条 23.9.1 の条件に当てはまらないが、それにもかかわらずある著者が、古い方の異名や同名を使用すると安定性や普遍性を損ねたり混乱を引き起こしたりするかもしれないと考え、そのために、若い方の異名や同名の使用を維持したいと思うならば、その著者は、強権 [条 81] の下の裁定を求めてその案件を審議会に付託しなければならない。その案件の審議中は、新参名を維持するものとする [条 82]。

23.9.4. もし、その案件が科階級群名における同名関係のひとつであって、タイプ属の学名が同一ではないが類似していることに起因したものであるならば、条 55.3 を見よ。

23.9.5. ある使用中の種階級群名が同じく使用中の別の種階級群名の新参一次同名 [条 53.3] であるがそれら学名が 1899 年よりも後には同属だと考えられていない別のタクソンに適用されているということが見つかった場合、著者は自動的にその新参同名を置換してはならない。その案件は、強権の下の裁定を求めて審議会に付託しなければならない。その間、両方の学名の慣用法を維持するものとする [条 82]。

23.9.6. 条 23.9.1 に違反する学名の故意の使用、あるいは、異名リスト中にある学名を掲げること、あるいは、要旨集中もしくは学名の語集その他の索引やリスト中に単に羅列することは、条 23.9.1.1 および 23.9.1.2 の下で決定される用法として数えてはならない。

23.10. **優先権のまちがった逆転.** 条 23.9.2 の下で執られた行為が条件 23.9.1.1 および 23.9.1.2 に当てはまらないという点でまちがっていたことが後になってわかった場合、その案件は、審議会に付託するものとする。審議会が裁定を下すまでは慣用法が維持されなければならない [条 82] (すなわち、そのようなまちがった行為が生じたことを見つけた著者は、古い方の異名や同名を自動的に使用してはならない)。

- 23.11. **先取権の厳格な適用が望まれる場合.** 条23.9.1の条件に当てはまるときに慣用されている学名をそれよりも古い異名で置き換えたいと望む場合、その著者は、強権 [条81] の下の裁定を求めて審議会に提訴しなければならない。
- 23.12. **規約旧版の条23bの下で拒否された学名.** 1961年11月6日と1973年1月1日の間の期間に、“遺失名”(用語集を見よ)であるという理由から、これら2つの日付の間の期間中に効力があった規約の条23bを明示して適用した著者によって拒否された学名は、慣用されている新参異名に勝る優先権を与えられないものとする。ただし、審議会がより古いにもかかわらず拒否された学名が優先権をとると裁定した場合はこの限りではない。
- 23.12.1. 本条中の用語“拒否された”は、厳密に解釈しなければならない。ある学名を単に無視しただけでは拒否したことにはならない(当時効力のあった条23bに言及していたとしても)。拒否名は、引用されていなければならない。しかも、その学名の新参異名がその学名の代わり有効名として使用されていなければならない。
- 23.12.2. 旧版の条23bの下で拒否された学名は、それがもはや別の学名の異名だと見なされなかったり、その異名自体が本規約の条項の下で無効であったりするならば、他に無効である理由がないときは、有効であるとして使用することができる。

## 条24. 同時に公表された学名、綴り、もしくは行為の間の優先権.

- 24.1. **学名の優先権の自動的決定.** 同名または異名が、同時に、しかし科階級群、属階級群、種階級群のどれかひとつのなかの別々の階級で公表された場合、より高い階級で公表された学名が優先権をとる[条55.5, 56.3, 57.7]。あるタクソンとその名義タイプ従属タクソンに対する、同時だが別々のタイプ固定の優先権については、条61.2.1を見よ。

**例.** 同時に設立された種階級群名 *vulgaris* Schmidt と *sinensis* Chang は異名だと考えられている。ある種に対して提唱された *sinensis* が *vulgaris* に対して優先権をとる。なぜなら後者は亜種に対して提唱されたからである。

### 24.2. 第一校訂者による決定.

- 24.2.1. **第一校訂者の原理の声明.** 学名間もしくは命名法的行為間の優先権が客観的に決定し得ない場合、優先権は、公表された著作物中にそれら学名もしくは行為を引用した上でそれらのなかからひとつを選定した最初の著者の行為によって決定される。この著者を“第一校訂者”という。
- 24.2.2. **第一校訂者による学名もしくは行為の優先権の決定.** 複数の学名(同一のタイプに基づいているか別々のタイプに基づいているかにかかわらず)。綴りが異なっても同じかにかかわらず。もしくは複数の命名法的行為が同一著作物中か別々の著作物中かにかかわらず同一の日付で公表された場合、それら学名もしくは行為の優先権は、第一校訂者によって固定される。ただし、条24.1が適用される場合はこの限りではない。

例. 学名 *Strix scandiaca* と学名 *S. nyctea* (鳥類) は Linnaeus (1758) によって一緒に公表されたものであり、主観異名だと考えられている。Lönnberg (1931) が第一校訂者として振る舞い、学名 *Strix scandiaca* に優先権を与えた。よって、その種 (シロフクロウ) の有効名は *Nyctea nyctea* (Linnaeus, 1758) ではなく *Nyctea scandiaca* (Linnaeus, 1758) である。

24.2.3. **正しい原綴りの選定.** ある学名が原著作物中で複数の綴り方で綴られている場合、それらを一緒に引用しそれらのなかからひとつを正しいものとして選定した最初の著者は、第一校訂者である。選定された綴りは (条 32.4 または 32.5 の下で不正でないならば)、それによって正しい原綴りとして固定される。それ以外の綴りはどれも、不正である (したがって、不適格である [条 32.4])。

24.2.4. **原著者は綴りの第一校訂者と見なし得る.** 同一の学名のふたつの異なる原綴りの著者もしくは共著者のひとりが、後になって著作物 (著者や出版社による正誤表を含む) 中でそれら学名のうちのひとつを有効名として使用した場合で、しかも、それら学名のいずれもがそれよりも前に第一校訂者によって正しい綴りとして選定されていない場合は、その著者を第一校訂者と見なすものとする。この場合、その著者が両方の学名を一緒に引用しているかどうかにかかわらず (有効だとして使用された学名が正しい原綴りになる)。

24.2.5. **第一校訂者による不要な行為.** 学名、綴り、行為などの優先権が客観的に決定し得ることが後世に示された場合、第一校訂者の行為は取り消される。

勧告 24A. **第一校訂者の行為.** 本条の意味における第一校訂者として振る舞うとき、著者は、命名法の安定と普遍性にもっともよく寄与するであろう学名、綴り、命名法的行為を選ぶべきである。

勧告 24B. 同じ綴りの学名からひとつを選ぶ第一校訂者は著者権の帰属に関するその時点での一般的意見にしたがうべきである。第一校訂者として振る舞い、同一もしくは別々の著作物中で同一日に公表された同じ綴りの学名の優先権を決定しようとする動物学者は、関連する著者による選定意見が知られているならそれにしたがうよう推奨される (条 50.6 を見よ)。

## 章 7. 学名の形成と扱い

条 25. **学名の形成と扱い.** 学名は、条 11 および条 26 ~ 34 の該当する条項にしたがって形成され運用されなければならない (付録 B 「一般勧告」も併せ見よ)。

勧告 25A. **略記.** 公表された著作物中である学名に最初に言及するときは、すべての構成要素を略さずに書くべきである。その後、二語名や三語名の一部に略記を用いる場合、その略記はあいまいでないやり方で行うべきであり、それが短縮していない単語だと誤解されないようにするために、常に終止符 (ピリオド) を添えるべきである。

例. 蚊の学名 *Aedes aegypti* は、最初に言及するときはそのように書くべきである。しかし、その後は、*A. aegypti* (*Aedes aegypti aegypti* は *A. a. aegypti*) としてもよい。ただし、(例えば、*Anopheles* と) 混同されるかも知れないときは、*Aedes aegypti* は *Ae. aegypti* のように略記してもよい (あいま

いでないように、*Anopheles* のある種には *An. maculipennis* などとして用いる。

**勸告 25B. 由来.** 著者は、新学名を公表するにあたり、その由来を述べるべきである。

**勸告 25C. 新学名を形成する著者の責務.** 著者は、新学名を形成するときに、後の使用者のことを考えて学名を選定するように、かつ、可能な限り、その学名が適切で、簡潔で、語呂がよく、覚えやすく、無礼でないように、十分に注意し配慮するべきである。

**条 26. 学名におけるギリシア語またはラテン語の仮定.** ある学名の綴りもしくはある複合名 [条 31.1] を構成する最後の要素語の綴りがギリシア語もしくはラテン語のある単語と同じであるとき、その学名もしくはその要素語は、その学名を適切にしたときに著者が異なることを述べていない限り、それら言語の単語だと見なす。

**条 27. 区別的発音符や他の記号.** 区別的発音符、(アポストロフィなどのような) その他の記号、および文字 a と e や文字 o と e の連結 (æ や œ) は、学名中に用いないものとする。ハイフンは、条 32.5.2.4.3 に定めるものに限って使用するものとする。

**条 28. 頭文字.** 設立時にどのように公表されたかに関わりなく、科階級群名、属階級群名、科階級群よりも高位のタクソンの学名はいずれも、大文字の頭文字で書き始めなければならない。種階級群名は、小文字の頭文字で書き始めなければならない。

**勸告 28A. 先頭の語.** 種階級群名は、それが大文字の頭文字で書き始められることを避けるために、文頭の語として配置するべきではない。

**条 29. 科階級群名.**

**29.1. 科階級群名の形成.** 科階級群名は、タイプ属の学名の語幹 [条 29.3] もしくは全体 [条 55.3] に条 29.2 に定める接尾辞を付加することによって形成する。

**29.2. 科階級群の接尾辞.** 接尾辞 -OIDEA は上科名に、-IDAE は科名に、-INAE は亜科名に、-INI は族名に、-INA は亜族名に用いる。これら接尾辞は、科階級群の他の階級において用いてはならない。科階級群内のこれら以外の階級におけるタクソンの学名の接尾辞はこれを規定しない。

**29.2.1. 科階級群名の接尾辞と同じ綴りの語尾を有する属階級群および種階級群における学名は、本条に影響されない。**

**例.** 科階級群よりも低い階級にある次のタクソンは、科階級群名の接尾辞と同じ綴りの語尾をもっているからといって何ら影響されない：属 *Ranoidea* (両生類)；種 *Collocalia terrareginae* (鳥類)、*Concinnia martini* (爬虫類)、*Hyla mystacina* (両生類)。

**29.3. タイプ属の学名中の語幹の決定.** 科階級群名の語幹は、そのタイプ属 [条 63] の学名に基づき、次のように決定する。

**29.3.1. ある属名がギリシア語もしくはラテン語の単語であるかまたはそ**



れに終わるとき、あるいはギリシア語もしくはラテン語の接尾辞に終わるとき、本規約の目的のための語幹は、適切な属格単数形の格語尾を取り払うことによって形成する。

例. *Coccinella* (属格 *Coccinellae*, 語幹 *Coccinell-*) からは科名 *COCCINELLIDAE* ができる。同様に、*Culex* (属格 *Culicis*, 語幹 *Culic-*) からは *CULICIDAE*, *Reduvius* (属格 *Reduvii*, 語幹 *Reduvi-*) からは *REDUVIIDAE*, *Archaeopteryx* (属格 *Archaeopterygis*, 語幹 *Archaeopteryg-*) からは *ARCHAEOPTERYGIDAE* ができる。

29.3.1.1. そのようにして形成した語幹が *-id* に終わるとき、それら文字は、科階級群接尾辞を付加する前に取り除いてもよい。しかし、取り除かない形が慣用されているならば、それが原綴りであるか否かにかかわらず、その綴りを維持するものとする。

例. 科階級群名 *HALIOTIDAE*, *HALIOTOIDEA* は、*HALIOTIDIDAE*, *HALIOTIDOIDEA* に変えない。*Haliotis* の語幹は *Haliotid-* ではあるが、後者の綴りは慣用されていないからである。

29.3.2. ある属の学名が語尾を換えてラテン語化したギリシア語単語であるかまたはそれに終わるとき、その語幹は、ラテン語化された語に即して、条 29.3.1 によって決定する。

例. 第二部分がギリシア語単語 *keras* をラテン語化したものである属名 *Leptocerus* においては、科階級群名の形成のための語幹は *Leptocer-* であり、それがラテン語化されていなかったならばとてであろう *Leptocerat-* ではない。

29.3.3. ある属名がギリシア語でもラテン語でもない単語であるかまたはそれに終わるとき、もしくは文字の任意組合せであるとき、本規約の目的のための語幹とは、新しい科階級群タクソンを設立した著者が採用した語幹であり、属名全体 (条 29.6 を見よ) か、属名全体から語尾を取り払ったものか、より語呂のよい科階級群名にする目的で属名全体にひとつ以上の適切な連結文字を結合させたものかのいずれかである。

29.4. 設立時に形成された語幹の受容. 1999年よりも後において、ある新しい科階級群名が、ギリシア語もしくはラテン語の単語であるかまたはそれに終わる属名、あるいはギリシア語もしくはラテン語の接尾辞に終わる属名に基づいているが、その由来が条 29.3.1 もしくは 29.3.2 の文法手続きにしたがっていないとき、次の場合はその原綴りを正しい原綴りとして維持しなければならない。

29.4.1. それが正しく形成された接尾辞 [条 29.2] をもち、しかも、

29.4.2. その語幹がタイプ属の学名からあたかもそれが文字の任意の組合せ [条 29.3.3] であるかのようにして形成されている場合。

例. ある著者が、属名 *Prorex* (属格: *Proregis*) に基づいて学名 *PROREXIDAE* を 1999年よりも後に提唱するならば、条 29.3.1 の下では綴り *PROREGIDAE* が本来ではあるが、*PROREXIDAE* という綴りを維持するものとする。

29.5. **現行の綴りの維持.** ある科階級群名の綴りが条29.3にしたがって形成されていないが慣用されているならば、その綴りを維持するものとする。それが原綴りであるかどうかにかかわらず、また、タイプ属の学名からの由来が条29.3.1と29.3.2の文法手続きにしたがっているかどうかにかかわらない。

29.6. **科階級群名における同名関係の回避.** 新しい科階級群名を設立したいと望む著者は、タイプ属の学名から適切な語幹をすることによって、すでに設立されている既知のあらゆる学名との同名関係を避けなければならない（現行の科階級群名間の同名関係の制限については、条55.3.1を見よ）。

**勧告29A. 科階級群名間の同名関係を避ける好ましい方法として属名全体を語幹として使用すること.** 新しい科階級群名とすでに設立されている科階級群名の間で、それぞれのタイプ属が同じ綴りの（条29.3によって決定される）語幹をもつことに起因する同名関係を避ける方法として、著者は、新しい科階級群タクソンのタイプ属の学名全体を語幹として用いることが望ましい。

**例.** タイプ属 *Mirum* に基づいた新しい科名を提唱する場合、その語幹を *Mirum-* として学名 *MIRUMIDAE* を作ることによって、*MIRIDAE* Hahn, 1833（異翅類、タイプ属 *Miris* Fabricius, 1794）との同名関係を避けることができる（審議会は意見書898（1970年）において、同様の方法にしたがい、*Mira* Schellenberg, 1803（膜翅類）の語幹を *Mira-* であると裁定し、それによって科階級群名 *MIRINI* Achmead, 1900 を *MIRAINI* に改め、*MIRIDAE* Hahn との同名関係をなくした）。

**条30. 属階級群名の性.** ある属階級群名の性は、本条の条項によって決定する。

30.1. **ラテン語もしくはギリシア語の単語から作った学名の性.** 条30.1.4が定める例外を除き、

30.1.1. 属階級群名であって、ラテン語の単語であるかまたはそれに終わるものは、標準的ラテン語辞書のなかでその単語に与えられている性をとる。それが複数の要素語から作られた複合語であるとき、性は、最後の要素語によって与えられる（名詞の場合、その名詞の性。ラテン語接尾辞などその他の要素語の場合には、その要素語に特有の性）。

**例.** *Felis* と *Tuba* は女性。 *Salmo*, *Passer*, *Ursus*, および *Turdus* は男性。 *Argonauta* は最後の名詞 *nauta*（水夫、男性）を根拠に男性。 *Lithodomus* は最後の名詞 *domus*（家、女性）を根拠に女性。 *Anser*（ガチョウ）は男性形で終わる学名なので男性。 *Anseranas* は女性（名詞2語からなる複合名で、*Anser* は男性だが、最後の名詞 *anas*（アヒル）は女性）。 *Anserina*（*Anser* と接尾辞 *-ina*）は女性。 *Oculina* は女性（ラテン語男性名詞 *oculus* と女性接尾辞 *-ina* よりなる）。 *Orca*（*orca* = 胴が膨らんだ壺より）は女性。 それに接尾辞を付加して作った学名である *Orcaella* は女性、 *Orcinus* は男性。

30.1.2. 属階級群名であって、ラテン文字への換字のみを施しそれ以外変更していないギリシア語の単語であるかまたはそれに終わるものは、標準的ギリシア語辞書のなかでその単語に与えられている性をとる。

**例.** ギリシア語名詞をそのままラテン文字に換字しただけで、学名の全体もしくはその一部となっているもの：*Ichthyornis* は、語尾 *-ornis*（*ornis*）に終わるので、男性。 *Lepas*（*lepas*）は女性。

*Diadema* (diadema) は中性. *-caris* (caris), *-gaster* (gaster), *-lepis* (lepis), *-opsis* (opsis) に終わる学名は女性. *-ceras* (keras), *-nema* (nema), *-soma* (soma), *-stigma* (stigma), *-stoma* (stoma) に終わる学名は中性.

30.1.3. 属階級群名であって、語尾を換えてラテン語化したり、ラテン語接尾辞もしくはラテン語化した接尾辞を付加してラテン語化したりしたギリシア語単語であるものは、その換えた語尾もしくはそのラテン語接尾辞に標準的な性をとる.

例. *-os* (男性もしくは女性), *-e* (女性), *-a* (中性), もしくは *-on* (中性) に終わるギリシア語をラテン語化したラテン語性語尾 *-us* をもつ学名は、男性である. 例えば, *-cephalus* (kephale), *-cheilus* と *-chilus* (cheilos), *-crinus* (krinon), *-echinus* (echinos), *-gnathus* (gnathos), *-rhamphus* (rhampos), *-rhynchus* (rhynchos), *-soma* (soma), *-stethus* (stethos), *-stomus* (stoma). *-on* に終わるギリシア語をラテン語化したラテン語性語尾 *-a* に終わる学名は、女性である. 例えば, *-metopa* (metopon). ギリシア語 *-keras* (中性) に由来する学名は、ギリシア語語尾を単に *-ceras* と換字しただけのものは中性のままだが、語尾 *-cerus* (男性) もしくは *-cera* (女性) をとり得る. *Phorella* (女性) は、ギリシア語単語 *phor* (盗人, 男性) とラテン語縮小接尾辞 *-ella* (女性) に由来する. *Scatella* (女性) は、*skatos* (中性) とラテン語接尾辞 *-ella* (女性) に由来する. *Doridunculus* (男性) は、ギリシア語 *Doris* (海の女神 (女性) の名前) とラテン語接尾辞 *-unculus* (男性) に由来する.

縮小接尾辞 : diminutive suffix.  
小指的接尾辞.

30.1.4. 次の例外を認める :

30.1.4.1. 学名を設立する際に著者がそれはラテン語やギリシア語から作ったものではないと述べた場合、または、ラテン語やギリシア語として扱わないと述べた場合 [条 26], その性は、その学名があたかも文字の任意組合せであるかのようにして決定する [条 30.2.2].

30.1.4.2. 通性もしくは可変の性 (男性もしくは女性) をもつ単語であるかまたはそれに終わる属階級群名は、男性として取り扱うものとする. ただし、その学名を設立するときに著者がその学名は女性であると述べたり形容詞の種階級群名との結合で女性として扱っていたりする場合は、この限りではない [条 31.2].

通性 : ひとつの名詞が女性としても男性としても使用されること.

例. *Bos* は通性である (牡牛もしくは牝牛). この単語やこの単語に終わる複合名 (*Ovibos* など) は男性として扱う. *-cola* (ラテン語では男性もしくは通性) に終わるラテン語複合名詞の場合, *Agricola* (“畑を耕す者”. ラテン語では男性), *Sylvicola* (“森林の住人”), *Monticola* (“高山の住人”) などは、男性として扱う. *Petricola* (“岩石間の住人”. ラテン語では通性) は、設立時に種小名 *costata*, *striata*, *sulcata* と結合して女性として扱われたので、女性である.

30.1.4.3. 属階級群名であって、*-ops* に終わる複合語であるものは、男性として扱うものとする. 由来や著者がどう扱ったかにかかわらない.

30.1.4.4. 属階級群名であって、接尾辞 *-ites*, *-oides*, *-ides*, *-odes*, *-istes* のどれかに終わる複合語であるものは、男性として扱うものと

する。ただし、その著者がその学名を設立するときに別の性だと述べたり、別の性の変化形の形容詞である種階級群名と結合させて別の性だとして扱ったりしている場合は、この限りではない。

例. *Haplitoides* と *Harpides* は男性である。しかし、*Aleptinoides* (“*Aleptina* に類似”の意) は、原著者が採用した性が女性であるため女性である。

30.1.4.5. 語尾を換えたラテン語単語であるかまたはそれに終わる属階級群名は、その新しい語尾に標準的な性をとる。その語尾が特定の性を示さない場合は、その学名は、男性として扱うものとする。

例. *Dendrocygna* は、その連結の第二部分が *cygnus* (白鳥、男性) から形成されたものではあるが、女性である。

### 30.2. ラテン語でもギリシア語でもない単語から形成した学名の性。

30.2.1. ある学名は、それが (非ラテン語アルファベットからラテン語アルファベットへの換字を要することなしに) 現代ヨーロッパの言語の性をもつ名詞を正確に再現しているときは、その名詞の性をとる。

例. *Pfritlle* は、ドイツ語の女性名詞 *Pfritlle* (コイ科の小型魚類) に由来するので、女性である。

コイ科の小型魚類：英語版では minnow、仏語版では vairon.

30.2.2. 条 30.2.1 が適用されない場合、ギリシア語やラテン語の単語から形成したのではない学名は、その学名の著者がはっきりと特定した性をとる。

30.2.3. 性が特定されない場合、学名は、設立時に含められた名義種 [条 67.2] の形容詞である階級群名との結合によって指示される性をとる。

30.2.4. 性が特定も指示もされない場合、学名は、男性として扱うものとする。ただし、その学名が *-a* に終わるときは女性であり、*-um*、*-on*、*-u* のどれかに終わるときは中性である。

例. *Jackmahoneya* (*Jack Mahoney* に由来) は、著者が男性だと特定したので、男性である。*Oldfieldthomasia* (*Oldfield Thomas* に由来) および *Dacelo* (*Alcedo* のアナグラム) は、著者が女性として扱ったので、女性である。*Abudedefduf* (アラブ語由来)、*Gekko* (マレー語由来)、および *Milax* (*Limax* のアナグラム) は、著者が性を特定も指示もしなかったので、男性として扱う。*Buchia* (von *Buch* に由来)、*Cummingella* (*Cumming* に由来)、*Zyza* (文字の任意組合せ)、および *Solubea* (アナグラム) は、すべて女性として扱い、アナグラム *Daption* は中性として扱う。

勧告 30A. 性と由来は明示するべき。著者は、新しい属階級群名を設立するときに、その性と由来をはっきりと説明するべきである。

勧告 30B. 性は自明なものにするべき。著者は、新しい属階級群名の性が自明であるようにするために、ラテン語でもギリシア語でもない単語に基づいて新学名を形成しその性を述べるにあたって、その学名の性としてその語尾にふさわしい性を選ぶのが望ましい。

### 条 31. 種階級群名.

31.1. 人名由来の種階級群名. 人名に由来して形成される種階級群名は、名詞の属格、同格の名詞、形容詞かまたは分詞のいずれかである [条 11.9.1].

31.1.1. 種階級群名は、それがラテン語である人名に由来して、あるいは、ラテン語化されたかまたはされている現代人の人名に由来して形成された名詞の属格であるならば、ラテン語文法の規則にしたがって形成するべきである.

例. Margaret は、Margarita もしくは Margaretha とラテン語化すれば、その属格は *margaritae* もしくは *margarethae* となる. 同様に Nicolaus Poda は男の人の名前ではあるが、これをラテン語名として扱うならその属格は *podae* になる. Victor や Hercules という名前はこれをラテン語として扱うならその属格は *victoris* や *herculis* になる. ローマ人の Plinius という名前は、英語化すれば Pliny なのだが、その属格は *plinii* である. Fabricius と Sartorius は、これらをラテン語名として扱うならそれらの属格は *fabricii* と *sartorii* であるが、現代人名として扱うならそれらの属格は *fabriciusi* と *sartoriusi* となる. Cuvier は、Cuvierius とラテン語化すれば、その属格は *cuvierii* になる.

31.1.2. ある種階級群名は、それが現代人の人名から直接形成した名詞の属格であるならば、人名が男の人 1 人の名前ならば *-i* を、男の人を含んだ複数の人の名前ならば *-orum* を、女の人 1 人の名前ならば *-ae* を、複数の女の人の名前ならば *-arum* を、その人名の語幹に付加して形成するものとする (条 11.9.1.3 を見よ). これら学名の語幹は、属格を形成したときの原著者の行為によって決定される.

例. 本条項の下で、Poda 由来の *podai*、Victor 由来の *victori*、Cuvier 由来の *cuvieri* などの種階級群名が許容される. また、Puckridge からは *puckridgei* と *puckridgi* を形成し得る.

31.1.3. 条 31.1.1 と 31.1.2 の下で形成された原綴りは、それを保存するものとする [条 32.2]. ただし、不正である場合はこの限りではない [条 32.3, 32.4] (種階級群名の不正な後綴りについては、条 33.3 と 33.4 を見よ).

例. 種階級群名 *cuvierii* と *cuvieri* は、それぞれ条 31.1.1 と 31.1.2 の下で許容され、もし適格ならば別々の正しい原綴りとして保存される (同じ属名に結合したときのそれら小名の間の同名関係については、条 58.14 を見よ).

勧告 31A. 同格の名詞としての人名を忌避すること. 人名に基づいた新しい種階級群名を設立する場合は、小名が属名の著者権の引用のような外見になるのを避けるために、同格の名詞にしない方がよく、属格の学名を形成するのが望ましい.

例. Gould (1841) が属 *Dasyurus* Geoffroy, 1796 中に種小名 *geoffroii* を設立した. 仮に彼が同格の名詞として *geoffroy* を提唱していたとしたら、結合 *Dasyurus geoffroy* はまぎらわしくまぢがいのもとだったであろう. 種小名が人名と同じ綴りである *Picumnus castelneau* や *Acestrura mulsant* などのような学名もまぎらわしい (まぢがって種小名を大文字で書きはじめたりすればなおさらである [条 28]).

31.2. 性の一致. 種階級群名は、それがラテン語もしくはラテン語化された形容詞もしくは分詞の主格単数形であるかまたはそれに終わるなら、それが現に結合している属名とつねに性を一致させなければならない。

31.2.1. 種階級群名であって、同格の単純名詞もしくは複合名詞（または名詞句）であるものは、それが結合する属名と性を一致させる必要はない（原綴りを維持し、性語尾を変えないものとする。条34.2.1を見よ）。

例. *Simia diana* (*Simia* と *diana* はいずれも女性) 中の種小名は、*Cercopithecus diana* (*Cercopithecus* は男性) という結合中でもそのまま変わらない。*Melanoplus femurrubrum* (*Melanoplus* は男性、*rubrum* の性は中性の *femur* に性が一致している) や *Desmometopa m-nigrum* (*Desmometopa* は女性、*nigrum* は中性形であり、*m* に性が一致している。なぜなら、アルファベットの文字は中性だからである) 中の名詞句においても同様である。

31.2.2. ある種階級群名の著者が、その小名を名詞と見なすか形容詞と見なすかを指示せず、それがどちらであるとも見なし得るときであって、しかも、用法を証拠にはどちらか決められないとき、その小名は、その属名と同格の名詞として扱うものとする（原綴りを維持し、性語尾を変えないものとする。条34.2.1を見よ）。

例. *-fer* もしくは *-ger* に終わる種階級群名は、同格の名詞であるかまたは男性形の形容詞である。*Cephenemyia phobifer* (Clark) はしばしば *C. phobifera* として使われてきた。ところが、設立時の二語名は *Oestrus phobifer* である。*Oestrus* は男性であるため、その二語名中の *phobifer* は、男性形の形容詞かまたは同格の名詞の両方の可能性がある。したがって、それは、同格の名詞として扱うものとし、女性の属名 *Cephenemyia* と結合しても変化しない。

31.2.3. ある種階級群名（あるいは複合語の種階級群名の場合ならば、その最後の構成単語）が、ラテン語の単語でもラテン語化された単語でもないならば [条11.2, 26]、本条の目的のためには、それを不変化語として扱うものとし、それが結合する属名と性を一致させる必要がない（原綴りを維持し、語尾を変えないものとする。条34.2.1を見よ）。

例. *melas*, *melaina*, *melan*, *polychloros*, *polychloron*, *celebrachys*, *nakpo* (黒色の意のチベット語) などの種階級群名は、ある性の属名との結合から別の性の属名との結合に移されても、そのまま変えない。しかし、*melaina* は、ラテン語化した形容詞（ギリシア語 *melaina* に由来）であり、別の性の属名との結合に移されたときは適切なラテン語の性語尾（男性なら *-us*、中性なら *-um*）に変えなければならない。

## 条32. 原綴り.

32.1. 定義. ある学名の“原綴り”とは、その学名が設立された著作物のなかで使用された綴りのことである。

32.2. 正しい原綴り. ある学名の原綴りは、“正しい原綴り”である。ただし、条32.5に規定されるように明らかに不正である場合はこの限りではない。

32.2.1. ある学名が、それが設立された著作物中で複数のやりかたで綴ら

れている場合には、本条のなかで異なって規定している場合を除き、その正しい原綴りは、第一校訂者 [条 24.2.3] (あるいは、規定を満たせば、第一校訂者として振る舞う原著者 [条 24.2.4]) が選んだものである。

32.2.2. 正当な修正名 [条 33.2.2] は、それが正しい原綴りであるかのよう  
に扱われる (したがって、原著作物の著作権と日付をとる [条 19.2]).

32.3. 正しい原綴りの保存. ある学名の正しい原綴りは、変えずに保存する。  
ただし、条 34 の下で接尾辞もしくは性語尾の変更が強制される場合を除く (修正名や不正な後綴りの扱いについては、条 32.5, 33.2, 33.3, 33.4  
を見よ)。

32.4. 不正な原綴りの地位. ある原綴りは、それを条 32.5 が要求するように訂  
正しなければならないのならば、“不正な原綴り”である。不正な原綴り  
は、独立した適格性をもたず、同名関係に入ることもできないし、代用名  
として使用することもできない。

32.5. 訂正しなければならない綴り (不正な原綴り)。

32.5.1. 情報を外的な出典に頼ることなしに、原公表そのもののなかに、不  
慮の過誤、すなわち書きまちがい、書写者の過誤、印刷者の過誤など  
であるという明白な証拠があるならば、それを訂正しなければならない。  
不正な換字、不正なラテン語化、不適切な結合母音の使用はいず  
れも、不慮の過誤とは見なさないものとする。

32.5.1.1. 出版者かまたは著者の正誤表であって、原著作物と同時に発  
行されたもの、あるいはその著作物 (または、雑誌もしくは分割  
発行された著作物の場合は、同一巻の分冊の1つ) 中にチラシと  
して挟み込まれたもののなかにある綴りの訂正は、不慮の過誤の  
明白な証拠として受容するものとする。

例. 仮に、新しい種階級群名を提唱したときに著者がその種を Linnaeus にちなんで命名すると述  
べたがその学名は *ninnaei* として公表されたとするならば、それは、*linnaei* と訂正すべき不正な原  
綴りである。*Enygmophyllum* は、それが不正に換字されたりラテン語化されたりしているというだ  
けの理由であれば (たとえば *Enigmatophyllum* の) 不正な原綴りではない。

32.5.2. 区別的発音符などの記号、抱き文字、アポストロフィ、ハイフン  
などを伴って公表された学名や、どれかが略記である場合を含め分離  
した複数単語として公表された小名は、訂正しなければならない。

32.5.2.1. 区別的発音符などの記号の場合は、当該の記号を取り扱う。  
ただし例外として、ドイツ語単語に基づいて 1985 年よりも前に  
公表された学名においては、ウムラウト記号を母音から取り扱  
い、その母音の後に “e” を挿入する (ある学名がドイツ語単語  
に基づいているという疑いが少しでもある場合、そのように扱う  
ものとする)。

例. *nuñezi* は訂正して *nunezi* になる。*mjøbergi* は訂正して *mjobergi* になる。しかし、(1985 年よ  
りも前に公表された) *mülleri* は、*muelleri* と訂正する。

32.5.2.2. 単一語を形成していると思なされるが分離した複数単語として公表された複合語の種階級群名 [条 11.9.5] では、その要素語をハイフンなしでつなげるものとする。

例. *bonae spei* は *bonaespei* になる。 *terrae novae* は *terraenovae* になる。

32.5.2.3. アポストロフィやハイフンを介してつなげられた複数単語として公表された複合語の種階級群名では、それら単語を当該の記号を取り払ってつなげるものとする (ただし、条 32.5.2.4.3 を見よ)。

例. *d'urvillei* は *durvillei* になり、 *striato-radiatus* は *striatoradiatus* になる。

32.5.2.4. 複合語である種階級群名であって、その先頭部分が第二部分を修飾する複数のラテン文字からなる略記、ラテン文字 1 文字、複数のラテン文字などであるものは、区切り記号やハイフンで分離してあってもなくても、各部分を次のようにしてつなげるものとする。すなわち、

32.5.2.4.1. 分離単語のいずれかが地名や聖号 (あるいはそれらの一部) の略記である場合、それを略さずに書き下し、いかなる挿入記号も用いずにつなげるものとする。

例. *s. johannis*, *s-johannis*, *st. johannis*, *sti johannis* などは *sanctijohannis* になる。 *s. catharinae* やその異形は *sanctaecatharinae* になる。 *n. hollandiae* は訂正されて *noeahollandiae* になる。

32.5.2.4.2. 略記が、種階級群名にその名がつけられた人物の称号、役職、階級、敬称などを表している場合、それを取り払うものとする。

例. Reverendissimus Pater (大司教猥下) Poda に献名された *R.P. Podae* という小名は、*podae* になる。

32.5.2.4.3. 先頭要素がそのタクソンの形質を説明的に示すために使用されるラテン文字 1 文字である場合、それを維持し、ハイフンを介してその小名の残りの部分をつなげなければならない。

例. *Polygonia c-album* (シータテハ) 中の *c-album*。このチョウの翅の白い斑紋が文字 *c* に似ていることから名づけられた。

32.5.2.4.4. 先頭要素が上の 3 類に入らないラテン文字 1 文字もしくは一群のラテン文字である場合、区切り記号がもしあればそれを取り払って要素語をつなげなければならない。

例. Jack Beamer に捧げられた小名 *j-beameri* は *jbeameri* になる。



32.5.2.5. 大文字の頭文字を使って最初に公表された種階級群名では、その頭文字は小文字に置き換えなければならない。最初に小文字の頭文字を使って公表された属階級群名、科階級群名、科階級群よりも高位のタクソンの学名はいずれも、その頭文字を大文字に置き換えなければならない。

32.5.2.6. 複合語である種階級群名であって、その先頭部分が数字(数値, 数形容詞, 数副詞)からなるものでは、その数字をラテン語の単語として略さずに書き下し、いかなる挿入記号も介さずに残りの部分とつなげるものとする。

例. *10-lineata* は *decemlineata* になる。

32.5.2.7. 属階級群名もしくは種階級群名であって、最初にラテン語文のなかで公表されラテン語文の文法の要求のために主格以外で書かれたものにおいては、属階級群名の綴りは、主格単数形に訂正するものとし、種階級群名の綴りは必要に応じて訂正するものとする。

例. *Diplotoxa* に訂正された "*Diplotoxae*" の例 [条 11.8.1], *pavida* (*Musca pavida*) に訂正された "*Pavidam*" の例 [条 11.9.2] を見よ。

32.5.3. ある科階級群名が次の各号のいずれかである場合、それは不正な原綴りであり訂正しなければならない。

32.5.3.1. 不正に形成した接尾辞をもつ場合 [条 29.2].

32.5.3.2. ある属名の不当な修正名から形成した場合(その不当な修正名が置換名になっている場合を除く)。

32.5.3.3. ある属名の不正な後綴りをもとに形成した場合 [条 35.4.1].

32.5.3.4. ある属階級群名の複数原綴りのうちの1つであって、第一校訂者が採用しなかったものをもとに形成した場合 [条 24.2.3].

### 条 33. 後綴り.

33.1. **後綴りの種類.** ある学名の後綴りは、原綴り [条 32.1] と異なっていれば、修正名 [条 33.2], 不正な後綴り [条 33.3], 強制変更 [条 34] のいずれかである。

33.2. **修正名.** ある学名の原綴りに対する明らかに意図的な変更であって強制変更でないものは、“修正名”である。ただし、条 33.4 に規定されるものを除く。

33.2.1. ある学名の原綴りに対する変更を“明らかに意図的”であると解釈するのは、その著作物自体のなかかもしくは著者(または出版社)の正誤表のなかに、意図を明確に示した言明があるとき、あるいは、原綴りと変更した綴りの両方を引用して前者の代わりに後者を採用したとき、あるいは、同一著作物内の複数の学名が同じように扱われているときに限る。

33.2.2. ある不正な原綴りを条 32.5 にしたがって訂正したものは、“正当な

修正名”であり、そのように訂正された学名は原綴りの著者権と日付を維持する [条 19.2].

33.2.3. 上記以外の修正名はすべて“不当な修正名”である。不当に修正された学名は適格であり、固有の著者と日付をもち、原綴りの学名に対する新参客観異名である。それは、同名関係に入り、代用名として使用し得る。しかし、

33.2.3.1. ある不当な修正名が慣用されており、しかも原著者と日付に帰せられているならば、それを正当な修正名と見なすものとする。

例. *Halophorus* は、*Elophorus* Fabricius, 1775 の Illiger (1801) による不当な修正名であるが、鞘翅類において慣用されており、しかも Fabricius に帰されているので、正当な修正名とみなす。すなわち、*Halophorus* Fabricius, 1775 という学名を正しい綴りとして維持するものとする。

33.3. 不正な後綴り。ある学名の後綴りのうち正しい原綴りと異なるものは、強制変更でも修正名でもなければ、すべて“不正な後綴り”である。それは、適格名ではなく、不正な原綴り [条 32.4] と同様に同名関係には入らず、代用名として使用し得ない。しかし、

33.3.1. ある不正な後綴りが慣用されており、しかも原綴りの公表に帰せられているとき、その後綴りと帰属を保存するものとし、その綴りを正しい原綴りと見なすものとする。

「原綴りの公表に帰する」=「原綴りの著者名と公表日付をとる」。

例. *Trypanosoma brucei* Plummer & Bradford, 1899 のなかの種小名は慣用されているが *brucei* と綴られる。*brucei* を正しいと見なし、その用法を維持する。

33.4. 種階級群名の後綴りにおける、*-ii*の代わりに*-i*の使用およびその逆などの選択綴り。人名に基づいた属格である種階級群名であって正しい原綴りが*-ii*で終わっているものの、後綴りにおける属格語尾*-i*の使用、およびその逆は、その綴りの変更が意図的であったとしても、不正な後綴りだと見なすものとする。同じ規則を*-ae*と*-iae*、*-orum*と*-iorum*、*-arum*と*-iarum*に適用する。

例. *Macropus bennetti* Waterhouse, 1837 として設立された学名に対する綴り *bennettii* という Waterhouse による後世の用法は、その行為が意図的であったとしても、その後綴りを適格にするものではない。

33.5. 疑わしい場合。原綴りと異なるある後綴りが修正名であるか不正な後綴りであるかの判別が疑わしい場合、それを修正名としてではなく不正な後綴り（したがって不適格）として扱うものとする。

#### 条 34. 階級や結合の変化に伴う綴りの強制変更。

34.1. 科階級群名。ある科階級群名の接尾辞は、その学名に示されるタクソンの階級が上昇したり下降したりしたとき、変えなければならない。その学名の著者と日付は変わらない [条 23.3.1, 29.2, 50.3.1].

- 34.2. **種階級群名**. ラテン語であるかまたはラテン語化した形容詞もしくは分詞である種階級群名の語尾は, その小名が結合する属名とつねに性が一致していなければならない [条 31.2]. 性語尾が不正であるときは適切に変えなければならない (その学名の著者と日付は変わらない [条 50.3.2]).
- 34.2.1. 種階級群名が同格の名詞であるとき, その語尾は, その小名が結合する属名と性が一致している必要はなく, その属名と性を一致させるために変更してはならない [条 31.2.1].

## 章 8. 名義科階級群タクソンとその学名

### 条 35. 科階級群.

- 35.1. **定義**. 科階級群とは, 上科, 科, 亜科, 族, 亜族の階級, および上科よりも低く属よりも高い随意の階級における, あらゆる名義タクソンを包含するものである (寄集群と生痕化石タクソンについては, 条 10.3 も併せ見よ).
- 35.2. **あらゆる名義科階級群タクソンとその学名に適用する条項**. 名義科階級群タクソンとその学名は, 接尾辞 [条 29.2] に関する点を除き, 階級を問わず同じ条項の対象である (同位の原理の科階級群名への適用については, 条 36 を見よ).
- 35.3. **科階級群名の適用**. 各々の科階級群名の適用は, その名義タクソンのタイプ属 [条 61～65] を参照することにより決定される.
- 35.4. **科階級群名の形成と運用**. 科階級群名は, 条 11.7, および条 25～34 の該当する条項にしたがって形成し運用するものとする.
- 35.4.1. タイプ属の学名の不当な修正名 (ただし, 条 35.4.2 を見よ) が不正な綴りのいずれかに基づいた科階級群名は, 訂正しなければならない. ただし, その科階級群名が条 29.5 の下で保存されている場合, および, 科階級群名を形成するのに使われた属階級群名の綴りが条 33.2.3.1 もしくは 33.3.1 の下で保存されている場合は, この限りではない.

**例**. Goldfuss (1820) は科階級群名 *Phascalomyda* を公表したが, これは *Phascalomis* Geoffroy, 1803 (哺乳類) の不正な綴り *Phascalomys* (Duméril, 1806 が使い始めた) に基づいている. 訂正された綴りは, PHASCOLOMIDAE Goldfuss, 1820 である.

- 35.4.2. タイプ属の学名の不当な修正名がその属の代用名になるときは, 科階級群名はその代用名に基づくものとし, その代用名の語幹もしくは全体から形成される綴り [条 29.1] に科階級群名を訂正する. その科階級群名の著者と日付は, そのまま変えない.
- 35.5. **高い階級で使用中的学名の優先**. 1999年よりも後に, ある科階級群タクソン (たとえば, ある亜科) に対して使用中のある学名が, 同一の科階級群タクソンのなかでより高い階級のタクソンに対して慣用されている学名よりも古いことがわかった場合 (たとえば, ある科において, そのなかのある亜科名の方がその科名よりも古い場合), その古い方の学名は, 若い方の学名を置き換えないものとする.

例. 亜科 ROPHITINAE Schenck, 1866 (膜翅類) は、一般に科 HALICTIDAE Thomson, 1869 に含まれている。先取権という点のみから見ればこの科の学名は ROPHITIDAE とすべきだが、ROPHITIDAE に対する HALICTIDAE の優先権は、それらが (科の階級での) 主観異名として扱われ、しかも HALICTINAE と ROPHITINAE が HALICTIDAE 内の別々の亜科に対して使用される限り、維持される。

### 条 36. 同位の原理.

36.1. 科階級群名に適用する同位の原理の声明. 科階級群内のいずれかの階級におけるタクソンに対して設立された学名は、科階級群内の他のあらゆる階級における名義タクソンに対しても同時に設立されたものと見なす。それらタクソンはすべて、同一のタイプ属をもち、さらにそれらの学名は、そのタイプ属の学名の語幹から形成し [条 29.3]、適切な接尾辞の変更を施す [条 34.1]。その学名は、どの階級においても同一の著者と日付をもつ。

例. 科名 HESPERIIDAE (鱗翅類) は、*Hesperia* Fabricius, 1793 に基づいており、1809 年に Latreille によって (Hesperides として) 設立された。上科名 HESPERIOIDEA を最初に使用したのは Comstock & Comstock (1904) であり、亜科名 HESPERIINAE では Watson (1893) なのだが、Latreille が同位の上科名 HESPERIOIDEA と同位の亜科名 HESPERIINAE も同時に設立したものと見なされる。これら 3 学名すべての著者権と日付は、Latreille, 1809 である。

36.2. タイプ属. ある名義タクソンの階級が科階級群のなかで上昇したり下降したりしても、そのタクソンのタイプ属は変わらない [条 61.2.2]。

### 条 37. 名義タイプタクソン.

37.1. 定義. ある科階級群タクソンが細分された場合、上位タクソンのタイプ属を含む従属的タクソンを、同一の著者と日付 [条 36.1] をもつ (接尾辞を除き) 同一の学名で示す。この従属的タクソンを、“名義タイプタクソン” という用語でよぶ。

例. 科 TIPULIDAE Latreille, [1802] (タイプ属 *Tipula* Linnaeus, 1758) は多くの亜科に分割され、その各々はそれぞれのタイプ属に基づいて命名された。*Tipula* を含む亜科は、TIPULINAE Latreille, [1802] とよばれ、これが名義タイプ亜科である。

37.2. 学名の変更が名義タイプタクソンに及ぼす影響. ある科階級群タクソンに対して使用中の学名が不適格かまたは無効であるならば、その学名は、条 23.3.5 の下で有効な学名に置換しなければならない。その代用名義タクソンのタイプ属を含む (したがって適切な接尾辞を備えた有効な科階級群名で示される) 従属的タクソンはどれでも、名義タイプタクソンになる。

「どれでも」=「A-idae に対する、A-inae, A-ini, A-ina などどれでも」。

条 38. 科階級群名間の同名関係. 科階級群名間の同名関係については、条 39 と条 55 を見よ。

条39. **タイプ属の学名の同名関係もしくは抑制に基づいた無効性.** ある科階級群タクソンのタイプ属の学名が新参同名であるかまたは審議会によって全面的もしくは部分的に抑制されているなら(条81.2.1と81.2.2を見よ), その科階級群タクソンの学名は無効である. その科階級群名が使用中であるときは, それを次のいずれかによって置換しなければならない: すなわち, その同位科階級群タクソンの学名を含めた異名〔条23.3.5〕のなかの次に古い適格名によって, あるいは, もしそういう異名がないときは, (異名であっても新置換名であっても) もとのタイプ属に新たに与えられた有効名に基づいた新学名によって.

例. トビムシ類における科名 DEGEERIIDAE Lubbock, 1873は *Degeeria* Nicolet, 1842に基づいている. この属は双翅類の *Degeeria* Meigen, 1838の新参同名なのだが, DEGEERIIDAEに異名がなかったので, 新置換名 ENTOMOBRYIDAE Tömösváry, 1882は *Degeeria* Nicolet に対する新置換名である *Entomobrya* Rondani, 1861に基づいた.

#### 条 40. タイプ属の異名関係.

40.1. **科階級群名の有効性は影響を受けない.** ある名義科階級群タクソンのタイプ属の学名が別の名義属の学名の異名であると考えられる場合, その科階級群名は, その理由のみによっては置換されないものとする.

例. タイプ属の学名 *Neositta* Hellmayr, 1901が *Daphoenositta* De Vis, 1897の新参異名であっても, DAPHOENOSITTINAE Rand, 1936ではなく学名 NEOSITTINAE Ridgeway, 1904 (鳥類)が有効である.

40.2. **1961年よりも前に置換された学名.** しかしながら, ある科階級群名が, そのタイプ属が異名状態にあることを理由に1961年よりも前に置換された場合, その代用名は, それが慣用されているならば維持するものとする.

40.2.1. 本条の効力によって維持されている学名は, その学名の本来の著者権を保持するが, 置換された学名から先取権を奪う. 当該学名は置換された学名の古参異名と見なされる.

勧告 40A. **著者と日付の引用.** 著者と日付を引用する場合, 条40.2.1の条項の下で維持されている科階級群名は, 設立時の著者と日付を伴って引用するべきであり(勧告22A.2.2を見よ), 本条によって決定される先取権の日付をその後に続けるべきである. 先取権の日付は丸括弧にくるむべきである.

例. 双翅類の科名 ORPHNEPHILIDAE Rondani, 1847は, *Orphnephila* Haliday, 1832に基づいており, Bezzi (1913)が *Orphnephila*を *Thaumalea* Ruthe, 1831の異名とし, 古参異名である *Thaumalea*に基づく THAUMALEIDAEを採用する時まで使われた. この科名はその時点からほぼ一般に使用されており, したがって維持するものとする. 仮に THAUMALEIDAEが慣用されるようにならなかつたとすれば, *Orphnephila*が新参異名であるという事実があるにもかかわらず ORPHNEPHILIDAEを使い続けることになる. THAUMALEIDAEは, それ本来の著者と日付を伴い, 置換された学名の日付を丸括弧にくるんだうえで後ろにつけて, THAUMALEIDAE Bezzi, 1913 (1847)のように引用するべきである. これは, ORPHNEPHILIDAE Rondani, 1847および後世に公表されたあらゆる異名に勝る優先権をもつ.

条41. **誤同定されたタイプ属と見落とされたタイプ固定.** ある科階級群名の意味の安定と連続が, 次のいずれかが判明したことによって脅かされるときは, 条

65.2を見よ。すなわち、そのタクソンのタイプ属が誤同定されたこと（すなわち、そのタイプ種によって定義されるのとは異なる意味あいでの解釈されたこと）、あるいは、そのタイプ属が誤同定されたタイプ種に基づいていたこと、あるいは、そのタイプ属へのタイプ種の有効な固定が見落とされていたこと。

## 章 9. 名義属階級群タクソンとその学名

### 条 42. 属階級群.

42.1. **定義.** 属階級群とは、分類の階級構造のなかで科階級群に次いで低く種階級群に次いで高いものであり、属と亜属の階級におけるあらゆる名義タクソンを包含するものである（条 10.3, 10.4 も併せ見よ）。

42.2. **あらゆる名義属階級群タクソンとその学名に適用する条項.** 名義属階級群タクソンとその学名は、1つの階級のみ適用すると明示されたものを除き、階級を問わず同じ条項の対象である。

42.2.1. “寄集群”として知られる分類学上の利便のための特定の集合体に対して明言して設立された学名、および、属階級群レベルにおいて設立された生痕化石タクソンに対する学名は、本規約の意味における属階級群名として運用するものとする [条 10.3]。ただし、本規約の特定の条のなかに（条 13.3.2, 13.3.3, 23.7, 42.3.1, 66, 67.14 の如く）それに反する言明がある場合はこの限りではない、これら学名は、その設立時の著者と日付をとる。

例. (a) 寄集群名の例: *Agamofilaria* Stiles, 1907 (線虫類). (b) 生痕化石タクソンに対して提唱された学名の例: *Helicolithus Azpeitia* Moros, 1933, *Stelloglyphus* Vyalov, 1964.

42.3. **属階級群名の適用.** 各々の属階級群名の適用は、その学名が示す名義タクソンのタイプ種 [条 61, 66～70] を参照することにより決定される。

42.3.1. 寄集群はタイプ種をもたない（条 13.3.2 と 67.14 も併せ見よ）。

42.3.2. 1931年よりも前（生痕化石タクソンの場合にあっては、2000年よりも前 [条 13.3.3]）に設立された属階級群の名義タクソンは、タイプ種がまだ固定されていない場合があり得る。その場合は、条 69 を適用する。

42.4. **属階級群名の形成と運用.** 属階級群名は、条 10.3, 10.4, 11.8, および条 25～33 の該当する条項にしたがって形成し運用するものとする。

### 条 43. 同位の原理.

43.1. **属階級群名に適用する同位の原理の声明.** 属階級群のいずれかの階級におけるタクソンに対して設立された学名は、属階級群内のもう一方の階級の名義タクソンに対しても同一著者によって同時に設立されたと見なす。その両方のタクソンは、タイプ種が設立時に固定されたものであるか後世に固定されたものであるかを問わず、同一のタイプ種をもつ。

43.2. **担名タイプ.** 属階級群におけるある名義タクソンの階級が上昇したり下降したりしたとき、そのタイプ種は、それが設立時に固定されたか後世

「いずれかの階級」=「属か亜属かいずれかの階級」。

に固定されたかを問わず、同一のままである [条 61.2.2].

#### 条 44. 名義タイプタクソン.

- 44.1. **定義.** ある属が亜属を含むと考えられる場合、その名義属のタイプ種を含む亜属はその属と同一の学名で示され、同一の著者と同一の日付を担う [条 43.1]. この亜属を名義タイプ亜属という用語でよぶ.
- 44.2. **名義タイプ亜属の変更.** ある属に対して、したがって、その属の名義タイプ亜属に対して使用されている学名が、不適格かまたは無効であるならば、その学名は、条 23.3.5 の下での有効名に置換しなければならない。有効なその名義属のタイプ種を含みその属の有効名で示される亜属が、名義タイプ亜属になる。

### 章 10. 名義種階級群タクソンとその学名

#### 条 45. 種階級群.

- 45.1. **定義.** 種階級群は、種および亜種の階級のあらゆる名義タクソンを包含する (条 10.2 も併せ見よ).
- 45.2. **あらゆる名義種階級群タクソンとその学名に適用する条項.** 名義種階級群タクソンとその小名は、1つの階級のみ学名に適用すると明示されたものを除き、種階級群内での階級を問わず同じ条項の対象である (種や亜種の集群を示すために挿入された小名については、条 6.2 を見よ).
- 45.3. **種階級群名の適用.** 各々の種階級群名の適用は、その種階級群名が設立されたときの属名との結合で示される名義タクソンの担名タイプ [条 61, 条 71 ~ 75] を参照することにより決定される。
- 45.4. **種階級群名の形成と運用.** 種階級群名は、条 11 および条 19, 20, 23 ~ 34 の該当する条項にしたがって形成し運用するものとする。
- 45.5. **亜種よりも低位の学名.** 亜種よりも低位の実体 (用語集を見よ) を示すために提唱された学名は、条 45.6 の条項が別に定める場合を除き、適格名ではない。その学名は、種階級群から除外され、本規約に規制されない [条 1.3.4]. 三語名に付加した第四名として公表されたものは、自動的に亜種よりも低位のある実体を示す (ただし、挿入された種階級群名 [条 6.2] は、三語名への付加だとは見なさない).
- 45.5.1. 本条の条項下で亜種よりも低い階級をもつ学名は、審議会の裁定による場合を除き、いかなる後世の行為 (“階級の上昇” など) によってもその設立時の著作物からは適格になり得ない。誰か後世の著者が同一の単語を、それを適格名 [条 11 ~ 18] にするやりかたで種もしくは亜種に適用するときは、その著者が学名の著者権を亜種よりも低位の学名としてそれを公表した著者に帰したとしても、それによってその後世の著者が独自の著者権と日付をもつ新学名を設立することになる。

**例.** (Ognev, 1927 が公表した) *Vulpes vulpes karagan natio ferganensis* のなかの学名 *ferganensis* は、三語名への付加であるから亜種よりも低位である。この学名は、最初にこれを亜種 *Vulpes vulpes*

*ferganensis* に対して使用した Flerov (1935) の時点から適格であるので、これの著作権は彼に帰するべきである。

45.6. 二語名の後に続く学名が亜種の階級か亜種よりも低い階級かの決定。二語名の後に続く種階級群名が示す階級は、亜種の階級である。ただし、次の各号を除く。

45.6.1. その学名の著者がその学名に亜種よりも低い階級をはっきりと与えている場合、または、その学名が亜種よりも低位のある実体に対して提唱されたものであるということが当該著作物の内容からあいまいさなく分かる場合、その学名は、亜種よりも低位である(条45.6.4も併せ見よ)。

45.6.2. その学名の著者が用語“変性種”、“ab.”、“morph”のどれかを使用した場合、その学名は、亜種よりも低位だと見なす。

ab.: 変性種を示す略記.

例. Ognev (1913) が公表した *Arvicola amphibius ab. pallasi* のなかの学名 *pallasi* は、亜種よりも低位である。この学名は、最初にこれを亜種 *Arvicola terrestris pallasi* に対して使用した Ognev (1950) から種階級群名として適格であり、かつ、彼に帰するべきである。

45.6.3. 最初に公表されたのが1960年よりも後であり、その学名の著者が(用語“var.”、“forma”、“v.”、“f.”を含め)用語“変種”、“型”のどちらかをはっきりと使用している場合、その学名は、亜種よりも低位だと見なす。

45.6.4. 最初に公表されたのが1961年よりも前であり、その学名の著者が(用語“var.”、“forma”、“v.”、“f.”を含め)用語“変種”、“型”のどちらかをはっきりと使用している場合、その学名は、亜種の階級である。ただし、その学名の著者が同時にその学名に亜種よりも低い階級をはっきりと与えている場合、または、その学名が亜種よりも低位のある実体に対して提唱されたものであるということが当該著作物の内容からあいまいさなくわかる場合は、この限りではなく、その場合、その学名は、亜種よりも低位である[条45.6.1]。ただし、次の号を除く。

45.6.4.1. 1985年よりも前に種や亜種の有効名として使用されたか、または、古参同名として扱われた場合、条45.6.4の下では亜種よりも低位のある学名は、そうであるにもかかわらずその学名の原公表から亜種の階級であると見なす。

例. Spencer (1896) は、彼が小型肉食有袋類の同属2種 *Sminthopsis murina* と *S. crassicaudata* の中間形だと考えた1標本をもとに、*Sminthopsis murina* var. *constrica* を記載・命名した。彼の著作物からは、この学名が亜種よりも低位の実体に提唱されたものであることがあいまいさなく判明するわけではないので、*constrica* は、この学名の原公表の時点から亜種の階級をもつ。

異翅類では、Westhoff (1884) は長翅型そのものであることを明示して学名 *Pyrhocoris apterus* var. *pennata* を与え、Wagner (1947) は羽化直後の成体そのものであることを明示して学名 *Stenodema trispinosum* f. *pallascens* を与えた。したがって、学名 *pennata* と *pallascens* は、亜種よりも低位であり、どちらの学名も1985年よりも前に種もしくは亜種に採用されることがなかったので、いずれの学名も不適格である。



Polinski (1929) は、陸貝 *Fruticicola unidentata subsecta* を “variété (natio) n.” として記載し、それは亜種の階級に値しない “une forme” に過ぎないとはっきりと述べた。ところが、Klemm (1954) はある亜種の有効名として *Trichia (Petasina) unidentata subsecta* (Polinski) を採用した。したがって亜種小名 *subsecta* は、Polinski, 1929 の時点から適格だと見なす。

#### 条 46. 同位の原理.

46.1. **種階級群名に適用する同位の原理の声明.** 種階級群中のいずれかの階級のタクソンに対して設立された学名は、種階級群の別の階級のタクソンに対しても同一著者によって同時に設立されたと見なす。タイプが設立時に固定されたか後世に固定されたかを問わず、両方の名義タクソンは、同一の担名タイプをもつ。

46.2. **担名タイプ.** ある名義タクソンが種階級群内で階級が上昇したり下降したりしたとき、そのタクソンの担名タイプ [条 72.1.2] は、それが設立時に固定されたか後世に固定されたかを問わず、同一のままである [条 61.2.2].

#### 条 47. 名義タイプタクソン.

47.1. **定義.** ある種が亜種を含むと考えられる場合、その名義種の担名タイプを含む亜種は、その種と同一の種階級群名で示され、同一の著者と日付を担う [条 46.1]. この亜種を名義タイプ亜種という用語でよぶ。

47.2. **名義タイプ亜種の変更.** ある種に対して、したがって、その種の名義タイプ亜種に対して使用されている種階級群名が、不適格かまたは無効であるならば、その小名は、条 23.3.5 の下での有効名に置換しなければならない。それによって有効な名義種の担名タイプを含むことになった亜種が、名義タイプ亜種になる。

**例.** Hemming (1964) は、*Papilio coenobita* Fabricius, 1793 は *Papilio coenobita* Cramer, 1780 の新参一次同名だと記し、*Papilio coenobita* (Fabricius) に対する新置換名として *Pseudoneptis ianthe* Hemming, 1964 を設立した。しかし、Stoneham (1938) がすでに名義亜種 *Pseudoneptis coenobita bugandensis* を設立していたので、その種の有効名は *Pseudoneptis bugandensis* Stoneham, 1938 である。名義タイプ亜種は *Ps. bugandensis bugandensis* である。小名 *ianthe* は別亜種 *Ps. bugandensis ianthe* Hemming, 1964 を示す。

条 48. **属の帰属の変更.** 適格な種階級群名は、異なる属名と結合するときはいつでも、必要ならば性語尾の変化をして [条 34.2], 別の結合の一部になる。

条 49. **誤同定のために誤って適用された種階級群名の使用.** 過去に設立された種小名もしくは亜種小名であって、誤同定が原因で誤ってある種階級群タクソンを示すのに使われたものは、(そのタクソンとその種小名もしくは亜種小名が正しく適用されたタクソンとが、別々の属に属しているかまたは後に別々の属に置かれたとしても) 当該タクソンに対する適格名として使用することはできない。ただし、新しい名義属もしくは名義亜属のタイプ種を固定するにあたって過去の誤同定を故意に使用する場合を除く [条 11.10, 67.13].

例. C.L. Koch (1847) は、学名 *Polydesmus scaber* Perty で、Perty が 1833 年に実際にそう名づけたものとは異なる多足類の種を記録した。条 11.10 に規定される場合を除き、種階級群名 *scaber* は、(彼がその種をタイプ種として固定することなしに彼の新属 *Platyrhacus* のなかに置いたとしても、) 過去に記載されたことのない Koch の種を示すのに採用することはできない。新しい名義属のタイプ種を固定する時に故意に採用する過去の誤同定についての例は、条 11.10 の例を見よ。

## 章 11. 著者権

### 条 50. 学名の著者および命名法的行為の著者。

50.1. 著者の特定. ある学名の著者およびある命名法的行為の著者とは、適格性の要件 [条 10～20] を満たす方法で最初にそれを公表 [条 8, 11] した人物である (ただし、異名リスト中で公表された特定の学名については条 50.7 を見よ)。著作物が複数の著者によるものであるが、ただ 1 人だけが学名や行為について責任あることが内容から明らかな場合は、その人物が著者である。さもなくば、その著作物の著者をその学名や行為の著者と見なすものとする。もし、著者もその著作物を公表した人物もその著作物の内容から決定できない場合は、当該の学名や行為は、匿名だと見なす (匿名の学名や命名法的行為の適格性については、条 14 を見よ)。

50.1.1. しかし、当該著作物の著者ではない誰か別の人物のみが、学名か行為に対してと、実際の公表以外の適格性の要件を満たすことに対しての両方に責任あることが内容から明らかである場合、著者ではないその人物がその学名や行為の著者である。当該著作物自体のなかからはその人物の正体が明らかでない場合、当該著作物を公表した人物を著者と見なすものとする。

50.1.2. 過去の誤同定の意味における種階級群名を故意に採用することによるタイプ種の原因指定の場合においては、誤同定を故意に使用した人物を新しい種小名の著者と見なすものとする [条 11.10, 67.13, 70.4]。

50.1.3. 本章の条項は共著者にも適用する。

例. 二語名 *Dasyurus lanarius* (哺乳類) は、Mitchell (1838) が著者である探検調査報告書のなかで公表された。この二語名中の種小名 *lanarius* とそのタクソンの記載は、Owen が Mitchell に宛て、Mitchell が逐語的に公表した手紙に含まれている (その学名とそれを適格にする記載の両方に対して Owen のみが責任あることが、その著作物自体のなかにはっきりと示されている)。 *D. lanarius* の著者は Owen であり、Mitchell ではない。

勧告 50A. 多数の著者. ある学名を多数が共著の著作物中で提唱するにあたり、それら著者のうち 1～数名のみが学名および学名を適格にする要件を満たすことに対して責任ある場合、直接責任ある著者をはっきりと特定するべきである。著作物全体の共著者だがその学名について直接責任のない人物をその学名の著者に自動的に含めるべきではない。そのような著者名の引用については勧告 51E を見よ。

50.2. 集会報告書中の学名の著者. あるタクソンの学名が、集会の報告書や議事録を公表したことによって適格になる場合、その集会の世話人や他の議事記

録者ではなく、その学名について責任ある人物が、その学名の著者である。

**勧告 50B. 議事録中の情報.** 集会の世話人や議事記録者は、新学名や新しい命名法的行為を、公表する報告書に含めるべきではない。

### 50.3. 階級や結合の変更に影響されない著者権.

50.3.1. 科階級群, 属階級群, 種階級群のどれか1つのなかにおけるある名義タクソンの学名の著者権は, それが使用される階級には影響されない。しかし, 亜種よりも低位の学名であってそのこと以外は適格性の要件を満たしているものが, それに適格性を与えるやり方で種または亜種に対して使用された場合, その学名の著者は, 最初にそのように使用した著者である [条 10.2, 45.5.1].

50.3.2. 種階級群名の属との結合の変更は, それの著者権に影響しない(変更された結合であることを示す丸括弧の使用については, 条51.3を見よ).

50.4. **正当な修正名の著者権.** 正当な修正名は, 修正をおこなった人物ではなく, 不正な原綴りにおけるその学名の著者に帰する [条 19.2, 33.2.2].

50.5. **不当な修正名の著者権.** 不当な修正名は, それを最初に公表した著者に帰する [条 33.2.3].

50.6. **別々の著者によって同時に公表された学名.** 綴りが同じ複数の学名が, 同一の分類学的タクソンに対して同じ日付で, 同じ著作物中であれ別々の著作物中であれ別々の著者によって公表された場合, それらの優先権(したがってその学名の著者権)は, 条 24 を適用して決定する。

**例.** 学名 *Zygomaturus keani* (哺乳類) は, 同一の出版物 (1967) のなかの 2 つの異なる論文で Stirton と Plane によって最初に公表された。2 つの論文では別々の標本が記載されている。Plane はその学名を Stirton に帰しているが, Plane の論文で記載された標本は Stirton の論文で記載されたものと同一ではない。このため, そこでは Plane がその学名の著者であった。第一校訂者 [条 24.2.2] として Mahoney & Ride (1975) は, (Plane の意図にしたがって——勧告 24B を見よ) Stirton の著作物と学名に優先権を与えたので, この学名の著者は Stirton であり, それのタイプ標本は彼が固定したものである。

Plane の意図に反するであろうが, 命名法上, Plane と Stirton はそれぞれ別の名義タクソンを設立したと解釈される。同じ綴りであるから, それら 2 つのタクソンは同名である。

50.7. **はじめから新参異名として公表された学名の著者権.** ある学名 (例えば, 標本ラベルや原稿からとったものなど) が, ある適格名の異名リスト中で最初に公表され, 条 11.6 の条項によって 1961 年よりも前に適格になった場合, 誰か他の設立者が引用されていたとしても, その学名の著者は, それを異名として公表した人物であり, 後世にそれを有効名として採用した人物ではない [条 11.6].

**勧告 50C. 除外名や不適格名の著者権.** 除外名 [条 1.3] や不適格名への言及が書誌学その他の理由から望まれる場合, その著者権は, その学名をその地位で公表した人物に帰するべきである。ただし, その人物が設立者として誰か別の人物を引用している場合はこの限りではない (引用法と例については, 勧告 51F を見よ)。

## 条 51. 著者名の引用.

51.1. 著者名の使用は任意. 著者名は、タクソンの学名の一部ではない。したがって、その引用は、習慣的であり望ましい場合がしばしばあるが、任意である。

**勧告 51A. 著者と日付の引用.** 学名の著者と日付は、その学名で示されるタクソンを扱うどの著作物中でも、少なくとも1回は引用するべきである。これは、同名を区別したり原結合ではない結合中の種階級群名を確認したりするときに特に重要である。ある著者の姓と名とが混同されるおそれがあるときは、学術文献表中と同様の方法でそれらを区別するべきである。

**勧告 51B. 著者名の換字.** 著者名をラテン語アルファベットを使用しない言語で書くのが習慣になっている場合、その著者名は、区別的発音符があってもよいからラテン文字で表記するべきである。

51.2. 著者権引用の形式. 著者名は、条 51.3 に規定する変更された結合中で引用する場合を除き、当該タクソンの学名の後にいかなる記号も挿入せずに続ける。

**勧告 51C. 多数の著者の引用.** 3名以上の共著者が学名に責任あるとき、その学名のすべての著者が本文中か参考文献リスト中かを問わず同一著作物中のどこかに略さずに引用されていることを条件に、著者名の引用は、第一著者の名前に続けて用語“*et al.*”を使用して示すことができる。

*et al.*: ラテン語“*et alii*” (= and others) の略。

51.2.1. 後世の使用者の名前は、これを引用する場合、丸括弧以外の何か明白なやり方で (条 51.3 参照)、そのタクソンの学名から区別するものとする。ただし、丸括弧内に解説を含める場合はこの限りではない。

**例.** Latreille が使用した *Cancer pagurus* Linnaeus への言及は、“*Cancer pagurus* Linnaeus sensu Latreille” や “*Cancer pagurus* Linnaeus (as interpreted by Latreille)” あるいは他の区別しやすい方法で引用することができる。しかし、“*Cancer pagurus* Latreille” や “*Cancer pagurus* (Latreille)” は不可。

**勧告 51D. 匿名の著者や正体がわかっているかまたは推定される匿名の著者.** あるタクソンの学名が匿名で設立された (かまたはそうであったと見なされている) 場合、用語 “Anon.” をあたかもそれがその学名の著者であるかのように使用することができる。しかし、その著者権がわかっているか外的証拠から推定される場合、著者名を引用するときは、それを角括弧にくるみ、設立時に匿名であったことを示すべきである。匿名で提唱された学名の適格性については、条 14 を見よ。

**例.** *Papilio adippe* [Denis & Schiffermüller], 1775 (鱗翅類) の如く。

**勧告 51E. 貢献者の引用.** 学名とそれを適格にする公表以外の条件 [条 10～20] が、それらを含む著作物の著者ではなく誰か別の人物の責任、あるいは共著者の一部の責任である場合、その学名の著者権を引用する場合は、それを “B in A” や “B in A & B” のように、あるいは、何か情報を得るのを容易にする他の方法で、述べるべきである (通常、その日付も引用するべきである)。

**勧告 51F. 不適格名や除外された学名の著者の引用.** ある不適格名や除外された学名 [勧告 50C] の著者権の引用が必要かまたは望まれる場合、その学名の命名法的地位を明らかにするべきである。

**例.** *Halmaturus rutilis* Lichtenstein, 1818 (裸名). *Yerboa gigantea* Zimmermann, 1777 (意見書 257 中で審議会によって拒否された著作物中で公表された). “*Pseudosquilla*” (Eydoux & Souleyet (1842) が公表した通俗名)。

51.3. 変更された結合における著者名（や日付）をくるむ丸括弧の使用. ある種階級群名が設立時の属ではない別の属名と結合するときは、その種階級群名の著者名を引用する場合は、それを丸括弧にくるむものとする（日付を引用する場合は、それを同一の丸括弧にくるむものとする）。

例. *Taenia diminuta* Rudolphi は、属 *Hymenolepis* に移されると、*Hymenolepis diminuta* (Rudolphi) もしくは *Hymenolepis diminuta* (Rudolphi, 1819) のように引用する。

51.3.1. 種階級群名が、設立時に属名の不正な綴りかまたは修正名に結合していたとき、丸括弧は用いない（ある不当な修正名 [条 33.2.3] がそれ固有の著者権と日付を担う有効名であるとしても、これを適用する）。

例. 種階級群名 *subantiqua* d'Orbigny, 1850 は、*Fenestella* Lonsdale, 1839 の d'Orbigny による不正な綴りである *Fenestrella* に結合して設立された。この種は、*Fenestella subantiqua* d'Orbigny, 1850 と引用し、*Fenestella subantiqua* (d'Orbigny, 1850) とはしない。

51.3.2. 著者名と日付をくるむ丸括弧のこの使用は、亜属名の有無によっても、同属内での別亜属への移動によっても、種階級群内での階級の変更によっても、亜種の同属他種への移動によっても影響されない。

例. *Goniocidaris florida* Agassiz は、属 *Petalocidaris* に移されると、*Petalocidaris florida* (Agassiz) と引用する。*Petalocidaris* を *Goniocidaris* の亜属として扱うときは丸括弧は取り除く。*Goniocidaris* (*Petalocidaris*) *florida* Agassiz のように亜属名も含めて引用するときも同じである。

51.3.3. 1961 年よりも前に、ある種階級群名がすでに適格なある属階級群名と結合して設立され、しかも同時に、その著者がその種のために条件つきで新しい名義属を提唱した場合、その種小名がすでに設立されていた方の属名と結合するときは丸括弧を使用せず、条件つきで提唱された方の属名と結合するときは丸括弧を使用する（条 11.9.3.6 を見よ）。

例. Lowe (1843) は、魚類の新種 *Seriola gracilis* を設立し、同時に、条件つきで新属 *Cubiceps* を提唱してその名義種を含めた。この種を *Cubiceps* に含めるときは、その学名は *Cubiceps gracilis* (Lowe, 1843) と引用する。

勧告 51G. 新結合を作成した人物の引用. 名義種階級群タクソンの著者とそれを初めて別属に移した人物の両方を引用したい場合、新結合を作った人物の名前は、その種階級群名の著者名（および、もし引用するなら、その日付. 勧告 22A.3 を見よ）をくるんだ丸括弧の後に続けるべきである。

例. *Limnatis nilotica* (Savigny) Moquin-Tandon. *Methiolopsis geniculata* (Stål, 1878) Rehn, 1957.

## 章 12. 同名関係

### 条 52. 同名関係の原理.

- 52.1. **同名関係の原理の声明.** 複数のタクソンが互いに識別されるとき、それらを同一の学名で示してはならない.
- 52.2. **同名関係の原理の運用.** 複数の学名が同名であるときは、先取権の原理(条 52.3 を見よ)を適用して決定される古参名のみを有効名として使用することができる. 除外されるものについては、条 23.2 と 23.9 (使用されていない古参同名) および条 59 (種階級群における二次同名) を見よ.
- 52.3. **先取権の原理の適用.** (種階級群の場合の一次同名と二次同名を含め) 同名の相対的優先権は、先取権の原理と第一校訂者の原理 [条 23, 24] の該当する条項を適用して決定する.
- 52.4. **新参同名の置換.** 条 23.3.5, 23.9.5, 39, 55, 60 を見よ.
- 52.5. **古参同名の抑制.** 条 54.4, 81.2.1 を見よ.
- 52.6. **不正であって訂正された原綴り.** 不正な原綴りを訂正した綴りは同名関係に入り得るが、不正な原綴りが入ることはない [条 32.4].
- 52.7. **動物ではないタクソンの学名との同名関係.** 動物タクソンの学名であって、動物として扱われたことが一度もないタクソンの学名と綴りが同じものは、動物命名法の目的 [条 1.4, 2.2] のためには同名ではない.

### 条 53. 科階級群, 属階級群, および種階級群における同名関係の定義.

- 53.1. **科階級群における同名.** 科階級群においては、複数の適格名であって、同一の綴りをもつかまたは接尾辞 [条 29.2] にしか違いがなく、しかも、別々の名義タクソンを示すものは、同名である.

例. 科階級群名 *METOPHINAE* Foerster, [1869] (膜翅類. タイプ属 *Metopius* Panzer, 1806), *METOPHINI* Raffray, 1904 (鞘翅類. タイプ属 *Metopias* Gory, 1832), *METOPHINI* Townsend, 1904 (双翅類. タイプ属 *Metopia* Meigen, 1803) は、同名である. (審議会が後 2 者の科階級群名の綴りをそれぞれ *METOPIASINI*, *METOPIAINI* に修正して、それらの同名関係が取り除かれた [意見書 1772 (1994 年)]).

- 53.2. **属階級群における同名.** 属階級群においては、複数の適格名であって同一の綴りで設立されたものは、同名である.

例. 属名 *Noctua* Linnaeus, 1758 (鱗翅類) と *Noctua* Gmelin, 1771 (鳥類) は同名である.

- 53.3. **種階級群における同名.** 複数の適格な種階級群名であって同一の綴りをもつものは、設立時に同一の属名に結合して設立された場合も (一次同名), 後世に同一の属名に結合して公表された場合も (二次同名), いずれも同名である (同名である属名に結合した種階級群名については、条 57.8.1 を見よ).

例. *Cancer strigosus* Linnaeus, 1761 と *Cancer strigosus* Herbst, 1799 は、名義属 *Cancer* Linnaeus, 1758 中の別々の名義種に対して設立された. したがって、それら種小名は一次同名である. 二次同

名の例は条 57.3.1 を見よ.

53.3.1. 条 58 に列挙された種階級群名の変体綴りは、同名関係の原理の目的では、同じ綴りであると見なす.

**条 54. 同名関係に入らない学名.** 次の各号は同名関係に入らない.

- 54.1. 本規約の条項 [条 1.3, 8.3] から除外される学名 (条 1.4, 52.7 も併せ見よ).
- 54.2. 不適格である学名 [条 10.1] であって、条 20 に規定する場合以外のもの.
- 54.3. 原綴り [条 32.4, 32.5] か後綴りかを問わず、不正な綴り. 訂正していない形 [条 32.4, 33.3] では適格ではないからである.
- 54.4. 審議会の裁定によって、同名関係の原理の目的のために抑制された学名 [条 81.2.1].

**条 55. 科階級群名.**

- 55.1. **同名関係の原理の適用.** 同名関係の原理は、科階級群レベルの生痕化石タクソンの学名を含め、すべての科階級群名に適用する.
- 55.2. **同じ綴りの属名に由来する同名関係.** 条 39 を見よ.
- 55.3. **類似した属名に由来する同名関係.** 科階級群名間の同名関係は、それらのタイプ属の学名の類似に起因し得るが、タイプ属の学名が同じ綴りであることに起因することはない.
  - 55.3.1. 科階級群名に関係するそういう案件は、同名関係を除去する裁定を求めて審議会に付託しなければならない. ただし、古参同名が遺失名である場合は、この限りではない.
    - 55.3.1.1. 古参同名が条 23.9.2 の条件下で遺失名であることが決定したときは、同一のタイプ属の学名に基づき、しかし、同名関係を避けるタイプ属の学名の新しい語幹を選択して、新しい科階級群名 (新置換名) を提唱することができる [条 29.1, 29.4, 29.6].
- 55.4. **1文字違い.** 科階級群名 2 つの間の違いがたった 1 文字であっても、それらは同名ではない.

**例.** *Larus* Linnaeus, 1758 に基づく科名 LARIDAE (鳥類) と、*Larra* Fabricius, 1793 に基づく LARRIDAE (膜翅類) は 1 文字違いであり、同名ではない.

- 55.5. **高位階級の優先.** 同じ日付だが異なる階級で設立された、同名である科階級群名 2 つのうち、高い階級に設立された方を古参同名だと見なす [条 24.1].

**条 56. 属階級群名.**

- 56.1. **同名関係の原理の適用.** 同名関係の原理は、寄集群名や属階級群レベルの生痕化石タクソンの学名を含むあらゆる属階級群名に適用する [条 1.2, 23.7, 42.2].
- 56.2. **1文字違い.** 属階級群名 2 つの間の違いがたった 1 文字であっても、それらは同名ではない.

例. 双翅類の2つの属名 *Microchaetina* van der Wulp, 1891 と *Microchaetona* Townsend, 1919 は同名ではない。

56.3. 亜属に対する属の優先. 同じ日付で一方が属, 他方が亜属に対して設立された, 同名である属階級群名2つのうち, 前者が他方に勝る優先権をもつ [条 24.1].

#### 条 57. 種階級群名.

57.1. 種名および亜種名への同名関係の原理の適用. 同名関係の原理は, 寄集群名や属階級群レベルの生痕化石タクソンの学名を含め [条 10.3 と 42.2.1], 設立時か後世かを問わず同一の属名 [条 53.3] に結合して公表された, 綴りが同じかまたは同じと見なされる [条 58] 種階級群名に適用する.

57.2. 一次同名. 別々の名義タクソンに対して設立された同じ綴りの種階級群名は, それが設立時に同一の属名 (条 11.9.3.2 と 57.8.1 も併せ見よ) に結合していたときは, 一次同名 [条 53.3] である. 新参の方の学名は永久に無効であるが (ただし, 条 23.9.5 を見よ), 次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない.

57.2.1. 条 23.9 に定める条件下で, 有効名 (擁護名) としてのその使用が維持されている場合.

57.2.2. 条 81 下で審議会が保全した場合.

57.2.3. その小名が『List of Available Names in Zoology』の該当する採用分冊に含まれており, その古参同名の方は含まれていない場合 (条 79.4.3 を見よ).

例. 次は一次同名である: *Culex affinis* Stephens, 1825 と *Culex affinis* Adams, 1903. *Lycaena argus nevadensis* Oberthür, 1910 と *Lycaena nevadensis* Zulich, 1928. *Aporia hippia transiens* Alpheraky, 1897 と *Aporia crataegi transiens* Lempke, 1953.

#### 57.3. 二次同名.

57.3.1. 別々の名義タクソンに対して設立された同じ綴りの種階級群名であって, 後世にともに同一の属名に結合されるようになったものは, 二次同名であり [条 53.3], 新参の方は無効である (しかし, 条 57.8.1 を見よ). ただし, 新参二次同名は特定の条件下で地位を回復し得る [条 59.2 ~ 4].

例. *Frontina acroglossoides* Townsend, 1891 と *Eophrissopolia acroglossoides* Townsend, 1926 中の種小名は, 両種とも *Chaetogaedia* に置かれるときは, 二次同名になる.

57.3.2. 別々の名義タクソンに対して設立された同じ綴りの種階級群名は, それぞれ設立時に, 一方が新参同名である属に, 他方がその属の新置換名 [条 60.1] に結合していた場合, これらは二次同名である.

例. *Xus albus* Smith, 1900 (ここでは *Xus* は新参同名) が, *Xus* を置換するために *Xoides* Dupont,



1909が設立されたことから、*Xoides albus* (Smith, 1900) になったとする。このとき、仮に新種*Xoides albus* Jones, 1910 が提唱されたなら、これら2つの種小名は二次同名になる。

57.4. **亜属名は無関係**. 同一属名と同じ綴りの種階級群名との間に丸括弧にくるんで置かれたいろいろな亜属名の存在は、当該小名の同名関係には無関係である。

例. *Aus* (*Bus*) *intermedius* Pavlov と *Aus* (*Cus*) *intermedius* Dupont のなかの種小名は、もともとどちらも*Aus*中に設立されたので、一次同名である。*Aus* (*Dus*) *intermedius* (Nomura) は、設立時に*Xus*中に設立されたので、*Aus* (*Bus*) *intermedius* と *Aus* (*Cus*) *intermedius* の両方の二次同名である。

57.5. **属名の綴りの違い**. 同じ綴りの種階級群名（もしくは、同じ綴りであると思なされる種階級群名 [条58]）であって、別々の名義タクソンに対して設立されたものは、同一の属名に結合すれば同名である（しかし、条57.8.1を見よ）。1つまたは複数の種階級群名が結合している属名の綴りが、不正な綴りであっても修正名であっても、同じことである [条11.9.3.2]。

57.6. **1文字違い**. 条58に定める場合を除き、同一の属名に結合する種階級群名間の1文字違いは、同名関係を妨げるのに十分である。

57.7. **亜種名に対する種名の優先**. 同じ日付をもつ同名である種階級群名2つのうち、種に対して設立されたものは、亜種に対して設立されたものや亜種の階級と思なされるもの [条45.6] に勝る優先権をもつ [条24.1]。

57.8. **例外**.

57.8.1. 同一の綴りだが別々の名義属に対して設立された同名の属名 [条53.2] と結合している、同じ綴りの種階級群名間の同名関係は、無視するものとする。

例. *Noctua* Linnaeus, 1758 (昆虫) と *Noctua* Gmelin, 1771 (鳥類) は同名である。しかし、*Noctua* (昆虫) のなかの *variegata* Jung, 1792 と *Noctua* (鳥類) のなかの *variegata* Quoy & Gaimard, 1830 については、これを無視する。

57.8.2. 一定の事情においての新参二次同名の復活については、条59.2 ~ 59.4を見よ。

条58. **同じ綴りだと思なす種階級群名の変体綴り**. 別々の名義タクソンに対して設立された種階級群名であって、次の各号の点でしか綴りが違っておらず、しかも、同一の由来と意味であるものは、それらが示す名義タクソンが同一の属もしくは同一の寄集群に含められたときは、同名だと思なす。

58.1. *ae* か *oe* か *e* かの使用 (*caeruleus*, *coeruleus*, *ceruleus* など)。

58.2. *ei* か *i* か *y* かの使用 (*cheiropus*, *chiropus*, *chyropus* など)。

58.3. 同一ラテン文字に対する *i* か *j* かの使用 (*iavanus*, *javanus*; *maior*, *major* など)。

58.4. 同一ラテン文字に対する *u* か *v* かの使用 (*neura*, *nevra*; *miluina*, *milvina* など)。

- 58.5. 同一の文字に対する *c* か *k* かの使用 (*microdon*, *mikrodon* など).
- 58.6. 子音の氣息音か無氣息音か (*oxyrhynchus*, *oxyryncus* など).
- 58.7. 単子音か二重子音かの使用 (*litoralis*, *littoralis* など).
- 58.8. *t* の直前に *c* があるかないか (*auctumnalis*, *autumnalis* など).
- 58.9. *f* か *ph* かの使用 (*sulfureus*, *sulphureus* など).
- 58.10. *ch* か *c* かの使用 (*chloropterus*, *cloropterus* など).
- 58.11. *th* か *t* かの使用 (*thiara*, *tiara*; *clathratus*, *clatratus* など).
- 58.12. 複合語中での異なる結合母音の使用 (*nigricinctus*, *nigrocinctus* など).
- 58.13. 半母音 *i* の *y* か *ei* か *ej* か *ij* かとしての転写 (*guianensis*, *guyanensis* など).
- 58.14. 人名, 地名, またはそのタクソンの宿主その他の共生体の名前に基づいた属格語尾としての, あるいは複合語である種階級群名の要素間の, *-i* か *-ii* か, *-ae* か *-iae* か, *-orum* か *-iorum* か, *-arum* か *-iarum* かの使用 (*smithi*, *smithii*; *patchae*, *patchiae*; *fasciventris*, *fasciiventris* など).
- 58.15. 接尾辞や語尾の直前に *-i* があるかないか (*timorensis*, *timoriensis*; *comstockana*, *comstockiana* など).

例. *Chrysops calidus* と *Chrysops callidus* の種小名 (それぞれ, “暖かい” と “賢い” の意味) は, 別々の起源と意味をもった単語に由来するため, 本条に列挙した号のひとつ (条 58.7 を見よ) の点でしか違っていないが, 同名ではない.

勸告 58A. 人名や地名に基づく種階級群名. 同一属もしくは近縁属, 関連属のなかである人名や地名に基づいた種階級群名が使用されているならば, (違うやり方で形成したとしても) 同一の単語もしくは同一の意味の単語に由来する新しい種階級群名をつくるべきではない (例えば, *hispanus*, *hispanicus*; *moluccensis*, *moluccanus*; *sinensis*, *sinicus*, *chinensis*; *ceylonicus*, *zeylanicus* など).

## 条 59. 二次同名の有効性.

- 59.1. 同属だと考えられるタクソン. 問題の種階級群タクソン2つを同属だと考える者はだれでも, 新参二次同名である種階級群名を無効だとして扱わなければならない.
- 59.2. もはや同属とは考えられていない場合の置換されなかった同名. 二次同名状態の場合であって, 新参の種階級群名がまだ置換されておらず [条 60], しかも当該タクソンがもはや同属だとは考えられていない場合, 一方の種階級群名が設立時に他方の種階級群名が現在結合している属のなかで提唱されたとしても, その新参名は拒否されないものとする.

例. Zetterstedt (1855) は, 新種 *Platyura nigriventris* を設立し, これは現在, 属 *Orfelia* のなかに置かれている. 1910年にJohannsenは, 新種 *Apemon nigriventris* を設立し, これは後に現在の位置である *Platyura* に移された. この2種は現在では同属とは扱われておらず, また, *nigriventris* (Johannsen) は *Platyura* のなかで名前をつけ替えられたこともないので, 代用名は不要である.

- 59.3. 1961年よりも前に置換されたがもはや同属だとは考えられていない二次同名. 1961年よりも前に置換された新参二次同名は, 永久に無効である. ただし, 代用名が使用中ではなく, しかも当該のタクソンがもはや同属だ

とは考えられていない場合はこの限りではない。その場合、その新参同名は、置換を理由には拒否されないものとする。

例. Deignan (1947) は分類学的理由から、鳥類の属 *Muscicapa* Brisson, 1760, *Ficedula* Brisson, 1760, *Niltava* Hodgson, 1837 を統合し、最初の学名を有効だとした。そのため生じた新参二次同名 7 つを彼は置換した。しかし、彼の分類法と代用名は使用中ではないため、彼によって置換された種階級群名は本条の下で拒否されないものとする。

59.3.1. 新参二次同名に対して代用名を使用することが混乱の原因であるときは、審議会の判断ではどちらの学名が安定と普遍性にもっとも寄与するかを裁定（必要なら強権による。条 81 を見よ）を求めてその案件を審議会に付託するものとし、裁定された方の学名が有効名となる。

59.4. 1960 年よりも後に拒否された新参二次同名の復活。1960 年よりも後に二次同名状態を理由に拒否された種階級群名は、問題の種階級群タクソン 2 つが同属ではないと考える著者によって、有効名として復活させられるものとする。ただし、それが別の理由で無効である場合はこの限りではない。

例. *Aus niger* Smith, 1950 は、1960 年よりも後に *Bus* に移されれば、*Bus niger* Dupont, 1940 の新参二次同名になり、*Bus ater* Jones, 1970 と名前がつけ替えられる。しかし、この 2 種が同属だとは考えない著者は、*niger* Smith を当該種に対する有効な種小名として復活させ、*ater* Jones をその新参異名とするものとする。

## 条 60. 新参同名の置換.

60.1. 代用名. 新参同名 [条 53] は拒否されなければならない、適格であって潜在的に有効な異名か [条 23.3.5], そういう学名がなければ新代用名 [条 60.3] で置換しなければならない。使用中ではない古参同名については条 23.9 を見よ。同名である科階級群名の置換については条 39 と条 55.3 を見よ。種階級群における二次同名の置換については条 59 を見よ。

60.2. 異名をもつ新参同名. 拒否された新参同名が、適格であってしかも潜在的に有効な異名を 1 つ以上もつ場合、それらのなかで最古のものがそれ固有の著者権と日付を担ってそのタクソンの有効名になる [条 23.3.5].

60.2.1. そのような学名は、拒否されたその新参同名の異名と見なされている間だけ、その新参同名のかわりに有効名として使用される。

60.3. 異名をもたない新参同名. 拒否された新参同名が、適格であって潜在的に有効な既知の異名をもたない場合、それは、固有の著者と日付を担う新代用名で置換しなければならない。この代用名は、後になって認識されるどの異名とも先取権を競う。

勧告 60A. 客観的置換が望ましいこと. 拒否された新参同名で示される名義タクソンの担名タイプが分類学的にみて不適切（たとえば、条 75.5 に記載されているような場合や、属階級群の同名の場合であればそのタイプ種がきちんと定義されていない場合など）でない限り、著者は客観的置換として新置換名を設立するために元と同じタイプを用いるように勧告する [条 67.8, 72.7].

## 章 13. 命名法におけるタイプ概念

### 条 61. タイプ化の原理.

61.1. **タイプ化の原理の声明.** 科階級群, 属階級群, 種階級群のいずれかに所属する名義タクソンはどれも, 実際にあるいは潜在的に担名タイプをもつ. ある名義タクソンに担名タイプを固定することは, そのタイプが担う学名を適用するにあたっての客観的な参照基準を提供する.

61.1.1. ある分類学的タクソンの境界についての意見が動物学者の間でどんなに異なるとしても, そのタクソンの有効な学名は, その境界の内側に所属していると考えられる担名タイプから決定する [条 23.3].

61.1.2. タイプ化によってもたらされる客観性は, 学名の階級構造を通じて連続している. それは, 種階級群から科階級群まで順に上に伸びる. すなわち, 名義種階級群タクソンの担名タイプとは1つの標本もしくは一揃いの標本(ホロタイプ, レクトタイプ, ネオタイプ, もしくはシンタイプ [条 72.1.2] のどれか)であり, 名義属階級群タクソンの担名タイプとはそれ自らのタイプによって客観的に定義されている名義種であり, 名義科階級群タクソンの担名タイプとはその学名に基づいた名義属である.

61.1.3. いったん固定されると, 担名タイプは不動であり, 学名の適用における客観的連続性をもたらす. つまり, どの名義タクソンの担名タイプも, 本規約の条項に合致していったん固定されると, 変更の対象になることはない. ただし, 条 70.3.2 に規定する名義属階級群タクソンの場合, 条 74 および 条 75 に規定する名義種階級群タクソンの場合, および審議会の強権の使用による場合 [条 81] を除く.

61.2. **名義タイプタクソンの担名タイプ.** ある名義タクソンの担名タイプは, そのタクソンの名義タイプタクソン [条 37.1, 44.1, 47.1] の担名タイプでもある. したがって, 一方に対する担名タイプの固定は, 他方に対する固定でもある.

61.2.1. ある名義タクソンとその名義タイプタクソンに, 同時に別々の担名タイプが固定された場合, 高位階級のタクソンに対する固定が優先権をもつ.

61.2.2. 科階級群, 属階級群, 種階級群のどれかにおいて, ある名義タクソンの階級が上昇したり下降したりする場合, あるいは, そのタクソンの学名が同時に複数の階級で使用される場合, そのタクソンの担名タイプは同じままである [条 36.2, 43.1, 46.2].

61.3. **担名タイプと異名関係.**

61.3.1. 別々の担名タイプをもつ複数の名義タクソンが単一の分類学的タクソンだとされる場合, それらの学名は, そのタクソンの階級における主観異名である(しかし, 従属的階級において異名とは限らない).

例. *Psittacus elegans* Gmelin, 1788 と *Platycercus flaveolus* Gould, 1837 の別々の担名タイプは, *Platycercus elegans* (Gmelin, 1788) が有効名であるヒラオインコという単一の分類学的種に所属すると思われる. これら学名は種の階級では主観異名だが, それらは *Platycercus elegans* の亜

種という従属的階級では異名ではなく、有効名はそれぞれ *Pl. e. elegans* (Gmelin, 1788) と *Pl. e. flaveolus* Gould, 1837 である。

61.3.2. 客観異名である複数の属名が科階級群における複数の学名の基礎として使用されたことがあれば、それら科階級群名は客観異名である。

61.3.3. 複数の名義属階級群タクソンが、同一のタイプ種をもつ場合、あるいは、学名は異なるものの同一の担名タイプに基づくタイプ種をもつ場合、それら名義属階級群タクソンの学名は客観異名である。

61.3.4. 複数の名義種階級群タクソンが同一の担名タイプをもつ場合、それらタクソンの小名は、客観異名である。

61.4. 亜属や亜種を担名タイプとして指定すること。ある名義亜属が名義科階級群タクソンの担名タイプとして固定されるならば、まずはじめにその名義亜属を属の階級に上昇させたものと見なす。ある名義亜種が名義属階級群タクソンの担名タイプとして固定されるなら、まずはじめにその名義亜種を種の階級に上昇させたものと見なす。

例。 *Planigale* Troughton, 1928 (哺乳類) は、種 *P. subtilissima* (Lönnerberg, 1913), *P. tenuirostris* Troughton, 1928, *P. ingrami* (Thomas, 1906) および亜種 *P. ingrami brunnea* Troughton, 1928 を含んで設立された。原記載中で、最後の“*ingrami*の亜種”が“ジェノタイプ”という用語で *Planigale* のタイプに指定された。*P. ingrami* (Thomas, 1906) ではなく、*P. brunnea* Troughton, 1928 が原指定によるタイプ種である。

## 章 14. 科階級群におけるタイプ

条 62. 適用範囲。本章の条項は、どの階級の名義科階級群タクソン（上科，科，亜科，族，亜族，および上科よりも低く属よりも高いあらゆる階級にあるもの）にも等しく適用する [条 35.1]。

条 63. 担名タイプ。名義科階級群タクソンの担名タイプは、“タイプ属”とよばれる名義属である。その科階級群名は、タイプ属の学名に基づく [条 29] (条 11.7, 35, 39, 40 も併せ見よ)。

63.1. 同位の名義タクソン。科階級群の同位の名義タクソンは、同一のタイプ属をもつ [条 36, 37, 61.2]。

条 64. タイプ属の選択。新しい名義科階級群タクソンを設立したいと望む著者は、そのタクソンに含まれるどの属でも、その著者が有効だと見なす学名をもつものを [条 11.7.1]、タイプ属として選ぶことができる。最古の学名である必要はない。タイプ属を選択することによって、その名義科階級群タクソンの学名の語幹が決まる [条 29.1]。

勧告 64A. タイプ属は有名なものであるべきである。ある名義科階級群タクソンを設立したいと望む著者は、可能な限り、有名かつその科階級群タクソンを代表する属を、そのタイプ属として選ぶべきである。

## 条 65. タイプ属の同定.

- 65.1. **正しい同定の仮定.** 明白な反する証拠がない限り、名義科階級群タクソンを設立する著者は、そのタイプ属を正しく同定していたと仮定するものとする.
- 65.2. **誤同定や変化した概念.** 安定や普遍性が脅かされていたり、混乱が生じそうになっているなら、それが、
- 65.2.1. 科階級群名が設立されたときにタイプ属が誤同定された（すなわち、そのタイプ種によって決定される以外の意味に解釈された）ことを発見したことによる場合は、裁定を求めて審議会にその案件を付託するものとする.
- 65.2.2. タイプ属に対するタイプ種の固定（もしくは、そのタイプ種に対する担名タイプの固定）が見落とされていたことを発見したことによる場合は、裁定を求めて審議会にその案件を付託するものとする [条 70.2].
- 65.2.3. タイプ属が設立された時点で誤同定されたタイプ種に基づいたことを発見したことによる場合は、条70.3に規定された名義種をタイプ種として固定することができる. 条70.3の下のタイプ種固定によっては脅威にうち勝てないときは、裁定を求めて審議会にその案件を付託するものとする.

## 章 15. 属階級群におけるタイプ

条 66. **適用範囲.** 本章の条項と勧告は、名義属と名義亜属（亜属と見なされる属階級群の区分を含む. 条 10.4 を見よ）に等しく適用する. しかし、属階級群レベルの寄集群（タイプ種をもたない [条 13.3.2, 42.3.1, 67.14]）には適用しない.

- 66.1. 1999年よりも後に提唱された属階級群レベルの生痕化石タクソンは、その学名を適格にするために固定したタイプ種をもたなければならない. 2000年よりも前に設立されたものはタイプ種を要求しないが、条 69 に合致して、これまでもタイプ種を固定することができたし、これからも固定することができる（条 13.3.3 も併せ見よ）.

## 条 67. 一般条項.

- 67.1. **担名タイプ.** 名義属または名義亜属の担名タイプは、“タイプ種”とよばれる名義種である [条 42.3].
- 67.1.1. ある名義属とその名義タイプ亜属 [条 44.1] は、同一のタイプ種をもつ [条 61.2].
- 67.1.2. タイプ種の学名は、たとえそれが新参異名、新参同名、抑制名などであったとしても、そのまま変えない（条 81.2.1 を見よ）.

**勧告 67A. 用語法.** 名義属もしくは名義亜属の担名タイプを指しているときには、用語“タイプ種”または他の言語での厳密な同義語のみを用いるべきである. あいまいさをなくすために、用語“ジェノタイプ”（遺伝学では別の意味で広く使われている）を“タイプ種”の代わりに用いるべきではない.

**勧告 67B. タイプ種の引用.** タイプ種の学名は、その設立時の二語名で引用するべきである。タイプ種の学名が無効名であったり現在無効名だとして扱われているなら、著者は、その有効な異名も引用し得る。

**例.** 十脚甲殻類の属 *Homarus* Weber, 1795 に設立時に含められた名義種の 1 つ *Astacus marinus* Fabricius, 1775 が後世に Fowler (1912) によって *Homarus* のタイプ種として固定された。この属のタイプ種は、*Astacus marinus* Fabricius, 1775 であり、そのように引用するべきである。*Astacus marinus* Fabricius, 1775 は、現在、*Cancer gammarus* Linnaeus, 1758 の異名だとされているが、後者は *Homarus* のタイプ種ではないので、タイプ種として引用するべきではない。タイプ種への言及が必要な場合、“タイプ種 *Astacus marinus* Fabricius, 1775. *Cancer gammarus* Linnaeus, 1758 の新参異名” または “タイプ種 *Astacus marinus* Fabricius, 1775. 現在は *Homarus gammarus* (Linnaeus, 1758) の新参異名とされている” などのような方法で行うべきである。

**67.2. タイプ固定に適任な種 (設立時に含められた名義種).** 名義種は、設立時に含められた名義種である場合に限り、名義属もしくは名義亜属のタイプ種として固定するのに適任である。

67.2.1. 本規約の意味において“設立時に含められた名義種”とは、新たに設立された名義属もしくは名義亜属に含められたものであって、種もしくは亜種 (条 45.6, 68.2 を見よ) の適格名 (種や亜種の不正な綴り [条 67.6] による引用を含む) で原公表中に引用されたものと、過去の誤同定を意図的に適用したもの (条 11.10, 67.13, 69.2.4 を見よ) として原公表中に引用されたものに限る。

67.2.2. ある名義属もしくは名義亜属が名義種を含まずに 1931 年よりも前 (生痕化石タクソンにあっては 2000 年よりも前 [条 66.1]) に設立された場合 [条 12], 後世に最初に明示的にそのなかに含められた名義種だけを設立時に含められた名義種だと見なす。

67.2.3. ある種の学名を掲載している出版物を原公表中で単に参照するだけでは、その名義属にその名義種を明確に含めたことにはならない。

67.2.4. ある適格な属階級群名を別属の異名として単に引用することは、前者に含まれる名義種を後者に含めたことにはならない。

67.2.5. 疑問つきや条件つきで含められたり、未確定種や所属不明として引用されたりした場合は、その名義種は、設立時に含められたとは見なさない。

**67.3. 固定に関連した行為の許容性.** 名義属または名義亜属を設立したときになされた著者の命名法的行為その他の公表された言明だけが、次の各号を決定するときに関係する。

67.3.1. タイプ種が条 67.8 と条 68 の条項に合致して固定されたかどうか。

67.3.2. どれが条 67.2 の意味における設立時に含められた名義種であるか (種を含まずに設立された名義属階級群タクソンの、設立時に含められた名義種については、条 67.2.2 を見よ)。

**67.4. タイプ固定.** ある名義属もしくは名義亜属のタイプ種は、設立時 (原公表中で固定がなされた場合) [条 68] もしくは後世 (その名義属もしくは名義亜属が設立された後に固定がなされた場合) [条 69] に固定される。

67.4.1. 1930 年よりも後 (生痕化石タクソンにあっては 1999 年よりも後

〔条66.1〕に設立された名義属階級群タクソンは、原公表中で固定されたタイプ種をもたねばならない〔条13.3〕。

67.5. 指定. タイプ種の固定〔条68, 69〕に関する用語“指定”は、厳密に解釈しなければならない。次の各号は、本規約の下での指定ではない。

67.5.1. ある属もしくは亜属の一例としてある種に言及すること。

67.5.2. ある属もしくは亜属の特定の形質や構造に“典型”もしくは“典型的”だとして言及すること。

67.5.3. 不明確な方法や条件つきでなされた指定。

例. 次のような言明はどれも、本規約の意味におけるタイプ指定とは見なさない。“*Aus xus* は、属 *Aus* の典型的な一例である”、“*Aus xus* の前翅の翅脈は、属 *Aus* の典型である”、“*Aus xus* はおそらく *Aus* のタイプであろう”。

67.6. 不正な綴りもしくは不当な修正名を使用した固定. タイプ種の学名が、それを固定したときに、不正な綴りもしくは不当な修正名の形で引用されたとしても、その学名は、その正しい原綴りの形で引用されていたものと見なす（条69.2.1も併せ見よ）。

67.7. 不正な引用の地位. ある名義属もしくは名義亜属に対してタイプ種を固定するにあたり、著者がそのタイプ種の学名または属もしくは亜属の学名をその最初の設立を示すものではない著者もしくは日付に誤って帰したとしても、あるいは、その属もしくは亜属への名義種の最初の明示的包含を誤って引用したとしても、その名義種が他の点で適任であれば、誤りにかかわらずその著者がそのタイプ種を有効に固定したと見なすものとする。タイプ種を固定するときに故意に採用された過去の誤同定については、条11.10と67.13を見よ。

例. タイプ種なしに設立された *Aus Dupont*, 1790 は、後の著者 Smith (1810) の著作物によってたいへんよく知られている。後世に *Bus xus* が “*Aus Smith*, 1810” のタイプ種に指定されたならば、*Bus xus* が後者のタイプ種として指定するのに適任であることを条件に、その指定は *Aus Dupont*, 1790 に対するタイプ種の指定として受け入れるものとする。さらに、*Bus xus* に帰すべき著者権や日付を誤ったとしても問題はない。

67.8. 新置換名で示される名義属階級群タクソンのタイプ種. ある著者が、すでに設立されているある属階級群名に対する新置換名として新しい属階級群名を明示して公表する場合、もしくは、すでに設立されている属階級群名を不当な修正名〔条33.2.4〕で置き換える場合、元の名義タクソンとそれを置換したものはともに同一のタイプ種をもち、したがって、それに反するいかなる言明があったとしても、一方に対するタイプ固定は他方にも適用する（条13.3を併せ見よ）。

67.8.1. タイプ種は、元の名義属階級群タクソンのタイプ種として固定されるに適任の名義種（条67.2を見よ）でなければならない。

例. *Bus Schmidt*, 1890 は、新参同名である *Aus Medina*, 1880, non *Dupont*, 1860 に取って代わる新置換名だと明示して提唱された。*Aus Medina* のタイプ種として *Cus xus* が有効に固定される場合、



それが自動的に *Bus* のタイプ種にもなる。一方, *Aus Medina* にはタイプ種が固定されておらず *Bus* のタイプ種として *Cus yus* が有効に固定される場合, それが *Aus Medina* のタイプ種にもなる。

- 67.9. **誤同定されたタイプ種.** 有効に固定されたタイプ種が誤同定されていたことが後になって判明した場合, 条 70.3 の条項を適用する。
- 67.10. **名義属階級群タクソンの統合.** 複数の名義属階級群タクソンが属階級群レベルの単一の分類学的タクソンに含まれる場合, それぞれのタイプ種はそのまま変わらない (条 23 を条件として, そのようにして形成された分類学的タクソンの有効名は, 最も古い潜在的有効名をもつ名義タクソンの有効名である)。
- 67.11. **すでにタイプ種になっている名義種.** ある名義種がある名義属もしくは名義亜属のタイプ種であるという事実は, その種が別の名義属もしくは名義亜属のタイプ種であることを妨げない。この場合, それら属階級群名は互いの客観異名である [条 61.3.3]。
- 67.12. **最初に異名で示された名義属および名義亜属のタイプ種.** ある属階級群名が, 有効だとして使われている別の学名の異名として適格な著作物中で最初に公表され, 後世に条 11.6.1 の条項下で 1961 年よりも前に適格にされた場合, 最初に異名として公表されたこの名義属もしくは名義亜属のタイプ種は, 最初にそれと直接結合した (適格な学名で引用された) 名義種である。
- 67.12.1. 最初に異名として公表され条 11.6.1 の下で適格になったある属階級群名に, 複数の名義種が最初に直接結合した場合, それら名義種は, 条 68 と条 69 の目的における設立時に含まれた名義種である。

**例.** Meigen (1818) は, 原稿名である属名の *Palpomyia* と *Forcipomyia* を, *Ceratopogon* Meigen, 1803 (双翅類) の種の下で言及して, この属の異名とした。これら原稿名である属名は両方も, 条 11.6.1 の条項の下で適格である。*Palpomyia* が結びつけられた唯一の種である *Ceratopogon flavipes* Meigen が自動的に単型によるそのタイプ種になる。*Ceratopogon bipunctatus* (Linnaeus) と *C. albipennis* Meigen だけが *Forcipomyia* に結びつけられた種であり, これらは, *Forcipomyia* のタイプの後固定に適任の設立時に含まれた名義種である。*Ceratopogon* のタイプ種が自動的に *Palpomyia* や *Forcipomyia* のタイプ種になることはない。

- 67.13. **すでに設立されている学名の故意の誤適用もしくは誤同定として引用されたタイプ種.**
- 67.13.1. ある新しい名義属もしくは名義亜属の設立時に, すでに設立されているある学名をそれに含め, しかし, 以前の著者が誤同定もしくは誤適用した意味で故意にその学名をタイプ種として固定した場合 [条 67.2.1], その行為によって固定されたタイプ種は新しい名義種と見なされる [条 11.10, 50.1.2, 70.4. その種の担名タイプについては, 条 72.4.2 を見よ]。
- 67.13.2. すでに設立されているある属階級群タクソンのタイプ種として, 誤同定の意味でと明言して設立時に含まれたある名義種を後指定することについては, 条 69.2.4 を見よ。
- 67.14. **寄集群では無視されるタイプ種.** ある名義属階級群タクソンの学名が後

世に寄集群に適用される場合、その学名が寄集群名として使用されている限り、そのタクソンのタイプ種を無視する（条23.7も併せ見よ）。

例. *Cercaria* O.F. Müller, 1773 は、二生類蠕虫のある属に対して設立され、19世紀の多くの著者により *C. lemna* Müller, 1773 がそのタイプ種であるかのようにしてある名義属の学名として扱われ、現在は既知の属に確信をもって当てはめられない吸虫類幼生のための寄集群名として使用されている。異名関係中でのいかなる分類学的扱いにもかかわらず、*Cercaria* はこのように使用される。

## 条 68. 原公表中で固定されたタイプ種.

68.1. 固定方法における優先順位. 1つの（もしくは複数の）種をタイプ種として固定するにあたり、条68.2～68.5に規定する方法の複数が該当する場合、有効な固定は、優先権の次の順序を参考にして決定される：第一は原指定 [条68.2]、次は単型 [条68.3]、次は完全同語反復 [条68.4]、最後はリンネ式同語反復 [条68.5] である。

勧告 68A. タイプ固定の引用. ある種をタイプ種として固定する方法として、本条に規定する複数の方法が該当する場合、有効な固定のみを引用するべきである。

68.2. 原指定によるタイプ種. ある名義属階級群タクソンを設立したときに名義種1種をそのタイプ種として明白に指定 [条67.5] した場合、その名義種がタイプ種（原指定によるタイプ）である。ただし、条70.3の条項が適用される場合はこの限りではない。

68.2.1. 新しい名義属もしくは名義亜属に設立時に含まれた複数の新しい名義種のなかのただ1種に対してのみ“新属新種”，“gen. n., sp. n.”もしくは同義語を1931年よりも前に適用したということは、タイプ種が別に明白に指定されていないならば、それを原指定だと見なす。

68.2.2. ある名義属階級群タクソンがタイプ種の明白な指定なしに設立されたときに、設立時に含まれた新しい名義種 [条67.2] 1種に、*typicus*, *-a*, *-um*もしくは*typus*という種階級群名が与えられていれば、その名義種を原指定によるタイプ種だと見なす。

68.3. 単型によるタイプ種. ある単一の分類学的種に対して名義属階級群タクソンが設立され、その種が適格名で示されている場合、そう命名された名義種がタイプ種である。この方法による固定を単型による固定だと見なす。これは、他にどんな異名、亜種、不適格名が引用されているかにかかわらず、学名で引用していない他の種がその名義属階級群タクソンに含まれると著者が考えているかどうかにかかわらず、さらに、なんらかの名義種階級群タクソンがその名義属階級群タクソンに疑問つきで含まれたり同定されたりしているかにかかわらず。

68.3.1. ある新属が、その学名が設立されるときに亜属に分割され、その名義タイプ亜属が1種のみを含むならば、その名義種が、その新しい名義属の単型によるタイプ種だと見なす。

68.4. 完全同語反復によるタイプ種. ある名義属階級群タクソンに設立時に含まれた [条67.2] 有効なある種階級群名もしくは引用されているその

異名が、その属階級群タクソンの学名と綴りが同じならば、その種小名（適格であれば）で示される名義種階級群タクソンがタイプ種である（完全同語反復によるタイプ）。

例. 新しい名義属 *Aus Smith* は名義種のひとつとして *Aus xus* (Brown) を含んでおり、後者の引用された異名中に適格名 *Bus xus aus Robinson* がある。 *Aus* のタイプ種は、 *Bus xus Brown* ではなく *Bus aus Robinson* である。

68.5. “リンネ式同語反復”によるタイプ種. 1931年よりも前に設立されたある名義属階級群タクソンに設立時に含まれた名義種 [条67.2] のうちただ1種の異名リスト中に、新しい属階級群名と同じ綴りの一語からなる1758年よりも前の学名が引用されている場合、その名義種がタイプ種である（“リンネ式同語反復”によるタイプ）。

例. 属 *Castor Linnaeus*, 1758 (ビーバー) は2種を含んで設立された。これらの種の1つ (*Castor fiber*) の異名リスト中で、一語の学名 “*Castor Gesner pisc.* 185” が引用されている。ゆえに、リンネ式同語反復により *Castor fiber Linnaeus*, 1758 が *Castor* のタイプ種である。

68.6. 過去の著者による誤適用もしくは誤同定を故意に用いて引用された学名でのタイプ種の固定. 条11.10および67.13を見よ。

条69. 原公表中で固定されなかったタイプ種. ある名義属階級群タクソンが1931年よりも前に（生痕化石タクソンの場合にあっては2000年よりも前に）設立され、かつ、原公表中ではタイプ種が固定されなかった場合 [条68]、適宜条70.2、70.3の条項を条件として、本条の条項を適用する。

69.1. 後指定によるタイプ種. ある名義属もしくは名義亜属が設立されたがそのタイプ種が固定されなかった場合、設立時に含まれた名義種 [条67.2] の1つを後世に指定した最初の著者が、その名義属もしくは名義亜属のタイプ種を有効に指定したことになり（後指定によるタイプ）、それよりも後の指定はどれも有効ではない。

69.1.1. ある名義属もしくは名義亜属に対する先行のタイプ固定がなされていないとき、（正しかろうが間違っているが何を根拠にしても）設立時に含まれた名義種の1つがタイプもしくはタイプ種（あるいはその同義語）であると著者が述べ、しかも、それをタイプ種だと認めていることが明白な場合、その著者がその種をタイプ種として指定したものと見なす。

69.1.2. 文献記録を目的とした出版物中で最初に行われた後指定は、他のあらゆる点で有効であれば、それを受容するものとする。

69.2. タイプ固定に対する種の適任性. 設立時に含まれたある名義種は、それが別の属階級群のタイプ種であったり [条67.11]、それまで別の属階級群タクソンに含まれていたものであったりしても、タイプ種としての後固定に適任である。

69.2.1. ある著者が設立時に含まれた名義種1種の学名の不当な修正名もしくは不正な綴りを使用してタイプ種を後世に指定した場合、その

著者は、正しく綴られた学名でタイプ種を指定したものと見なす[条67.6].

69.2.2. 設立時に含まれていなかった名義種をタイプ種として指定する場合(または他人の同様の指定を許容する場合)は、それと同時にその名義種を設立時に含められた名義種(条67.2に定義される)のうちただ1種の異名リスト中に置く場合に限り、その行為によって、その名義種を当該の名義属もしくは名義亜属のタイプ種として固定したことになる。

69.2.3. 設立時に含められた名義種の学名に対する新置換名で示されるタイプ種を指定した場合、その行為によって、設立時に含められたその名義種を当該の名義属もしくは亜属のタイプ種として固定したことになる。

69.2.4. すでに設立されている名義種の誤同定もしくは誤適用の意味でははっきり述べて設立時に含められた[条67.2.1]ある種をタイプ種として後世に指定した場合、そのようにして指定された種は、実際に指し示された分類学的種の有効名によって示される名義種である(誤同定もしくは誤適用としてその名が引用された名義種ではない)。

69.3. 後世の単型によるタイプ種. 種を含まずに設立されたある名義属もしくは名義亜属に、後世に最初に1名義種のみが含められた場合、その名義種は後世の単型により、自動的にタイプ種として固定される。

69.4. “消去法による固定”の除外. ある名義属もしくは名義亜属から設立時に含められた名義種を1つだけ残して取り除くこと自体は、タイプ固定にならない。

**勧告 69A. 優先の要件.** ある名義属もしくは名義亜属にタイプ種を指定するにあたって、適切に記載・図示されている種、または、タイプ資料がなお存在している種、または、資料が得やすい種を優先するべきである。これらの属性が複数種に認められるときは、著者は、優先順に列挙されている次の指針にしたがうべきである。すなわち、

69A.1. 最普通種、または、医学もしくは経済上の重要種、または、*communis*, *vulgaris*, *medicinalis*, *officinalis*などの種小名をもつ種を指定するべきである。

69A.2. 設立時に含められた名義種のうち1種の有効名もしくは異名が、その属階級群タクソンの学名と実質的に同じ種階級群名、つまり同じ起原もしくは意味の種階級群名を含んでいれば、その種をタイプ種として指定するべきである(“疑似同語反復”に起因した選択)。ただし、他の要因がそういう指定とは著しく異なることを示している場合はこの限りではない。

**例.** *Bos taurus*, *Equus caballus*, *Ovis aries*, *Scomber scombrus*, *Sphaerostoma globiporum*, *Spinicapitichthys spiniceps*.

69A.3. 設立時に含められた名義種のうちいくつか別の名義属階級群タクソンに移された場合、残った種のなかに適当なものがあればそれを優先するべきである(“消去法の結果の選択”)。

69A.4. 性成熟した標本をタイプとしてもつ名義種は、幼生その他未成熟標本に基づくものよりも、一般に好ましい。

69A.5. ある名義属階級群タクソン中に種の複数グループが認められる場合、できるだけ大きいグループに所属する名義種を優先するべきである。

69A.6. 寄生物である属階級群タクソンにおいては、ヒト、または、経済的有用動物、または、広く普通に分布する宿主種に寄生する名義種を優先するべきである。

69A.7. 他のあらゆる点で同じなら、その名義属階級群タクソンの著者がそれを設立した時点でよく知っていた名義種を優先するべきである。

69A.8. ある著者が、習慣的に“典型的”(すなわち代表的)種を先頭に配置し、それとの比較で他種を記載していたことが知られている場合、そういう事実は、タイプ種の指定において考慮するべきである。

69A.9. ある著者が、タイプ種をその位置で示していたことが知られている場合(“先頭種規則”), 先頭に引用された名義種をタイプ種として指定するべきである。

69A.10. 他のあらゆる点で同じなら、当該の著作物、ページ、行などにおいて最初に引用された名義種を優先するべきである(“位置による優先”).

## 条 70. タイプ種の同定.

70.1. **正しい同定の仮定.** つぎの各号のいずれかの場合、明白な反する証拠がないかぎり、その著者はその種を正しく同定していたと仮定するものとする。

70.1.1. すでに設立されているある名義種を新しい名義属もしくは名義亜属に含める場合.

70.1.2. 新しい名義属もしくは名義亜属あるいはすでに設立されているある名義属もしくは名義亜属のタイプ種として、そのような種を指定する場合.

70.2. **見落とされたタイプ固定.** 以前のタイプ固定が見落とされていたことが判明した場合、その見落とされていた固定を受容するものとし、したがって、それよりも後の固定はどれも無効である。これが不安定や混乱を引き起こすと考えられる場合は、裁定を求めて審議会にその案件を付託するものとする。

70.3. **誤同定されたタイプ種.** タイプ種が誤同定されていたことを発見した著者は、次の各号のいずれかのうち、その著者の判断で安定と普遍性にもっともよく寄与するであろう名義種を選びタイプ種として固定することができる(ただし、故意に誤同定を引用して固定されたタイプ種については、条 11.10, 67.13, および、69.2.4 を見よ)。

70.3.1. タイプ種として以前に引用された名義種 [条 68, 69].

70.3.2. その誤同定が実際に指し示している分類学的種。こちらを選ぶ場合、著者は、本条に必ず言及し、かつ、タイプ種として以前に引用された学名と選択した種の学名の両方を引用しなければならない。

**例.** 実際に指し示されている分類学的種を選んだ場合、その指定は次のような形でおこなうことができよう。すなわち、“(規約条 70.3 に基づき) タイプ種を、Watson (1912) による原指定時に *Xus yus* Horn, 1873 だと誤同定された *Aus bus* Mulsant, 1844 に固定する”。

Stephens (1829) は“*Staphylinus tristis* Gravenhorst”を自身が設立した甲虫類の新属 *Quedius* に含めた。後世に Curtis (1837) はその種がタイプであると指示し、それにより *Quedius* についてのこの捉え方が以後受け入れられた。Gravenhorst (1802) による“*S. tristis*”の記載から、彼がある新種を取り扱っていたことがわかる。しかし、誤同定のせいで彼はその種に *S. tristis* Fabricius, 1792 (現在、本種はハネカクシ科の別の族に置かれている) という学名を当てはめた。Tottenham (1949)

は、そのときにはすでに長く知られていたこの誤同定に対応して、*Staphylinus levicollis* Brullé, 1832 をタイプ種に指定し、それが“*Staphylinus tristis* Gravenhorst, 1802, nec Fabricius, 1792”の有効な異名であると述べた。しかしながら、“*S. tristis* Gravenhorst”は適格名でもなければ明示された誤同定でもないので [条 67.2.1]、用法を維持するために意見書 1851 (1996 年) のなかで審議会が *S. levicollis* をタイプ種に指定した。そうした裁定がなくても、条 70.3.2 の下で、審議会に頼ることなしに *S. levicollis* をタイプ種に指定することができる (規約の先行諸版の下ではこうした行為は執り得なかった)。

#### 70.4. 故意の誤適用によるタイプ種の同定.

70.4.1. 新しい名義属もしくは名義亜属のタイプ種として、すでに設立されているある名義種を誤同定の意味で用いることをはっきり述べてその属もしくは亜属に含められている種を固定することについては、条 11.10 および 67.13 を見よ。

70.4.2. ある名義属もしくは名義亜属のタイプ種として、すでに設立されているある名義種の誤同定の意味で用いることをはっきり述べてその属もしくは亜属に設立時に含められた種を固定することについては、条 69.2.4 を見よ。

条70.4.1. 英語版2行目subgenusの直後に“of”が欠落している。審議会事務局に確認済み。

## 章 16. 種階級群におけるタイプ

条 71. 適用範囲. 本章の条項と勧告は、名義種および名義亜種 (亜種と見なされるタクソンを含む [条 45.6]) に等しく適用する。

#### 条 72. 一般条項.

72.1. 標本に関係した“タイプ”という用語の使用. “タイプ”という用語は、分類学者が特定の標本を類別するために使うさまざまな複合語の一部をなしているが、担名タイプはそれらのうちわずか数個に過ぎない。本規約の目的のために、以下の3類の標本が規定される。

72.1.1. タイプシリーズ: それに基づいてある名義種階級群タクソンが設立されたあらゆる標本 (除外される標本という例外がある [条 72.4.1])。ホロタイプ指定も、シントタイプ指定も、レクトタイプの後指定もなされていない場合は、すべてがシントタイプであり、ひとまとめでひとつの担名タイプになる。

72.1.2. 担名タイプ: 担名機能をもつ標本で、設立時に固定される場合と (ホロタイプ [条 73.1] もしくはシントタイプ [条 73.2])、後世に固定される場合 (レクトタイプ [条 74] もしくはネオタイプ [条 75]) がある。

72.1.3. その他の標本: 担名機能をもたない標本 (パラタイプ [条 72.4.5]、パラレクトタイプ [条 73.2.2, 74.1.3]。これらの定義については用語集を見よ)。

勧告 72A. “アロタイプ”という用語の使用. 用語“アロタイプ”はホロタイプと反対の性の標本1つを示すために用いることができる。アロタイプは担名機能をもたない。

72.2. 2000年よりも前に設立された名義種階級群タクソンのタイプシリーズからの担名タイプの固定. 2000年よりも前に設立された名義種階級群タクソンは, 設立時 [条 73] あるいは後世に [条 74] タイプシリーズ [条 72.4] のなかから固定した担名タイプをもち得る. (担名タイプが現存しないと信じられるなら, ネオタイプを固定し得る. そのための条件については, 条 75 を見よ).

72.3. 1999年よりも後に設立された名義種階級群タクソンでは担名タイプは設立時に固定しなければならない. 新しい名義種階級群タクソン (ただし, 新置換名 [条 16.4, 72.7] によって示されるものを除く) の 1999 年よりも後の提唱は, ホロタイプ [条 16.4] (条 73.1 を見よ) もしくはシントタイプ [条 73.2] の固定を含まなければならない. シンタイプの場合にあっては, その新しいタクソンが基づいた標本であると著者が明示した標本だけがシントタイプとして固定される.

#### 72.4. タイプシリーズ.

72.4.1. ある名義種階級群タクソンのタイプシリーズは, 著者によって当該の新しい名義タクソンに (直接あるいは文献参照のどちらであっても) 含められたすべての標本で構成される. ただし, 著者が明示的にタイプシリーズ [条 72.4.6] から除外したり, 明らかな変異だと (名称, 文字, 数などにより) 述べたり, 疑問つきでそのタクソンへ帰属させたりした標本はすべて除く.

72.4.1.1. 2000 年よりも前に設立された名義種もしくは名義亜種については, どの標本がタイプシリーズを構成するかを決定するためには, 公表されたものであれ未公表のものであれあらゆる証拠を考慮に入れることができる.

例. Linnaeus (1758) は *Conus imperialis* (腹足類) を記載し, 過去に記載された標本や図示された標本を引用した. タイプシリーズは, 引用されたそれら標本だけでなく, 現在ウブサラとロンドンのコレクション中にある別の 2 標本も含む. Linnaeus がそれらを知っており, この名義種が設立されたときに, 彼がそれらを *C. imperialis* だと認識していた証拠がある.

72.4.2. 新しい名義種階級群タクソンが, 全体にせよ部分的にせよ, 以前に公表された誤同定に基づいているなら, タイプシリーズは, 誤同定標本よりなるかまたはそれを含む. 著者がそれら標本に直接言及したか, 図示や記載を通じて言及したかによらない (ただし, 勧告 73B を見よ).

72.4.3. 学名がはじめて新参異名として公表されたが条 11.6 の条項下で 1961 年よりも前に適格にされたある名義種階級群タクソンのタイプシリーズは, 公表された異名リストにおいてその学名で引用された標本よりなる. もし, そこに引用されたものがなければ, あるタクソンの学名として採用されたときにその学名で示された標本よりなる.

72.4.4. ある不適格名を伴った記載もしくは定義 [条 12.2.1, 13.1.2] への文献参照によって学名が適格になったある名義種階級群タクソンのタイプシリーズは, その不適格名で示された標本よりなるかまたはそれを含む.

72.4.5. ホロタイプ [条 73.1] が指定された場合、タイプシリーズのそれ以外の標本はバラタイプである。ホロタイプが失われたり破壊されたりしても、後者はシントタイプにはならず、したがってレクトタイプの選択 [条 74] に用いることはできない。ただし、バラタイプはネオタイプの選択には適任である（勧告 75A を見よ）。

72.4.6. 名義種階級群タクソンを設立する際、“シントタイプ”（この用語を使うか、または、“コタイプ”か“タイプ”という用語のどちらかを単独で使って）もしくは同時に使用された“ホロタイプとバラタイプ”（もしくは“アロタイプ”か“コタイプ”のいずれかと“タイプ”を同時に使って）を指定し、さらにその他の標本を列挙した場合、後者を分けて述べたことは、明示的にそれらをタイプシリーズから除外したことになる。

72.4.7. 当該の名義種階級群タクソンが設立された著作物ではない公表された著作物のなか、または、博物館の公表されないカタログのなか、または標本ラベルでの“タイプ”もしくは同等の表現を単に引用することが、その標本が本章で述べられたタイプのどれかであるかまたはどれかに固定されているという証拠であるとは限らない。

「“タイプ”もしくは同等の表現」：“type”，“typus”，あるいは“基準”，“模式”などといった日本語の種々の訳語が該当する。

**勧告 72B. タイプシリーズもしくはシントタイプからの明示的除外。** ある標本をある新しい名義種階級群タクソンのタイプシリーズ（もしくはシントタイプ）から除外する場合は、明示的に行うべきである。例えば、標本のいくつかを図示して他を図示しなかったり、いくつかの標本番号を表示して他のを表示しなかったりというやり方だけでは、図示しなかった標本や番号を表示しなかった標本を除外したことはない。

**72.5. 担名タイプとしての適任性。** 次の各号のみが、ある名義種階級群タクソンの担名タイプもしくはその一部として適任である。

72.5.1. 動物、または動物の一部分、または動物の仕業が化石化したものの標本、またはそれに基づいた学名が 1931 年よりも前に設立された場合は、現生動物の仕業の標本。

72.5.2. そもそも単一の実体として存在し、無性的にもしくは栄養増殖によって単一実体から由来した動物の群体（例えば、サンゴのような刺胞動物の群体）、あるいはそういう群体の一部分。

72.5.3. 化石の場合は、動物個体または群体もしくはそれらいずれかの一部分の、天然の置換化石、天然の印象化石、天然の雄型化石、天然の雌型化石。

72.5.4. 原生生物の現生種の場合は、生活環のなかの異なる段階を表している直接関係する多個体からなる単数または複数の顕微鏡標本（ハバントタイプ） [条 73.3]。

72.5.5. 単数または複数の個体を含んだ、顕微鏡観察のための標本（たとえば“タイプスライド”）であって、そのなかのどれが担名タイプかがはっきりと示されて同定可能であるもの。

**勧告 72C. 重要な個体に印をつけること。** 複数個体を含んだ顕微鏡標本（“タイプスライド”）に基づいて新しい名義種階級群タクソンを設立する著者は、可能なかぎり、その分類形質をよく示



しているという点でとりわけ重要だと考えられる個体の位置をはっきりと印づけるべきである。

72.5.6. 描画もしくは記載，あるいは描画もしくは記載への文献参照に基づいたある名義種階級群タクソンの場合，担名タイプは，図示されたり記載されたりした標本である（その描画や記載自体ではない）。

条 73.1.4, 74.4 も見よ。

72.6. **すでに担名タイプである標本.** ある標本がすでにある名義種階級群タクソンの担名タイプもしくはその一部であるという事実は，その標本が別のタクソンの担名タイプもしくはその一部になることを妨げない。

72.7. **新置換名で示された名義種階級群タクソンの担名タイプ.** ある新しい種階級群名を以前のある適格名に対する新置換名だと明示して提唱する場合，それら2つの小名は客観異名である。提唱と同時に当該の新置換名を特定の標本に限定したり適用したりしても，別のタイプを指定したとしても，当該の新置換名を異なる分類学的用法で用いたとしても，これら2つの小名が示す名義タクソンは同一の担名タイプをもつ。

**例.** *Mus terrareginae* Alston, 1879は，*Mus leucopus* Rafinesque, 1818の二次同名である*Mus leucopus* (Gray, 1867)に対する新置換名だった。したがって，両者は同一の担名タイプをもつ。*Betpakodiscus aliminimus* Brenckle, 1993は，*Archaediscus minimus* Reitlinger, 1950 sensu Grozdilova & Lebedeva (1953)に対する“nom. nov.”として設立された。*B. aliminimus*と*A. minimus*は同一の担名タイプをもたない。なぜなら，“*Archaediscus minimus* Grozdilova & Lebedeva, 1953, non Reitlinger, 1950”は適格名ではないからである（*B. aliminimus* Brenckle, 1993の担名タイプは，条72.4.4の条項にしたがって固定される）。

72.8. **名義タイプ亜種の担名タイプ.** ある名義種とその名義タイプ亜種は，同一の担名タイプをもつ [条47.1, 61.2]。

72.9. **複数の名義種階級群タクソンの統合.** 複数の名義種階級群タクソンがそれらと同じ階級にある単一の分類学的タクソンに含まれる場合，それら各々の担名タイプは，そのまま変わらない（こうして形成されている分類学的タクソンの有効名は，条23の条件の下で，最も古い潜在的有効名をもつ名義種階級群タクソンの学名である）。

72.10. **担名タイプの価値.** ホロタイプ，シンタイプ，レクトタイプ，およびネオタイプは，あらゆる名義種階級群タクソン（さらに，間接的にあらゆる動物タクソン）の学名の担い手である。それらは，動物命名法に客観性をもたらす世界共通の参照基準であり，そのように処遇されねばならない（勧告72D～72Fを見よ）。それらは，科学のために，それらの安全保管に責任ある人物に委託されるものとする。

**勧告72D. 担名タイプのラベルづけ.** ホロタイプ，シンタイプ，レクトタイプ，およびネオタイプには，その地位を間違いなく示すようにラベルをつけるべきである。

**勧告72E. ラベル上の情報の公表.** ホロタイプ，レクトタイプ，ネオタイプ，もしくはシンタイプを指定する著者は，将来の標本認識を容易にするために，標本に添えたラベル上に現れるすべての情報を公表するべきである。

**勧告72F. 研究機関の責任.** 担名タイプが供託されているあらゆる研究機関は，

72F.1. 担名タイプであることが間違いなく認識できるように，確かにすべてをはっきりと標識

するべきである。

72F.2. それらを安全に保管するために必要なあらゆる手段をとるべきである。

72F.3. それらを研究利用可能にするべきである。

72F.4. 保有もしくは管理している担名タイプのリストを公表するべきである。

72F.5. 可能な限り、担名タイプにかかわる情報を求めに応じて提供するべきである。

### 条 73. 原公表中で固定されたタイプ（ホロタイプおよびシンタイプ）。

73.1. **ホロタイプ**。ホロタイプとは、単一の標本であって、ある新しい名義種階級群タクソンが原公表のなかで基づいたものである（群体性動物と原生生物におけるホロタイプに適任の標本については条 72.5.2, 72.5.4 および 73.3 を見よ）。

73.1.1. ある新しい名義種階級群タクソンを設立するときに、原公表のなかで、著者が、標本1つだけを指してそれがホロタイプもしくは“唯一のタイプ”であると述べたか、または、何か同等の表現を使用した場合、その標本が、原指定によって固定されたホロタイプである。

73.1.2. 当該の名義種階級群タクソンが単一標本に基づいているならば、そうであることが原公表のなかで述べられている場合も原公表から推定される場合も、その標本が、単型によって固定されたホロタイプである（勧告 73F を見よ）。当該タクソンが2000年よりも前に設立された場合は、標本を同定する助けとして、著作物自体以外に由来する証拠を考慮に入れることができる [条 72.4.1.1]。

73.1.3. ある新しい名義種階級群タクソンのホロタイプは、ただ原公表のなかで原著者のみが固定することができる（用語“ホロタイプ”の誤用の結果起きた事態については、条 74.6 を見よ）。

73.1.4. 単一標本の描画をホロタイプとして指定することは、図示された標本を指定したとして扱うものとする。その標本がもはや存在していない、もしくは、行方不明であるという事実は、それだけで、指定を無効にするものではない。

73.1.5. 一揃いの構成要素（たとえば、ばらばらになった身体の一部）からなるひとつのホロタイプが動物1個体に由来していないことを、後世の著者が発見した場合、適切に引証して、余分な構成要素をホロタイプから取り除くことができる（あるハバントタイプが複数のタクソンの構成要素を含んでいることが判明したときは、そのハバントタイプからそれを取り除くことができる [条 73.3.2]）。

**勧告 73A. ホロタイプの指定**。ある新しい名義種階級群タクソンを設立する著者は、後世に認識されやすい方法で、ホロタイプを指定するべきである。

**勧告 73B. 著者が調べた標本を優先すること**。ある新しい名義種階級群タクソンのホロタイプは、その著者自身が調べた標本のなかから指定するべきである。その著者が文献中の記載や描画だけで知っている標本を指定するべきではない。

**勧告 73C. ホロタイプのデータ**。ある新しい名義種階級群タクソンを設立する著者は、そのホロタイプにかかわる少なくとも次のデータを、適切であれば著者が知っている限り、公表するべきである。

73C.1. 大きさ、または、1つもしくは複数の適当な器官あるいは部分の大きさ。

73C.2. 略さずに記した産地（経緯度を含む）、採集日、および添付するラベルに書かれた他のデータ。

73C.3. 性別がある動物ならば、性。

73C.4. 発生段階、およびそのタクソンに複数のカストがある場合は、それが属するカスト。

73C.5. 採集者の氏名。

73C.6. それを収蔵するコレクション、および、割り当てられた収蔵品番号もしくは登録番号。

73C.7. 寄生動物の場合、宿主種の名称。

73C.8. 現生の陸生タクソンの場合、ホロタイプを捕獲した海拔高度（メートル法）。

73C.9. 現生の水生タクソンの場合、ホロタイプを捕獲した水深（メートル法）。

73C.10. 化石タクソンの場合、ホロタイプの地質年代および層位（可能な限り、よくわかっている層準からの上下をメートル法で述べる）。

**勧告 73D. パラタイプのラベルづけ.** ホロタイプにラベルづけした後、タイプシリーズの残りすべての標本 [条 72.4.5] に、設立時のタイプシリーズの構成要素であることを示すために、“パラタイプ” というラベルをつけるべきである。

**勧告 73E. 用語“コタイプ”の忌避.** たとえばシントタイプやパラタイプのつもりで、“コタイプ” という用語を使うべきではない。

**勧告 73F. ホロタイプ仮定の忌避.** 2000年よりも前に設立されたある名義種階級群タクソンに、ホロタイプもシントタイプも固定されなかった場合で、当該の名義種階級群タクソンが複数の標本に基づいた可能性があるときは、シントタイプが存在しているとするべきであり、ホロタイプを仮定するのではなくて適宜レクトタイプを指定するべきである（条 74.6 も併せ見よ）。

**73.2. シントタイプ.** シントタイプとは、まとめてひとつの担名タイプを構成するタイプシリーズの複数標本の各々である。それらは、シントタイプだと表示して指定することができる（許容される用語については、条 73.2.1 を見よ）。2000年よりも前に設立された名義種階級群タクソンにあっては [条 72.3]、ホロタイプ [条 72.1] もレクトタイプ [条 74] も固定されていないならば、タイプシリーズ中のあらゆる標本が自動的にシントタイプになる。ある名義種階級群タクソンがシントタイプをもつ場合、それらすべてが担名タイプの構成要素として命名法において等しい地位をもつ。

**73.2.1. シントタイプが含み得るのは、“コタイプ” もしくは“タイプ”（どちらもシントタイプという意味で使用された場合）というラベルがつけられた標本、標本の類別を示すラベルがない標本、および、全体にせよ一部にせよある新しい名義種階級群タクソンに基づいた過去に公表された記載や描画のもとになった、そのタクソンの著者が見ていない標本 [条 72.5.5] である。**

**73.2.1.1. ある名義種階級群タクソンを 1999年よりも後に設立するときは、その新しいタクソンに基づいた標本だとその著者がはっきりと表示した複数標本（条 72.3 を見よ）の各々だけがシントタイプである。**

**73.2.2. レクトタイプ [条 74] の有効な指定よりも前にシントタイプだった標本は、かかる指定よりも後はもはやシントタイプではない、それら標本は、この指定によってレクトタイプとパラレクトタイプになる（勧告 74F を見よ）。後者は、担名機能を持たず、レクトタイプが失われたり破壊されたりしてもシントタイプとしての地位を回復しない。**

73.2.3. ある名義種階級群タクソンのシントタイプすべてが同一の出所〔条76.1〕をもつ場合、そこがタイプ産地である。しかし、シントタイプが複数の産地（別々の複数地層を含む）に由来する場合、タイプ産地は、出所すべてを包含する。後世にレクトタイプが指定された場合、タイプ産地はレクトタイプの出所である〔条76.2〕。

73.3. **ハバントタイプ**。ハバントタイプ（用語集を見よ）とは、単数または複数の顕微鏡標本もしくは培養株からなるものであり、現生の原生生物のある名義種階級群タクソンを設立するとき、これを指定することができる。このハバントタイプは当該の名義タクソンのホロタイプである。

73.3.1. ハバントタイプは、一群の別々の生物からなるにもかかわらず不可分であると見なされ、レクトタイプ選定による差別化をされることがない。しかし、

73.3.2. あるハバントタイプが複数の種階級群タクソンの個体を含むことがわかった場合、ただ1つの種階級群タクソンの個体だけを含むようになるまで、適切に引証して、構成要素を取り除くことができる（複数個体由来の構成要素からなることが判明したホロタイプの取り扱いについては、条73.1.5を見よ）。

**条74. 後世にタイプシリーズ中から固定された担名タイプ（シントタイプ中からのレクトタイプ）。**

74.1. **レクトタイプの指定**。複数のシントタイプのなかからレクトタイプを指定して、当該の名義種階級群タクソンの学名の単独での担い手およびその適用の基準とすることができる（ハバントタイプ〔条73.3〕の場合はこれに該当しない）。

74.1.1. レクトタイプの有効な指定は、当該標本の地位を、その名義タクソンの単独での担名タイプとして固定する。それよりも後のレクトタイプの指定にはいかなる有効性もない。

74.1.2. レクトタイプの有効な指定は、そのタクソンの学名の従来のいかなる適用限定にも取って替わる。

74.1.3. レクトタイプの有効な指定は、それまでその名義タクソンのシントタイプだった他のあらゆる標本からシントタイプという地位を永久に奪う〔条73.2.2〕。それら標本は、パラレクトタイプになる。

74.2. **シントタイプではなかったことが分かったレクトタイプ**。レクトタイプに指定された標本がシントタイプの1つではなかったことが明らかになった場合、その標本は、レクトタイプとしての地位を失う。

74.3. **個別になされるべき指定**。レクトタイプは、一般的言明をもって一括して指定してはならない。どの指定も、タクソン1つを特定して行わなければならない。さらに、そのタクソンの定義を目的としなければならない。

**例**。Smithは、Dupontによる出版物中で記載された収集品を再検討し、Dupontが記載した各々の新種について、“著者が同定したラベルがついている標本がタイプである”，あるいは“その出版物中ではじめに挙げられた標本をレクトタイプとして指定する”と声明した。Smithのこうした行為は、有効なレクトタイプ指定ではない。

74.4. **描画もしくは記載という手段による指定.** あるシントタイプの描画もしくは記載をレクトタイプとして指定した場合は、図示もしくは記載された標本を指定したものとして扱うものとする。その標本がもはや存在していない、もしくは行方不明であるという事実自体は、その指定を無効にしない。

74.5. **2000年よりも前に指定されたレクトタイプ.** 2000年よりも前になされたレクトタイプ指定には、用語“レクトタイプ”もしくはその正確な訳語または同等の表現（たとえば“唯一のタイプ”）を用いるか、または、単独でそのタクソンの担名タイプとして振る舞うように特定したシントタイプ1つをあいまいさなく選ばなければならない。当該のタクソンが複数の標本に基づいたことが設立時の著作物から明らかなきは、後世に用語“ホロタイプ”を用いたとしてもそれはレクトタイプの有効な指定ではない。ただし、その著者が、その用語を誤用しつつも、タイプシリーズのなかからその特定標本を担名タイプにするために選んだことが明示されている場合は、この限りではない。

74.6. **“ホロタイプ”もしくは“唯一のタイプ”からの推定による2000年よりも前のレクトタイプの固定.** ある名義種階級群タクソンが単一標本に基づいていること、および、その原記載がシントタイプの存在を暗示も要求もしていないことが受け入れられていた場合で、原記載が複数標本に基づいていたことが後でわかった場合は、その種階級群タクソンが単一のタイプ標本に基づいているとの憶測を2000年よりも前に最初に公表した著者がその標本をレクトタイプとして指定したと見なす。

74.6.1. 当該標本が“ホロタイプ”もしくは“唯一のタイプ”であるとする推定は、

74.6.1.1. 標本の描画もしくは記載への参照によって行うことができる [条 74.4].

74.6.1.2. 条 74.3 にしたがひ、個別になされなければならない。

**例.** 化石フクロライオン *Thylacoleo carnifex* Owen, 1858 は、『Encyclopaedia Britannica』中で手短かに記載された。記載には頭骨の図が含まれていた。下顎の歯列についても述べてあったが、それが同一の標本の一部ではないという情報はなかった。McCoy (1876) は新しい名義種 *Thylacoleo oweni* を記載し、同時に、Owen が記載した頭骨が種 *T. carnifex* の“最初に記載された唯一のタイプ”だと述べた。その頭骨はホロタイプだとして広く受け入れられている。*T. carnifex* の原記載には別の産地から得た下顎の一部に基づいた情報も部分的に含まれていたことが、現在では知られている。その頭骨が“唯一のタイプ”だという McCoy (1876) の推定は、レクトタイプ固定を成していると見なす。

74.7. **1999年よりも後のレクトタイプ指定.** 1999年よりも後に行うレクトタイプ指定が有効であるためには、

74.7.1. 用語“レクトタイプ”かまたはその正確な訳語（例えば“lectotypus”は可、“唯一のタイプ”は不可）を使用しなければならない。

74.7.2. 指定された標本を確かに認識するのに十分な情報を含んでいなければならない。

74.7.3. その指定の分類学的目的についてははっきりとした言明を含んでいなければならない。

**勧告 74A. 従来の限定範囲との一致.** レクトタイプを指定する場合、命名法の安定を守るために、著者は、その学名の従来受容されている適用範囲から外れないように行動するべきであり、少なくともそれを重視するべきである。

**勧告 74B. 図示された標本の優先.** レクトタイプを指定する場合、他の条件が等しいなら、その描画が公表されているシントタイプを優先するべきである。

**勧告 74C. レクトタイプにかかわるデータ.** レクトタイプを指定する場合、それを認識できるようにする個体の特徴記載の他に、勧告73Cに列挙した項目についてのデータを公表するべきである。

**勧告 74D. いくつものコレクション中にあるシントタイプからの選択.** レクトタイプは、可能な限り公的研究機関のコレクション中のシントタイプから選択するべきである。当該名義種階級群タクソンのシントタイプを最も多く保有している、または、その名義種階級群タクソンの著者が研究したコレクションを保有している、または、その著者のタイプの大半を保有する研究機関が望ましい。

**勧告 74E. 産地の確認.** レクトタイプを選定する場合、そのものとされている産地の正確さを可能な限り確認するべきである。産地がわかっているシントタイプを、由来不明のものよりも優先するべきである。

**勧告 74F. パラレクトタイプ.** レクトタイプを指定する場合、それ以外のそれまでシントタイプであったものにはっきりと“パラレクトタイプ”とラベルづけするべきである。パラレクトタイプは、パラタイプと同様、担名機能をもたないがネオタイプ指定には適任である。

## 条 75. ネオタイプ.

75.1. **定義.** ネオタイプとは、ある名義種階級群タクソンの担名タイプであって、担名タイプ標本（すなわち、ホロタイプ、レクトタイプ、シントタイプ、もしくは以前に指定されたネオタイプ）が現存しないと信じられ、さらに、当該名義タクソンを客観的に定義するためには担名タイプが必要だと考えられるときに、本条が定める条件下で指定されたものである。パラタイプやパラレクトタイプが引き続き存在すること自体は、ネオタイプ指定を妨げない。

75.2. **除外される状況.** ネオタイプは、それだけを最終目的としても標本管理業務の一環としても、指定されないものとする。そのようなネオタイプ指定はすべて無効である。

**例.** その同一性に疑問点がなく、指定された時点では動物学上の複雑な問題点をなにも含んでいない種である *Xus albus* Smith にネオタイプを指定した場合、その“ネオタイプ”と称されたものには担名タイプとしての地位はない。

75.3. **限定条件.** ネオタイプが有効に指定されるのは、そうする例外的必要性があり、その必要性がはっきりと述べられ、さらに、次の各号を伴って公表された場合に限る。

75.3.1. ある名義タクソンの分類上の地位もしくはタイプ産地を明確にするために特に指定するという言明。

75.3.2. ネオタイプを指定する名義種階級群タクソンを他のタクソンから識別する点だと著者が考える形質の言明、もしくはそういう言明への文献参照。

75.3.3. 指定された標本を確実に認識するのに足るデータと記載。

75.3.4. 担名タイプ標本（すなわち、ホロタイプ、レクトタイプ、あらゆるシントタイプ、もしくは以前に指定されたネオタイプ）が失われたか

破壊されたと著者が信ずる根拠、および、それらを追跡するために執った手段。

75.3.5. そのネオタイプが、以前の担名タイプについて原記載ほかの情報源から知られていることに一致するという証拠。ただし、命名法の安定を確保するために必要もしくは好ましいならば、ネオタイプは異なる性や生活段階に基づいてもよい。

75.3.6. そのネオタイプが実質的にももとのタイプ産地 [条 76.1]、および、該当する場合は、ももとの担名タイプと同一の層準や宿主種 (条 76.3 と勧告 76A.1 も併せ見よ) から得られたという証拠。

75.3.7. そのネオタイプが、研究用コレクションを維持管理しており、担名タイプを保存する特別の設備があり、かつ、それらを研究用として利用できるようにしている、よく知られた学術もしくは教育施設 (施設名を明記のこと) の所有物であるかまたは、公表直後にそうなるという言明。

75.4. **先取権。** ネオタイプの指定は、本条の条項にしたがってある名義種階級群タクソンのために公表された最初のものが有効である。強権 [条 78.1] の下で審議会によってなされるものを除き、後世の指定はいかなる有効性ももたない (以前の担名タイプが再発見された場合のネオタイプの地位については、条 75.8 も併せ見よ)。

75.4.1. 有効に指定されたあるネオタイプが失われたり破壊されたりしているとき、新しいネオタイプは、それを置換するために指定されるなら、本条の諸条項を満足しなければならない。

**勧告 75A. ネオタイプの選定。** 現存しているパラタイプもしくはパラレクトタイプのなかからネオタイプを選定するのが望ましい。ただし、分類学的要求を満たすには不適切なデータ、標本の貧相な状態、複数タクソン混在の可能性など、そうしない方がいいやむを得ない根拠がある場合はこの限りではない。すべての条件が等しいならば、タイプシリーズ中のトポタイプ標本 (用語集を見よ) を特に優先するべきである。

**勧告 75B. 専門家との協議。** ネオタイプを指定する前に、指定の提唱が問題の群の他の専門家からの深刻な反論を引き起こさないことを確かめておくべきである。

75.5. **ネオタイプによる同定不能の担名タイプの置換。** ある名義種階級群タクソンの分類学的同一性が存在する担名タイプからは決定できず (すなわちその学名が疑問名であり)、そのことによって安定もしくは普遍性が脅かされていると考えられるときは、その存在している担名タイプを強権 [条 81] の下で破棄してネオタイプを指定するよう、審議会に要求することができる。

**例。** アンモナイトの種 *Cycloceras laevigatum* M'Coy, 1844 のホロタイプは、重要な識別形質を欠いていた。要求に応じて、審議会は強権の下で、この標本のタイプとしての地位を剥奪し、ネオタイプを指定した (意見書 1720 (1993 年))。

75.6. **ネオタイプによる慣用法の保全。** ある名義種階級群タクソンの現存する担名タイプが学名の慣用法とは分類学的に一致しないこと、そしてそのこ

とによって安定もしくは普遍性が脅かされていることが発見されたときは、その慣用法を維持するべきであり [条82]、その存在している担名タイプを強権 [条81] の下で破棄してネオタイプを指定するよう、審議会に要求するべきである。

例. *Aradus caucasicus* Kolenati, 1857 (異翅類) の唯一存在するタイプ標本が別種の標本であることを発見したときに、Kerzhner & Heiss (1993) は審議会の強権の下で *Aradus caucasicus* にネオタイプを指定することによって両種の学名の慣用法を保全するよう提案し、これは意見書1783 (1994年) に採択された。

**75.7. 1961年よりも前に指定されたネオタイプの地位.** 1961年よりも前に公表されたネオタイプの指定は、それがその時点で本条のあらゆる条項を満たしていれば、その公表の日付から効力をもつ。満たしていなければ、無効である。

**勧告 75C. 無効な指定.** ネオタイプの無効な指定を1961年よりも前に公表した著者には、可能な限り、別の著者が同一の名義種階級群タクソンに対してネオタイプを指定するよりも前に、それを有効にする機会を与えるべきである。

**勧告 75D. かつての無効な“ネオタイプ”の優先権.** 無効なネオタイプの指定が1961年よりも前に公表されている場合、そのときに指定された標本には、同一の名義種階級群タクソンにネオタイプを有効に指定するときに、優先権を与えるべきである。

**75.8. 再発見された以前の担名タイプの地位.** ネオタイプを指定した後で、その名義種階級群タクソンの失われたと思われていた担名タイプ(ホロタイプ、シントタイプ、レクトタイプ、以前のネオタイプ) がまだ存在していることがわかった場合、その発見が公表された時点で、再発見された資料が担名タイプとして復活し、そのネオタイプは破棄される(ただし、申請にしたがい、審議会がそのネオタイプを担名タイプとして留保すると裁定した場合はこの限りではない)。

## 条 76. タイプ産地.

**76.1. 定義.** ある名義種階級群タクソンのタイプ産地とは、その担名タイプを捕獲、採集、もしくは観察した地理的な(および、該当する場合は層序上の) 場所である。シントタイプがあり、しかもレクトタイプが指定されていないならば、タイプ産地は、それらすべての産地を包含する [条73.2.3]。

**76.1.1. 人為手段による輸送の後に捕獲もしくは採集がなされた場合,** タイプ産地は、その担名タイプもしくはその野生状態での先祖がその不自然な旅を開始した場所である。

### 勧告 76A. タイプ産地.

**76A.1. タイプ産地 (およびタイプ層準、タイプ宿主など類語) を検証するにあたって、次の各号を考慮するべきである.**

76A.1.1. 設立時の資料に付随するデータ.

76A.1.2. 採集者のメモ、旅行記、または私信.



76A.1.3. そのタクソンの原記載.

76A.1.4. 最後の手段として、かつ、他の解明結果を損なわない限り、そのタクソンの既知の分布域内の産地、もしくは、そのタクソンに属するとされる標本が得られた産地.

76A.2. まちがいであることが判明したタイプ産地の言明は、訂正するべきである.

76.2. **レクトタイプによって決定されるタイプ産地.** レクトタイプの出所が、その名義種階級群タクソンのタイプ産地になる. そのタクソンのタイプ産地について、過去にどのような言明が公表されたかを問わない (勧告 74E を見よ).

76.3. **ネオタイプによって決定されるタイプ産地.** ネオタイプの出所が、その名義種階級群タクソンのタイプ産地になる. そのタクソンのタイプ産地について、過去にどのような言明が公表されたかを問わない.

## 章 17. 動物命名法国際審議会

### 条 77. 審議会とその職務と権限の源である国際諸団体との関係.

77.1. **職権の根拠.** 動物命名法国際審議会は、そのあらゆる権限および審議会規則を、国際動物学会議およびそれに委任された後継団体の決議に依拠する常設団体である.

77.2. **後世の委任.** 第 17 回国際動物学会議 (1972 年) は、本規約および審議会規則に関する権限と職務を、国際生物科学連合 (IUBS) に委任した. この委任は、本条が定める条件下で、さらに別の動物学者の国際団体に権限と職務を委任する権限を含む.

#### 77.3. 委任の条件.

77.3.1. ある国際団体から別の国際団体への委任に際して、審議会は、その新たな団体の合意のもとに、本規約および審議会規則に定めるように、その団体の命名法部会のために、審議会委員の選出、審議会による本規約 (条 90 を見よ) ならびに審議会規則 (条 84.1 を見よ) の改正案の審査、および審議会活動の当該国際団体への報告のそれぞれに関する条項を制定するものとする.

77.3.2. この動物学者の国際団体は、その職務遂行のための合意条項を、採択し発効させなければならない.

77.3.3. 審議会の事前の同意なしには、国際団体による委任が本条の下でなされないものとする.

77.3.4. 本条の下で委任を遂行する団体がその職務を果たしていないと審議会が判断するときは、審議会は委任を終了しそれを動物学者の別の国際団体に移すことができる.

77.3.5. 本条の下で審議会に提出するいかなる提案書も、郵便による無記名投票で審議会委員の有効票の 3 分の 2 による承認を要求するものとする.

77.4. **審議会規則.** 審議会は、審議会規則によって管理される [条 77.1] (条 84 も併せ見よ).

77.5. **移行期間.** 委任 (条 77.3.1 の下で始まり、条 77.3.4 の下で終わる) の終

了に続くある期間、審議会は本規約および審議会規則の下でその職務を継続するものとし、その報告は、後継委任団体に対して、あたかもそれが以前の団体に対して審議会が行った最後の報告以降の期間に権限をもっていたかのように見なして、行うものとする。その期間中、審議会の選挙は欠員補充のための手続きしたがって行わなければならない（審議会規則条4.6を見よ）。

## 条 78. 審議会の権限と義務.

78.1. **強権.** 審議会には、条81のなかで定める条件の下で、本章および次章の条項を除き本規約の条項を、ある特定の案件に適用するのを保留する権限が与えられている（第9回国際動物学会議（1913年）が決議し、その後継者が後続規約のなかで批准）。執り行うべき方法は、強権下で審議会が決定し、その裁定は意見書 [条 80.2] に公表される。

### 78.2. 特定権限.

78.2.1. 審議会は、条 79 に定める手続きの下で、『List of Available Names in Zoology』を作ることができ、また、『List』の分冊を採用することができる（『List of Available Names in Zoology』中の学名の地位と、その学名が示す名義タクソンの担名タイプについては、条79.4を見よ）。

78.2.2. 本規約のある条が命名法上のある問題を審議会に決定を求めて付託することを求める場合、審議会は、該当する条項が要求するようにその問題について決定を下し、その裁定を意見書 [条 80.2] に公表するものとする。

78.2.3. 審議会は、独自の発議で [条 83]、もしくは審議会にある案件が付託されたときに、動物命名法の何らかの疑問に対して本規約の条項を解釈したり適用したりすることができ、さらに、その裁定を意見書 [条 80.2] に掲載することができる。

### 78.3. 本規約の改正.

78.3.1. 審議会は、本規約の改正を求めて審議会に対して作成されたいかなる提案書も、審議会規則中で規定される手続きの下で検討するものとする。

78.3.2. 本規約の改正案が大きな変更ではなく本規約のある条項を明確にするだけであると、審議会が有効投票の3分の2で決定した場合、審議会は、条80.1の条項を条件に、布告書（本規約の暫定的改正）を発行することができる。

78.3.3. 審議会は、本規約の大きな変更である可能性のあるいかなる改正案についても、布告書を発行することができない。

### 78.4. 他の義務. 審議会は、

78.4.1. 審議会の決定の再調査申請は、すべて審議するものとする。

78.4.2. 意見書（公式訂正書を含む）中で審議会による裁定の対象になった学名および著作物の表題を『Official List』および『Official Index』に採録するものとする。

78.4.3. 動物命名法に関係し動物学者に一般的に関係する問題について、『Bulletin of Zoological Nomenclature』中での公表を通じて、報告するものとする。

78.4.4. 審議会の仕事について、審議会に対して職権を有する国際団体〔条77〕に報告書を提出するものとする。

78.4.5. その国際団体が審議会と協議して決めるその他の義務を履行するものとする。

**条 79. 『List of Available Names in Zoology』.** 動物学者のある国際団体（国際会議、国際学会、国別もしくは地域別学会の連合体など、あるいは国際生物科学連合のある専門分野部門）は、審議会と協議して、あるひとつの大きな分類分野（もしくはその関連分野）について、『List of Available Names in Zoology』の分冊を審議会が採用するように提案することができる。審議会は、その提案書を検討し、その提案団体および審議会が本条の要求を満たしていることを条件に、その分冊を採用することができる。

**79.1. 提案書の形式.** 審議会への提案書は、採用を求めて提出される分冊の形で作るものとし、さらに、

79.1.1. 網羅する分類分野、階級、および期間など、提案書の対象範囲を特定するものとする（たとえば、両生類、1995年12月31日〔略さない日付、つまり、年月日〕よりも前に設立された種階級群名）。

79.1.2. 列挙する各学名について、それが設立された著作物への文献参照、その著者権、その公表の日付、およびその地位を記すものとする（優先権と先取権が異なる場合は、その優先権も含む）。

79.1.3. 列挙する各学名について、それが示す名義タクソンの担名タイプの詳細を記すものとする。ある種階級群名の場合にあっては、そのタイプ標本がどのように認識することができるのかの詳細がわかっていないときは、その学名がホロタイプ、シンタイプ、レクトタイプ、ネオタイプのどれに基づいているのか、および、（もしなされていれば）タイプ固定時に記録された供託場所を述べるものとする（ただし、リスト制作のみを目的としてレクトタイプやネオタイプの指定をすることはできない〔条74.7, 75.3〕）。

79.1.4. 列挙する学名で、審議会裁定〔条80, 81〕の対象になったことがあるものについては、該当する意見書とそこで裁定されたその学名の地位を記すものとする。

79.1.5. 適宜、その提案書の対象範囲外にある学名との同名関係がどのように解決されているかを特定するものとする。

**79.2. 審議会による告知、協議、および投票に関する要求事項.**

79.2.1. 『List』分冊を提案しようとする動物学者のある国際団体から通知を受けたら直ちに、審議会の評議会は、提案団体と協議するための特別委員会〔審議会規則条10〕を任命するものとする。

79.2.2. 提案書受領後ただちに、審議会は、

79.2.2.1. その提案団体、その分冊の提案された対象範囲、およびその提案された分冊の複本（紙製でもそれ以外でも）を動物学者が入手できる入手先などの詳細を示し、さらに、続く12ヶ月間、動物学者の批評を求める内容の、その提案書についての告知を『Bulletin of Zoological Nomenclature』に公表するものとする。

79.2.2.2. 提案書が網羅する分類分野の著作物を公表する雑誌への掲載を求めて、その告知を投稿するものとする。

79.2.2.3. その提案書とその特別委員会に付託するものとする。特別委員会は、批評を受け付け、提案団体などと協議し、さらに、条79.2.2.1に述べた告知の公表の日付から2年以上後に、改訂済み提案書かその提案書を破棄すべきとの勧告書かのいずれかを審議する。

79.2.2.4. その改訂済み提案書には、当初の提案書の提出前5年未満の期間中に設立されたいかなる学名も含まれていないことを確認するものとする。

79.2.2.5. 特別委員会から改訂済み提案書を受領した後、当初の提案書と同様の方法で〔条79.2.2.1, 79.2.2.2〕、その改訂済み提案書についての告知を公表しそれに対する批評を求めるものとする。

79.2.2.6. (もしあれば) 受領した批評とそれに対する提案団体の批評を考慮に入れるものとし、さらに、強権の下での投票に関して審議会規則〔条12〕および審議会の細則が規定する手続きの下で、提案された分冊を採用するかまたは提案書を棄却するかを票決するものとする。

79.3. **分冊の発効日とその入手可能性.** 審議会は、決議後速やかに、『List of Available Names in Zoology』の分冊の採用決定の告知を『Bulletin of Zoological Nomenclature』に公表するものとする。

79.3.1. 採択の告知を公表する前に、審議会は、新たに採用したその分冊が有料か無料で入手できることを確認するものとし、さらに、告知のなかにその情報を含めるものとする。

79.3.2. 審議会が採用した『List of Available Names in Zoology』の分冊の発効はすべて、審議会がその採用を決定したとの告知が『Bulletin of Zoological Nomenclature』に公表された日付からとする。

79.3.3. その告知は、審議会が採用した『List』のその分冊独自の表題およびその対象範囲(対象とする分類分野と期間を含む)を特定するものとする。

79.4. 『List of Available Names in Zoology』中で**特定された学名、綴り、適格になった日付、およびタイプの地位.**

79.4.1. 『List of Available Names in Zoology』の採用分冊中に現れる学名は、適格名であると見なされ、さらに、その『List』に記された綴り、日付、および著者権を有するものと見なされる(反証の有無を問わない)。

79.4.2. 『List of Available Names in Zoology』の採用分冊中に現れる学名によって示される名義タクソンは、そこに記録された担名タイプをもつものと見なされる(反証の有無を問わない)。

79.4.3. 『List of Available Names in Zoology』のある採用分冊の対象範囲(対象とする分類分野、階級、および期間)内にありながらそれに採録されなかった学名は、以前にいかなる適格性を有していたかを問わず、動物命名法において、なんらの地位ももたない。

**勧告79A.** 以前に**適格**だった学名の引用。審議会が採用した『List of Available Names in Zoology』の該当する分冊に含まれていないためにもはや**適格**ではない学名を、分類学的および歴史的目的の

ために引用したいと望むなら、もはやそれが動物命名法上の地位をもたないことをはっきりと示すべきである。

79.5. 『List of Available Names in Zoology』に現れる学名の地位を改訂する審議会の権限。例外的状況が存在し、かつ、『List of Available Names in Zoology』の記載事項が混乱の原因であるときに限り、審議会は、強権〔条81〕を用いて、その記載事項を改訂し、その裁定を意見書〔条80.2〕に公表することができる。

79.5.1. 改訂した記載事項を『Bulletin of Zoological Nomenclature』に公表したその日から、当該の学名は、その改訂した記載事項に示された通りの地位、綴り、適格性の日付、著者権をもち、その学名が示す名義タクソンは、改訂した記載事項に示された通りの担名タイプをもつ。

79.5.2. 『List』に現れる学名の地位の改訂は審議会の強権の使用によってのみ行うことができるという要求事項は、次を妨げない。すなわち、1931年よりも前に公表された名義属階級群タクソンにまだ担名タイプが固定されていないときにそれを指定すること、『List of Available Names in Zoology』に記録されているシンタイプからレクトタイプ〔条74〕を指定すること、および、ネオタイプ指定〔条75〕が求められる状況下でネオタイプを指定したりすること。そのような後世の固定を、審議会は当該の『List』に挿入することができる。

勧告 79B. 『List of Available Names in Zoology』中の学名にレクトタイプもしくはネオタイプを指定する著者への要求事項。『List of Available Names in Zoology』中の学名の名義タクソンに対してレクトタイプもしくはネオタイプを指定した場合、公表後できる限り速やかにそのことを審議会に伝えるようにその著者に要求する。

79.6. 入れ忘れた学名を『List of Available Names in Zoology』に加える審議会の権限。過去に適格であったある学名で、『List of Available Names in Zoology』のある採用分冊の対象範囲内にありながらそれに入れ忘れられたものがあると審議会が認定した場合には、審議会は例外的状況下で強権を発動して、『List of Available Names in Zoology』のその分冊に適切な記載事項を追加することができる。その学名の適格性は、それで回復されることになる。

条80. 審議会の行為の地位。本規約が審議会に要求する行為の帰結として、審議会は、布告書、意見書、『Official List』および『Official Index』を公表し、『List of Available Names in Zoology』の分冊を採用し公表することができる。これら公表された行為の地位、および、『Official List』と『Official Index』中の学名および著作物の地位は、これを本条で定める。

80.1. 布告書。審議会が公表する布告書は、本規約の暫定的改正という効力をもつものとし、職権を有する国際団体〔条77〕がそれを批准もしくは拒否するまで、効力をもち続けるものとする。その布告書が批准された場合、本規約は、その布告書の日付にさかのぼって改正されていたと見なすものとする。

- 80.2. **意見書**. ある案件が、個々の著作物、学名、命名法的行為のどれかへの本規約の適用方法にかかわる場合、審議会は、意見書のなかで裁定を与えるものとし、さらに次の各号のいずれかを行うものとする。
- 80.2.1. 本規約の適用もしくは解釈のしかたを述べる。
- 80.2.2. 安定と普遍性のために、強権〔条81〕を発動してその特定案件について本規約の適用を免除し、とるべき方法を述べる。
- 80.3. **意見書の発効日付**. 意見書中の裁定は、審議会がそれを『Bulletin of Zoological Nomenclature』中に公表した時点から効力をもつ。
- 80.4. **意見書中の過誤もしくは不作為の訂正書**. 過誤および不作為（書誌情報の過誤、書きまちがい、保全名の『Official List』への入れ忘れ、もしくは、抑制名の『Official Index』への入れ忘れ）に対する公式訂正書は、審議会が、さらなる投票を行わずに公表してもよい。ただし、その過誤もしくは不作為がその裁定もしくはその結果を打ち消している場合はこの限りではない。その裁定がその過誤もしくは不作為で打ち消される場合、審議会は、その問題を再検討し、さらなる意見書を公表するものとする。
- 80.5. **意見書の解釈**. ある意見書は、審議会に提出されたその特定案件のみに適用し、厳密に解釈するものとする。明示されたもの以外の結論を、そこから引き出さないものとする。
- 80.6. **『Official List』中の著作物、学名、命名法的行為の地位**. 審議会は、個々の学名と著作物におよぼす意見書の結果を『Official List』および『Official Index』中に公表する。『Official List』中の学名と著作物の場合は、
- 80.6.1. 『Official List』に入った学名は、適格名である。
- 80.6.2. 『Official List』に入った学名の地位は、該当するすべての意見書（意見書に対するすべての公式訂正書〔条80.4〕を含む）のなかの裁定にしたがう。その学名の地位で、意見書や公式訂正書が特定していない点はすべて、本規約の通常の適用で決める。ただし、『List of Available Names in Zoology』中でそういう学名に異なる地位が与えられている場合は、こちらの方を正しいと見なす〔条80.8〕。
- 80.6.3. 学名は、追加資格なしに『Official List』に載せることができる。
- 80.6.4. 『Official List』に入っているある学名が別の適格名（『Official List』に入っているかどうかを問わない）の異名だと考えられる場合、相対的優先権は、本規約の通常の適用によって決定する。ただし、審議会が他の裁定をしたり、過去にそれをしたことがあったりする場合はこの限りではない。
- 80.6.5. 『Official List of Works Approved as Available for Zoological Nomenclature』に入った著作物中に現れる学名もしくは命名法的行為は、本規約の条項にしたがい、さらに、審議会が出した動物命名法におけるその著作物の使用に関するあらゆる制限にしたがう。
- 80.7. **『Official Index』中の著作物、学名、および命名法的行為の地位**. 審議会は、個々の学名と著作物におよぼす意見書の結果を『Official List』および『Official Index』中に公表する。『Official Index』中の学名と著作物の場合は、
- 80.7.1. 『Official Index』に入った学名もしくは命名法的行為は、該当する裁定のなかでそれに帰せられた地位をもつ。

80.7.2. 『Official Index』に入った著作物中に現れる学名もしくは命名法的行為は、動物命名法のなかで適格性も有効性ももたない。ただし、審議会が強権を発動して異なる裁定をした場合はこの限りではない。しかしながら、そういう著作物であっても、その著作物を公表されなかったものとして扱うように審議会が裁定していない限り、動物命名法に関連する情報源として用いることができる。

80.8. 『List of Available Names in Zoology』と『Official List』のなかの学名に審議会が与えた矛盾する地位。『List of Available Names in Zoology』、『Official List』、もしくはある意見書に含まれるある学名に審議会が矛盾した地位を与えた場合、審議会が異なる裁定 [条79.5] をしていないならば、『List of Available Names in Zoology』中で与えられる地位が正しいものと見なす。

80.9. 審議会の過去の決定。特定の著作物、学名、命名法的行為のどれかに関連して審議会が与えた裁定は、審議会の同意なしに、除外されないものとする。

## 条 81. 強権発動.

81.1. 目的および範囲。審議会は、ある特定案件に対して本規約の諸条項を適用すれば、安定もしくは普遍性が損なわれ混乱が引き起こされるだろうと判断される場合、審議会規則に規定する告知期間満了と同時に、その適用を緩和する強権 [条78.1] をもつ。そうした混乱を防ぎ安定し広く受け入れられる命名法を促進する目的のために、審議会は、強権を発動して、学名、タイプ固定等の命名法的行為、もしくは公表を保全したり、全面的に、部分的に、もしくは条件つきで抑制したり、一定の優先権を付与したり、適格にしたりすることができ、さらに、置換名を設立することができる。

81.2. 指針とする原則。強権を発動するにあたり、審議会は、次の原則をその指針とする。ただし、これらは審議会の強権の発動を制限するものではない。

81.2.1. 2つの学名が同名である場合、古い方の同名を、“全面抑制”することができる。すなわち、先取権の原理と同名関係の原理の両方の目的について抑制して、若い方の学名を有効名として使用し続けることができるようにすることができる。“全面抑制”された種階級群名は、適格名 [条10.6] であり続け、ある属もしくは亜属のタイプ種を示し続けることができる [条67.1.2]。

81.2.2. 2つの学名が客観異名である場合、古い方の異名を、“部分抑制”することができる。すなわち、同名関係の原理の目的について抑制するのではなく、先取権の原理の目的のみについて抑制することができる。

81.2.3. 2つの学名が主観異名だと考えられる場合、古い方の異名を、条81.2.2と同様に、先取権の原理の目的のみについて抑制することができる。あるいは、古い方の学名が次の各号のいずれかの場合に限り使用できることを条件に、“条件つき抑制”することができる。

81.2.3.1. それら学名で示されるタクソンが、明らかに別物と見なされるとき。

81.2.3.2. それか、若い方の学名で示されるタクソンの従属的階級のタクソンであって、しかも、それに含まれるタクソンの有効名であるとき（たとえば、ある科のなかのある亜科、ある属のなかのある亜属など）。

例. 蝶類の属名 *Argynnis* Fabricius, 1807 に、*Argyreus* Scopoli, 1777 に対する優先権が与えられたのは、強権の下で審議会が後者を条件つき抑制したときである（意見書 161（1945 年））。*Argyreus* は、*Argynnis* とは明らかに異なる属に対して使用することができる。また、*Argynnis* 内の名義タイプ亜属とは明らかに異なる亜属の有効名として使用することもできる。

81.2.4. ある特定案件について審議会が強権の発動を拒否する場合、当該意見書中の裁定は、使用するべき学名、および、（もしあれば）執るべき行為を特定するものとする。

## 条 82. 審議中の案件の地位.

82.1. 慣用法の維持. ある案件が審議会で審議中である場合、審議会の裁定が公表されるまで、その学名の慣用法（用語集を見よ）を維持するものとする。

82.2. 審議開始と見なす日付. 案件は、『Bulletin of Zoological Nomenclature』中にその案件の受領告知が公表された日付から審議会が検討しているものと見なす。

条 83. 審議会の義務と自由裁量. 審議会は、規約違反を探したり、審議会に提出された申請書中の情報を補足したり立証したり、権限の範囲内の行為を率先して開始したりするなんらの義務を負わない。ただし、自由裁量でそれらを行うことができる。

条 84. 審議会規則および細則. 審議会の会員権、役員ならびに評議会、選挙、投票手続き、会合、および関連事項を扱う規定は、審議会規則および細則で定める。

84.1. 審議会規則の改正. 審議会規則は、本規約と同じ方法でのみ改正することができる [条 90]。

84.2. 細則の改正. 細則は、審議会規則に定める手続きの下で審議会が制定、改正、廃止することができる。

## 章 18. 本規約の管理規定

条 85. 表題と著者権. これら条項と勧告の表題は『国際動物命名規約』である。その著者は、動物命名法国際審議会である。

勧告 85A. 本規約の引用法. 本規約を引用する場合は、その版（現行は第 4 版）、著者権（動物命名法国際審議会）、当該言語における正文の公表の日付と出版者を特定するべきである（条 86.2 と 87 を見よ）。

勧告 85A にしたがって、本『日本語版』を引用する場合は次のようにする：「動物命名法国際審議会，2000．国際動物命名規約第 4 版日本語版．日本動物分類学関連学会連合，札幌」。



**条 86. 本規約の発効日と効力.**

86.1. **発効日.** 本規約の本版（第4版）は、2000年1月1日に効力を発する。

86.1.1. ある学名の用法を保存するために条23.9, 65.2.3, 70.3のどれかの下の行為がなされたが、その行為が2000年1月1日より前に公表された場合、後世の著者は、それが2000年1月1日より前に公表されたことを理由に、その行為を除外してはならない。必要と考えられる場合は、審議会にその行為の追認を求めるべきである（審議会は、告知なしに追認する権限をもつ）。

86.1.2. 2000年1月1日より前に、その時点で効力のある本規約第3版（1985）の条項の下で提唱される学名もしくは命名法的行為を含む著作物を公表しようとして投稿したが、その著作物が1999年12月31日までに公表されなかった場合、その学名もしくは行為は、それが第4版で変更された条項に沿っていないことを理由に除外されないものとする。必要と考えられる場合は、審議会にその学名もしくは行為を適格とすることを求めるべきである（審議会は、予告なしに適格とする権限をもつ）。

条86.1.2. 審議会事務局の指示にしたがい、英語版、仏語版における欠落を補ってある。

86.2. **文書の効力.** 本規約の英語版と仏語版はともに正文であって、効力、意味、権威において同等である（条87も併せ見よ）。

86.3. **以前の規約の効力.** 『Règles internationales de la Nomenclature zoologique』および『国際動物命名規約』の以前の版に含まれていた動物命名法を管理する条項、および、本規約のあらゆる改正は、もはや効力をもたない。ただし、本第4版のなかで再び是認されている場合はこの限りではなく、その場合、本版に表示された意味においてのみ効力をもつ。

**勧告 86A.** 1999年中の公表を求めて投稿された新学名およびタイプ固定。（本規約本版が発効する）2000年1月1日より前に公表されなかった結果、新学名もしくは担名タイプ固定の提唱が無効になることを避けるために、著者および1999年中に投稿された著作物の編集者は、その著作物が確かに本版の要求事項を満たすようにするべきである。

**条 87. 正文.** 審議会は、それが定める条件下でいかなる言語で書かれた本規約の出版をも認定することができる。そのように認定された文書は正文であり、効力、意味、権威において英・仏語版 [条86.2] と同等である。正文間に意味の違いがあることがわかった場合、その問題は審議会に付託するものとし、審議会の解釈を以て最終とする。

本『日本語版』は、本条に基づいて認定された規約正文である。

**条 88. 本規約の適用.** 1758年よりも前に公表された学名もしくは命名法的行為は、動物命名法に入らない [条3]。1757年よりも後に公表された動物学上の学名、著作物、および命名法的行為（1758年よりも前に公表された著作物中の情報を利用してもよい）は、本規約の条項に管理される。

**条 89. 本規約の解釈.**

89.1. **言葉や表現の意味.** 本規約を解釈するにあたっては、用語集中で単語や表現にあてられた意味は、本規約の目的のための意味だと解釈するものとする。

89.1.1. 本規約および用語集のなかで使用される単語や表現の意味を決めるにあたっての疑問もしくは困難についてのいかなる質問も、審議会に提出されるものとし、その裁定を以て最終とする。

89.2. **勸告、例、表題、付録の地位。** 勸告、例、あらゆる表題、および付録は、本規約の法的拘束力のある文書の一部ではない。

**条 90. 本規約の改正。** 本規約を改正〔条 78.3, 80.1〕することができるのは、国際動物学会議が有していた審議会を支配する権限を委任され、その後、審議会がその団体の動物命名法部会を通して出し、その部会が承認した勸告に基づいてのみ行動する動物学者の国際団体〔条 77〕に限る。

## 用語集

- auctororum*, 略 *auct.*, *auctt.*; 原語は“著者たちの”の意味のラテン語。「後世著者らによる」の意。ある学名が、その原著者が設立した時とは違った意味で、後世の著者たちによって使われていることを示すために、しばしば添えられる。『Bulletin of Zoological Nomenclature』; 動物命名法国際審議会の唯一の公式定期刊行物。『動物命名法紀要』の意。
- 『List of Available Names in Zoology』; 『動物学における適格名リスト』の意。審議会によって『List of Available Names in Zoology』として条 79 の下で採用されてきた各分冊を累積した、全体に対する呼称。
- 『Official Index』; 以下の4公式索引のいずれかの、略記された表題。これらは審議会が維持し公表するもので、審議会の裁定によって拒否された著作物や学名が掲載されている。これら索引に掲載された学名の地位、および掲載された著作物に含まれる学名や命名法的行為の地位については、条 80.7 を見よ。4索引の正式な表題は、『Official Index of Rejected and Invalid Works in Zoological Nomenclature (動物命名法において拒否された無効な著作物の公式索引)』, 『Official Index of Rejected and Invalid Family-Group Names in Zoology (動物学において拒否された無効な科階級群名の公式索引)』, 『Official Index of Rejected and Invalid Generic Names in Zoology (動物学において拒否された無効な属名の公式索引)』, 『Official Index of Rejected and Invalid Specific Names in Zoology (動物学において拒否された無効な種小名の公式索引)』である。
- 『Official List』; 以下の4公式リストいずれかの、略記された表題。これらは審議会が維持し公表するもので、審議会の意見書のなかで裁定された適格な著作物や学名が掲載されている。これらリストに掲載された著作物、学名および命名法的行為の地位については、条 80.6 を見よ。4リストの正式な表題は、『Official List of Works Approved as Available for Zoological Nomenclature (動物命名法にとって適格と認められた著作物の公式リスト)』, 『Official List of Family-Group Names in Zoology (動物学における科階級群名の公式リスト)』, 『Official List of Generic Names in Zoology (動物学における属名の公式リスト)』, そして『Official List of Specific Names in Zoology (動物学における種小名の公式リスト)』である。→『List of Available Names in Zoology』。
- sensu*; 原語は“〇〇の意味で”というラテン語。しばしば、この用語の直後に著者名を置いて使用し、その著者がその学名を、原著者あるいはそれ以外の従来の著者らとは違った意味で使っていることを表現するために使われる。→ *auctororum*。
- sensu lato*, 略 *s. lat.*, *s. l.*; ラテン語で“広義の”の意。 *sensu stricto* と対をなす。
- sensu stricto*, 略 *s. str.*, *s. s.*; ラテン語で“狭義の”の意。通常、ある名義タクソンを示す学名とともに使用して、そのタクソンよりも低位の名義タイプタクソンを表わす。つまり、狭めた意味でその学名を使うということである。 *sensu lato* と対をなす。
- stat. nov.*; 現在の動物命名法では、使用しないように勧告されている用語 [勧告 16A]。

この右欄は、日本語版編集者による注解であって、規約の一部ではない。

[略号解]

下線：該当項目を見よ。

→：該当項目を見よ。

〈 〉：語の連結を示す。

《 》：語を使う文脈を示す。

見出し語に続けて該当する外国語用語を示す場合、特記しないものは英語であり、その他は、英(英語)、仏(仏語)、羅(ラテン語)である。

本書が採用しなかった同義語を右注のなかに記す場合、『国際動物命名規約』(北隆館, 1966)を「旧訳」, 『学術用語集動物学編(増訂版)』(丸善, 1988)を「学術」, 『岩波生物学辞典第4版』(岩波書店, 1996)を「岩波」, 渡辺千尚『国際動物命名規約提要』(文一総合出版, 1992)を「渡辺」と略記して出典の一例を示す。

*status novus* の略。新階級の意。

**亜科.** subfamily; (1) 科階級群において、科よりも低位の階級。(2) 亜科の階級にあるタクソン。

**亜種.** subspecies (単複同形); (1) 種階級群において種よりも低い階級; 命名規約によって学名が規制される最低位の階級。(2) 亜種の階級にあるタクソン。

**亜種小名.** subspecific name; →名称。

**亜種名.** subspecies name, name of a subspecies; →名称。

**亜種よりも低位の.** infrasubspecific; 亜種よりも低位の位置にある〈分類階級, タクソン, 学名〉。亜種よりも低位の実体の学名については、本規約によって規制されない [条 1.3.4]。

亜種以下の・亜種より下の (旧訳)。

**亜種よりも低位の学名.** infrasubspecific name; →名称。

**亜種よりも低位の実体.** infrasubspecific entity; (1) 亜種の階級よりも低位にあるタクソン。(2) 同じ種のなかで、個体群内変異の結果、他と異なる単数または複数の標本 (たとえば、性が違うもの、カスト、雌雄モザイクと間性、奇形個体、年齢型・季節型、解釈不能な変異性や多型現象による変異体、世代の違いによるもの)。

**亜属.** subgenus (複 subgenera); (1) 属階級群において、属よりも低い階級。(2) 亜属の階級にあるタクソン。

**亜族.** subtribe; (1) 科階級群において族よりも低い階級。(2) 亜族の階級にあるタクソン。亜族名は -INA という接尾辞をもつ。

**アナグラム.** anagram; ある単語や句を構成している文字を並べ替えて作った学名。

謎語 (旧訳)。

**アロタイプ.** allotype; →タイプ。

**案件.** case; 審議会に裁定を求めて提出する命名法上の問題。→布告書, 告示書, 意見書。

件 (旧訳)。

**意見書.** Opinion; 審議会による正式の公表のひとつであり、挙げられた単数または複数の学名, 命名法的行為, または著作物に影響を及ぼす案件について、本規約の条項をどう適用, 解釈, あるいは保留するかの裁定が収められている [条 80.2 ~ 5]。

**遺失名.** *nomen oblitum* (複 *nomina oblita*); 原語は“忘れられた学名”の意のラテン語。2000年1月1日より後に、次のような学名に対して用いられる: 1899年以來不使用で、条 23.9.2による行為の結果、それよりも若い慣用されている異名や同名に対して優先権を失う学名。遺失名に対して優先権をもつ若い学名を擁護名とよぶ。遺失名という用語はかつて、本規約の当時効力をもっていた版の条 23bにより、1961年11月6日と1973年1月1日との間の期間に拒否された、使われていなかった古参異名を指して用いられた (条 23.12.2を見よ)。遺失名は依然として適格名である; これを有効名として使用するための条件については、条 23.9 と条 23.12を見よ。

**一語名の.** uninominal; 1つの学名で構成された (たとえば、科階級群や属階級群の学名) [条 4]。

単名式 (旧訳)。

**一次同名.** primary homonym; →同名。

**異名.** synonym; 1つの分類学的タクソンを表示するために用いられる、同じ階級にある複数の学名の各々。

シノニム (旧訳), 同物異名 (渡辺)。

**客観〜.** objective -; 同一の担名タイプをもった複数のタクソンを示すか、あるいは、(科階級群あるいは属階級群のタクソンの場合) その担名タイプの学名それ自体が互いに客観異名の関係にある複数の名義タクソンを示

<p>す、複数の異名の各々。          古参～. 英 senior - , 仏 synonyme plus ancien ; 〈2つの異名のうちの〉先に設立されたもの。ただし、同時設立の場合には条 24 により優先権を与えられた方。条 23.9 も見よ。</p>	<p>先行～ (岩波)。</p>
<p>主観～. subjective - ; 異名関係の判断が単なる個人的意見によってなされ、したがって客観的でない、複数の異名の各々。条 61.3.1 も見よ。</p>	
<p>新参～. 英 junior - , 仏 synonyme plus récent ; 〈2つの異名のうちの〉後で設立されたもの。ただし、同時設立の場合には条 24 により優先権を与えられなかった方。条 23.9 も見よ。</p>	<p>後行～ (岩波)。</p>
<p><b>異名関係.</b> synonymy ; 複数の異名の間の関係。</p>	<p>異名同物 (旧訳)。</p>
<p><b>異名リスト.</b> synonymy ; 異名のリスト。</p>	<p>異名同物 (旧訳), シノニムリスト (渡辺)。</p>
<p><b>科.</b> family ; (1) 科階級群のなかにあつて、上科と亜科の間にある階級。(2) 科の階級にあるタクソン。</p>	
<p><b>界.</b> 英 kingdom, 仏 règne ; 分類の階級構造における最高位の階級。(本規約旧版では、“Animalia”という今日広く認められている訳ではないタクソン1つだけを、界の階級とした。)</p>	
<p><b>階級.</b> rank ; 命名法の目的にとっては、分類の階級構造においてあるタクソンが占める、高低関係から見た位置 (たとえば、いろいろな科はすべて、命名法に関しては、上科と亜科の間にある同じ階級に位置づけられる)。設立時に名義タクソンが位置づることができる科階級群、属階級群、および種階級群の階級については、条 10.3, 10.4, 35.1, 42.1, および条 45.1 に述べられている。</p>	
<p><b>階級群.</b> →科階級群, 属階級群, 種階級群。</p>	
<p><b>階級構造 (分類の).</b> →分類の階級構造。</p>	
<p><b>科階級群.</b> 英 family group, 仏 niveau famille ; 分類の階級構造において、本規約がその学名を完全に規制するタクソン群のうちで最も高い階級にあるもの。科階級群に含まれるのは、上科, 科, 亜科, 族, その他上科よりも低く属階級群よりも高い、必要に応じた任意の階級 (たとえば亜族) に位置するタクソン, である [条 35.1]。</p>	<p>科グループ (旧訳), 科群 (渡辺)。</p>
<p><b>書きまちがい.</b> lapsus calami (単複同形) ; 原語は“書き損じ”の意のラテン語。学名の綴りまちがいなど、著者が文章を書く時に犯した過誤のこと ; 書写者の過誤や印刷者の過誤と対照して用いられる [条 32.5.1]。→過誤。</p>	<p>誤記 (旧訳)。</p>
<p><b>格.</b> case ; 名詞や形容詞の文法上の活用形。動物命名法では、主格と属格を用いる。</p>	
<p><b>学名.</b> scientific name ; →名称。</p>	
<p><b>過誤.</b> error ; 《学名またはその他の語の》不正な綴り。          印刷者の～. printer's - ; 植字の際に起きた不正な綴り (しばしば誤植ともよばれる)。</p>	
<p>書写者の～. copyist's - ; 書写の際に起きた不正な綴り。</p>	<p>清書者の～ (旧訳)。</p>
<p>不慮の～. inadvertent - ; 書きまちがい, あるいは書写者や印刷者の過誤といった、原著者によって意図されない不正な綴り [条 32.5.1]。</p>	<p>不注意による～ (旧訳)。</p>
<p><b>カスト.</b> caste ; 社会性昆虫のあるひとつの種または亜種のなかで、形態およびしばしば機能においても他と異なる個体の一群 (たとえば、ハチ類においては、働き蜂, 雄蜂, 女王蜂がそれぞれひとつのカストである)。</p>	<p>カースト (学術)。</p>
<p><b>仮説的概念.</b> hypothetical concept ; 公表された時、古今を問わず実際に存在が知られていた動物を全く含まず、ただその著者の精神のなかだけに (予言としてか</p>	<p>仮設概念 (旧訳)。</p>

どうかにかかわらず)存在した分類学的概念 [条 1.3.1].

**型.** 英 form, 羅 forma; (1) 1960年よりも後に公表されたものであれば, 亜種よりも低い階級を示すと見なされる用語. しかし, 1961年よりも前に公表されたものならば, その解釈は条 45.6.3~4によらねばならない. (2) ある種または亜種に含まれる複数個体であって, 当該タクソンの他の個体からある定まった方法で区別されるもの (たとえば, 幼体と成体, オスとメス, 生態型, および季節型).

**家畜.** domesticated animals; 人間の (故意かどうかを問わない) 選択行為で生じた特徴によって, 野生の子孫と区別される動物 (たとえば, イヌ *Canis familiaris*, ネコ *Felis catus*, ウシ *Bos taurus*).

**紙への印刷.** printing on paper; 文章や描画の無数の同一の複写を紙の上に作り出すこと. 本規約の目的にとっては, 写真 (すなわち, 画像を感光紙の上に作り出すこと) は印刷の範疇に入らない [条 9.2].

**科名.** family name, name of a family; →名称.

**勧告.** Recommendation, 略 Rec.; 本規約のそれぞれの条にある助言的な言明のことで, 強制力はない. 勧告はその条を示す番号によって表示されるが, 強制力を持つ条項とは, その条の番号の後に大文字アルファベットをつけて区別する (勧告 40A の如く).

**換字.** transliteration; 文字の書き換え; ある言語のアルファベットの文字をそれと同等の他のアルファベットの文字と置き換えること. 学名はラテン語の文字 (ローマ字) で表記されねばならないから, ラテン語でない単語から作る学名は換字が必要とされる場合がある.

ローマ字転換 (旧訳), 文字の書き換え (渡辺).

**慣用法.** prevailing usage; (ある学名が) 関連タクソンに関与する直近の著者達 (その著作物がどれほど昔に公表されたかにかかわらず) の少なくとも実質的な多数派によって, 採用されていること.

**奇形標本.** teratological specimen; →標本.

**棄権宣言.** 英 Disclaimer, 仏 dénégation d'intention de publication; 著作物のなかで著者, 編者, または出版者が行うもので, (1) その著作物全体, あるいは, (2) それに含まれる学名や命名法的行為のすべてまたは特定部分を, それぞれ動物命名法の目的のために除外する声明.

**記載.** description; 標本またはタクソンの分類形質を言葉によって表明したもの [条 12, 13].

原~. original ~; 名義タクソンの設立時になされた記載.

**寄集群.** collective group; →群.

**疑問名.** *nomen dubium* (複 *nomina dubia*); どう適用するか不詳もしくは不明確な学名.

**規約.** Code; (1) 『国際動物命名規約』という表題の略記. (2) 『国際動物命名規約』を含め, 分類学的命名法の国際規約すべてをいう (他には, 細菌学, 植物学およびウイルス学で用いられる学名を規制するそれぞれの規約がある).

**客観的.** objective; 個人の意見の問題ではなく, 論証できるほどはっきりした真実の. 主観的, と対をなす.

**強権.** plenary power; 審議会の権限により, 個々の案件ごとに, 命名法の安定性と普遍性という利益に資するために必要と考えられるやり方で, 本規約の条 1~76 の適用を保留もしくは緩和すること. 条 78 と条 81 を見よ.

**強制変更.** 英 mandatory change, 仏 changement obligatoire; (1) 条 34.1 が求める,

<p>科階級群名の接尾辞の綴りの変更。(2) 条34.2が求める, ある種小名または亜種小名の語尾の変更.</p>	
<p><b>拒否された著作物.</b> rejected work ; →著作物.</p>	
<p><b>拒否する.</b> reject ; 本規約の条項, そして, それが学名の場合にはさらに分類学的判断にも合致する限りにおいて, (1) 動物命名法の目的に関してある著作物を, または, (2) 別の名称を選んである学名を, 除外すること. →拒否名, 拒否された著作物, 抑制.</p>	
<p><b>ギリシア語.</b> Greek ; 古典ギリシア語 (= Ancient Greek).</p>	
<p><b>区.</b> division ; (1) 分類階級のひとつ. ある属または亜属を分割するものとして使用される場合には, 命名法の目的において, 亜属という階級と見なされるもの [条 10.4]. (2) 区という階級にあるタクソン.</p>	
<p><b>区別的発音符.</b> diacritic mark ; 1つの文字の異なった複数の発音, あるいは別の文字であることを表示するための符号 (アクセント, セディラ, ティルデ, ウムラウトなど).</p>	<p>分割発音符 (旧訳).</p>
<p><b>群.</b> group ; タクソンの集合のこと. 科階級群, 属階級群, 種階級群も見よ. 寄集～. collective - ; いくつかの種の集まり, あるいはある発生段階 (たとえば, 卵とか幼生) にある生物の集まりであって, 確信をもってなんらかの名義属に位置づけることはできないもの. 寄集群に対して提唱もしくは使用された学名は属階級群名と見なすが, これに適用される特別な条項がある (条 42.2.1 を見よ).</p>	<p>グループ (旧訳). 集合～ (旧訳).</p>
<p>分類学的～. taxonomic - ; 1つのタクソン, またはタクソンの集合 ; たとえば, Insecta という分類学的群は, すべての昆虫類とそれが分類されるあらゆるタクソンから構成される. →分類分野.</p>	
<p><b>形質.</b> character ; タクソンを認識し, 識別し, 分類するのに用いられる, 生物の特性のすべて.</p>	
<p><b>結合.</b> combination ; 属名と種小名を組み合わせることで種名を作ること, あるいは, 属名を種小名および亜種小名と組み合わせることで亜種名を作ること. 新～. new - ; ある属名とすでに設立されている種階級群名とを初めて結合すること.</p>	<p>組み合わせ (旧訳). 新組合せ (岩波).</p>
<p><b>結合母音.</b> connecting vowel ; 2語を連結して1つの語を作る母音 [条58.12を見よ]. ただし, 2番目の語が母音で始まる場合には結合母音は不要.</p>	
<p><b>原公表.</b> →公表.</p>	
<p><b>現生.</b> extant ; 現在生存している構成員をもっている (タクソン).</p>	
<p><b>原生生物.</b> protistan ; 「原生生物 Protista」に分類される生物. 原生生物のあるもの (たとえば, 以前に「原生動物 Protozoa」として分類されていた生物) は, 通常, 動物命名法の目的にとっては動物として取り扱われ, その場合の学名は本規約によって規制される [条 1.1.1].</p>	
<p><b>現存.</b> extant ; 現在でもまだ存在している (標本).</p>	
<p><b>原綴り.</b> 英 original spelling, 仏 orthographe original ; ある学名が設立された時に用いられる唯一の綴り, または複数あるうちの1つ [条 32.1, 32.2.1]. 正しい～. correct - ; ある適格名が設立された時の綴り. ただし条32.5により明かな不正とされた場合を除く.</p>	<p>原著の綴り (旧訳), 原のつづり (渡辺).</p>
<p>複数～. multiple original spellings ; 同一学名に対する複数の異なった原綴り [条 32.2.1].</p>	<p>多様な～ (旧訳).</p>

不正な～. incorrect - ; 正しくない原綴り [条 32.4, 32.5].

**原理.** Principle ; 本規約で, 原理と名のつくものは, 以下の6つである (詳細は該当項目を見よ) : 二語名法の原理, 同位の原理, 第一校訂者の原理, 同名関係の原理, 先取権の原理, タイプ化の原理.

**行為** (命名法的). →命名法的行為.

**公式訂正書.** Official Correction ; 審議会が公布する, 公表済みの意見書に含まれていた誤りや手抜かりの訂正 [条 80.4]. →告示書.

**後生動物.** Metazoa ; 命名法上で動物として取り扱われるような多細胞生物.

**後綴り.** 英 subsequent spelling, 仏 orthographe subséquente ; 適格名の, 原綴り以外のあらゆる綴り [条 33].

正しくない (旧訳).

不正な～. incorrect - ; 適格名の綴りにおける, 強制変更または訂正による以外のあらゆる変化 [条 33.3].

**校訂者** (第一). →第一校訂者.

**公表.** publication ; (1) 公表されたあらゆる著作物. (2) 条 8 と条 9 に合致した著作物の発行.

原～. original - ; (1) ある学名または命名法的行為が最初に公表された著作物. (2) 〈ある学名または命名法的行為の〉最初の公表.

～の日付. date of - ; 〈著作物(およびそれに含まれる学名や命名法的行為)の〉複本が, 販売あるいは無料配布によって入手可能となる日付. 真実の日付が不明の場合にどんな日付を採用すべきかは, 条 21.2～7 の条項によって規定されている.

後次綴り (旧訳), 後のつづり (渡辺).

**公表する.** publish ; (1) なんらかの出版物を発行すること. (2) 条 8 に合致し, かつ条 9 の条項によって除外されない著作物を発行すること. (3) 前記 (2) に該当する著作物において, 学名, 命名法的行為, あるいは命名法に影響を及ぼす情報を公けにすること.

**語幹** (学名の). 英 stem (of a name), 仏 radical (d'un nom) ; 本規約の目的にとっては, (1) 科階級群を示す接尾辞が付加される, タイプ属名の部分 (もしくはは全体) [条 29 を見よ], または, (2) 種階級群名を属格名詞として作成する時に属格語尾が付加される, 学名の一部分 [条 31.1.2].

**告示書.** Direction ; 現在は破棄されている用語 ; 本規約の旧版の下で, 審議会が, その意見書で示した裁定を最終決定または訂正するために投票を行った時, その結果を示すために公表した言明のこと. 告示書というこの用語は, 現行規約において公式訂正書に替えられている.

**コタイプ.** cotype ; →タイプ.

**固定.** fixation ; 原指定か他のどんな方法かを問わず, 担名タイプ決定の意味で用いられる一般的な用語. さらに, 指定 [条 68.1, 69.1, 73～75], 単型 [条 68.3, 69.3], および同語反復 [条 68.4, 68.5] も見よ.

**固定** (消去法による). →消去法による固定.

**誤適用する.** misapply ; ある学名を, 故意と否とを問わず, 本規約の条項の下で不正な意味で用いること (たとえば, 担名タイプと一致しないような用法).

**誤同定する.** misidentify ; ある標本をある特定のタクソンに誤って属させること.

**語尾.** ending ; →性語尾, 属格語尾.

**コレクション.** collection ; 研究と展示の両方またはどちらか一方の目的で作成され維持されている標本の集合体.



**裁定** (審議会による). →審議会による裁定.

**採用**. adoption ; 審議会による (『List of Available Names in Zoology』の1分冊の) 認定のこと. 条79で定められている.

**採用する**. adopt ; ある不適格名を, 新たな著者と日付をもつ新学名として設立することによって, あるタクソンの有効名として使用すること [条11.6, 45.5.1, 45.6.4.1].

**索引**. index ; 著作物に登場する学名や項目をある特定の順序 (通常はあいうえお, ABCなどの字母順) で配列したリストで, 普通はそれらが掲載されているページも記される.

**索引 (公式)**. →『Official Index』.

**雑種**. hybrid ; 別のタクソンに属する2個体の間の子孫. 雑種や雑種起源のタクソンに与えられた学名の取り扱いについては, 条1.3.3, 17および条23.8を見よ.

**三語名**. trinomen (複 trinomina), trinominal name ; 属名, 種小名, および亜種小名を1つずつ結合させたもの. まとめて亜種の学名となる [条5.2].

**参照** (文献の). →文献参照.

**ジェノタイプ**. genotype ; →タイプ.

**識別する**. differentiate ; ある事物 (例えばタクソン) を他から区別すること [条13]. →定義.

**指示**. indication ; 以前に公表された情報あるいは行為への言及のこと. これによって学名の適格性を認める場合, 定義や記載がこれらに含まれていない時は, 1931年よりも前に提唱された学名は構わないが, それ以外は条10と条11の該当条項を満たすことが必要である [条12.2]. さらに, 条13.6.1も見よ.

**指定**. designation ; 著者あるいは審議会が行う命名法的行為で, 新たにあるいは以前に設立された名義属, 名義亜属, 名義種または名義亜種の担名タイプを, はっきりと表明して固定すること. →命名法的行為, 固定, 指示.

原～. original - ; ある名義タクソンの設立時になされた, その担名タイプの指定 [条68.1, 73.1.1].

後～. subsequent - ; ある名義タクソンの設立後に公表された, その担名タイプの指定 [条69.1, 74, 75].

**種**. species (単複同形) ; (1) 属階級群に次いで低い階級 ; 動物命名法における基本的な階級. (2) 種の階級に位置するあるタクソン.

**集群**. aggregate ; 属内の種の集合のうち, 亜属以外のもの ; または, 亜属内の種のなんらかの集合 ; または, 種内の亜種のなんらかの集合. 集群を, 丸括弧に包まれた種階級群名によって表示してもよい [条6.2].

**修正**. emendation ; 適格名の原綴りのあらゆる意図的な改変 [条33.2].

**修正名**. emendation ; ある適格名の原綴りを意図的に改変することによって作られた適格名.

正当な～. justified - ; 不正な原綴りを修正して形成された学名 [条33.2.2].

不当な～. unjustified - ; 正当な修正名に含まれないあらゆる修正名 [条33.2.3].

**従属的タクソン**. subordinate taxon ; →タクソン.

**種階級群**. species group ; 動物分類において, その学名が本規約で規制される最も低い階級にあるタクソンの群. 種階級群は種および亜種の階級にあるすべてのタクソンを含む [条45.1].

**主観的**. subjective ; 個人的意見に属する事柄としての判断に基づくこと. 客観的,

三名式名称 (旧訳), 三連名 (渡辺), 三名式名・三名 (岩波).

表示 (旧訳).

後次～ (旧訳).

訂正 (渡辺).

種グループ (旧訳), 種群 (渡辺).

- と対をなす。→異名（主観異名）。
- 種小名.** specific name ; →名称。
- 種よりも低位の学名.** infraspecific name ; →名称。
- 種名.** species name, name of a species ; →名称。
- 章.** 英 Chapter, 仏 Titre ; 本規約を最も大きく区分けしたときのひとつ。
- 条.** Articles ; 本規約のなかの強制力ある条項。→条項, 勧告書。
- 上科.** superfamily ; (1) 科階級群において科よりも高い階級 ; 本規約によって学名が完全に規制される最高位の階級。(2) 上科の階級にあるタクソン。上科の学名は -OIDEA という接尾辞をもつ。
- 消去法による固定.** fixation by elimination ; ある属の設立時に複数含まれていた名義種が、後世になってただ1種を残してすべて移転した場合に、これでタイプ種が固定されたと思ひ込むこと。本来、タイプ固定の適格な方法ではない [条 69.4 ; ただし条 69.1.1 を見よ]。→固定。 除去による指定 (旧訳)。
- 条件つき.** conditional ; (1) 保留を表明しつつなされた〈学名提唱, タイプ固定〉 [条 15.1]。(2) 保留を表明しつつあるタクソンをより高位にある別のタクソンに含めること [条 51.3.3]。
- 条項.** provisions, rules ; 本規約のすべての条のことで、表題, 勧告および例は含まない。条項は強制力をもつ。
- 小名.** →名称 (種小名, 亜種小名)。
- 承名の.** nominate ; 本規約旧版で使われた用語で、現規約における「名義タイプの」に相当。
- 除外された.** excluded ; (1) 動物命名法の目的のために除外すべき著作物, 学名, あるいは行為を意味し, (a) 本規約の条項によるか, または (b) 棄権宣言による [条 8.2, 8.3]。(2) タイプシリーズや担名タイプから明示して除去されあるいは移動させられた, ある標本または構成要素を示して用いられる [条 72.4.1, 73.1.5]。
- 所属不明.** *incertae sedis* ; 原語はラテン語。分類学的位置が不確定であることを意味する用語。 所属位置不明 (旧訳)。
- 審議会.** Commission ; “動物命名法国際審議会 International Commission on Zoological Nomenclature” の略記 [条 77.1]。
- 審議会規則.** Constitution ; “動物命名法国際審議会規則 The Constitution of the International Commission on Zoological Nomenclature” という表題の略記。 審議会規定 (旧訳)。
- 審議会による裁定.** 英 ruling by the Commission, 仏 décision par la Commission ; 審議会が行う決定であって, 意見書 (条 80.2), 布告書 (条 80.1), あるいは告示書 (本規約でかつて使われたが, 現在は使用されていない用語) のなかで公表されたもの。
- シントタイプ.** syntype ; →タイプ。
- 新名.** *nomen novum* (複 *nomina nova*) ; 新置換名と同義。
- 性.** 英 gender, 仏 genre grammatical ; 〈属階級群名の〉文法的特性 (男性形, 女性形, 中性形) のこと。種階級群名がラテン語の, あるいはラテン語化した, 形容詞あるいは分詞である時, その綴りが影響を受ける。このような種階級群名の性は, それが結合する属名の性と一致しなければならないからである。→性語尾。
- 正誤表.** corrigendum (複 *corrigenda*) ; 著作物の著者, 編者, あるいは出版者により, その著作物中の誤りや脱落を特に示すために, その訂正を添えて公表された注記。

**性語尾.** 英 gender ending, 仏 terminaison latine ; (1) 属階級群名 (主格単数名詞であるか, そのように見なすべきもの——条 11.8) の語尾にあり, その単語の性を示すいくつかの文字 ; ラテン語やギリシア語の辞書にない単語の語尾が示す性については条 30.2 を参照のこと. (2) 種階級群名が, ラテン語の, またはラテン語化された, 形容詞である場合の, 語尾にあるいくつかの文字. このような種階級群名とそれが結合する属名とは, 性が一致していなければならない (条 31.2 を見よ).

**生痕化石タクソン.** ichnotaxon ; →タクソン.

**性的一致.** 英 gender agreement, 仏 accord grammatical ; 属名と, それが設立時もしくは後になって結合する種階級群名 (それが, ラテン語の, またはラテン語化された, 形容詞か分詞の場合) との間の文法上の性の一致.

**正文.** official text ; 審議会によって認定済みの〈本規約の〉本文 (言語の種類を問わない). 各言語による正文はすべて, 効力, 意味, および権威において同等である [条 87].

公認原本 (旧訳).

**節.** section ; (1) 階級のひとつで, 属あるいは亜属を区分するものとして使用される場合には, 命名法の目的においては亜属と見なされる [条 10.4]. (2) 節の階級にあるタクソン.

**接頭辞.** prefix ; 単語の基本部分の前につける 1 文字ないし一群の文字. 通常は派生語を作る時だけに使われ, 独立した一語としては使用されない. →複合, 接尾辞.

接頭語 (旧訳).

**接尾辞.** 英 suffix, 仏 terminaison standard [(1) の意], suffixe [(2) の意] ; 1 文字または一群の文字で, (1) 科名であれば -IDAE, 亜科名であれば -INAE のように, ある単語の語幹に付加するもの [条 29.2], または, (2) 属名のあるもの [条 30.2] において, -ella あるいは -istes [条 30] といったラテン語の接尾辞を構成するもの. →複合, 性語尾, 属格語尾, 接頭辞.

接尾語 (旧訳).

**絶滅.** extinct ; 現在生存している構成員をもっていない (タクソン).

**設立時に含められた名義種.** originally included nominal species ; 条 67.2 によって, 〈ある名義属階級群タクソンの〉設立時に, そこに含められていたと見なされる名義種.

原著に含まれた種 (旧訳).

**設立する.** establish ; 学名または名義タクソンに対して用い, 本規約の必要条件を満たすことによって名義タクソンの学名を適格にすること.

創設する (旧訳).

**ゼラチン版印刷.** hectographing ; 調製したゼラチン表面に原本を転写させ, そこから本文や挿図の複写を作ること.

**先取権.** priority, 学名の先取権 priority of a name, あるいは命名法的行為の先取権 priority of a nomenclatural act ; 適格となった日付が早いほど優先されること.

**先取権の原理.** Principle of Priority ; あるタクソンの有効な学名は, その有効名が本規約のいかなる条項あるいは審議会のいかなる裁定によっても無効とされない限り [条 23], そのタクソンに与えられた最も古い適格名である (ただし, 条 23 にある他の条項すべてを考慮した上で), とする原理. →原理.

**挿入名.** interpolated name ; →名称.

**属.** genus (複 genera) ; (1) 属階級群のなかの階級で, 科階級群に次いで低く亜属よりも高い階級. (2) 属の階級にあるタクソン.

**族.** tribe ; (1) 科階級群において亜科よりも低い階級. (2) 族の階級にあるタクソン. 族名は -INI という接尾辞をもつ.

**属階級群.** 英 *genus group*, 仏 *niveau genre*; 分類の階級構造において, 科階級群と種階級群との間に位置するタクソンの群. 属階級群が含むのは, 属・亜属の階級にあるタクソンである [条 42.1]. 寄集群に対する学名, および属階級群として設立された生痕化石タクソンに対する学名は, 属階級群名として取り扱う [条 42.2.1].

**属名.** → 名称.

**属よりも高位の.** *suprageneric*; 属よりも高い階級にある (タクソン).

**属格語尾.** 英 *genitive ending*, 仏 *terminaison du génitif*; (1) 種階級群名の語尾にあるいくつかの文字のこと. その学名が, 1人あるいは複数の人名, 当該タクソンに関連する地名, 宿主その他の実体の名称の, それぞれ属格である場合, その文字は属格を担い, 性と数に応じて変わる (たとえば, 男性1人の名前であればその語尾 *-i*, それが女性1人であれば *-ae*, 複数の男性ないし男女であれば *-orum*, 複数の女性であれば *-arum*) [条 31.1.2]. (2) ラテン語またはギリシア語の属名を属格に活用させた時の語尾にあって, 接尾辞をつけて科階級群名を作る際の語幹を定めるために取り除かれる文字 [条 29.3].

**そのもの.** *as such*; 言及した物事の厳密にそれ自体のこと (たとえば, “写真そのもの” とは感光紙表面に存在する画像のことを言い, 著作物中でそれを印刷したものは含まない).

**第一校訂者.** *First Reviser*; 同一日付で公表された複数の学名 (同一の学名の異なった原綴りを含む) あるいは複数の命名法的行為を, 原著者に次いで最初に引用した著者であって, その学名または行為のなかのただ1つを選択して他に対する優先権をもたせた人物. 条 24 を見よ.

**第一校訂者の原理.** *Principle of the First Reviser*; 同一日付で公表された複数の学名あるいは命名法的行為, あるいは同一の学名の異なった原綴り, のそれぞれのなかの優先順位は第一校訂者が決定する, との原理 [条 24.2]. → 原理.

**タイプ.** *type*; 単独で, あるいは複合語の一部を構成し, ある特定の種類の標本またはタクソンを示す.

**アロタイプ.** *allotype*; 本規約で規定されていない用語だが, ホロタイプと性の異なるある1つの指定された標本 [勧告 72A].

**コタイプ.** *cotype*; 本規約で規定されていない用語であり, シンタイプあるいはバラタイプの意味で以前に使われたが, 現在は動物命名法においては使用してはならないものである [勧告 73E].

**ジェノタイプ.** *genotype*; 本規約で規定されていない用語であり, タイプ種の意味で以前に使われたが, 現在は動物命名法においては使用してはならないものである [勧告 67A].

**シンタイプ.** *syntype*; これまでホロタイプもレクトタイプも指定されたことがないタイプシリーズの, 各々の標本 [条 72.1.2, 73.2, 74]. 一連のシンタイプはひとまとまりでひとつの担名タイプを構成する.

**担名タイプ.** *name-bearing type*; タイプ属, タイプ種, ホロタイプ, レクトタイプ, 一連のシンタイプ (まとめてひとつの担名タイプを構成する), あるいはネオタイプ. これらは, ある名義タクソンの学名の適用を決定することができる客観的な参照基準を提供する.

**トポタイプ.** *topotype*; 本規約で規定されていない用語. ある種または亜種のタイプ産地で採れた, それに属すると考えられる標本を指す. その標本

属グループ (旧訳), 属群 (渡辺).

最初の改正者 (旧訳), 最初の校訂者 (渡辺).

模式 (旧訳).

別模式標本 (渡辺), 別基準標本 (学術), 異性基準標本 (岩波).

複模式 (旧訳), 総基準標本 (学術).

総模式 (旧訳), 総模式標本 (渡辺), 総基準標本 (学術), 等価基準標本・共基準標本 (岩波).

学名を担うタイプ (渡辺), 担名基準 (岩波).

同地基準標本 (学術).

- が、タイプシリーズの一部であってもなくてもどちらでもよい。
- ネオタイプ**. neotype; ある名義種または名義亜種において、それを客観的に定義する必要がありながらその担名タイプが全く現存しないことが信じられる場合に、担名タイプとして指定される唯一の標本。現存する担名タイプが分類学的観点から不相当であるか、またはある学名の慣用法に合致しないために、学名の安定性と普遍性が脅かされる場合には、審議会はその強権を発動して問題のタイプを破棄し、ネオタイプを指定することができる。
- ハバントタイプ**. hapantotype; 原生動物の現生種において、生活環の異なるステージにある直接関連した複数個体から構成された1枚あるいは複数枚のプレパラートであって、ともにその種の担名タイプとなるもの [条72.5.4]。ハバントタイプは、一連の複数個体ではあるが、ホロタイプであるから、レクトタイプをそのなかから選定することはできない;ただし、あるハバントタイプが複数種の個体を含んでいることが判明した場合には、ただ1種の個体だけになるまで構成員を除外することができる [条73.3.2]。
- パラタイプ**. paratype; タイプシリーズを構成する標本のうち、ホロタイプ以外の各々 [勧告73D]。
- パラレクトタイプ**. paralectotype; それまで一連のシントタイプであった複数の標本において、レクトタイプが1つ指定された後に残った各々 [条72.1.3, 勧告74F]。
- ホロタイプ**. holotype; ある名義種または名義亜種が設立された時にその担名タイプとして指定されるか、またはその他の方法で固定された唯一の標本 (ただし、ハバントタイプの場合を除く)。
- レクトタイプ**. lectotype; ある名義種または名義亜種の設立後、シントタイプのなかから唯一の担名タイプ標本として指定されたもの [条74]。
- タイプ化**. typification; 学名の適用を決定することができる客観的な参照基準を与えるために、ある名義タクソンのなんらかの担名タイプを固定すること。→タイプ化の原理。
- タイプ化の原理**. Principle of Typification; 科階級群、属階級群、もしくは種階級群に属する個々の名義タクソンは、学名の適用を決定するための客観的参照基準を与えるべく固定されたある特定の担名タイプを、現実にあるいは潜在的にもつ、との原理 [条61]。→タイプ化, 原理。
- タイプ固定**. type fixation; →固定。
- タイプ産地**. type locality; ある名義種または名義亜種の担名タイプが捕獲、採集もしくは観察された地理的な (そして、それがふさわしければ層序上の) 場所 [条76.1, 勧告76A]。
- タイプ種**. type species; ある名義属または名義亜属の担名タイプである名義種。
- タイプ宿主**. type host; ある名義種または名義亜種の担名タイプが共存していた宿主である種 [勧告76A.1]。
- タイプシリーズ**. type series; 原著者がある新しい名義種階級群タクソンの基礎とした一連の複数標本のことで、条72.4と条73.2で定義される。ホロタイプ指定がなされていない場合、タイプシリーズを構成するどの標本であっても、後世に担名タイプ (レクトタイプ) として指定されるのに適任である;レクトタイプ指定を保留する場合には、タイプシリーズのすべての標本はシントタイプ

新模式 (旧訳), 新模式標本 (渡辺), 新基準標本 (学術)。

副模式 (旧訳), 副模式標本 (渡辺), 副基準標本 (学術), 従基準標本 (岩波)。

副後模式 (旧訳), 副後基準標本 (渡辺), 従後基準標本 (岩波)。

完模式 (旧訳), 完模式標本 (渡辺), 正基準標本 (学術), 正タイプ標本 (岩波)。

後模式 (旧訳), 後基準標本 (学術), 選定基準標本 (岩波)。

基準固定 (岩波)。

模式産地 (旧訳), 基準産地 (学術), 基準標本産地 (岩波)。

模式種 (旧訳), 基準種 (学術)。

模式系列 (旧訳), 基準標本系列 (学術), 基準系列 (岩波)。

であり、ひとまとめでひとつの担名タイプとなる。タイプシリーズから除外されるのは、原著者が明示して除外した標本、明確な変異形と見なした標本、あるいは疑問を呈しつつそのタクソンに含めた標本である。

**タイプ層準**. type horizon ; ある名義種または名義亜種の担名タイプが発掘された地質学的層準.

**タイプ属**. type genus ; ある科階級群の名義タクソンの担名タイプである名義属.

模式属 (旧訳), 基準属 (岩波).

**タイプ標本**. type specimen ; 本規約旧版で使用された用語で、ホロタイプ、レクトタイプ、あるいは、ネオタイプを指すか、あるいは、ある一連のシタイプの中の1つを指す; さらに、一般的に、タイプシリーズを構成する標本のどれかを指して用いられる。

模式標本 (旧訳), 基準標本 (学術).

**代用名**. substitute name ; →名称.

**タクソン**. taxon (複 taxa) ; 分類学的単位のこと、名前の有無にかかわらず: すなわち、互いに系統類縁関係をもつことが通常推定され、かつ、その単位 (たとえば、ある地理的個体群、ある属、ある科、ある目) を他のそういった単位から識別する形質を共有する複数の生物で構成された個体群1つまたは個体群の集合。あるタクソンは、それが包含するより低い階級にあるすべてのタクソンと生物個体とで構成される。本規約は、上科と亜種、およびその間に位置する各階級に属するタクソンについてだけ、その学名を完全に規制する。

亜種よりも低位の～. infrasubspecific - ; 亜種よりも低い階級にあるタクソン。その学名は本規約によって規制されない。

亜種以下の～ (旧訳).

従属的～. subordinate - ; ある同じ同位群 (つまり同じ階級群) のなかにおいて、あるタクソンと比較した場合に、それよりも低い階級にあるタクソン。

下位の～ (旧訳).

生痕化石～. ichnotaxon ; 動物が作った這い跡・足跡・巣孔が化石化したもの (生痕化石) など、生物の仕業の化石に基づくタクソン。→動物の仕業。

足跡化石 (渡辺).

動物学的～. zoological - ; 動物の自然のタクソン (それに学名がつけられたことがあるかどうかは問わない)。

名義～. nominal - ; ある適格名 (たとえば, Mollusca, Diptera, Bovidae, *Papilio*, *Homo sapiens*) によって表示されるタクソンという概念。科階級群, 属階級群, または種階級群にある名義タクソンは、それぞれある1つの担名タイプに基づいている (ただし, 属階級群と種階級群では, 担名タイプが現実に固定されていないこともあり得る)。

公称～ (旧訳).

名義タイプ～. 英 *nominotypical* -, 仏 *taxon nominatif* ; 科階級群, 属階級群, 種階級群のいずれかのなかにおいて、ある分類学的タクソンを分割してできたいくつかの従属的名義タクソンのうち、元のタクソンの担名タイプを含むもの。条 37, 44, 47 を見よ。

基～ (学術), 指名タイプの～ (渡辺), 承名基準～ (佐々治『動物分類学入門』(東大出版, 1989)。

分類学的～. taxonomic - ; ある科, ある属, ある種などといったタクソンであって、ある動物学的タクソンの境界を定義しようと努力する動物学者の誰かがある時点でそこに含まれると考える名義タクソンと個体とを、すべて包含したもの。分類学的タクソンは、それが含む名義タクソンの適格名のなかから決定される有効名によって表示される。

**脱字を施す**. elide ; ひとつの単語に含まれる1つあるいは複数の文字を故意に除くこと [条 29.3.1.1 にあり]。

**単型**. monotypy ; 次の2つの場合に生じる事態: (1) ある著者が、ただ1つの名義種であると自ら考えたものに対して名義属または名義亜属を1つ設立し、かつ、

単一模式 (旧訳).

その種をある適格名で表現する場合（こうして名づけられた名義種は「単型によるタイプ種」である）[条 68.3]，または，(2) ある著者が，ある名義種階級群タクソンの基礎をただ1つの標本に置きながら，明示してそれをホロタイプに指定することがない場合（「単型によるホロタイプ」；条 73.1.2 を見よ）。

後世の～. subsequent -；ある名義属または名義亜属が1931年よりも前に名義種を全く含まずに設立され，その後，ある適格名によって表示されるただ1つの分類学的種が初めてその属または亜属に含められた場合に生じる事態 [条 69.3].

後次単一模式（旧訳）。

**担名タイプ.** name-bearing type；→タイプ。

**著作物.** work；公表されていると否とを問わず，また棄権宣言を伴うと否とを問わず，本文および描画の一切。

著作（旧訳），業績（渡辺）。

拒否された～. rejected -；審議会によって『Official Index of Rejected and Invalid Works in Zoological Nomenclature』に収められた著作物。

公表された～. published -；→公表する。

適格な～. available -，仏 travail disponible；公表された著作物で，本規約の条項あるいは審議会の裁定により，ある学名または命名法的行為がそこで設立されたと認められるもの。

匿名の～. anonymous -；公表された著作物で，その著者名が文脈から決定できないもの。

不適格な～. 英 unavailable -，仏 travail non disponible；公表された著作物であって，本規約の条項あるいは審議会の裁定により，ある学名または命名法的行為がそこで設立されたと認められないもの。不適格な著作物としては，(1) 1758年よりも前に発行されたもの [条 3]，(2) 二語名法の原理の適用で一貫していないもの [条 11.4]，(3) 1950年よりも後において匿名で公表されたもの [条 14]，(4) 棄権宣言を伴うもの，または，(5) 審議会が不適格と裁定したものの，がある。不適格な著作物が含む，命名法に影響を与える情報の使用については条 12.2.1，12.2.7，および条 13.1.2 を見よ。

保全された～. conserved -；審議会が適格な著作物であると裁定した著作物。

未公表の～. unpublished -；条 8 と条 9 の意味で公表されていない著作物，あるいは，審議会が，未公表として扱うべきであると裁定した著作物。

抑制された～. suppressed -；審議会が，未公表，あるいは不適格と裁定した著作物。

**著者.** author；著作物，学名，あるいは命名法的行為を帰すべき1人ないし複数の人物 [条 50, 51]（匿名の，も見よ）。ひとつの著作物がある編者，ある公務員（たとえば，国務大臣），あるいはある団体（たとえば，委員会や審議会）に帰せられるとしても，本規約の目的にとっては，その著作物・学名・行為に実質的に責任をもつ1人ないし複数の人物を著者と見なす [条 50]。

**綴り.** 英 spelling, 仏 orthographe；単語を構成する文字の選択と配列。→原綴り，後綴り。

変体～. variant -；種小名または亜種小名の異なった綴りでありながら，同名関係の原理の目的からは同一と見なされるもの [条 58]。

多様な～（旧訳）。

**提案書.** proposal；『List of Available Names in Zoology』の1分冊の採用に向けて，条 79 により審議会に出す申請。

**定義.** definition; あるタクソンを唯一無二のものとして他から区別するような形質のセットを提示するために、その趣旨を言葉で表明したもの [条 12, 13].

**提唱.** proposal; 成功と否とを問わず、名義タクソンや学名を設立しあるいは命名法的行為を実行するための行動.

**提唱** (条件つき). →条件つき.

**適格性.** 英 availability, 仏 disponibilité; (1) 著作物に関していう場合には、著作物の項を見よ。(2) 学名に関していう場合には、名称の項を見よ。(3) 命名法的行為に関していう場合には、命名法的行為の項を見よ.

**同位の原理.** Principle of Coordination; 科階級群内、属階級群内、あるいは種階級群内において、ある階級のタクソンに対して設立された学名は、それと同一の担名タイプ・著者・日付をもって、その階級群に含まれる他のあらゆる階級のタクソンに対しても同時に設立されたものと見なす、という原理 [条 36, 43, 46]. →原理.

同格の原理 (渡辺).

**謄写版印刷.** mimeographing; 本文 (および挿図) の多数の複写を、孔の開いた型紙 (謄写版) にインクを通してさせることによって作成する方法.

**動物.** animal; 本規約の目的にとって、「動物」という用語には、後生動物だけでなく、以前からあるいは現在において命名法の目的のために動物として扱われている原生生物のタクソンすべてが含まれる.

**動物学的タクソン.** zoological taxon; →タクソン.

**動物学者.** zoologist; それを職業としているかどうかを問わず、動物を研究しているすべての人物.

**動物定型名.** zoological formulae; ある分類学的群の全体にわたり、タクソンの学名を見ればそれがその群の一員であることがわかるように、1つの定まった接頭辞または接尾辞を適格名に付加して作られた変名 [条 1.3.7]. 動物定型名は本規約の条項から除外されている. 科階級群名の接尾辞は、分類学的群ではなく分類階級を示すものであるから、動物定型名に該当しない.

**動物の仕業.** work of an animal; ある動物の活動の結果 (たとえば、巣孔、穿孔跡、虫えい、巣、棲管、繭、足跡) であって、動物体の一部ではないもの. この用語は生痕化石 (タクソンの項にある生痕化石タクソンを見よ) には適用されるが、内形雌型化石、外形印象化石あるいは置換化石といった化石証拠物には適用されない. 動物の仕業に基づいた学名の適格性については条 1.2.1, 1.3.6, 10.3 および条 12.2.8 を見よ.

**同語反復.** tautonymy, (同語反復の tautonymous, 反復名 tautonymous name); 属階級群のあるタクソンの学名と、そこに含まれるある種または亜種の小名とに、同じ単語が使われていること.

反復名称式 (旧訳), 反復名 (学術).

**疑似～.** virtual -; 二語名あるいは三語名における属名または亜属名と種小名または亜種小名とが、ほとんど同じ綴りであるか、あるいは同じ語源または意味であること. 本規約によって規制される用語ではない [ただし、勧告 69A.2 を見よ].

**完全～.** absolute -; ある属名または亜属名と、それが設立時に含んでいた名義種または名義亜種のうちのある1つの種小名あるいは亜種小名とが、同じ綴りであること [条 18, 68.4].

完全反復名称 (旧訳).

**リンネ式～.** Linnaean -; 1931年よりも前に設立された新しい属名または亜属名と、その属の設立時に含まれた種または亜種のうちのただ1つのもの

リンネの反復名称式 (旧訳).



の異名として引用された1758年よりも前の学名とが、同じ綴りであること [条 68.5].

**同名.** homonym ; (1) 《科階級群において》異なる名義タクソンを指し示す、綴りが全く同一であるか接尾辞だけが異なる複数の適格名の各々. (2) 《属階級群において》異なる名義タクソンを指し示す、綴りが同一である複数の適格名の各々. (3) 《種階級群において》異なる名義タクソンに対して設立され、かつ、設立時 (一次同名) あるいは後世に (二次同名)、ある同じ属名と結合した、綴りが同一かまたは条 58 の下で同じ綴りと見なされる複数の適格な種小名または亜種小名の各々 [条 53.3]. 例は、科階級群名については条 53.1, 属階級群名については条 53.2, そして種階級群名については条 53.3 を見よ.

ホモニム (旧訳).

一次～. primary - ; 異なる名義タクソンに対して設立され、設立時に同一の属名と結合した複数の同じ種小名または亜種小名の各々 [条 57.2]. 同一と見なすべき少し違った綴りについては条 58 を見よ.

古参～. 英 senior -, 仏 homonyme plus ancien ; 〈2つの同名のうちの〉はじめに設立された方、あるいは同時設立の場合には条 24 で優先権を与えられた方.

先行～ (岩波).

新参～. 英 junior -, 仏 homonyme plus récent ; 〈2つの同名のうちの〉あとに設立された方、あるいは同時設立の場合には条 24 で優先権を与えられなかった方.

後行～ (岩波).

二次～. secondary - ; 異なる名義タクソンに対して設立され、設立時には異なった属名と結合していたが、後世になってある同じ属と結合した、同じ種小名または亜種小名の各々 [条 57.3]. 同じと見なすべき少し違った綴りについては条 58 を見よ.

**同名関係.** homonymy ; 複数の同名の間の関係.

異物同名 (旧訳).

**同名関係の原理.** Principle of Homonymy ; 各タクソンの学名は唯一無二でなければならぬ、とする原理. したがって、他の学名の新参同名となっているものを有効名として使用してはならない [条 52]. →原理.

**同名状態.** homonymy ; 同名である状態.

異物同名 (旧訳).

**匿名の.** anonymous ; (1) 著者名が示されていない (著作物). (2) 著者名が著作物自体から決定できない (学名あるいは命名法的行為) [条 50.1] ; 匿名の学名や匿名の命名法的行為の適格性については、条 14 を見よ. (3) 身元が著作物自体から決定できない (著者).

無名の (旧訳).

**トポタイプ.** topotype ; →タイプ.

**二語名.** binomen (複 binomina), binominal name ; 種の学名のことで、2つの学名——最初が属名で2番目は種小名——の結合によって構成される [条 5.1]. 挿入名 [条 6] は、二語名の構成要素の1つとして数えない.

二名式名称 (旧訳), 二連名 (渡辺), 二名式名・二名 (岩波).

**二語名法.** →命名法.

**二語名法の原理.** Principle of Binominal Nomenclature ; 種という階級のみにおいて、そこに位置するタクソンの学名は2つの学名の結合 (二語名) で表示されるとの原理. 三語名を亜種名に対して用いること、そして、一語名を種階級群名よりも高位のタクソンに対して使用することは、この原理と矛盾しない. 条 5 と条 11.4 を見よ. →原理.

**二次同名.** secondary homonym ; →同名.

**任意組合せ** (文字の). →文字の任意組合せ.

抜き刷り. 英 separate, 仏 tiré à part ; 本規約の目的に関しては、別刷りと同義.

ネオタイプ. neotype ; →タイプ.

ハイフン. 英 hyphen, 仏 trait d'union ; “-” という記号. 区切りに用いたり, (1) 複合種小名あるいは複合亜種小名を構成する2つの部分のはじめの方がローマ字1文字である時, それと次の部分とを連結するため [条 32.5.2.4.3], あるいは, (2) ある表現を構成する単語のうちの最初の2つが3番目を修飾する時, 最初の2つを連結するために用いる (たとえば, names of the genus group と対をなす, genus-group names).

発音符 (区別的). →区別的発音符.

ハバントタイプ. hapantotype ; →タイプ.

パラタイプ. paratype ; →タイプ.

パラレクトタイプ. paralectotype ; →タイプ.

判別文. diagnosis ; あるタクソンをそれと混同されるおそれのある他のタクソンから区別する形質を示すために, その趣旨を言葉で表明したもの.

日付 (公表の). →公表.

標本. specimen ; ある動物の実例を示すための個体, ある動物の化石または仕業, またはこれらの部分. 条72.5には, 名義種階級群タクソンの担名タイプになりうる標本の種類が示されている. →タイプ標本.

奇形〜. teratological - ; 異常な標本あるいは怪物 [条 1.3.2].

複合. compound ; 複合〈語〉あるいは複合〈名〉として: ひとつの単語または学名が, 複数の基本成分 (接頭辞や接尾辞はこれに入らない) の合体として形成されていること [条 32.5.2.4]. 条 32.5.2.4.3 で定める以外は一語として書くことになっている.

布告書. Declaration ; 本規約の暫定的改正のことで, 審議会が公表する [条 78.3.2, 80.1].

復権. reinstate ; 新参二次同名としていったん拒否された学名を, 条 59.4 の条件を満たす場合に, 有効名として取り扱うこと.

不適格性. unavailability ; ある名称, 命名法的行為, ないし著作物について用いる. これら各項にある該当見出しを見よ.

不適切名. inappropriate name ; →名称.

文献参照. bibliographical reference ; ある出版物に関する, 公表された引用.

分冊 (『List of Available Names in Zoology』の). Part of the List of Available Names in Zoology ; 条 79 の下で審議会によって採用されたある1つの大きな分類分野における適格名のリスト.

分類学. taxonomy ; 生物分類の理論と実践. →分類学的情報, 分類学的タクソン.

分類学的情報. taxonomic information ; タクソンに関わる記載, 描画, その他の事物. 学名や命名法的行為とは違い, 分類学的情報を公表された (かつ, 棄権宣言されていない) 適格でない著作物から採用しても, ある学名を適格とするのには差し障りない. ここで, 適格でない著作物とは, たとえば, 1758年よりも前に出版されたもの, 二語名法の使用で一貫されていないもの, 審議会が抑制した (ただし, 非公表と見なすとの裁定はない) もの, である.

分類分野. 英 taxonomic field, 仏 domaine taxinomique ; ひとつのタクソンもしくは一揃いのタクソン (たとえば “Crustacea : Amphipoda and Isopoda”). →群 (分類学的群).

標徴 (学術), ダイアグノシス (岩波).

**分類の階級構造.** taxonomic hierarchy; 分類階級が高くなればなるほど包含度が増すように階級づけされた一連の分類学的カテゴリーに基づく分類体系のこと。→タクソン。

**別刷り.** reprint; 定期刊行物, 単行書, その他のより大きな著作物の, 1部分をなすある著作物の複本(抜き刷り)。 (通常は著者の私的な)配布を意図して分離・複写したもので, それ自体に特定された出版公表の日付(奥書きされた日付)をもたない。1999年よりも後において, 別刷りを先立って配布しても, それは動物命名法の目的にとっての公表に当たらない。→前刷り。

**変更 (強制).** →強制変更。

**変種.** 英 variety, 羅 varietas; 1960年よりも後に公表された場合には亜種よりも低い階級と見なされるが, 1961年よりも前に公表された場合には条45.6.3~4にしたがって解釈される用語。

**変性種.** aberration, 略 ab.; 原記載において新学名とともに用いられる場合, その学名によって示される生物が亜種よりも低位の実体を構成すること。したがって, その学名は不適格であることを明白に表示する用語(条45.6.2を見よ)。

審議会事務局の指示にしたがい, 英語版, 仏語版と異なる説明文にしてある。

**変体綴り.** variant spelling; →綴り。

**母音 (結合).** →結合母音。

**保全された著作物.** conserved work; →著作物。

**保全する.** conserve; 本規約の条項を棚上げ, または緩和して, たとえば以下のよう to do: (1) 障害を排してある学名を有効名として使うことを保護, または許可する; (2) ある学名を本来正しくない分類学的意味で使い続ける; あるいは, (3) ある著作物を, 本来の要件は満していないにもかかわらず, 公表されたもの, または適格と見なす。保全は, 個々の案件について, 審議会の強権発動下の裁定による。

保守・保持 (旧訳)

**保全名.** conserved name; →名称。

**ホロタイプ.** holotype; →タイプ。

**前刷り.** 英 preprint, 仏 préirage; 後にあらためて論文集や業績集などの一部として出版されるのに先立ち, 特定された公表の日付(奥書きされた日付)がそれ自体に与えられて公表される著作物。前刷りは, 動物命名法の目的においては公表された著作物になりうる。→別刷り。

**未確定種.** *species inquirenda* (複 *species inquirendae*); 正体が疑わしく, さらに探求が必要な種。

**見なす.** deem; 事物を, そういものである (あるいは, ない) として, 考慮または規定すること。

**無効な.** invalid; 本規約の下で有効ではない (適格名や命名法的行為)。

**名義タイプタクソン.** nominotypical taxon; →タクソン。

**名義タクソン.** nominal taxon; (例: 名義科階級群タクソン nominal family-group taxon, 名義属 nominal genus)。→タクソン。

**名詞句.** 英 noun phrase, 仏 locution substantive; 名詞1つが別の名詞または修飾形容詞と結合してできた複合語のことで, ひとつの同格名詞として扱われる。このうち, 形容詞が種階級群名の最後の要素になっている場合, 語尾はそれが修飾する名詞の性によって (その種階級群名が結合する属名の性によってではない) 決定される。例は条31.2.1を見よ。

**名称.** name ; (1) (一般的に) ある特定の实体 (たとえば, ある人物, 場所, 物体, 概念) を表示し同定するために習慣的に使用される1語もしくは秩序だてられた一連の複数語. (2) 学名と同義. (3) 1つの種階級群タクソンの学名のある1要素: →属名, 亜属名, 種小名, 亜種小名.

**亜科名.** subfamily -, - of a subfamily ; 亜科の階級にあるタクソンの学名. -INAE という接尾辞をもつ.

**亜種小名.** 英 subspecific -, 仏 épithète subspécifique ; 三語名を構成する3番目の学名.

**亜種名.** subspecies -, - of a subspecies ; (1) 亜種の階級にあるタクソンの学名. (2) 属名, 種小名, および亜種小名の結合による三語名 (亜属名や挿入された種階級群名といった挿入名 [条6] が使用された場合でも, それを三語名の構成要素として数えない).

**亜種よりも低位の学名.** infrasubspecific - ; 亜種よりも低位の实体に与えられる学名.

**亜属名.** subgeneric -, subgenus -, - of a subgenus ; 亜属の階級にあるタクソンの学名.

**亜族名.** subtribe -, - of a subtribe ; 亜族の階級にあるタクソンの学名. -INA という接尾辞をもつ.

**一語名.** uninominal - ; 1つの単語からできている学名で, 種階級群よりも高位のタクソンに用いる [条4.1].

**科階級群名.** family-group - ; 科階級群に属するタクソンの学名.

**学名.** scientific - ; 条1に合致する〈あるタクソンの〉名称で, 通俗名とは違う. 種階級群よりも高い階級にあるタクソンの学名はすべて1つの学名からなるが, 種では2つの学名 (二語名), そして亜種では3つの学名 (三語名) から構成される [条4, 5]. 学名が必ずしも適格とはかぎらない.

**科名.** family -, - of a family ; 科という階級にあるタクソンの学名. 科名は -IDAE という接尾辞をもつ.

**寄集群名.** collective-group - ; 寄集群 (→群) の学名.

**拒否名.** rejected - ; (1) 本規約の条項の下で有効名として使用できず, かつ, 別の学名が選ばれることで除外される学名. (2) 分類学的判断の問題として, 有効として使われているある学名の **新参主観異名** として取り扱われるか, あるいは問題のタクソンに適用できないと信じられている学名.

**三語名.** trinominal - ; →三語名 (別項).

**種階級群名.** species-group - ; 種小名または亜種小名.

**種小名.** 英 specific -, 仏 épithète spécifique ; 二語名および三語名における第2番目の学名 [条5].

**種名.** species -, - of a species ; 種の階級にあるタクソンの学名. 属名と種小名の結合による二語名 (亜属名や挿入された種階級群名といった挿入名 [条6] が使用された場合でも, それを二語名の構成要素として数えない).

**種よりも低位の学名.** infraspecific - ; 種という階級よりも低位にあるすべての学名に対する一般的な用語. この語は, 亜種小名と, 亜種よりも低位の学名とを含む.

**上科名.** superfamily -, - of a superfamily ; 上科の階級にあるタクソンの学名. -OIDEA という接尾辞をもつ.

亜種名 (旧訳). 旧訳では, subspecies name と subspecific name を区別せず亜種名としている.

亜種の学名 (渡辺).

単名式名・単名 (岩波).

科群名 (渡辺).

種群名 (渡辺).

種名 (旧訳). 旧訳では, species name と specific name を区別せず種名としている.

種の学名 (渡辺).

除外名. excluded - ; 条 1.3 の下で適格名となり得ない学名, または, すでに棄権宣言されている学名 (条 8.2, 8.3 を見よ).

新学名. new scientific - ; 学名がなんらかのタクソンに対して初めて提唱される時の, その学名. それが適格と否とをとわない.

新置換名. new replacement - , *nomen novum* ; 以前に設立された学名を置き換えるためであることを明示して設立される学名. 新置換名によって表示される名義タクソンは, 置き換えられた学名が表す名義タクソンと同じ担名タイプをもつ [条 67.8, 72.7]. →訂正, 代用名.

潜在的有効名. potentially valid - ; 客観的に無効な学名以外の適格名.

挿入名. interpolated - ; 丸括弧でくくられた学名で, (1) 属名のあとに置いてある亜属を示すか, (2) 属階級群名のあとに置いて種のある1つの集群を示すか, または (3) 種小名のあとに置いて亜種のある1つの集群を示す [条 6]. このようにして使用された学名は, 二語名あるいは三語名の構成要素の1つと数えない.

属階級群名. genus-group - ; 属または亜属の学名. 寄集群の学名や, 属階級群が位置する階級にある生痕化石タクソンに対する学名もここに含まれる.

属群名 (渡辺).

属名. generic - , genus - , - of a genus ; (1) 属の階級にあるタクソンの学名. (2) 二語名あるいは三語名において最初に位置する学名.

族名. tribe - , - of a tribe ; 族の階級にあるタクソンの学名. -INI という接尾辞をもつ.

代用名. substitute - ; より古い適格名を置き換えるために使われる適格名. 代用名という語を使う時点でその適格名が初めて提唱されるかどうかを問わず, すべてこうよぶ. →訂正, 新置換名, 異名.

置換名. replacement - ; →新置換名, 代用名.

通俗名. vernacular - ; 動物命名法のためにだけ提唱される学名とは違って, ある言語において一般的な目的で用いられる動物あるいは動物群の名称.

俗名 (渡辺).

適格名. 英 available - , 仏 nom disponible ; 条 1.3 で除外されない動物のタクソンに対して与えられ, 条 10 から条 20 までの条項に合致する学名.

動物学的名称. zoological - ; ある動物タクソンの, 二語名法を使った学名.

二語名. binominal - ; →二語名 (別項).

反復名. tautonymous - ; →同語反復.

複合名. compound - ; →複合.

不適格名. unavailable - ; 学名のうち, 条 10 ~ 20 に合致しないかまたは条 1.3 による除外名であるもの.

不適切名. inappropriate - ; その学名の主であるタクソンがもっていない形質, 特色, あるいは由来を表現した学名.

保全名. conserved - ; 本来不適格あるいは無効な学名であるが, 命名法審議会が強権を発動し, 既知の障害を排して有効名として使用できるようにした名称. →保全する.

保存名 (岩波).

無効名. invalid - ; ある適格名が, 次のいずれかであることをいう: (1) 客観的に無効である場合 (すなわち, 潜在的有効名の新参同名または新参客観異名であるか, 本規約の条項の下で拒否されるべきものであるか, あるいは審議会が抑制したもの); (2) 主観的に無効である場合 (その理由は, 当該学名が新参異名であるか, あるいはそれがあある特定の分類学的タクソ

ンに適用できないと、それぞれ主観的に考察されるため)。

有効名. valid-;ある分類学的タクソンに対する唯一の正しい学名. すなわち, ある著者が抱くそのタクソンの概念のなかに収まるある担名タイプの潜在的有効名のうち, 最も古いもの(適用除外もあるから, 先取権の原理を見よ).

抑制名. suppressed-;→抑制.

命名法. nomenclature;学名とその形成・使用に関する条項とで構成されるなんらかの体系.

二語名法. binominal-;種という階級のみにおいて, そこに位置するタクソンの学名は2つの学名の結合(二語名)で表示されるとする, 命名法の体系.

二名式命名法(旧訳), 二名法(学術), 二命名法(岩波).

動物～. zoological-;動物のタクソンに対する学名とその学名の形成・処遇・使用に関する条項とで構成される体系.

命名法的. nomenclatural;命名法に関係する, の意.

命名法的行為. nomenclatural act;学名の命名法的地位や, 名義タクソンのタイプ化に影響を与える, 公表された行為.

適格な～. available-;適格な著作物のなかで公表された命名法的行為.

不適格な～. unavailable-;不適格な著作物のなかにおいて公表された行為.

無効な～. invalid-;適格な命名法的行為のうち, 本規約の諸条項において有効とされないもの.

有効な～. valid-;本規約の条項の下で容認される行為(すなわち, 個々の学名や名義タクソンについての最も古い適格な命名法的行為. ただしそれが本規約のいかなる条項にも違反しない場合に限る).

命名法的地位. nomenclatural status;〈学名, 命名法的行為, および著作物の〉命名法上の立場. すなわち, 適格かどうか, そして学名に関しては, 綴り, それが表示する名義タクソンのタイプ化, さらにその学名の他に対する優先権, である.

文字の任意組合せ. arbitrary combination of letters;学名のうち, その著者がどんな言語に実在する単語にも基づくことなく作成したもの.

有効な. valid;本規約の条項の下で容認されている(適格名, または命名法的行為), および, ある著者の分類学的判断において, あるタクソンに対する唯一の正しい(適格名).

有効にされた. validated;保全されたという意味でかつて使用された用語.

優先権. precedence;複数の適格名の間の, あるいは複数の命名法的行為の間の, 優先性の序列のことで, 以下の方法で決定される:(1)先取権の原理の条23が定めた適用;あるいは,(2)当該学名または行為の公表が同時である場合には, 条24が定めた方法;あるいは,(3)審議会の強権発動による裁定.

擁護名. *nomen protectum*;“擁護された学名”の意のラテン語が原語. 遺失名(当該項目と条23.9.2を見よ)という地位に下りた不使用の古参異名や古参同名に対して, 優先権をもち続ける学名.

規約第4版で導入された用語.

抑制. suppression;審議会の強権発動による以下の3つのうちのいずれか1項に該当する裁定のこと:(1)ある著作物を, 命名法の目的に関する限り公表されていないものと見なすこと, あるいは, その著作物に含まれる学名や行為を不適格とすること;(2)ある適格名を,(a)同名関係の目的に関する限りそれが適格であるが故に(部分抑制partial suppression), または,(b)先取権と同名関係の両方の目的に関してそれが適格でないが故に(全面抑制total suppression),

有効名として使用することを厳禁すること；(3) ある適格名を、あらかじめ言明された条件（たとえば、後に提唱された特定の学名の異名と考えられることがない場合）においてのみ有効名として使用すること（条件つき抑制conditional suppression）。なお前記（2）（b）の全面抑制に関連して、全面抑制された種階級群名が、依然としてある名義属もしくは名義亜属のタイプ種を示すことはあり得る〔条81.2.1〕。

**ラテン語**。Latin；古典および中世ラテン語を含む（学名を作るためにラテン語化された全く現代的な単語については、ラテン語化するを見よ）。

**ラテン語化する**。latinize；あらゆる非ラテン語の単語にラテン語の形式と特性（ラテン語の語尾もしくはラテン語の接尾辞を含む）を与えること。

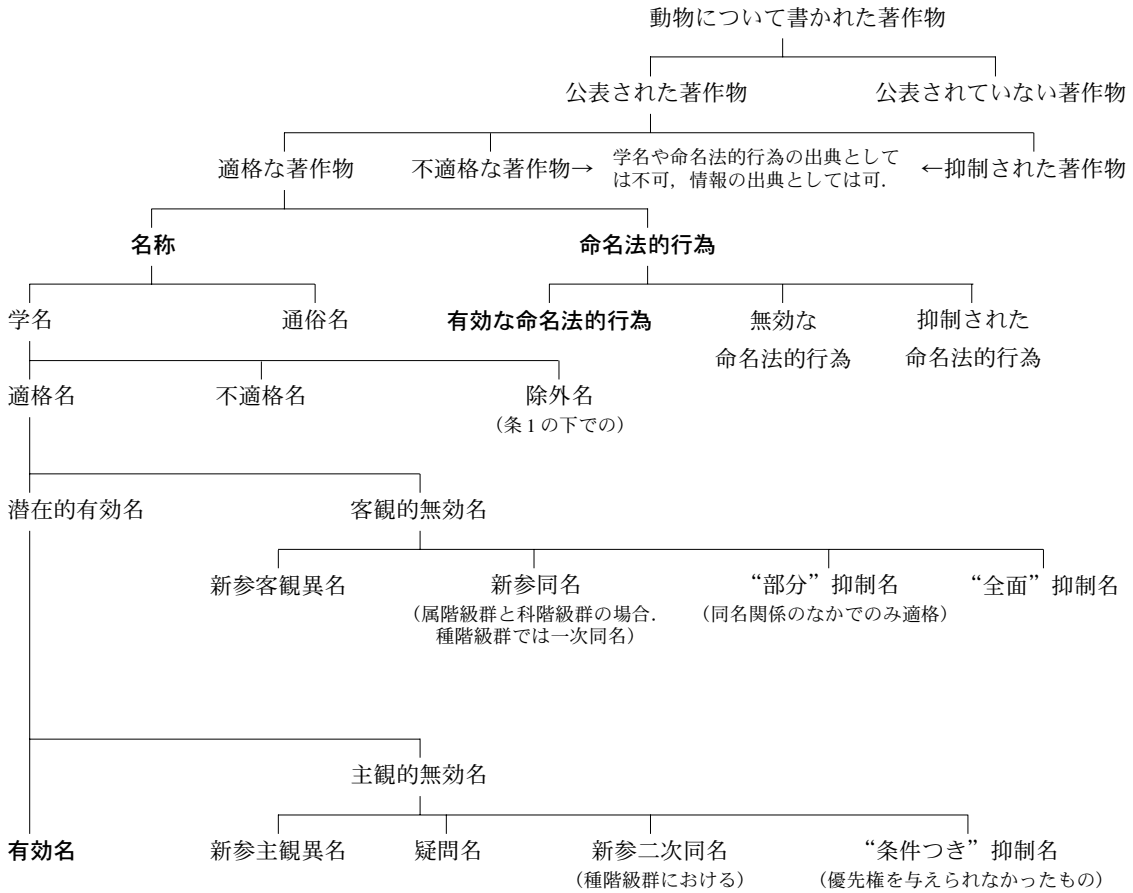
**裸名**。nomen nudum（複nomina nuda）；1931年よりも前に公表されたものでは条12に、そして1930年よりも後に公表されたものでは条13に、それぞれ合致しない学名。裸名は適格名ではないから、同じ学名が後に同一のあるいは別の概念に対して適格となり得る；この場合の著者と日付〔条50, 21〕は、適格名の設立行為に由来するべきものであって、それ以前の裸名であった時の出版物から取ってはならない。

無資格名（旧訳）、無効名（学術）。

**リスト（公式）**。→『Official List』。

**略記**。abbreviation；ある単語あるいは表題を短縮したもの。動物学の著作物においては、属階級群名はしばしば1ないし2文字に略記される。このような略記は最後にかかわらず終止符を伴わねばならない。また、ある学名に初めて言及する際には略記を用いてはならない。以上は、亜種の三語名における種小名の略記にも同様に適用される。

**レクトタイプ**。lectotype；→タイプ。



**著作物，学名，命名法的行為の地位のまとめ**

このまとめは、手引きの目的のものであって、本規約の一部ではない。

細かい点は、本規約の条項と用語集を調べること。



## 付 録

- A. 倫理規定
- B. 一般勧告

これら付録は、命名法の適正な用法への指針として規定するものである。規約の不可分の要素である前文、条1～90、および用語集と異なり、これら付録は勧告の地位にある。動物学者には、規約の関連条に付属している諸勧告に加え、これらにしたがうよう強く望む。

### 付録 A 倫理規定

1. 新学名を提唱しようとする著者は、まとめてひとつの“倫理規定”を構成する以下の各原則を遵守するべきである。

2. 動物学者たるものは、別の人物が同じタクソンをすでに認識していて、それに対する学名を設立しようとしていると信ずるに足る理由があるならば、新学名を公表するべきではない。そういう場合、その人物（もしくは代理人）に連絡をとるべきであり、しかるべき期間（1年間以上）内にその人物がその学名を設立できなかったときに、はじめて新学名を設立する自由があると考えべきである。

3. 動物学者たるものは、ある新参同名の著者が存命中であるならば、その同名に対する新置換名等の代用名を公表するべきではない。その著者には、その同名関係について通知するべきであり、代用名を設立するためのしかるべき時間（少なくとも1年間）を与えるべきである。

4. いかなる著者も、その知識としかるべき信念に照らし、なんらかの観点において無礼な感覚を与えそうな学名を提唱するべきではない。

5. 動物命名法にかかわるいかなる討論や記事においても、不謹慎なことばを使うべきではない。いかなる論争も、礼儀正しく友好的な態度でなされるべきである。

6. 編集者をはじめ動物学論文の公表に責任ある人物は、上記諸原則への違反を含むと考えられるいかなるものも、その出版を避けるべきである。

7. これら原則の遵守は個々の動物学者の良識と道徳心にまつものであり、違反が申し立てられたとしても、審議会はそれを調査したり裁定したりする権限をもたない。

## 付録 B 一般勧告

次の諸勧告はすべてを網羅したものではなく、規約の該当する条に付属する諸々の勧告と例によって補足されるものである。

### 命名法の安定に関して

1. 命名法の目的は個々のタクソンを、唯一無二であいまいさのない、しかも普遍的な学名で示すことである。したがって、学術上の理由（つまりタクソンの再分類）以外で、ある学名の慣用法、すなわちその学名の使用中の意味を変えるべきではない。とくに重要なことは、ある学名をそれが通常当てはめられているタクソンから別のタクソンへ移動させるべきではないという点である。

2. 安定を脅かし混乱を引き起こしかねない行為を、規約の条項が求めていることがわかったときは、まず助言を求めて審議会にその案件を付託するべきであり、それよりも前にその行為を執るべきではない。

### 新学名の設立と形成に関して

3. 新しい名義タクソンの記載作成にあたり、当該タクソンを後になって同定するときの助けになるように、適切な近縁タクソンとの比較をそこに盛り込むべきである。担名タイプは、これを図示するべきである（または、そうした図への参照を与えるべきである）。新しい種階級群名の場合にあっては、その担名タイプが1つまたは複数の保存標本であるときは、名称と所在地を示したコレクションへそれらを供託することは強制である [条 16.4]。コレクションは、可能な限りどこであれ適切な研究機関に収蔵するべきである。

4. 新しい名義タクソンを設立しようとする場合、当該タクソンが帰属する高位（＝より広い）タクソン（たとえば、科、目、綱）をはっきりと述べるべきである。

5. 新しい属階級群名もしくは種階級群名を設立しようとする場合、その由来（語源）について、また、属階級群名の場合にあっては、さらにその性についても述べるべきである（性は、学名自体の形からも明らかであるべきである）。新学名はラテン語の形であるべきである。新学名は語呂がよく覚えやすいものであるべきであり、どの階級の別タクソンの学名とも、通俗名とも混同しにくいものであるべきである。属階級群名の場合にあっては、新学名は、植物や微生物の属のものとして知られる学名と同一であるべきではない。科階級群名の場合にあっては、タイプ属を引用することは強制であり [条 16.2]、さらにそのタイプ属の著者と日付を与えるべきである。

6. 属階級群や種階級群タクソンの学名は、地の文に使われているのとは異なる字体（フォント）で印刷するべきである。そういう学名は、通常、斜体で印刷されるが、高位のタクソンの学名には斜体を用いるべきではない。種階級群名はつねに小文字で始まるものであり、書くときはつねに属名（もしくはその略記）に続けるべきである。種よりも高位のあらゆるタクソンの学名は、大文字で始まる。

7. 学術目的で国際的に広く使用されているのではない言語で書かれた著作物中で、ある新しい名義タクソンを設立する場合は、その著作物は、当該の新学名へ注意を向けるべく広く通用する言語で書かれた要約を掲載するべきである。

8. 新学名は、紙に印刷され、規約の意味において公表されたことが自明なうえ

に広く読まれ、しかも関係する分類分野の新学名が掲載されそうもないと動物学者が思ったりしない著作物中で設立するべきである。検索表、表、要旨、脚注、その他同様に著作物の本文を補足するものなかでは、新学名を設立するべきではない。

9. 著者および編集者は、『Zoological Record』（Biosis, U.K. 刊）の注意が確かにあらゆる新学名に向けられるようにするべきである。そうすることにより、広範な動物学界の注意がそれに向けられることになる。

#### 学名の引用に関して

10. 種階級群、属階級群、科階級群のどれかのなかのあるタクソンの学名に言及する場合、その著作物中で少なくとも一度は、その学名の著者権と日付を書くべきである。ある学名を、その意図的な設立に先立って使うべきではなく（付録A“倫理規定”も併せ見よ）、かつまた、その設立以外の場所で“新”とよぶべきではない。

11. ある特定の著作物中で（その著作物の表題中で言及されている場合は、その言及を除いて）最初に言及した後は、二語名もしくは三語名中で属階級群名を略記した形で書いてもよい。そのような略記にあいまいさがないようにするために、(1) 略記にはつねに終止符を添え、(2) 近縁の属階級群名の略記だと誤解されるはずがない形にするべきである（たとえば、A. は *Aedes* もしくは *Anopheles* を表し得るため、蚊類についての著作物中で A. ではどちらのことかわからない）。

条 25 の例を見よ。

12. 学名の著者の苗字（姓）は、略記するべきではない。ただし、著者3人以上によって公表された学名の場合は、（原公表に書かれたのと同じ綴りで）筆頭著者の苗字だけを書き、それに用語“*et al.*”（“その他”という意味）を続けてもよい。文献表中では、すべての著者の氏名を引用するべきである。



## 動物命名法国際審議会規則

条 1. 審議会の地位と機能. 審議会の地位, 義務, および権限は、『国際動物命名規約』中に定める。

### 条 2. 審議会の構成員.

- 2.1. 定数. 審議会は、通常 18 名、あるいは審議会が定めるこれよりも多い人数によって構成する。その時々委員の氏名と住所は、『Bulletin of Zoological Nomenclature』に公表する。
- 2.2. 資格. 審議会の委員は、国籍に無関係に、動物学の何らかの分野で顕著な経歴があり、動物命名法に関心をもっていることが知られている著名な科学者とする。
- 2.3. 多様な観点を代表すること. 審議会の構成は、次の各号をできる限り均等に代表するものとする。
  - 2.3.1. 動物界の主要な区分の分類学者。
  - 2.3.2. 世界のさまざまな地域の動物学者。
  - 2.3.3. 古動物学者。
  - 2.3.4. 動物分類学者だけでなく、一般動物学や応用生物学（例えば、医学、農学、ほか）に従事する人々であって、動物学名の使用人として命名法の問題に直接関心があり、しかも動物命名法の下に横たわる一般原則に理解を示している者。

### 条 3. 審議会委員の任期.

- 3.1. 通常任期. 審議会委員の通常任期は、次のように算定する。
  - 3.1.1. 審議会委員は、その選出日もしくは最も新しい再選日によって区分される。それぞれの区分は、国際生物科学連合 (IUBS) (もしくは、規約の条 77 に合致した IUBS の後継団体) の動物命名法部会のある特定の会期中に選出された委員と、その会期よりも後だが次の会期よりも前に補欠選挙で選出された委員とからなる。
  - 3.1.2. ひとつの区分の委員はすべて年功において等しいものとし、条 3.2 を条件として、委員の任期は、当該の区分が最古参となる審議会常会 [条 11.1] の閉会時に終了する。
  - 3.1.3. 本条の目的にとっては、ある区分は、それが最古参である常会の閉会まで存在し続ける。かりにその区分に属する委員すべてが、条 3.3 の条項下で、もしくは、死亡ほかの理由で、審議회를辞職していたとしても同じである。
- 3.2. 最長任期と再選適任性. 通常任期が満了した委員は、再選され得る。ただし、
  - 3.2.1. 18 年間 (当該委員が会長である場合は 24 年間) という連続任期を満了すると、どの人物も、審議会の次の常会が閉会するまでは、委員にならないものとする。
  - 3.2.2. 条 3.2.1 に特定される最長任期を満了した場合は、審議会の元委員が再選適任となるよりも前に、3 年が経過しなければならない。

年功:seniority. その任についてから経過した時間のこと。任期算定の基準になる。

- 3.2.2.1. ある前委員もしくは元委員が引き続き会長としてあるいは新たな会長として事前選出されている場合は、もし委員として再選されるなら、本条項〔条3.2.2〕を適用しない。
- 3.2.3. 移行措置として、本項の目的のために、1985年1月1日よりも前の任期は、これを算定に入れない。
- 3.3. **任期満了前の資格終了.** どの審議会委員の委員資格も、以下の時点で終了する。
  - 3.3.1. 75才の誕生日の日付。
  - 3.3.2. 幹事に文書で申し出た辞意が、評議会によって受理された時点。
  - 3.3.3. もし、請暇中ではないのに、審議会の裁定を受けるために提出された質問に5回連続で投票もしくは投票棄権の意思表示を怠った時であって、このような不履行後3ヶ月以内に、評議会が適当と認める書面による釈明を提出しなかった場合。

#### 条4. 審議会委員の選出.

- 4.1. **告示.** 審議会は、審議会常会〔条11.1〕の1年以上前に、次の各号を知らせる告示を公表する。
  - 4.1.1. 条3によって当該会期の終了時に任期満了となる審議会委員の氏名、国籍、および専門分野。
  - 4.1.2. 条2.2を引用したうえで、審議会委員の推薦の募集。
  - 4.1.3. 推薦の締切日（当該常会前3ヶ月以内）。
- 4.2. **広報.** 条4.1に定める告示を、IUBS（もしくはその後継団体）、常会と一緒に行う会議の主催者、および世界のさまざまな地域の適切な雑誌に、それを周知するようにとの要望を添えて送付する。
- 4.3. **推薦書.** 推薦書は、被推薦人の専門分野および条2.2の下の資格証明を添えて、審議会幹事に送付する。推薦書が情報不足であるとき、幹事は、各被推薦人に対し、推薦に同意するように、さらに、履歴書、業績リスト、およびその人物の命名法上の経験についての陳述書を提出することを求めるものとする。
- 4.4. **候補者名簿.** 審議会は、常会において、
  - 4.4.1. 動物命名法部会の投票で充当すべき議席数を決定する。この議席数は、当該会期終了時に退任する委員数の半数を下回らないものとする。
  - 4.4.2. 条4.3にしたがって作られた推薦書を審査し、条4.4.1にしたがい、そこから、投票で充当すべき議席数の2倍の数の候補者の名簿を準備する。
- 4.5. **選挙.** 審議会は、候補者名簿を、無記名投票による選出のために動物命名法部会に提出する。
- 4.6. **補欠選挙.** 審議会は、郵便投票により、審議会員の任期満了前の資格終了〔条3.3〕によって生じた欠員、動物命名法部会会期中の選挙〔条4.4.1〕で充当されなかった欠員、条2.1にしたがって審議会が委員数の増加を決定した結果生じた欠員を、それぞれ補充することができる。

**条 5. 審議会委員の義務.**

- 5.1. **会期中.** 可能なかぎり審議会の各会期に参加し、やむを得ない理由で議長  
の許しを得た場合以外は会期中の各会合に出席することを、審議会委員の  
職務とする。
- 5.2. **会期と会期の間.** 投票を目的として幹事から送付されたあらゆる質問事項  
について指定された期間内に投票することを、審議会委員の職務とする。
- 5.3. **請暇.** 審議会委員であって、一時的に職務を果たすことができない者は、  
(できれば事前に) 幹事を通じて一定期間の請暇を申し出るものとする。

**条 6. 役員.** 審議会の役員は、会長1名、副会長1名、および審議会が決定したそ  
の他の役員とする。役員の職務は、細則で定める。

**条 7. 評議会.** 会長、副会長、および選出された審議会委員4名で、評議会を形成  
する。この評議会は、審議会の代理として、本規則の条項の下でそれに特に課  
された職務を果たし、さらに、会期と会期間の審議会の任務であって役員や  
事務局に特に課されたものではなく、しかも会長が審議会の正式な票決を要す  
ると見なさない仕事を監督する責任を負う。評議会は、審議会委員を特定の任  
務に就くように指名することができる。

- 7.1. 審議会幹事は評議会の幹事でもあるが、幹事も他の事務局職員も、審議の  
票決に加わることはできない。

審議会幹事 : The Secretary to the  
Commission.

**条 8. 役員および評議員の選出.** 役員と評議員は、細則に定めるように無記名投票  
によって審議会がこれを選出する。

**条 9. 事務局.** 評議会は、細則に定める任期と職務をもつ専任幹事1名を任命する  
ことができる。その人物が審議会委員の場合は幹事長として、同様に任命する  
ことができる。専任幹事は、動物命名法国際信託のような適切な団体の雇人で  
あってもよい。

専任幹事 : Executive Secretary.  
幹事長 : Secretary-General.

**条 10. 委員会.**

- 10.1. **任命と機能.** 評議会は、事務局の編集業務や事実調査業務を容易にした  
り、他の面で評議会を補佐したりするために、顧問委員会や特別委員会  
を、会長を通して任命することができる。審議会委員でない動物学者は、  
このような委員会に就く資格をもつ。
- 10.2. **報告書の提出.** 各特別委員会は、任期内の指定期日もしくは評議会がそ  
うするように要求した時に、評議会もしくは審議会に対して報告を行う。  
特別委員会は、最終報告を提出すると同時に解散するかまたはそれよりも  
前に評議会によって終了させられる。

**条 11. 会期.**

**11.1. 常会.**

- 11.1.1. 会長は、6年を超えない(あるいは、該当する集会や会議の時期に  
あわせて6年にてできるだけ近い) 間隔で、IUBSの総会、国際系統学・  
進化生物学会議 (ICSEB)、もしくは広範な動物学者が参加する他の

国際会議の開催にあわせて、常会を招集する。

11.1.2. 常会は、審議会の選挙の候補者名簿の準備、および、無記名投票による選挙のためのIUBS（もしくはその後継団体）の動物命名法部会へのその名簿の提出（条4.5）のための会合を含むものとする。

11.1.3. 常会は、それにあわせて行う会議の開会前に始めたり、閉会后まで継続したりすることができる。ただし、そのことが審議会委員全員にあらかじめ通知されていること、および、審議会の選挙はその会議の期間内にのみ行うことを条件とする。

11.2. **特別会.** 審議会は、次の各号を条件として、任意の時と場所を選んで特別会を招集することができる。

11.2.1. その会期で処理する仕事を、審議会委員全員にあらかじめ知らせること。

11.2.2. 知らせてある仕事だけを、その会期で処理すること。

11.2.3. 特別会では、いかなる選挙も行わないこと。

**条12. 投票.** 規約もしくは本規則で別に定めない限り、審議会が動物命名法の事項について投票する際には、以下の手続きを適用する。

12.1. **通常の案件.** 強権発動を含まない案件にあっては、投票用紙に明記された期間内に投票の単純過半数が賛成を投じたとき、審議会によって賛成決議がなされたものと見なす。

12.2. **強権発動あるいは規約もしくは本規則の改正を含む案件.** このような案件にあっては（強権発動については規約条79～81を、規約もしくは本規則の改正については本規則条16を見よ）、3ヶ月間継続する郵便投票によって投じられた有効票の3分の2が提案に賛成であるときに、賛成決議がなされたものと見なす。ただし、その投票の少なくとも6ヶ月前に（規約もしくは本規則の改正の場合にあっては、12ヶ月前に）、その提案についての告示が『Bulletin of Zoological Nomenclature』に公表済みであって、さらに少なくとも3つの適切な雑誌に公表を求めてそれが投稿されていることを条件とする。

**条13. 財政準備.** 審議会が独自の資金を調達したり管理したりするようになっていないとき、審議会は、このような目的のために、審議会とIUBS（もしくはその後継団体）の方針にしたがって行動することを約束する動物命名法国際信託のような団体と慈善関係を結ぶ権限をもつ。審議会は、このような関係を無条件に終了することができる。

**条14. 審議会の編集職務.** 審議会は、評議会の指導の下に幹事の任務において準備し編集したさまざまな通知を発行し、また財政が許せば、自らそれらを出版してもよい。

14.1. **決定事項.** 規約条77と80が定めるように、審議会の決定事項を盛り込んだ布告書や意見書を公表することを、審議会の職務とする。

14.2. **情報.** 審議会では検討中の案件を動物学者に知らせておくため、審議会の手続きを公表するため、告知のため、および、命名法上の疑問点についての一般的議論のために、定期刊行物『Bulletin of Zoological Nomenclature』



を出版することを、財政が許すかぎり、審議会の職務とする。

14.3. 『Official List』および『Official Index』の維持. 審議会は下記のリストと索引を編纂し維持する。

14.3.1. 『Official List of Family-Group Names in Zoology』

14.3.2. 『Official List of Generic Names in Zoology』

14.3.3. 『Official List of Specific Names in Zoology』

14.3.4. 『Official Index of Rejected and Invalid Family-Group Names in Zoology』

14.3.5. 『Official Index of Rejected and Invalid Generic Names in Zoology』

14.3.6. 『Official Index of Rejected and Invalid Specific Names in Zoology』

14.3.7. 『Official List of Works Approved as Available for Zoological Nomenclature』

14.3.8. 『Official Index of Rejected and Invalid Works in Zoological Nomenclature』

14.4. 『List of Available Names in Zoology』. 審議会は、規約条 79 に規定されるように、『List of Available Names in Zoology』(もしくはその分冊)を審議し、採用し、これに関する告示を公表することができる。

条 14.3.1 ～ 8 の諸リストおよび索引のうち 1985 年までの分は、『Official Lists and Indexes of Names and Works in Zoology』(1987 ; ISBN 0-85301-004-8) という 1 冊の図書にまとめられ、動物命名法国際信託から出版されている。

**条 15. 非常権限.** 何らかの非常事態においては、評議会(あるいはそれも開催できないときは会長)は、次の各号を条件に、それ(あるいは会長)が審議会機能の継続を保証するために必要だと考える範囲の、非常権限を掌握し実行することができる。

15.1. 非常事態が許す限り速やかに、非常権限を終了する。

15.2. 非常権限は、規約を変更する権限を含まず、また審議会がまだ承認していない布告書や意見書を発行する権限を含まない。

15.3. 状況が許す限り速やかに、審議会およびIUBS(もしくはその後継団体)に対して、非常権限、非常権限を掌握した根拠、および非常権限の期間を報告する。

**条 16. 規約および審議会規則の改正.**

16.1. 手続き. 審議会は、

16.1.1. 規約の条 78 が定める大幅ではない規約改正にあたらぬ場合は、本規則の条 12.2 にしたがって、その改正案を公表し、

16.1.2. その改正案を公表してからの 1 年間に動物学者から寄せられた批評を、受領して審議し、

16.1.3. IUBS(もしくはその後継団体)の動物命名法部会に、原則を大幅に変更するその提案を知らせ、部会がそれら大幅な改正点を承認するように、かつまた、審議会が合意した改正点を批准するように勧告し、

16.1.4. その改正案(動物学者および部会による批評に照らして修正される)について、3ヶ月間継続する郵便投票[条 12.2]によって投票し、

16.1.5. 部会の原則的支持を得て、郵便投票による有効票の3分の2での審議会の可決を条件に、批准を求めてIUBS(もしくはその後継団体)に

〔審議会規則〕

その改正案を付託し〔規約条90〕,

16.1.5.1. IUBS（もしくはその後継団体）は審議会の投票に先行して改正案の予備的批准を行い得るが、そのような批准は、審議会がその改正案を可決した時点で効力をもつ。

16.1.6. その決定、およびその批准された改正事項が発効する日付を公表する。

16.2. **編集委員会.** 本条の下で行動するにあたり、条10にしたがって任命され行動する特別委員会である編集委員会が、審議会を補佐することができる。

**条17. 細則.** 審議会は、本規則が及ばない審議会の取り決めや活動を管理する一連の細則を採択する権限をもつ。審議会は、必要に応じて、多数決でこれら細則を修正する権限をもつ。これら細則は、役員の職務、審議会の欠員を補充するための推薦書の募集方法、審議会と事務局の関係、各種申請に対してとるべき処置および日程や優先順位の採択に関する取り決めといった事項、および審議会のその他の事務事項を扱う。

**条18. 発効.** 本規則およびそのあらゆる改正は、条16にしたがって、それらが審議会によって承認され、IUBS（もしくはその後継団体）によって批准されたときをもって発効する。

## 索引

この索引は、条、勧告、および用語集を対象とするものである。規約の条項の場合は、その条や項をその番号(“35.5.2”など)で示し、勧告の場合は、条番号と該当する大文字アルファベット(“40A”など)で示し、付録B(一般勧告)の場合は、“B”に番号を添えて(“B6”など)示し、用語集の場合は“G”で示す。

この索引は、規約の法的拘束力のある文書の一部ではない。ここでは、個々の見出し語にそれぞれもっとも重要な参照先を掲げているだけであり、網羅的であると思ってはならない。列挙した事項は、下に示した箇所以外の条中で言及されていることもある。

- 『Aranei Svecici』(Clerckの～): 3.1  
『Bulletin of Zoological Nomenclature』: 78.4.3, 79.2, 79.3, 80.2, 80.3, 82.2, G  
Clerckの『Aranei Svecici』: 3.1  
“gen. n., sp. n.”: 12.2.6, 13.4, 68.2.1  
-i, -ii: 33.4, 58.4  
Linnaeus (『Systema Naturae』): 3.1  
『List of Available Names in Zoology』: 78.2, 79, 80, G  
“nov. gen., nov. sp.”: 12.2.6, 13.4, 68.2.1  
『Official Index』: 78.4, 80, G  
『Official List』: 78.4, 80, G  
『Systema Naturae』: 3  
WWW (ワールドワイドウェブ): 9.8  
『Zoological Record』: 8A, B9  
亜科: 35, 37, G  
亜科名: 29.2, 35.5, 37, G (名称), (「科階級群名」も見よ)  
アクセント: →区別的発音符  
亜区分:  
  属の～: 10.4  
亜種: 5.2, 45, G  
亜種小名: 5, 6.2, 45-49, G, (「種階級群名」も見よ)  
亜種名: 5.2, G  
亜種よりも低位: G  
亜種よりも低位の学名: 1.3.4, 10.2, 15.2, 45.5, 45.6, 50.3.1, G  
亜属: 42-44, 61.4, 66-70, G  
亜族: 29.2, 35, G, (「科階級群名」も見よ)  
亜属名: 4.2, 6.1, 42-44, 56.3, 57.4, G (名称), (「属階級群名」も見よ)  
アナグラム: G  
アポストロフィ: 27, 32.5.2  
アロタイプ: 72A, 72.4.6, G  
案件(審議会に付託する～): 23A, 23.9.5, 23.10, 23.11, 55.3.1, 59.3.1, 65.2, 70.2, 75.5, 78, 79, 81, 82, 89.1  
安定性(学名の～): 前文, 23.2, 65.2, 70, 75.5, 81, B1-2  
意見書(審議会の～): 78-81, G  
遺失名: 23.9.2, 23.12, 55.3.1, G  
一語名: 4.1, G (名称)  
一時的参照符(～に対する名称): 1.3.5  
一次同名: 23.9.5, 53.3, 57.2, 57.4, G (同名)  
一般勧告: 付録B  
異名: G  
  ～の適格性: 10.6, 11.6  
  客観～: 61.3, G (異名)  
  古参～: 23, 24, G (異名)  
  主観～: 61.3, G (異名)  
  新参～: 10.6, 11.6, 23, 24, 50.7, G (異名)  
  代用名として使う～: 23.3.5, 40, 60  
異名関係: G  
  科階級群名の～: 23.3, 35.5, 40, 61.3  
  種階級群名の～: 23.3, 61.3  
  属階級群名の～: 23.3, 61.3, 67.10, 67.12  
  タイプ属の学名の～: 40, 61.3  
異名リスト, G  
  ～中で公表された学名: 11.6, 67.12, 72.4.3  
引用  
  タイプ種固定の～: 67A, 67B, 67.7, 68A  
  著者権の～: 40A, 45.5.1, 50, 51  
  日付の～: 21, 22, 22A, 51  
  別刷りや前刷りの日付の～: 21E  
  略記した学名の～: 25A, B11  
ウムラウト: 32.5.2.1  
大文字(学名における～): 4, 5, 6, 28  
同じ複本(著作物の～): 8  
界: G  
階級: G  
  ～の変更: 10.2, 23.3.1, 29.2, 34, 36, 43.2, 45.5.1, 46.2, 50.3, 61.2  
  科階級群名の接尾辞: 29.2, 34.1, 36

[索引]

階級構造 (分類の～) : → 分類の階級構造  
解釈 (規約の) : 前文, 78.2.3, 89  
改正 (規約～) : 78.3, 80.1, 90  
概念 (仮説的～) : → 仮説的概念  
回避 (科階級群名における同名の～) : 29.6, 29A  
科階級群 : 35, G  
科階級群名 : 11.7, 13.2, 29, 35-41, 61-65, G (名称)  
～間の優先権 : 23, 24, 35.5, 40, 55.5  
～の異名関係 : 23.3, 35.5, 40, G (異名)  
～の形成 : 11.7, 12.2.4, 13.2, 19, 29, 33, 34.1, 35  
～の修正名 : 11.7, 29, 32.5.3, 34.1, 35.4  
～の接尾辞 : 11.7, 29.2, 34.1  
～の接尾辞の強制変更 : 34.1  
～の著者権 : 36, 40.2.1, 50  
～の適格性 : 11.7, 12.2.4, 13.2, 29  
～の同名関係 : 29.6, 29A, 39, 55  
～の不正な接尾辞 : 11.7, 29.2, 34.1  
～の不正な綴り : 32.5.3, 34.1  
亜科名 : 29.2, 35.5, 37, G (名称)  
亜族名 : 29.2  
大文字の頭文字 : 4.1, 28  
階級の変更 : 29.2, 34.1, 36  
科名 : 29.2, G  
索引中で公表された～ : 11.4, 12.2.2  
上科名 : 29.2, G (名称)  
審議会に付託する案件 : 55.3, 65.2  
新参異名である属に基づいた～ : 40  
新参同名である属に基づいた～ : 39  
生痕化石タクソンに対する～ : 10.3  
族名 : 29.2  
属よりも高位の学名 : 1.2.2, 11.7.1.2  
タイプ属 : → タイプ属  
タイプ属の学名に基づいた～ : 11.7, 12.2.4, 13.2, 29, 35, 39, 61-65  
タイプ属の学名の異名関係 : 40  
タイプ属の学名の同名関係 : 39  
タイプ属の学名の不正な語幹 : 29.3-5  
タイプ属の学名の不当な修正名に基づいた～ : 35.4  
タイプ属の同定 : 65  
通俗名 : 11.7.2  
同位の～ : 36  
複数タクソンの統合 : 23.3  
分割された科階級群タクソン : 37  
書きまちがい : 32.5.1, G  
学名 : G (名称)  
～における1文字違い : 55.4, 56.2, 57.6, 58  
～の『Official Index』, 『Official List』 : 78.4, 80, G (『Official Index』, 『Official List』)  
～の安定 : 前文, 23.2, 65.2, 70, 75.5, 81, B1-2

学名 (続き)  
～の形成 : → 形成, ラテン語化, 綴り, 接尾辞  
～の著者権 : → 著者権  
～の綴り : → 綴り  
～の適格性 : → 適格性  
～の日付 : → 日付  
～の普遍性 : 前文, 23.2, 23.9, 65.2, 70, 75.5, 81  
～の由来 (語源) : 11A, 25B-C, B5  
亜科名 : 29.2, 35.5, 37, G (名称)  
亜種小名 : 5, 6.2, 45-49, G  
亜種名 : 5.2, 45, G  
亜種よりも低位の～ : G, → 亜種よりも低位の学名  
亜属名 : 4.2, 6.1, 42-44, 56.3, 57.4, G (名称)  
一語名 : 4.1, G (名称)  
一時的な～, 一時的参照のみのための～ : 1.3.5  
科階級群名 : → 科階級群名  
科階級群よりも高位のタクソンの～ : 1.2.2, 4.1, 28  
化石に基づいた～ : 1.2.1, 20, 72.5.3, 73.1.5  
型の～ : 15.2, 45.5, 45.6, G (名称 : 亜種よりも低位の学名)  
記載に基づいた～ : 72.5.6, 74.4  
寄集群に対する～ : 1.2, 10.3, 13.3.2, 23.7, 42.2.1, 66, 67.14  
拒否名 : 1.4, 18, 23.3.7, 23.12, 59.2, 59.3, 60, G (名称)  
後世の使用者の引用 : 51.2.1  
公表された～  
1757年よりも後に～ : 3, 11  
1900年よりも前に～ : 11.7.2  
1931年よりも前に～ : 11.4.3, 12, 67.2.2, 68.2.1, 69  
1930年よりも後に～ : 1.3.6, 9.1, 13, 67.4.1  
1950年よりも後に～ : 14  
1961年よりも前に～ : 10.2, 11.5, 11.6, 13.2.1, 15, 45.6, 51.3.3, 72.4.3  
1960年よりも後に～ : 15, 45.6  
1985年よりも前に～ : 32.5.2.1  
2000年よりも前に～ : 8.5, 13.3.3, 21.8, 66.1, 72.2  
1999年よりも後に～ : 8.6, 13.3.3, 16, 21.8, 29.4, 29.6, 66.1, 72.3, 86.1.2  
索引中で～ : 11.4.3, 12.2.2, 13.6.1  
集会の報告書中で～ : 9.9, 9A, 50.2, 50A  
新参異名として～ : 11.6, 50.7, 67.12, 72.4.3  
同時に～ : 24, 55.5, 56.3, 57.7  
要旨集, 目次, 前書き, 検索表中で～ : B8  
ラテン語の文中で～ : 11.8, 11.9, 32.5.2.7  
誤同定された種の～ : 11.10, 49, 67.2.1, 67.9, 67.13, 69.2.4, 70.3

## 学名 (続き)

雑種に基づいた～: 1.3.3, 17.2, 23.8  
 三語名: 5.2, G  
 種階級群の集群の対する～: 6, 11.9.5, 23.3.3  
 種階級群名: →種階級群名  
 種小名: 5, G  
 種名: 5, G  
 種よりも低位の～: G  
 上科名: 29.2, G (名称)  
 条件付きの～: 11.5.1, 15.1, 51.3.3, G (条件つき)  
 除外名: 1.3, 1.4, 3.2, 8.3-4, 23.3.4, 45.5, G  
 (名称)  
 新学名: (「新置換名」, 「代用名」も見よ)  
 “新”と明示することが1999年よりも後には強制であること: 16, 16A  
 生痕化石タクソン, 種階級群タクソンへのタイプ固定が1999年よりも後には強制であること: 13.3.3, 72.3  
 審議会による～の抑制: 79-81, G (抑制)  
 “新”としての再公表: B10  
 人名由来の～: 31.1  
 性が可変の～: 30.1.4.2  
 生痕化石タクソンに対する～: 1.2.1, 10.3, 13.3.3, 23.7.3, 42.2.1, 55.1, 56.1, 57.1, 66.1  
 潜在的有効名: G (名称)  
 挿入名: 6, 11.9.3.5, 23.3.3, G (名称)  
 属階級群名: →属階級群名  
 属よりも高位の～: G (属よりも高位の)  
 代用名: 10.6, 23.3.5, 33.2.3, 35.4.2, 37.2, 40.2, 59, 60, G (名称)  
 多型種の～: 17.3  
 置換名: →新置換名, 代用名  
 通俗名: 1.3.5, 11A, 12.3, G (名称)  
 同位の～: 36, 43, 46, G (同位の原理)  
 同名関係に入らない～: 54, 57.8.1  
 匿名の～: 14, 50.1, 51D, G (匿名の)  
 動物体の一部, 片方の性, 発生段階, 形態型, カストに基づいた～: 17, 23.3.2  
 動物の仕業に基づいた～: 1.2.1, 1.3.6, 13.6.2, 23.3.2.3, (「生痕化石タクソン」も見よ)  
 二語名: 5, 6.1, G  
 似ていない複数世代のうちの1つに基づいた～: 17.3  
 反復名: →同語反復  
 描画に基づいた～: 12.2.7, 13.6.1, 72.5.6, 73.1.4, 74.4  
 複合名: 11.2, 11.9.5, 26, 30.1, 31.2.3, 32.5.2, G (複合)  
 不適格名: G (名称), →適格性  
 不適切名: 18, 23.3.7, B5, G (名称)

## 学名 (続き)

無礼な～: 付録A  
 変種の～: 15.2, 45.5, 45.6, G (名称: 亜種よりも低位の学名)  
 保全名: 81.1, G (名称)  
 無効名: 10.6, 23, 39, 40, 52, 57, 59, 60, G (名称)  
 有効名: 11.5, 23, 24, G (名称)  
 抑制名: 10.6, 39, 67.1.2, 81, G (抑制)  
 条件付き～: 81.2.3  
 部分～: 81.2.2  
 全面～: 81.2.1  
 過誤 (綴りの～): 32.5, G  
 頭文字 (学名の～): 4.1, 5.1, 28  
 化石: (「生痕化石タクソン」も見よ)  
 ～に適用する属階級群名: 20  
 ～標本: 1.2.1, 72.5, 73.1.5, 73C.10  
 仮説的概念: 1.3.1, G  
 型: 15.2, 45.5, 45.6, G  
 可変 (性が～): 30.1.4.2  
 紙への印刷: 8.4-6, 8B, G  
 勧告: G, (該当する条に付属する勧告, 付録A (倫理規定), 付録B (一般勧告), および見出し語「編集者」を見よ)  
 ～の地位: 89.2  
 換字: G  
 ギリシア語単語の～: 30.1.2  
 不正な～: 32.5.1  
 完全同語反復: 68.4, G (同語反復)  
 カンマの使用: 22A.2  
 慣用法: 23.9.1, 23.9.5, 23.10, 29.3.1.1, 29.5, 33.2.3.1, 33.3.1, 35.5, 82.1, G  
 奇形標本: 1.3.2, G  
 棄権宣言: 8.2, 8.3, 8E, 9A  
 記載: G  
 ～に適した言語: 13B  
 ～の代わりに描画: 12.2.7, 13.6.1  
 学名の適格性に対する要求: 12, 13  
 タイプ標本の～: 16D, 16F, 73A, 73C, 74C, 75.3.3  
 中断した～: 10.1.1, 10A  
 ひとまとめの～  
 新科と新属の～: 13.5, 13C  
 新属と新種の～: 12.2.6, 13.4, 13C  
 “疑似同語反復”: 69A.2, G (同語反復)  
 寄集群: 1.2, 10.3, 13.3.2, 23.7, 42.2.1, 66, 67.14  
 寄生物: 69A.6  
 起点 (動物命名法の～): 3  
 疑問名: 75.5, G

[索引]

規約 (『国際動物命名〜』) : 前文, 1, 85-90  
〜からの除外 : 1.3  
〜の解釈 : 78.2.3, 80.2, 87, 89  
〜の改正 : 78.3, 80.1, 90  
〜の条 : G (条)  
〜の条項 : G (条項)  
〜の条項の留保 : 前文, 78.1, 81  
〜の正文 (使用言語) : 86.2, 87  
〜の定義, 対象範囲 : 前文, 1, 85-90  
〜の発効日, 効力 : 86  
〜の目的 : 前文  
客観異名 : 33.2.3, 61.3, 67.1.1, 67.8, 72.7, G (異名)  
客観的 : G  
強権 (審議会の〜) : 78, 79.5, 79.6, 80, 81, G  
強制変更 (学名の〜) : 19, 32.5, 34, G  
供託  
タイプ標本の〜 : 16.4.2, 16C-D, 72.10, 72D-F, 73C, 74D, 75.3.7  
著作物の〜 : 8.6, 8C, 9.7  
共著者 (共著者権) : 50, 51  
拒否 : G (拒否する)  
学名の〜 : 1.4, 18, 23.3.7, 23.12, 59.2, 59.3, 60, 60.3, G (名称 : 拒否名)  
ギリシア語 : G  
学名形成における〜 : 26, 29, 30  
区切り記号  
アポストロフィ : 27, 32.5.2  
カンマ : 22A.2.1  
ハイフン : 27, 32.5.2.3, 32.5.2.4.3, G  
丸括弧  
〜にくるむ亜属名 : 6.1  
〜にくるむ集群に対する学名 : 6.2  
〜にくるむ著者名 : 22, 51.2.1, 51.3  
〜にくるむ日付 : 22A.2.3, 40A  
区 (属の〜) : 10.4, G, →属階級群 (区と節)  
区分 (属の〜) : 10.4  
区別的発音符 : 11.2, 27, 32.5.2, G  
組合せ (文字の任意〜) : →任意組合せ (文字の〜)  
群 : →寄集群, 科階級群, 属階級群, 種階級群  
分類学的〜 : G (群)  
形質 (分類〜) : 13.1, 13A, G  
形成 (学名の〜) : 4, 5, 11.7, 25-29, 31, 32 (「ラテン語化」, 「綴り」, 「接尾辞」, 「換字」も見よ)  
〜の際の著者への勧告 : B5  
アポストロフィ, 区別的発音符 : 27, 32.5.2.3  
科階級群名の〜 : 4, 11, 12.2.4, 13.2, 29, 32, 33, 34.1, 55.3  
学名に用いるフォント (字体) : B6  
学名の頭文字 : 4, 28, 32.5.2.5

形成 (続き)  
学名のギリシア語語幹 : 29  
学名のラテン語語幹 : 29  
形容詞からの〜 : 11.9, 31  
人名からの〜 : 31.1, 31A  
種階級群名における性の一致 : 31.2, 34.2  
種階級群名の〜 : 5, 11, 25-28, 31-33, 58  
属階級群名の〜 : 4, 11, 20, 25-28, 30, 32, 33, B3-9  
属階級群名の性 : 30, B5  
複合名中の数字 : 32.5.2.6  
名詞からの〜 : 11.8, 11.9, 31  
文字の任意組合せ : 11.3, 29.3.3, 30.2, 31.2.3  
ラテン語 : →ラテン語化  
形容詞 (〜の学名) : 11.9, 31.2  
結合 : G  
暫定的〜 : 11.9.3.4  
新〜, 変更した〜 : 22A.3, 34.2, 48, 50.3.2, 51A, 51.3, 51G  
結合母音 : 32.5, 58.12  
言語  
学名の〜 : 11, 11A, 26, B5  
記載と情報のための〜 : B7  
規約正文の〜 : 86.2, 87  
原公表 : G  
検索表  
〜中の新学名 : B8  
原指定 : 67.5, 68.2, G (指定)  
現生 (タクソン) : G  
原生生物 : 1.1.1, 72.5.4, 73.3, G  
現存 (標本) : G  
原綴り : →綴り  
限定 (分類学的〜) : 74  
原理  
先取権の〜 : 23, G  
第一校訂者の〜 : 24, G  
タイプ化の〜 : 61, G  
同位の〜 : 36, 43, 46, G  
同名関係の〜 : 52, G  
二語名法の〜 : 5, 11.4, 12.2, G  
後, 後世  
学名の後世の使用者 : 51.2.1, 51G  
担名タイプの後指定 : 67.4, 69, 74, 75, G (指定 : 後〜)  
後世の単型 : 69.3, G (単型)  
後綴り : →綴り  
行為  
〜の抑制 : 81.1  
棄権された〜 : 8.2, 8.3

## 行為 (続き)

条件付きの～ : 15.1

適格な～ : 3.2, 10, 11, G (命名法的行為 : 適格な～)

匿名の～ : 14, G (匿名の)

不適格な～ : 14, 15.1, G (命名法的行為 : 不適格な～)

無効な～ : 70.2, G (命名法的行為 : 無効な～)

命名法的～ : G

有効な～ : 23.1, 69.1, 70.2, G (命名法的行為 : 有効な～)

校正刷り : 9.3

後生動物 : 1.1.1, G

校訂者 (第一～) : 24, 32.2.1, 50.6, G

公表 : 7-9, G, (「適格性」, 「著作物」も見よ)

～の日付 : 10.1.1, 10A, 21-22, G (公表)

～の方法 : 8-9

1学名の同時公表 : 24, 55.5, 56.3, 57.7

学名, 命名法的行為の匿名の～ : 14, 50.1, G (匿名の)

原～ : G (公表)

“新”としての学名の再公表 : B10

中断した～ : 10.1.1, 10A

別刷り (抜刷り) : 21.8, G

編集者への勧告 : →編集者

前刷り : 21.8, 21A, 21E, 21G, G

固定 (タイプ種の～) : 13.3, 66-70

～における亜種 : 61.4

～における優先権 : 69A

～における優先順位 : 68.1

1930年よりも後の～ : 13.3

“*typicus*”, “*typus*”の使用による～ : 68.2.2

“位置”による～ : 69A.8-10

異名の指定 : 69.2.2

原指定による～ : 67.5, 68.2, G (指定 : 原～)

厳密に解釈すべき指定 : 67.5

後指定による～ : 69.1, 69.2, G (指定 : 後～)

後世の単型による～ : 69.3

誤同定を故意に使用することによる～ : 11.10, 67.13, 69.2.4

修正名による～ : 67.6, 69.2.1

“消去法”による～ : 69.4, 69A.3, G

生痕化石タクソンに対する～ : 13.3.3, 66.1

単型による～ : 68.3, G (単型)

同語反復による～ : →同語反復

不正な引用による～ : 67.7

不正な綴りによる～ : 67.6, 69.2.1

不正な理由での～ : 69.1.1

文献記録出版物中の～ : 69.1.2

固定 (タイプ属の～) : 64

亜属による～ : 61.4

誤同定されたタイプ属による～ : 65

固定 (担名タイプの～) : 61, G (指定)

あいまいでない～ : 67.5.3

棄権された～ : 8.2, 8.3

種階級群タクソンの (タイプ標本の) ～

～に適任の標本 : 72.5

1999年よりも後には強制である～ : 72.3

異名として公表された名義種の～ : 72.4.3

シントタイプの～ : 72.3, 74.6

ネオタイプの～ : 75

標本の記載, 描画の参照による～ : 72.5.6

ホロタイプの～ : 73

レクトタイプの～ : 73F, 74

条件付きの～ : 15, 67.5.3, G (条件つき)

匿名の～ : 14

見落とされた～ : 65.2.2, 70.2

語幹 (学名の～) : 11.7, 29, 31.1, 55.3, G

『国際細菌命名規約』 : 10.5

『国際植物命名規約』 : 10.5

国際生物科学連合 (IUBS) : 前文, 77.2, 79, 90

国際動物学会議 : 77.1, 90

『国際動物命名規約』 : →規約

告示書 (審議会の～) : G

語源 (学名の～) : →由来

古参異名 : →異名

古参同名 : →同名

語数 (学名の～) : 4-6

コタイプ : 72.4.6, 73E, 73.2.1, G

誤適用, 誤同定 : G (誤適用する, 誤同定する)

～の故意の使用 : 11.10, 67.13, 69.2.4

種の～ : 11.10, 49, 65.2, 67.13, 69.2.4, 70

タイプ種の～ : 11.10, 41, 49, 67.13, 69.2.4, 70.3

タイプ属の～ : 41, 65.2

語尾 (学名の～) : G

属格～ : 29.3-5, 31, 33.4, G, (「接尾辞」も見よ)

性～ : 30, 31, 34.2, G

細則 (審議会の～) : 84.2

裁定 (審議会による～) : 78-83, G

細分

種階級群タクソンの～ : 37

索引 : G

～中の学名 : 11.4.3, 12.2.2, 13.6.1

雑種 : 1.3.3, 17.2, 23.8, G

三語名 (亜種名) : 5.2, G

参照 (文献～) : G

学名の原公表への～ : 51A, B10

定義, 記載への～ : 12.2, 13.1.2, 75.3.2

[索引]

描画への～：12.2.7, 13.6.1  
産地：→タイプ産地  
子音（同名関係における～）：58  
“ジェノタイプ”：67A  
識別：13.1.1, 13A-B  
指示：12.2, 13.6, G  
指定：G, →固定  
写真：9.2  
斜体（学名に対する～）：B6  
種：G  
誤同定された～：11.10, 49, 65.2, 67.13, 69.2.4, 70  
宿主～：12.3, 69A.6, 73C.7  
設立時に含められた名義～：11.10, 67.2-3, 67.13, 68, 69, G  
多型～：17.3  
分類学的～：68.3, G（分類学的タクソン）  
名義～：G（名義タクソン）  
種（所属不明の～）：67.2.5, G（所属不明）  
自由（分類学的思考と行為の～）：前文  
集会  
～の要旨集, 報告書中の学名：9.9, 9A, 50.2, 50A  
集団：6.2, 10.4, 23.3.3, G  
修正：G  
修正名：G  
～によって影響されないタイプ種：67.8  
～の適格性：19, 33  
～の著者権：19, 33.2, 50.4, 50.5  
～の日付：19, 33.2  
科階級群名の～：11.7, 19, 29, 32.5.3, 33, 34.1, 35.4  
種階級群名の～：11.9, 19, 31.2, 32, 33, 34.2  
正当な～：19.2, 32.2, 33.2, 50.4, G（修正名）  
属階級群名の～：11.8, 19, 32, 33  
不当な～：10.6, 19.1, 33.2, 35.4, 50.5, 51.3.1, 67.6, 67.8, G（修正名）  
従属的タクソン：37, 44, 47, G  
種階級群：45-49, G  
種階級群名：5, 6, 31-34, 45-49, G（名称）,（「適格性」,「形成」,「ラテン語化」,「学名」,「綴り」も見よ）  
～間の優先権：23, 24, 57.7  
～における性の一致：31.2, 34.2  
～の異名関係：23.3, 61.3  
～の頭文字：5.1, 28  
～の形成：5, 11, 25-28, 31-33, 58  
～の修正名：11.9, 19, 31.2, 33, 34.2  
～の著者権：46, 50  
～の適格性：→適格性  
～の同名関係：52-55, 57-60

種階級群名（続き）  
亜種小名：5, 45, G  
亜種よりも低い階級から“格上げされた”～：  
10.2, 45.5.1, 50.3  
型：15.2, 45.5, 45.6, G（名称：亜種よりも低位の学名）  
結合の変更：22A.3, 34.2, 48, 51.3  
誤適用, 誤同定された～：11.10, 49, 67.13, 69.2.4, 70, G（誤適用する, 誤同定する）  
集団に対する～：6.2, 10.4, 23.3.3, G（集団）  
従属的タクソンの～：47  
種小名：5, G  
“新”と書くことが1999年よりも後は強制であること：16.1  
数字, 記号を含む～：11.2, 27, 32.5  
生痕化石タクソンに対する～：10.3, 13.3.3, 23.7.3, 42.2.1, 66.1  
挿入された～：6, 11.9.3.5, 23.3.3, G（挿入名）  
属との暫定的な結合中で設立された～：11.9.3.4  
タイプ種：→タイプ種  
担名タイプの固定, 供託が1999年よりも後は強制であること：16  
同位の～：46.1  
複合～：11.2, 11.9.5, 31.2.3, 32.5.2  
不適格な属名を伴って設立された～：11.9.3  
変種：15.2, 45.5, 45.6, G（名称：亜種よりも低位の学名）  
主格（学名の～）：11.7-9, 31.1, 32.5.2.7  
主観：G（主観的）  
～異名：→異名  
～同名：→同名  
宿主：12.3, 69A.6, 73C.7  
種小名：5.1, G  
出版者（～への勧告）：→編集者  
種名：5, G  
種よりも低位の学名：G  
条（規約の～）：G  
上科：35, G  
上科名：→科階級群名  
消去法によるタイプ固定：69.4, 69A.3, G（消去法による固定）  
条項（規約の～）：G  
条件つきで提唱された学名：11.5.1, 15.1, 51.3.3, G（条件つき）  
条件つきで提唱された命名法的行為：15.1, G（条件つき）  
上種：6.2, 10.4  
承名：G（承名の）  
除外名：1.3, 1.4, 3.2, 8.3, 8.4, G（名称）



- 植物命名規約：1.4, 1A, 10.5  
 所属不明：67.2.5, G  
 仕業（動物の～）：1.2.1, 12.2.8, 23.3.2.3, 72.5.1, G  
 （動物の仕業）,（「生痕化石タクソン」も見よ）  
 審議会（動物命名法国際～）：前文, 77-84  
 ～に付託する案件：前文, 23A, 23.9.3, 23.10,  
 23.11, 55.3, 59.3.1, 65.2, 70.2, 75.5, 75.6,  
 78.2, 79  
 ～による以前の裁定：80.5, 80.9, 86.3  
 ～による告示書：G（告示書）  
 ～による布告書：78.3, 80.1, G（布告書）  
 ～による抑制：8.7, 81  
 ～の意見書：78, 80-82, G（意見書）  
 ～の職権, 権限, 義務：77-84, 87, 89-90  
 審議会規則：77, 84, G；pp. 113-118  
 新参異名：G（異名）, →異名  
 新参同名：G（同名）, →同名  
 シンタイプ：72, 73.2, 74, 75, G  
 新置換名：12.2.3, 13.3.1, 16.1, 16.4, 39, 60A,  
 67.8, 69.2.3, 72.3, 72.7, G（名称）  
 人名：31.1  
 図：→描画  
 数字（複合名中の～）：11.2, 32.5.2.6  
 性：G  
 結合における～の一致：31.2, 34.2  
 属階級群名の～：30, B5  
 性（文法上の～）：G, →文法用語  
 性語尾：G  
 正誤表：33.2, G  
 生痕化石タクソン：1.2.1, 10.3, 13.3.3, 23.7.3,  
 42.2.1, 42.3.2, 55.1, 56.1, 57.1, 66.1, G  
 タイプ種の要求：13.3.3, 66.1  
 同名関係：55.1, 56.1, 57.1  
 正当な修正名：G, →修正名  
 節（属の～）：10.4, G, →属階級群（区と節）  
 接続詞でつながれた語：11.9.4  
 接頭辞：G  
 接尾辞：32, G,（「語尾」も見よ）  
 科階級群名の～：11.7, 29, 34.1, 36.1  
 種階級群名における～：31.1  
 人名につける～：31.1  
 属階級群名における～：20, 30  
 絶滅：G  
 設立：G  
 設立時に含められた種：67-70  
 先取権：前文, 23, G,（「優先権」も見よ）  
 挿入名：6, 11.9.3.5, 23.3.3, G  
 族：29.2, 35, G  
 属階級群：42, G  
 属階級群名：4, 6.1, 10.3, 10.4, 11.8, 12, 13,  
 16.3, 20, 24, 30, 32, 33, 42-44  
 ～間の優先権：23, 24, 56.3  
 ～における先取権：23  
 ～の異名関係：23.3, 61.3, 67.11, 67.12  
 ～の形成：→形成  
 ～の語幹：29  
 ～の修正名：11.8, 19, 32, 33  
 ～の性：30, B5  
 ～のための字体：B6  
 ～の置換：23.3.5  
 ～の著者権：43, 44, 50, 51  
 ～の適格性：→適格性  
 ～の同名関係：53.2, 56, 60  
 亜属名：4.2, 6.1, 42-44, 56.3, 57.4, G（名称）  
 大文字の頭文字：4, 28  
 階級の変更：23.3.1, 43, 50.3  
 化石の接尾辞：20  
 寄集群：→寄集群  
 区と節：10.4, G（区, 節）  
 種と切り離れた記載を伴わない属名：12.2, 13.4  
 種を含まない属名：12, 13.3, 69  
 条件付きの～：11.5, 11.9.3.6, 15, 51.3.3  
 生痕化石タクソン：→生痕化石タクソン  
 属名：11.8, 13.3, 16.3, 20, 30, 42-44, 56, G  
 タイプ固定における亜属：61.4  
 タイプ種：→タイプ種  
 タイプ属：→タイプ属  
 綴り：→綴り  
 同位の～：43  
 複数タクソンの統合：23.3, 67.10  
 有効な～：23  
 属格語尾：G  
 人名由来の種階級群名の～：31.1  
 属名：11.8, 13.3, 16.3, 20, 30, 42-44, 56, G  
 属よりも高位：G  
 ～の学名：1.2.2, 11.7.1.2, G（属よりも高位の）,  
 （「科階級群名」も見よ）  
 そのもの：G  
 第一校訂者：23.1, 24.2, 32.2.1, G  
 ～の原理：24.2, G  
 タイプ：G,（「タイプ属」,「タイプ種」,「タイプ標  
 本」も見よ）  
 タイプ化（～の原理）：61, G  
 タイプ固定：→固定  
 タイプ産地：76, G  
 タイプ種：61, 66-70, G,（「固定（タイプ種の～）」  
 も見よ）  
 ～として適任の名義種：67.2, 69.2

[索引]

タイプ種 (続き)

異名リスト中で公表された学名によって示される属の～: 67.12  
誤同定された～: 11.10, 67.13, 69.2.4, 70.3  
“ジェノタイプ”: 67A, G  
種を含まずに設立された属の～: 67.2.2, 69.3  
審議会上に付託する案件: 70.2  
新置換名によって示される属の～: 67.8  
生痕化石タクソンの～: 13.3.3, 66.1  
同位タクソンの～: 43.1  
複数の属階級群タクソンの～: 67.11  
複数の属階級群タクソンを統合した場合の～: 67.10  
名義タイプ亜属の～: 44.1, 61.2  
タイプ宿主: 73C.7  
タイプシリーズ: 72, 75A, G  
タイプスライド: 72.5.5  
タイプ属: 61, 63-65, G  
～の学名の異名関係: 40, 61.3  
～の学名の語幹: 11.7, 29, 55.3  
～の学名の同名関係: 39  
～の固定: 61.4, 64, 65.2  
固定における亜属: 61.4  
誤同定された～: 41, 65.2  
審議会上に付託する案件: 41, 55.3, 65.2  
同位タクソンの～: 36.1, 37, 61.2  
名義タイプ亜科の～: 61.2  
タイプ標本: 61, 71-76, G, (さらに, 以下の見出し語も見よ: アロタイプ, コタイプ, “ジェノタイプ”, ハバントタイプ, ホロタイプ, レクトタイプ, 担名タイプ, ネオタイプ, パラレクトタイプ, パラタイプ, シンタイプ, トポタイプ)  
代用名: 10.6, 23.3.5, 33.2.3, 35.4.2, 37.2, 40.2, 59, 60, G, (「新置換名」も見よ)  
タクソン: 1, G  
～の統合: 23.3  
亜種よりも低位の～: G (タクソン), →亜種よりも低位の学名  
科階級群～: 35-41, 62-65, G (科階級群), (「科階級群名」も見よ)  
科階級群よりも高位の～: 1.2.2  
化石～: 1.2.1, G (生痕化石タクソン), (「化石」, 「生痕化石タクソン」も見よ)  
近縁～との比較: 13A, B4  
従属的～: 37, 44, 47, G  
種階級群～: 45-49, 71-75, (「種階級群名」も見よ)  
新～の分類上の位置: B3  
生痕化石～: G, →生痕化石タクソン  
属階級群～: 42-44, 66-70, (「属階級群名」も見よ)  
動物学的～: G

タクソン (続き)

動物ではない～: 1, 2, 10.5  
分類学的～: G (タクソン)  
名義～: G  
名義タイプ～: 37, 44, 47, 61.2, 67.1.1, 68.3.1, 72.8, G  
多型種: 17.3  
単型: 68.3, G  
～によるホロタイプ指定: 73.1.2  
後世の～: 69.3, G (単型)  
担名タイプ: 61, 63, 67, 72, G  
～によって決定される学名の適用: 35.5, 42.3, 45.3, 61  
審議会上に付託する案件: 70.2, 75.6  
タイプ化の原理: 61.1, G  
タイプ標本の供託: 16.4.2, 16C-D, 72.10, 72D-F, 73C, 74D, 75.3.7  
タイプ標本の再発見: 75.8  
タイプ標本のラベルづけ: 16D, 72D-E, 73D, 74F  
同位タクソンの～: 46  
名義科階級群タクソンの～: →タイプ属  
名義種階級群タクソンの～: →タイプ標本  
名義属階級群タクソンの～: →タイプ種  
置換名: →学名, 新置換名, 代用名  
中断した公表: 10.1.1, 10A  
著作物: 8, 9, G, (「公表」も見よ)  
～の『Official Index』, 『Official List』: 78.4, 80, G (『Official Index』, 『Official List』)  
～の中断した公表: 10.1, 10A  
～の配布: 8.1, 8.5-6, 8A-C, 9  
棄権された～: 8.2-3, 8E, 9A, G (棄権宣言)  
拒否された～: G  
公表された: 8, 9, G (公表, 著作物)  
1758年に～: 3  
同時に～: 24, 50.6  
複数の分冊として～: 21.5, 21C  
適格な～: 8, 9, 11, 14, G (著作物)  
匿名の～: 14, 50.1, G (匿名の, 著作物)  
不適格な～: 8, 9, 11, 14, 81, G (著作物)  
保全された～: G (保全する, 著作物)  
未公表の～: 8, 9, G (著作物)  
抑制された: 8.7, 81, G (著作物, 抑制)  
著者: G  
著者, 著者権: 50-51  
～の引用: 51  
～名の略記: B12  
異名リスト中で公表された学名の～: 11.6, 50.7  
階級が変わったタクソンの学名の～: 50.3

## 著者、著者権（続き）

- 科階級群名の～：11.7.1.3, 11.7.2, 13.2, 36.1, 40.2.1, 40A, 50.3.1  
 “格上げされた” 亜種よりも低位の学名の～：10.2, 45.5.1, 50.3  
 集会報告書中の学名の～：50.2  
 修正名の～：33.2, 50.4, 50.5  
 種階級群名の～：46.1, 50  
 除外名の～：50D, 51F  
 新結合の～：50.3.2, 51.3  
 属階級群名の～：43, 50  
 同時に公表された学名の～：50.6  
 匿名の～：14, 50.1, 51D, G（匿名の）  
 不適格名の～：50B, 51D  
 通俗名：1.3.5, 11A, 12.3, G（名称）  
 綴り：24.2, 25, 27-29, 32-34, G,（「任意組合せ（文字の～）」, 「形成（学名の～）」, 「接尾辞」も見よ）  
 ～の強制変更：19, 32.5, 34, G（強制変更）  
 区別的発音符：27, 32.5.2, G  
 原～：24.2, 32, G  
 後～：19, 33, 34, 35.4, 67.6, 79.4, G  
 正しい原～：24.2, 29, 31, 32, G（原綴り）  
 複数原～：19.3, 24.2, 32.2.1, G（原綴り）  
 不正な～：19, 32, 33, 54.3, 67.6, G（原綴り, 後綴り）  
 不正な原～：19, 24.2, 32.4-5, 33.2, G（原綴り）  
 不正な後～：33, 34, G（後綴り）  
 変体～：53, 58, G（綴り）  
 提案書（『List of Available Names in Zoology』分冊採用を申請するための～）：79, G  
 提唱（ある学名の～）：11.5.1, 15, G  
 手書き：9.1  
 適格性（学名の～）：10-20, 79.4, 80.6, G  
 ～に及ぼす強制変更の影響：19.4  
 ～のための要求事項：10-20  
 『List of Available Names in Zoology』の該当する採用分冊中ない学名の～：10.7, 79.4.3  
 『List of Available Names in Zoology』の採用分冊中にある学名の～：79.4.1  
 『Official List』中にある学名の～：80.6.1  
 亜種よりも低位の学名の～：10.2, 45.5, 45.6  
 遺失名の～：23.9.2, 23.12  
 今は動物以外に分類されている生物に対する学名の～：2.2  
 科階級群名の～：10-15, 17-20  
 “格上げされた” 亜種よりも低位の学名の～：10.2, 45.5.1  
 化石に基づいた学名の～：1.2, 20  
 寄集群に対する学名の～, 10.3, 23.7

## 適格性（続き）

- 公表された学名の～  
 1931年よりも前に～：11.4.3, 12  
 1930年よりも後に～：1.3.6, 9.1, 11.4.3, 13  
 1950年よりも後に～：14  
 1961年よりも前に～：10.2, 11.5, 11.6, 13.2.1, 15, 45.6, 51.3.3, 72.4.3  
 1960年よりも後に～：13.2.1, 15, 45.6  
 1985年よりも前に～：32.5.2.1  
 2000年よりも前に～：8.5, 13.3.3, 21.8, 66.1, 72.2  
 1999年よりも後に～：8.6, 13.3.3, 16, 21.8, 29.4, 29.6, 66.1, 72.3, 86.1.2  
 索引中で～：11.4.3, 12.2.2  
 新参異名として～：11.6  
 匿名で～：14  
 変種, 型に対して～：10.2, 45.5, 45.6  
 抑制された著作物中で～：8.7.1, 80.7.2  
 最初は動物以外に分類された生物に対する学名の～：10.5  
 雑種に基づいた学名の～：1.3.3, 17.2, 23.8  
 “指示”による～：12, 13.6  
 修正名の～：10.6, 19, 33.2  
 種, 亜種の集群に対する学名の～：6.2, 11.9.3, 23.3.3  
 種階級群名の～：10-19  
 暫定的結合中で提唱された～：11.9.3.4  
 不適格な属名を伴って提唱された～：11.9.3  
 条件つきで提唱された学名の～：11.5, 15.1  
 新参異名の～：10.6  
 新参同名の～：10.6  
 数字, 記号を含む学名の～：11.2, 27, 32.5.2  
 生痕化石タクソンに対する学名の～：10.3, 13.3.3, 23.7.3, 42.2.1, 66.1  
 挿入名の～：11.9.3.5  
 属階級群名の～：10-15, 17-20  
 属の区分に対する学名の～：10.4  
 第一校訂者に拒否された綴りの～：24.2.3  
 多型種の1型に基づいた学名の～：17.3  
 通俗名の～：11A, 11.7.2, 12.3  
 提唱された学名の～  
 1758年よりも前に～：3.2, 11.1, 11.6.2  
 1900年よりも前に～：11.7.2  
 ラテン語の文中で～：11.8, 11.9.2  
 訂正された原綴りの～：19.2, 33.2.2  
 適格名の著者権：11.10, 45.5, 50  
 同位の学名の～：36, 43, 46  
 動物体の一部分に基づいた学名の～：17.3  
 動物の片方の性に基づいた学名の～：17.3

[索引]

適格性 (続き)

動物の仕業に基づいた学名の～ : 1.2.1, 1.3.6, 10.3, 13.3.3, 13.6.2, 23.7.3, 42.2.1, 66.1  
動物の発生段階に基づいた学名の～ : 17.3  
反復名の～ : 18  
1文字からなる学名の～ : 11.8, 11.9.1  
複合名の～ : 11.2, 11.9, 32.5.2  
複数原綴りの～ : 19.3, 24.2.3  
複数のタクソンに基づいた学名の～ : 17.1  
不正な綴りの～ : 19.1, 32.4, 33.3  
不適切名の～ : 18  
不必要な代用名の～ : 10.6  
無効名の～ : 10.6  
用いられた学名の～  
誤同定された種に対して～ : 11.10, 67.13  
動物以外のタクソンに対して～ : 2.2, 10.5  
抑制名の～ : 10.6  
適格性 (著作物の～) : G, →公表, 著作物  
適格性 (命名法的行為の～) : 10, 11, 14, 15, G  
適任性 (タイプ標本としての～) : 72.5  
電子的に配信された文書 : 9.8  
同位の学名 : 36, 43, 46, G (同位の原理)  
同位の原理 : 36, 43, 46, G  
同格  
～の名詞 : 11.9, 31.1, 31A  
統合 (複数タクソンの～) : 23.3  
同語反復 : G  
完全～ : 68.4, G (同語反復)  
“疑似～” : 69A.2, G (同語反復)  
反復名の適格性 : 18, 23.3.7  
リンネ式～ : 68.5, G (同語反復)  
謄写版 : 8.4, G  
同定 (担名タイプの～) : 11.10, 41, 49, 65, 67.2.1, 67.9, 67.13, 69.2, 70  
動物  
～の仕業 : →仕業  
～の部分, ～の発生段階 : 17, 72.5  
語義, ～への学名の適用 : 1, 2, 10.5, G (動物)  
動物学者 : G  
動物学的タクソン : G  
動物命名法 : 前文, 1-3, G (命名法)  
～の起点 : 3, 11.1  
動物命名法国際審議会 : →審議会  
同名 : G  
～の相対的古参権 : 23, 24, 50.6, 52, 55.5, 56.3, 57.7, 81.2.1  
～の置換 : 23.3.5, 39, 55.3, 59, 60  
一次～ : 23.9.5, 53.3, 57.2, 57.4, G (同名)  
古参～ : 23, 52, 55.5, 56.3, 57.7, G (同名)

新参～ : 10.6, 23, 39, 52-60, 67.1.2, G (同名)  
二次～ : 53.3, 57.3-4, 59, 60, G (同名)  
変体綴り : 58  
同名関係 : 52-60, G  
～に入らない学名 : 54, 55.4, 56.2, 57.6, 57.8  
～の原理 : 52, G  
科階級群名の～ : 29.6, 29A, 38, 39, 53, 55  
寄集群名の～ : 23.7, 56.1, 57.1  
種階級群名の～ : 23.9.5, 53.3, 57-60  
生痕化石タクソンの学名の～ : 56.1, 57.1  
属階級群名の～ : 53.2, 56, 60  
タイプ属の学名の～ : 39, 67.1.2  
1文字違い : 55.4, 56.2, 57.6  
匿名 : G (匿名の)  
～の著作物 : G (著作物)  
～の著者権 : 14, 50.1, 51D, G (匿名の)  
～の命名法的行為 : 14  
図書館 (～への著作物の供託) : 8.6, 9.7  
トポタイプ : 75A, G  
二語名 : 5, 6.1, G  
二語名法 : 5, 11.4, 12.2, G  
～の原理 : 5, 11.4, 12.2, G  
二次同名 : 53.3, 57.3-4, 59, 60, G (同名)  
入手可能性 (出版物の～) : 8.1.3  
任意組合せ (文字の～) : 11.3, G  
～の語幹 : 29.3.3  
～の性 : 30.1.4.1, 30.2  
抜刷り : →別刷り  
ネオタイプ : 72.2, 72.10, 75, 76.3, 79.1.3, 79.5.2, G  
配布 (著作物の～) : 8, 9, 21A  
ハイフン : 27, 32.5.2.3, 32.5.2.4.3, G  
ハバントタイプ : 72.5.4, 73.3, G  
バラタイプ : 72.1.3, 72.4, 73D, 75.1, 75A, G  
バラレクトタイプ : 73.2.2, 74.1.3, 74F, 75.1, 75A, G  
判別文 (タクソンの～) : 13A-B, G  
日付  
～の引用 : 22, 22A, 40.2  
～の決定 : 21  
1758年に公表された著作物の～ : 3  
Clerckの『Aranei Svecicii』の～ : 3  
Linnaeusの『Systema Naturae』第10版の～ : 3  
異名として公表された学名の～ : 11.6  
科階級群名の～ : 11.7, 34, 36, 40.2  
“格上げされた” 亜種よりも低位の学名の～ : 10.2, 45.5.1  
規約が発効する～ : 86  
公表の～ : 21-22, G (公表)  
修正名の～ : 33.2  
同位の学名の～ : 36, 43, 46

日付 (続き)

丸括弧にくるんだ～: 22A-B, 40A

ひとまとめの記載: →記載 (ひとまとめの～)

1文字違い (学名の～): 55.4, 56.2, 57.6, 58, G

1文字の学名: 11.8, 11.9.1

描画 (標本の～): 12.2.7, 13.6.1, 16F, 72.5.6,

73.1.4, 74.4

標本, G

異常例: 17.3

奇形～: 1.3.2, G

雑種～: 1.3.3, G (雑種)

タイプ～: →タイプ標本

部会 (IUBS の動物命名法～): 77.3.1, 90

複合名: 11.2, 11.9.5, 26, 30.1, 31.2.3, 32.5.2, G

(複合)

複数原綴り: 19.3, 24.2, 32.2.1, G (原綴り)

布告書 (審議会による～): 78.3.2, 80.1, G

不正な綴り: →綴り

ふつうの印刷: 8.4, 8.5, G (紙への印刷)

不適格性 (学名, 行為, 著作物の～): G, →適格性  
のなかの項目

不適切名: 18, 23.3.7, B5, G (名称)

不当な修正名: 10.6, 19.1, 33.2, 35.4, 50.5,

51.3.1, 67.6, 67.8, B1-2, G (修正名)

普遍性 (学名の～): 前文, 23.2, 23.9, 65.2, 70,

75.5, 81

付録

規約の～の地位: 89.2

文献参照: →参照 (文献～)

文書館

～への著作物の供託: 8.6, 9.7

文法用語

学名の語幹: 29, 31.1.2, 55.3

形容詞 (種階級群名としての～): 11.9, 31.2, 34.2

性語尾: 30, 31.2, 34.2, G

接続詞 (～でつながれた単語): 11.9.4

属格語尾: 29.3-5, 31, 33.4, G

同格の名詞: 11.9.1.2, 31.1

名詞 (性が可変の～): 30.1.4.2

分類学: G

分類学的群: G (群)

分類上の位置 (新タクソンの～): B4

分類の階級構造: G

分類分野: 79.1.1, G

“ページによる優先”: 69A.10

別刷り (抜刷り): 21.8, 21A, 21E, 21G, G

変異標本: 72.4.1

変更

結合の～: 22A.3, 48, 50.3, 51.3, 51G

語尾の～: 29, 31-36, 48

接尾辞の～: 29.2, 32.5.3, 34.1, 36.1

タクソンの階級の～: 10.2, 23.3.1, 29.2, 34, 36,  
43.2, 45.5.1, 46.2, 50.3, 61.2

変種, 型: 15.2, 45.5-6, G

編集者

～への勧告: 8B, 8D-E, 付録 A-B

学名, 行為, 情報の公表: 10A, 21B

棄権宣言: 8E

公表前の配布: 21A

出版物の日付決め: 21A-C, 21E

別刷り, 前刷り上のデータ: 21E

倫理原則に違反する論文: 付録 A

変体綴り: 53, 58, G (綴り)

母音

結合～: 32.5, 58.12

報告書 (集会～): 9.9, 9A, 50.2, 50A

保全された学名, 著作物: 81.1, G (保全する)

ホロタイプ: 16.4, 72-75, G

マイクロフィルム: 9.4

丸括弧: G, →区切り記号

未確定種: 67.2.5, G

無効: G (無効な)

無効名: 10.6, 23, 39, 40, 52, 57, 59, 60, G (名称)

名義タイプタクソン: 37, 44, 47, 61.2, 67.1.1,

68.3.1, 72.8, G

名義タクソン: G

名詞 (性が可変の～): 30.1.4.2

名詞 (同格の～): 11.9.1.2, 31.1-2, 34.2.1

名詞句: 31.2.1, G

命名法: G

動物～: 前文, 1-3, G (命名法)

二語名法: 5, 11.4, 12.2, G (命名法)

命名規約: 10.5, G (規約)

命名法的: G

命名法的行為: →行為 (命名法的～)

文字

頭～: 4.1, 5.1, 28

1文字の学名: 11.8, 11.9.1

複合名中の～: 31.2.1, 32.5.2

ラテン～: 11.2

有効: G

～名: 11.5, 23, 24, G (名称), (「無効名」も見よ)

有効にされた: G

優先権: G, (「先取権」も見よ)

“位置” (行, ページ) による～: 69A.8-10

科階級群名間の～: 23.9, 24, 35.5, 40, 55.5

種階級群名間の～: 23, 24, 57.7

属階級群名間の～: 23, 24, 56.3

[索引]

優先権 (続き)

タイプ種固定における～ : 68

同時に公表された学名の～ : 24, 55.5, 56.3, 57.7

由来 (学名の～) : 11A, 25B-C, B5

要件

公表の～ : 7-9

適格性の～ : 10-20

用語集 : 前文, 89

擁護名 : 23.9.2, 57.2.1, G (名称)

要旨 (著作物の～)

～中の新学名 : 9.9, 9A

抑制 (学名, 行為, 著作物の～) : 81, G

抑制された著作物 : 8.7, 81, G (著作物)

抑制された命名法的行為 : 81

抑制名 : 10.6, 39, 67.12, 81, G (名称, 抑制)

条件つき～ : 81.2.3

全面～ : 81.2.1

部分～ : 81.2.2

ラテン語 : G

～のアルファベット : 11.2

～の形容詞 : 31.2, 34.2

～の性 : 30

～の文中の学名 : 11.8, 11.9, 32.5.2.7

学名形成における～ : 11, 26, 30

学名の～語幹 : 29

複合名中のラテン文字 : 32.5.2

ラテン語化 : G (ラテン語化する)

ギリシア語単語の～ : 30.1.3

人名の～ : 31.1

その他の単語の～ : B5

不正な～ : 32.5.1

ラテン語用語 : (索引と用語集の各々の見出し語を見よ)

ラベル (標本の～) : 9.6, 12.3, 16D, 72D-E, 73D, 74F

裸名 : G

略記 : G

学名の原綴りの～ : 32.5.2.4

学名を引用するときの～ : 11.9.3.3, 25A, B11

著者名の～ : B12

留保 (規約の条項の～) : 前文, 78.1, 81

リンネ式同語反復 : 68.5, G (同語反復)

倫理規定 : 付録 A

例 (規約中の～)

～の地位 : 89.2

レクトタイプ : 72.1.1-2, 72.10, 73.2.2, 74, 75.1, 75.8, 76.2, G

録音 : 9.5

[本索引は、審議会事務局と相談し英語版、仏語版の索引中の誤植等を訂正したうえで制作したものである.]

## 日本語版へのあとがき

動物命名法に関する国際規約の前史を含む長い歴史は本書序文に詳説されているが、規約日本語訳もまた古い歴史をもつ。1905年に出版された最初の国際規約である『Règles internationales de la Nomenclature zoologique』に対して、田中茂穂（1905年）と寺尾 新（1911年）によるものがある。これに先立ち、『Règles』の源流であるいわゆる Blanchard Code（1889年パリで開催の第1回国際動物学会議で提案）も藤田経信（1892年）によって翻訳されている。これら3編はいずれも、東京動物学会（当時）の機関誌『動物学雑誌』に掲載された。『Règles』は国際動物学会議の諸大会で改訂されたが、『動物学雑誌』には、丘 浅次郎、永澤六郎、岸田久吉らによる時々の論評が見られる。1927年の第10回大会における改訂版は江崎悌三によって翻訳され、「岩波講座生物学」中の1分冊『動物命名規約』に収められた（1931年；なお、1930年の第11回大会での改訂が1933年出版の同分冊で追補されている）。ちなみに、同双書には中井猛之進による『植物命名規約に就いて』という、国際植物命名規約1910年改訂版日本語訳にあてられた分冊もある（1930年）。こうした出版状況は、分類学の生物学における当時の確固たる地位を反映したものととも考えられる。

『Règles』が全面改定され、『International Code of Zoological Nomenclature 国際動物命名規約』の初版が誕生したのは1961年のことである。これをうけて、その著者たる動物命名法国際審議会が認定した日本学術会議動物学研究連絡委員会動物命名法小委員会訳（1965年、北隆館）が出版された（出版前に第2版が現れたため、巻末に第2版での改正点を列挙した付表がつけられた）。また、大山 桂（1962-67年）と井上 寛（1963年）による訳と解説が、『動物分類学会会報』での長期連載および日本鱗翅学会からの冊子として、それぞれ出版されている。同第3版が発行されると（1985年）、再び小委員会が組織され、その翻訳作業を開始した。しかし、意欲的に取り組んでいた伊藤立則委員の不慮の死で作業は中断し、結局完成をみることはなかった。

規約第4版の討議用草案が一般公開されたのは、1995年5月である。印刷物としてはわずか700部ほどしか製作されなかったが、折しも普及し始めたインターネットを利用して誰でもそれを見ることができるようになり、さらに、この討議用草案について議論するための専用のメーリングリストも設けられた。草案の一般公開が終了した後、ICSEB ブダペスト会議（1996年8月）に付随して行われたIUBS動物命名法部会が終わると、第4版には英・仏語以外の版を正文として認定するという草案にはなかった新条項が用意されることになったと伝えられた。

これを受けて日本動物分類学会評議員会は、規約第4版の翻訳準備に取りかかることを決定し（1997年4月）、さらに、動物命名法小委員会設置について日本学術会議動物科学研究連絡委員会（動研連）に打診することを決めた（1998年4月）。同年6月、動研連は日本学術会議に小委員会設置を申請し、同年9月、日本学術会議は第一常置委員会での審査を経てこれを承認した。委員として、星 元紀委員長（東京工業大学）以下、浅島 誠（東京大学）、小野展嗣（国立科学博物館）、片倉晴雄（北海道大学）、マーク・J・グライガー（滋賀県立琵琶湖博物館）、倉橋 弘（国立感染症研究所）、白山義久（京都大学）、友国雅章（国立科学博物館）、西川輝昭（名古屋大学）、野田泰一（東京女子医科大学）、野田浩司（筑波大学）、馬場敬次（熊本大学）、松浦啓一（国立科学博物館）、馬渡峻輔（北海道大学）、山岸 哲（京都大学）が任命された（括弧内は当時の所属）。

小委員会は、1999年5月、東京で会合し、その時点ではまだ英語版も仏語版も完成していなかったが、行動プランを策定した。西川委員と野田委員が英・仏語版をもとにして日本語版草案を制作し、それを委員全員が査読し、日本語版として認定するように審議会に推薦するというものであった。委員間の情報交換を円滑に行うために、白山委員の好意で、京都大学大学院理学研究科附属瀬戸臨海実験所のメールサーバーに、小委員会専用のメーリングリストが設置された。

〔あとがき〕

日本語版を制作するにあたっては、おもに英語版を参考にしたが、一部仏語版に頼ったところもある。また、作業中に英語版のまちがいのと思われる箇所を発見したときは、その都度審議会事務局に問い合わせ、指示をあおいだ。こうして制作した日本語版原案は、2000年6月に、動研連の推薦書とともに審議会事務局に送られ、直後に行われた審議会の郵便投票で承認され、正文として正式に認定された(2000年7月)。なお、日本語版正文として認定されたのは、規約の前文、規約本文、用語集のみであり、付随する目次、注記、緒言、序文、付録、審議会規則、索引、および日本語版へのあとがきは、いずれも正文の一部ではない。

用語の統一や厳密な使用は、学術情報の正確な伝達のために重要である。規約第4版日本語版で使用する用語は、動物学分野での主要な語彙集である文部省編『学術用語集 動物学編』や『生物教育用語集』、『岩波生物学辞典第4版』と整合的であろうと努めた。しかし、そうでない箇所が多々ある。これらいずれの図書も、動物命名法関連用語はそれぞれ代表的数語しか掲載していない。そのため、それら語彙集の用語では命名規約を記述できないことが明らかな部分については、独自の訳語を体系的に与えることとした。たとえば、“paratype”は、従来の副模式、副基準標本ではなくカタカナでパラタイプとした。これは、『国際植物命名規約』での副基準標本はparatypeではなくisotype(ホロタイプと同時に採集された標本)の訳語であることや、動物命名法では学名の基準ではないと規定されているparatypeを「基準標本」という名でよぶのをためらったためである。ほかに、“二語名法”(『生物教育用語集』では二名法)を用いたのは、規約中で使用されるたくさんの類語との整合性や体系性を重んじたからである。

規約第4版日本語版では規約と用語集に、英・仏語版にはない独自の右注をつけたが、これが命名規約の一部でないことはいまでもない。右注には、審議会事務局の指示による英語版(ときに仏語版も)の訂正、条文解釈に資するための最小限の注記、本書で採用しなかった同義語などを含めた。

規約第4版に条87が設けられたことにより、本書に掲載した日本語規約は、英・仏版と同じ効力をもつ正文として認められることになった。通常の学術論文とは多少とも異なる文体と用語によって表現された命名規約の複雑に入り組んだ構造を英・仏語版のみによって読み解くのは、一般になかなか容易ではない。多くの分類学研究者がこの規約日本語版を座右に置くことによって、せつかく提唱した新学名が不適格になってしまったり、行った命名法的行為がはからずも分類学的混乱をもたらしてしまうなどの不幸な事態がいくらかでも減るのではないかと期待している。また、動物の学名に接する機会のある他分野の研究者、教員、自然愛好家、ジャーナリストなど多くの方々が、動物の学名やその運用に対する理解を深めていただくのに本書が役立つことを念じている。

英・仏語版を発行している動物命名法国際信託(ITZN)は、動物命名法国際審議会の事業を財政的および事務的に支える非営利団体である。本書の価格の相当部分をしめる著作権料は国際信託を経由して、審議会の事業を財政的に支えることになる。本日本語版のこうした意味もご理解いただき、広く普及していただければ幸いである。なお、英・仏語版の注文先は、ITZN, c/o The Natural History Museum, Cromwell Road, London SW7 5BD, U.K. (e-mail: iczn@nhm.ac.uk), または、AAZN, Attn. D.G. Smith, MRC-159, National Museum of Natural History, Washington, D.C. 20560-0159, U.S.A. (e-mail: smithd@nsmnh.si.edu)。小切手を添えて申し込む(後者は米ドルのみ)。ITZNはVisaとMasterCardが使える。価格は、船便代込みで1冊40ポンド=65米ドル(航空便希望者は2ポンド=3ドル追加)。ただし、どこかの学会の個人会員ないし学部生・院生が私用に1冊だけ注文すると、30ポンド=48ドルに割引かれる(所属学会ないし指導教員の名前と住所が必要)。また、規約第3版まで掲載されていたが第4版には含まれなかった古典語の造語法に関する付録は、動物命名法国際信託に注文すれば無料で入手可能である。詳細は、動物命名法国際審議会のwebページ(<http://www.iczn.org/>)を見ていただきたい。



[あしがき]

未筆ながら、規約条文の解釈についての問い合わせや質問にていねいに答えてくれただけでなく、つねに我々をはげまし、また、認定のためのさまざまな事務を担当して下さった審議会の Philip K. Tubbs 専任幹事には、記してお礼申し上げる。また、日本語版完成のために惜しみなく援助された馬渡峻輔動物命名法国際審議会委員と星 元紀動物科学研究連絡委員会委員長、動物命名法小委員会の円滑な運営のために尽力された白山義久委員、および我々の原稿を詳細に査読し貴重な意見を寄せられた同小委員会委員各位に、心から感謝の意を表する。

2000 年 7 月

日本語版編集 野田泰一・西川輝昭

## 日本語版への追補

国際動物命名規約第4版日本語版が出版されてから5年が経過した。その間、日本語版の不適切な表現により、英語版や仏語版との間に内容上の差違が生じている箇所や著しい誤解が生じている箇所について各方面で話題になった。誤植も見つかった。また、2003年には条項の一部を改正する布告書も出された。こうした事態に鑑み、以下のとおり追補する。なお、前のページまでの文言は2000年10月発行のものから変えていない。

本規約の引用にあたっては、本追補の出版日付や出版者にかかわらず、勸告85Aの右注によっていただきたい。

2005年8月

野田泰一・西川輝昭

## 追補 A 改正

布告書44 (Bulletin of Zoological Nomenclature 60 (4): 263 (December 2003) に掲載) により、条74.7.3が以下のように改正された (なお条80.1も参照のこと)。本改正は、2000年1月1日に遡って効力を発し、したがって、1999年12月31日より後に公表されたすべての著作物に適用される。

### 〈改正前〉

74.7.3. その指定の分類学的目的についてははっきりとした言明を含んでいなければならない。

### 〈改正後〉

74.7.3. 意図した指定であることを述べるはっきりした言明を含んでいなければならない。(ある標本を“レクトタイプ”として引用するだけでは不十分である。)

例. “ここで指定されたレクトタイプ”, “本指定によるレクトタイプ”, “私はレクトタイプとして標本Xを選ぶ”などの言明は本要求を満たすが, “レクトタイプ: 標本X”は満たさない。

**勸告 74G. 標本管理目的で行うべきではない。** レクトタイプの指定は、命名法の安定を高めるためのレビジョンその他の分類学的著作物の一部として行うべきであって、単に標本管理上の都合で行うべきではない。

## 追補 B 訂正

日本語版にある、誤植や間違いなどは以下の通りである。

- ・ 3.1 [6行目] 1758年に出版された他のいかなる著作物も—— (正) 1758年に出版された他のいかなる著作物のなかの学名も
- ・ 11.6.1 [4行目] 適格になるが、日付は異名として最初に公表された日付をとる—— (正) 異名として最初に公表されたときから適格になる
- ・ 19.1 および 19.1.1 [全文] —— (正) 19.1. **不当な修正名と不正な綴り。** 適格名の不当な修正名は、適格性の他の要求を満たしていることを条件に、適格名である [条 33.2.3]。しかし、不正な後綴りは、適格名ではない [条 33.3]。
- ・ 29.2 [見出し] **科階級群の接尾辞**—— (正) **科階級群名の接尾辞**
- ・ 30.1.1 例 [2～3行目] *Anser* (ガチョウ) は男性形で終わる学名なので男性—— (正) *Anser* (ガチョウ) はこの語で終わる名と同様に男性

- ・45.2 [1～2行目] 名義種階級群タクソンとその小名は—— (正) 名義種階級群タクソンとその学名は
- ・47.2 [3行目] その小名は—— (正) その学名は
- ・61.3.4 [2行目] それらタクソンの小名は—— (正) それらタクソンの学名は
- ・67.8 [4行目] 条33.2.4—— (正) 条33.2.3
- ・77.3.5 [1行目] 提案書—— (正) 提案
- ・77.5 [6行目] 手続きしたがって—— (正) 手続きにしたがって
- ・78.3.1 [1行目] 提案書—— (正) 提案
- ・[XV ページ35行目] 種や亜種の小学—— (正) 種や亜種の小名
- ・[31 ページ右注] 小指的接尾辞—— (正) 指小的接尾辞
- ・[75 ページ右注 (75.5 について新設)] 破棄: 担名タイプであるという命名法的地位を剥奪すること. 75.6 と 75.8 についても同じ.
- ・[92 ページ右注] 正しくない—— (正) 正しくない～
- ・[97 ページ右注 (ネオタイプについて新設)] 破棄: 担名タイプであるという命名法的地位を剥奪すること. 75.5, 75.6, 75.8 も参照のこと.

国際動物命名規約 第4版 日本語版〔追補〕

---

2000年10月20日 初版発行

2005年9月20日 追補付き発行

著者 動物命名法国際審議会

日本語版監修 日本学術会議動物科学研究連絡委員会

日本語版編集 野田泰一・西川輝昭

発行 日本分類学会連合

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-23-1

国立科学博物館分館内

印刷 (株)国際文献印刷社

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場3-8-8

---

ISBN 4-9902719-0-4